目　　次

○道路整備の沿革 ……1
○道路整備の現状と推移 ……2
1. 高規格幹線道路，都市高速道路の整備状況 ……2
2. 一般道路の整備状況 ……2
3. バス路線の延長 ……7
4. 国道の車道幅員の国際比較 ……7
○道路投資等の推移 ……8
1. 一般・有料・地方単独別の道路投資の推移 ……8
2. 国費・地方費・財投等の推移 ……10
3. 道路投資と国民経済・財政規模の対比 ……12
○社会資本整備重点計画 ……13
1. これまでの五箇年計画の推移（第１次～新道路整備五箇年計画） ……13
2. これまでの五箇年計画と実績との対比 ……15
3. 社会資本整備重点計画に位置づけられている指標(道路局関連)……16
4. (参考)令和５年度国土交通省事後評価実施計画に位置づけられている指標 ……18
○令和５年度の道路予算等 ……19
1. 道路関係予算総括表 ……19
2. 有料道路事業財源構成 ……19
○道路関係四公団の民営化について ……20
1. 民営化の目的等 ……20
2. 道路関係四公団民営化関係４法 ……20
3. 民営化に向けた有料道路の対象事業等の見直し ……23
4. 料金の性格とその水準 ……23
○高規格幹線道路 ……27
1. 国土開発幹線自動車道 ……29
⑴ 国土開発幹線自動車道一覧表 ……29
⑵ 計画 ……32
⑶ 高速自動車国道供用中の区間 ……33
⑷ 供用開始予定の区間（高速自動車国道） ……35
⑸ 道路別利用台数及び料金収入 ……36

⑹ 高速自動車国道の建設手順 ……37
⑺ 主な高速道路の区間別距離と平均交通量 ……38
⑻ 高速道路の料金 ……42
⑼ 全国路線図 ……45
2. 本州四国連絡橋 ……47
⑴ 本州四国連絡高速道路事業の対象となる路線 ……47
⑵ 各ルートの概要 ……47
⑶ 本州四国連絡橋事業の経緯 ……48
⑷ 本四高速の料金水準と償還期間の経緯 ……49
3. 一般国道の自動車専用道路 ……50
⑴ 一般国道の自動車専用道路として整備する高規格幹線道路 ……50
⑵ 高規格幹線道路（一般国道）供用中の区間 ……51
4. その他 ……52
⑴ 空港・港湾からの高規格幹線道路等までのアクセス状況 ……52
⑵ 道路空間の有効活用 ……52
⑶ 一時退出関係 ……52
⑷ SA・PA 関係 ……53
⑸ 逆走関係 ……54
⑹ 誤進入関係 ……56
⑺ 暫定二車線 ……58
⑻ ワイヤロープ関係 ……59
⑼ 未償還残高（機構＋会社） ……61
⑽ 供用開始年月と路線延長 ……61
⑾ 継続が必要な料金徴収期間と更新事業規模 ……61
○地域高規格道路 ……62
1. 地域高規格道路の概要 ……62
2. 供用開始予定の区間（地域高規格道路） ……63
○都市高速道路 ……65
1. 首都高速道路 ……65
2. 阪神高速道路 ……69
3. 指定都市高速道路（名古屋、福岡・北九州、広島） ……72
4. 都市高速道路の料金 ……76

○一般有料道路 ……77
1. 東日本・中日本・西日本高速道路㈱ ……77
2. 地方公共団体及び地方道路公社 ……80
3. 無料開放された道路及び事業譲渡道路 ……81
○一般国道 ……88
1. 一般国道の整備状況 ……88
2. 一般国道の道路交通情勢の推移 ……88
3. 一般国道における交通不能区間の状況 ……90
4. 一般国道の通行規制区間指定状況一覧表 ……91
5. 一次改築事業主要整備路線（直轄，補助） ……91
6. 一般国道路線別一覧表 ……92
7. 主要路線交通量 ……97
○道路の法律 ……99
1. 基本的管理法 ……99
2. 高速自動車国道に関する法律 ……99
3. 道路の整備等を促進するための法律 ……99
4. 特別な道路の整備等に関する法律 ……99
5. 有料道路に関係する法律 ……101
6. その他の関係法律 ……101
○道路事業の執行 ……103
1. 道路事業の執行の順序 ……103
2. 事業評価 ……104
3. 負担率・補助率 ……105
4. 後進特例法による国費率のかさ上げの推移 ……123
5. 交付金事業における国費割合 ……124
6. 交付金制度の変遷 ……125
7. 地方財政措置 ……126
○道路の構造 ……127
1. 道路の種級区分 ……127
2. 幅員構成要素の規定 ……129
3. 線形要素の規定 ……130
4. 設計基準交通量 ……131

5. 技術基準一覧 ……132
○道路施策の展開 ……136
1. 国民の安全・安心の確保 ……136
⑴ 道路の予防保全 ……136
⑵ 直轄国道の維持管理 ……145
⑶ 交通安全対策の推進 ……146
⑷ 通学路における交通安全の確保 ……153
⑸ ゾーン 30、ゾーン 30 プラスの取組状況 ……154
⑹ 環状交差点指定状況 ……156
⑺ 自転車利用環境の整備 ……157
⑻ 道路の防災・震災対策 ……160
⑼ 無電柱化の推進 ……168
⑽ 歩行空間のユニバーサルデザインの推進 ……171
⑾ 踏切関係データ ……172
2. 力強く持続的な経済成長の実現 ……174
⑴ ピンポイント渋滞対策 ……174
⑵ ダブル連結トラック関係 ……174
⑶ ドライバー不足 ……176
⑷ 特殊車両の通行許可状況 ……176
⑸ 大型車誘導区間の指定状況 ……176
⑹ 大型車両の通行の適正化関係 ……177
⑺ 自動運転導入に向けた新たな取組 ……178
⑻ 自動運転関係データ ……179
⑼ エリア観光渋滞対策、訪日外国人レンタカー事故ピンポイント対策 ……180
3. 豊かな暮らしの礎となる地域づくり ……181
⑴ 次世代「ITS」の推進 ……181
⑵ 道の駅 ……188
⑶ スマートインターチェンジの整備 ……199
⑷ バスタプロジェクトの概要 ……207
⑸ シェアリングとの連携 ……209
⑹ 観光振興の推進関係 ……210
4. その他 ……211

⑴ 美しい国土景観の形成 ……211
⑵ 良好な環境の保全・形成 ……213
○道路交通 ……229
1. 交通機関別輸送量の推移 ……229
2. 輸送分担 ……234
3. 自動車交通 ……237
4. 自動車の台数 ……244
5. パーソントリップ調査 ……247
6. 道路交通情報 ……249
○諸外国の道路事情 ……251
1. 主要国の高速道路整備状況 ……251
2. 主要国の高速道路 ……252
3. 主要国の高速道路延長の推移 ……254
4. 主要国の予算・財源 ……255
○「道の日」(8 月 10 日)……256

○　道路整備の沿革

昭和27年	新「道路法」成立
	旧「道路整備特別措置法」成立
28	「道路整備費の財源等に関する臨時措置法」成立
29	第１次道路整備五箇年計画発足
30	「地方道路税法」「地方道路譲与税法」成立
31	新「道路整備特別措置法」成立
	日本道路公団設立
	ラルフ・J・ワトキンス調査団来日
	「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」成立
32	「新長期経済計画（S33～37)」閣議決定
	「国土開発縦貫自動車道建設法」「高速自動車国道法」成立
33	「道路整備緊急措置法」成立
	「道路整備特別会計法」成立
34	首都高速道路公団設立
37	阪神高速道路公団設立
38	「共同溝の整備等に関する特別措置法」成立
39	「奥地等産業開発道路整備臨時措置法」成立
40	名神高速道路開通
41	「国土開発幹線自動車道建設法」成立
43	新「都市計画法」成立
44	中央自動車道富士吉田線・東名高速道路開通
45	本州四国連絡橋公団設立
	「地方道路公社法」成立
52	「道路整備緊急措置法」目的改正
55	「幹線道路の沿道の整備に関する法律」成立
57	中央自動車道完成
60	大鳴門橋開通
61	東京湾横断道路株式会社設立
62	高規格幹線道路網計画決定
63	瀬戸中央自動車道開通
平成元年	「道路法等の一部を改正する法律」成立（立体道路制度の創設）
3	特定交通安全施設等整備事業による駐車場補助制度等の創設
7	「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」成立
8	道路交通情報システム（VICS）の運用開始
10	明石海峡大橋開通
11	西瀬戸自動車道（しまなみ海道）開通
12	ETC（ノンストップ自動料金収受システム）の運用開始
15	道路整備五箇年計画を社会資本整備重点計画に統合
	「道路整備費の財源等の特例に関する法律」成立
16	「道路関係四公団民営化関係４法」成立
17	高速道路株式会社６社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構設立
21	「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律」成立（道路特定財源の一般財源化）
26	「道路法等の一部を改正する法律」成立（高速道路の計画的な更新の実施，高速道路の活用による維持更新負担の軽減と地域活性化）
30	「道路法等の一部を改正する法律」成立（重要物流道路制度の創設）
令和２年	「道路法等の一部を改正する法律」成立（大型車両の通行に係る手続の合理化等）
令和３年	「踏切道改良促進法等の一部を改正する法律」成立（踏切道の更なる改良と災害時における適確な管理の促進、道路の防災機能の強化）
令和５年	「道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律」成立（高速道路の料金徴収期間の延長等）

○　道路整備の現状と推移

1.　高規格幹線道路，都市高速道路の整備状況

（単位：km，％）

区　　分	総延長	基本計画延　長	整備計画延　長	2023年（令和5年）度末	
				供用予定延長	進捗率(%)
	A	B	C	D	D/A
高規格幹線道路	約14,000	—	—	12,262 (1,080)	88 (89)
高速自動車国道	約11,520	10,623	9,428	9,203	80
一般国道自動車専用道路 (本州四国連絡道路を含む)	約 2,480	—	—	1,979	80
都市高速道路	—	—	—	800	—
首都高速道路	—	—	—	327	—
阪神高速道路	—	—	—	258	—
指定都市高速道路	—	—	225	215	96
名古屋	—	—	81	81	100
福岡・北九州	—	—	115	109	94
広島	—	—	29	25	86

注）1.　（　　）内は，高速自動車国道に並行する一般国道自専道である。（外書きであり，高規格幹線道路の総計に含まれている。）

2.　総延長は，高速自動車国道において，国土開発幹線自動車道建設法第３条及び高速自動車国道法第３条，本州四国連絡道路及び一般国道においては，国土交通大臣の指定に基づく延長を示す。

3.　基本計画延長とは，高速自動車国道においては，国土開発幹線自動車道建設法第５条に基づく延長を示す。

4.　整備計画延長とは，高速自動車国道においては，高速自動車国道法第５条に基づく延長を示す。

5.　一般国道自動車専用道路の供用延長には，一般国道のバイパス等を活用する区間が含まれる。

6.　高規格幹線道路の進捗率とは総延長に対しての供用延長，指定都市高速道路の進捗率とは整備計画に対しての供用延長を示す。

7.　令和5年度末供用予定延長は，令和5年3月末時点での予定延長を示す。

2.　一般道路の整備状況（2021年（令和3年）4月1日時点）（単位：km，％）

区　　分	実延長	改良区間		整備済区間		4車線以上区間（幅員13.0m以上）	
		延　長	率	延　長	率	延　長	率
一般国道	56,111	52,254	93.1	39,781	70.9	8,252	14.8
指定区間	24,083	24,081	100.0	16,438	68.3	6,143	25.7
指定区間外	32,027	28,174	88.0	23,343	72.9	2,109	6.6
都道府県道	129,827	92,183	71.0	78,330	60.3	6,191	4.8
主要地方道	57,888	46,258	79.9	38,502	66.5	3,877	6.7
一般都道府県道	71,939	45,925	63.8	39,828	55.4	2,315	3.2
国・都道府県道	185,938	144,437	77.7	118,111	63.5	14,444	7.8
市町村道	1,034,201	619,856	59.9	619,856	59.9	5,420	0.5
一般道路計	1,220,138	764,293	62.6	737,967	60.5	19,863	1.6

注)1. 改良区間とは、車道幅員5.5m以上の区間を言う。ただし、市町村道は車道幅員5.5m未満の数値を含む。

2. 整備済区間は、平成27年度全国道路・街路交通情勢調査とR2交通調査基本区間交通量を基にしている。ただし、市町村道は改良区間である。

3. 東日本大震災の影響により、市町村道の一部に最新値になっていない部分がある。

4. 道路統計年報による。

都道府県別整備状況（2021年（令和3年）4月1日時点）

都道府県名	一般国道 実延長	整備率	改良率	舗装率	都道府県道 実延長	整備率	改良率	舗装率	実延長
北海道	6,627.1	96.9	100.0	99.7 (100.0)	11,610.9	91.4	92.6	41.8 (93.9)	18,237.9
青森	1,458.1	79.3	89.3	87.2 (99.4)	2,511.6	66.1	69.0	62.5 (91.6)	3,969.7
岩手	1,927.4	84.2	98.2	94.8 (99.4)	2,900.8	72.3	76.0	53.6 (86.8)	4,828.2
宮城	1,122.1	62.9	94.9	97.0 (100.0)	2,096.7	70.8	80.4	86.5 (98.7)	3,218.8
秋田	1,385.7	88.4	96.3	96.3 (100.0)	2,370.7	72.9	75.6	63.6 (96.2)	3,756.4
山形	1,120.6	73.0	93.5	91.1 (98.0)	2,526.6	79.3	81.9	66.8 (91.5)	3,647.2
福島	2,011.5	69.7	86.6	82.3 (98.9)	4,221.4	57.6	63.3	55.2 (96.4)	6,232.9
茨城	1,178.4	57.0	97.7	98.1 (100.0)	3,364.4	62.6	73.3	70.7 (98.7)	4,542.8
栃木	920.7	57.1	93.2	98.6 (99.7)	2,827.7	61.0	73.4	83.4 (96.5)	3,748.4
群馬	938.1	69.7	89.4	93.8 (98.6)	2,536.3	64.5	75.1	79.5 (96.9)	3,474.4
埼玉	807.4	39.5	95.2	97.0 (98.2)	2,299.8	59.3	84.7	88.0 (99.5)	3,107.3
千葉	1,167.0	41.9	94.8	99.0 (100.0)	2,513.2	53.6	73.7	88.3 (99.8)	3,680.2
東京	347.9	55.5	98.6	100.0 (100.0)	2,347.1	46.9	85.3	96.8 (98.1)	2,695.1
神奈川	406.6	39.0	99.4	99.9 (100.0)	887.7	53.0	78.1	91.0 (93.5)	1,294.3
新潟	1,798.9	70.2	87.9	85.8 (97.8)	4,115.4	59.3	64.3	60.0 (97.0)	5,914.3
富山	521.1	65.1	93.6	96.8 (97.7)	2,168.9	51.3	79.8	88.4 (94.6)	2,690.0
石川	618.9	75.6	96.2	97.6 (100.0)	1,905.6	62.9	74.3	78.3 (98.6)	2,524.6
福井	801.1	71.8	86.8	87.1 (97.9)	1,572.0	51.6	65.1	59.7 (95.0)	2,373.1
山梨	597.8	71.4	92.5	94.7 (100.0)	1,436.4	55.1	63.1	64.6 (95.5)	2,034.3
長野	1,700.6	66.6	88.9	85.5 (99.0)	3,881.0	54.8	61.0	47.7 (97.8)	5,581.6
岐阜	1,578.5	66.6	86.5	92.0 (97.8)	3,101.9	48.8	63.3	77.1 (96.8)	4,680.4
静岡	804.8	59.0	93.4	94.8 (99.4)	2,207.3	59.5	76.3	77.6 (97.7)	3,012.0
愛知	1,202.3	66.4	96.1	96.0 (100.0)	3,823.2	63.3	75.2	80.4 (99.1)	5,025.5
三重	1,208.0	68.7	91.2	89.4 (97.7)	2,631.5	52.6	64.0	59.9 (96.2)	3,839.5
滋賀	635.8	55.0	94.7	96.8 (100.0)	1,885.2	52.3	67.5	75.1 (97.6)	2,520.9
京都	789.9	67.5	93.8	96.4 (100.0)	1,707.4	53.7	58.4	65.7 (98.0)	2,497.3
大阪	520.1	40.1	92.1	100.0 (100.0)	1,248.9	56.8	80.0	98.8 (99.3)	1,769.0
兵庫	1,365.5	67.5	95.1	96.8 (100.0)	3,949.5	55.1	67.7	74.6 (94.5)	5,315.0
奈良	861.2	44.9	73.4	84.7 (98.7)	1,293.9	23.0	44.0	54.1 (96.8)	2,155.0
和歌山	1,060.3	64.8	78.9	81.8 (99.9)	1,894.9	39.0	47.6	61.4 (94.4)	2,955.2
鳥取	606.0	88.0	99.0	98.0 (100.0)	1,643.0	76.8	80.2	78.0 (99.0)	2,249.1
島根	971.2	75.3	94.4	95.3 (100.0)	2,500.9	57.4	60.7	64.1 (98.8)	3,472.1
岡山	875.0	72.2	97.4	95.8 (100.0)	3,010.2	52.3	59.6	53.6 (98.1)	3,885.3
広島	1,333.0	75.0	94.6	96.0 (99.4)	3,278.8	61.3	68.6	75.0 (99.5)	4,611.8
山口	1,111.4	79.6	93.6	94.2 (100.0)	2,800.9	47.8	54.3	52.1 (98.5)	3,912.3
徳島	711.5	56.6	73.8	80.3 (99.6)	1,790.2	35.8	45.5	51.1 (97.4)	2,501.7
香川	359.1	70.7	98.5	99.1 (100.0)	1,560.7	67.4	76.2	77.7 (99.9)	1,919.8
愛媛	1,082.6	72.5	89.9	86.3 (99.8)	2,883.2	46.5	52.7	43.1 (94.7)	3,965.8
高知	1,087.9	74.4	86.1	86.5 (100.0)	2,089.4	36.4	41.2	43.4 (99.9)	3,177.3
福岡	928.3	57.9	96.4	90.4 (100.0)	3,018.9	45.9	77.9	56.4 (98.0)	3,947.2
佐賀	628.1	66.1	98.7	99.2 (100.0)	1,259.1	63.4	73.7	89.8 (100.0)	1,887.2
長崎	990.1	63.2	92.1	93.2 (99.4)	1,661.8	57.2	63.3	61.9 (95.7)	2,651.9
熊本	1,156.7	74.5	96.3	96.1 (100.0)	2,641.7	53.8	60.9	58.8 (99.4)	3,798.4
大分	1,065.7	76.8	95.2	95.3 (99.9)	2,531.1	65.2	71.0	67.0 (98.9)	3,596.7
宮崎	1,176.8	71.2	84.0	80.7 (100.0)	2,016.8	55.0	62.2	61.8 (100.0)	3,193.6
鹿児島	1,299.8	80.5	97.4	96.1 (100.0)	3,555.6	71.2	74.7	68.2 (100.0)	4,855.4
沖縄	501.7	72.6	98.9	98.1 (99.7)	1,082.4	76.1	90.3	89.6 (99.4)	1,584.1
合計	56,110.8	70.9	93.1	93.4 (99.5)	129,826.8	60.3	71.0	66.5 (96.9)	185,937.7

注）1. 整備率は平成27年度全国道路・街路交通情勢調査と令和2年度交通調査基本区間交通量を基に算出。ただし、市町村道の整備率は，改良率である。

2. 改良率及び改良済延長のうち都道府県道以上は車道幅員5.5m以上のものである。ただし、市町村道は車道幅員5.5m未満の数値を含む。

（単位：km，％）

国・都道府県道			市　町　村　道			合　　計			
整備率	改良率	舗　装　率	実延長	整備率	舗　装　率	実延長	整備率	改良率	舗　装　率
93.4	95.3	62.9 (96.1)	65,981.0	67.1	14.8 (58.1)	84,218.9	72.8	73.2	25.2 (66.3)
71.0	76.4	71.6 (94.5)	16,117.3	60.2	24.9 (66.1)	20,087.0	62.3	63.4	34.1 (71.7)
77.1	84.9	70.0 (91.8)	28,489.0	61.1	9.7 (59.3)	33,317.3	63.4	64.5	18.5 (64.0)
68.0	85.5	90.2 (99.1)	18,421.4	67.6	17.9 (72.4)	21,640.3	67.7	70.3	28.7 (76.4)
78.6	83.2	75.7 (97.6)	19,955.0	65.9	8.8 (65.5)	23,711.4	67.9	68.6	19.4 (70.6)
77.4	85.5	74.2 (93.5)	13,051.1	68.1	12.8 (81.0)	16,698.3	70.1	71.9	26.2 (83.7)
61.5	70.8	64.0 (97.2)	32,891.1	59.0	11.6 (69.7)	39,124.0	59.4	60.9	20.0 (74.0)
61.1	79.6	77.8 (99.1)	50,911.9	40.5	8.6 (65.3)	55,454.7	42.2	43.7	14.3 (68.1)
60.1	78.2	87.1 (97.2)	21,685.0	70.7	12.5 (86.4)	25,433.4	69.1	71.8	23.5 (88.0)
65.9	79.0	83.4 (97.4)	31,357.3	50.4	10.3 (71.1)	34,831.7	52.0	53.3	17.6 (73.7)
54.2	87.5	90.3 (99.2)	39,950.2	52.4	12.5 (70.0)	43,057.4	52.6	55.0	18.1 (72.1)
49.9	80.4	91.7 (99.9)	33,807.5	60.3	18.0 (83.2)	37,487.7	59.3	62.3	25.2 (84.8)
48.0	87.0	97.2 (98.4)	21,678.4	72.8	61.5 (88.7)	24,373.5	70.0	74.4	65.4 (89.8)
48.6	84.8	93.8 (95.6)	11,709.2	63.0	33.9 (88.9)	13,003.5	61.6	65.2	39.9 (89.6)
62.6	71.5	67.8 (97.2)	24,453.7	66.8	11.9 (75.8)	30,368.0	66.0	67.7	22.8 (80.0)
54.0	82.5	90.1 (95.2)	11,243.2	78.1	30.1 (90.9)	13,933.2	73.4	78.9	41.7 (91.7)
66.0	79.7	83.0 (99.0)	10,616.2	75.8	14.1 (90.6)	13,140.8	73.9	76.5	27.4 (92.2)
58.4	72.4	69.0 (96.0)	8,522.9	72.7	26.9 (92.2)	10,896.1	69.6	72.6	36.1 (93.0)
59.9	71.7	73.4 (96.8)	9,113.3	63.0	16.7 (84.6)	11,147.6	62.4	64.6	27.0 (86.9)
58.4	69.5	59.2 (98.2)	42,218.0	49.7	7.9 (72.0)	47,799.6	50.7	52.0	13.9 (75.1)
54.8	71.1	82.1 (97.2)	25,984.5	56.5	10.6 (84.8)	30,664.8	56.2	58.7	21.5 (86.7)
59.3	80.8	82.2 (98.1)	22,084.3	57.4	21.1 (82.6)	25,096.4	57.6	60.2	28.4 (84.5)
64.1	80.2	84.1 (99.3)	38,910.0	64.6	26.7 (89.6)	43,935.5	64.5	66.3	33.3 (90.7)
57.7	72.6	69.2 (96.7)	21,454.3	51.5	17.8 (82.0)	25,293.8	52.5	54.7	25.6 (84.2)
53.0	74.4	80.6 (98.2)	9,978.0	62.9	29.4 (93.3)	12,499.0	60.9	65.2	39.7 (94.3)
58.1	69.6	75.4 (98.6)	9,564.4	56.0	27.5 (78.1)	12,061.8	56.4	58.8	37.4 (82.4)
51.9	83.6	99.2 (99.5)	12,067.5	75.6	64.3 (96.2)	13,836.5	72.6	76.6	68.7 (96.7)
58.3	74.7	80.3 (95.9)	25,191.8	61.2	25.9 (87.6)	30,506.8	60.7	63.6	35.4 (89.1)
31.7	55.7	66.3 (97.6)	10,625.3	47.0	22.6 (80.3)	12,780.4	44.5	48.5	29.9 (83.2)
48.3	58.8	68.8 (96.4)	10,826.4	45.3	48.0 (85.2)	13,781.6	45.9	48.2	52.5 (87.6)
79.8	85.3	83.4 (99.3)	6,689.4	66.5	18.1 (90.1)	8,938.5	69.9	71.2	34.5 (92.4)
62.4	70.1	72.8 (99.1)	14,695.7	55.6	10.5 (79.5)	18,167.7	56.9	58.3	22.4 (83.2)
56.8	68.1	63.1 (98.5)	21,659.2	44.8	11.0 (81.4)	25,544.5	46.6	48.3	19.0 (84.0)
65.3	76.1	81.1 (99.4)	19,856.2	56.3	34.8 (88.9)	24,468.0	58.0	60.0	43.6 (90.9)
56.9	65.5	64.1 (98.9)	12,607.4	60.1	28.5 (92.6)	16,519.7	59.3	61.4	36.9 (94.1)
41.7	53.6	59.4 (98.0)	12,742.1	46.2	14.8 (80.5)	15,243.8	45.5	47.4	22.1 (83.4)
68.0	80.3	81.7 (99.9)	8,309.4	63.0	14.7 (95.3)	10,229.2	63.9	66.2	27.3 (96.2)
53.6	62.9	54.9 (96.1)	14,282.0	51.7	12.9 (85.6)	18,247.7	52.1	54.2	22.0 (87.9)
49.4	56.5	58.2 (99.9)	11,061.8	46.6	12.1 (84.6)	14,239.1	47.3	48.8	22.4 (88.1)
48.7	82.2	64.4 (98.5)	25,541.0	65.2	5.5 (84.7)	29,488.2	63.0	67.5	13.4 (86.5)
64.3	82.0	92.9 (100.0)	9,085.4	71.2	13.9 (96.5)	10,972.6	70.0	73.1	27.5 (97.1)
59.4	74.1	73.6 (97.1)	15,381.5	51.3	27.7 (92.3)	18,033.4	52.5	54.7	34.5 (93.0)
60.1	71.7	70.2 (99.6)	18,471.7	55.6	18.5 (89.6)	22,270.1	56.4	58.4	27.3 (91.3)
68.7	78.2	75.4 (99.2)	14,863.1	62.5	26.9 (91.5)	18,459.8	63.7	65.5	36.4 (93.0)
60.9	70.2	68.8 (100.0)	16,833.4	58.0	12.9 (86.3)	20,027.0	58.5	59.9	21.8 (88.5)
73.7	80.8	75.7 (100.0)	22,496.0	69.9	11.3 (90.6)	27,351.4	70.5	71.8	22.7 (92.2)
75.0	93.0	92.3 (99.5)	6,589.0	65.4	42.3 (86.2)	8,173.1	67.3	70.8	52.0 (88.8)
63.5	77.7	74.6 (97.7)	1,034,200.8	59.9	19.8 (79.9)	1,220,138.4	60.5	62.6	28.1 (82.6)

3. 舗装率は簡易舗装を除いたものである。()書の数値は簡易舗装を含む舗装率である。
4. 東日本大震災の影響により、市町村道の一部に最新値ではない部分がある。
5. 道路統計年報による。

改良済延長（5.5m以上のもの）の推移

（単位：km，％）

年度	22(初)	23(初)	24(初)	25(初)	26(初)	27(初)	28(初)	29(初)	30(初)	30	令元	2
一般国道	50,435 91.7	50,663 91.9	50,880 92.1	51,137 92.3	51,405 92.4	51,503 92.6	51,464 92.6	51,596 92.7	51,695 92.8	51,910 92.9	52,044 93.0	52,254 93.1
都道府県道	88,297 68.3	88,843 68.7	89,303 69.0	89,713 69.3	90,048 69.6	90,502 69.9	90,966 70.2	91,296 70.4	91,532 70.6	91,773 70.7	91,971 70.9	92,183 71.0
国･都道府県道	138,732 75.3	139,506 75.6	140,183 75.9	140,850 76.2	141,453 76.5	142,005 76.7	142,430 76.9	142,891 77.1	143,227 77.2	143,683 77.4	144,015 77.6	144,437 77.7
市町村道	578,008 56.8	583,055 57.1	587,988 57.5	592,815 57.9	597,251 58.2	601,592 58.6	605,177 58.8	608,358 59.1	611,349 59.3	614,183 59.5	617,217 59.7	619,856 59.9
合計	716,740 59.6	722,562 60.0	728,171 60.3	733,665 60.7	738,703 61.0	743,597 61.3	747,606 61.6	751,250 61.8	754,576 62.1	757,866 62.2	761,232 62.5	764,293 62.6

注）1.上段は延長，下段は率である。
2.市町村道は，5.5m未満のものを含む。
3.年度で(初)とあるのは年度当初の数値であり、()書のないのは年度末の数値である。
4.東日本大震災の影響により，平成23年度以降のデータにおいては，市町村道の一部に最新値になっていない部分がある。
5.道路統計年報による。

舗装の推移

（単位：km，％）

年度	22(初)	23(初)	24(初)	25(初)	26(初)	27(初)	28(初)	29(初)	30(初)	30	令元	2
一般国道	(54,644 99.4 50,240 91.4)	(54,785 99.4 50,488 91.6)	(54,894 99.4 50,713 91.8)	(55,105 99.4 51,254 92.5)	(55,301 99.4 51,532 92.6)	(55,324 99.4 51,644 92.8)	(55,245 99.4 51,623 92.9)	(55,320 99.4 51,762 93.0)	(55,382 99.4 51,873 93.1)	(55,583 99.5 52,097 93.2)	(55,662 99.5 52,234 93.4)	(55,829 99.5 52,434 93.4)
都道府県道	(124,835 96.5 80,709 62.4)	(124,895 96.6 81,384 62.9)	(125,015 96.6 81,968 63.3)	(125,062 96.7 82,524 63.8)	(125,089 96.7 83,069 64.2)	(125,279 96.8 83,686 64.6)	(125,466 96.8 84,301 65.0)	(125,559 96.8 84,924 65.5)	(125,625 96.8 85,372 65.8)	(125,689 96.9 85,698 66.0)	(125,690 96.9 85,977 66.3)	(125,841 96.9 86,302 66.5)
国・都府県道	(179,478 97.4 130,949 71.0)	(179,680 97.4 131,872 71.5)	(179,910 97.4 132,680 71.9)	(180,167 97.5 133,778 72.4)	(180,389 97.5 134,601 72.8)	(180,603 97.6 135,330 73.1)	(180,711 97.6 135,924 73.4)	(180,879 97.6 136,686 73.8)	(181,007 97.6 137,245 74.0)	(181,272 97.7 137,795 74.2)	(181,352 97.7 138,211 74.4)	(181,670 97.7 138,736 74.6)
市町村道	(785,953 77.2 187,690 18.4)	(790,493 77.5 189,388 18.6)	(795,054 77.8 191，288 18.7)	(800,010 78.1 196,407 19.2)	(804,018 78.4 197,782 19.3)	(808,495 78.7 198,150 19.3)	(813,003 79.1 199,989 19.4)	(816,037 79.2 200,286 19.4)	(818,799 79.5 201,237 19.5)	(821,519 79.6 202,329 19.6)	(823,940 79.8 203,359 19.7)	(826,296 79.9 204,309 19.8)
合計	(965,431 80.3 318,639 26.5)	(970,173 80.5 321,261 26.7)	(974,964 80.8 323,968 26.8)	(980,177 81.1 330,185 27.3)	(984,407 81.3 332,383 27.5)	(989,098 81.6 333,480 27.5)	(993,713 81.9 335,913 27.7)	(996,916 82.0 336,972 27.7)	(999,805 82.2 338,482 27.8)	(1,002,791 82.4 340,124 27.9)	(1,005,292 82.5 341,569 28.0)	(1,007,966 82.6 343,045 28.1)

注）1.上段(　)は簡易舗装を含む舗装延長，率である。
2.下段は，簡易舗装を除く舗装延長，率である。
3.年度で(初)とあるのは年度当初の数値であり、()書のないのは年度末の数値である。
4.東日本大震災の影響により，平成23年度以降のデータにおいては，市町村道の一部に最新値になっていない部分がある。
5.道路統計年報による。

幹線道路の混雑状況（2021年(令和3年度)）

道路種別	混雑度別延長（上段：％　下段：km）			走行台キロ（単位：千台キロ/12h）		
	調査対象延長	1.0以上	うち1.5以上	総走行台キロ A	混雑区間走行台キロ B	比率 B/A
一般国道	56,013.7	(21.5) 12,048.1	(4.1) 2,314.4	452,821	187,632	41.4
主要地方道	57,723.6	(15.2) 8,796.0	(3.7) 2,117.2	268,599	99,940	37.2
一般都道府県道	71,239.7	(12.2) 8,686.7	(4.6) 3,304.9	189,730	56,564	29.8
地方道計	128,963.3	(13.6) 17,494.9	(4.2) 5,426.7	458,329	156,504	34.1
一般道路計	184,977.0	(16.0) 29,543.0	(4.2) 7,741.1	911,150	344,136	37.8

注）1.　「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査」による調査結果で，交通不能区間を含む。
2.　混雑度1.0とは交通量が道路の交通容量に等しい状態をいう。1.0～1.5の場合は朝夕のピーク時を中心に渋滞が生じ混雑度1.5以上の場合は１日中渋滞する。
3.　混雑区間走行台キロは混雑度1.0以上の区間における走行台キロを示す。
4.　(　　)内の値は調査対象延長に対する割合である。

3.　バス路線の延長

区　　分	バス路線延長 (km) (a)	うちバスがすれ違えない区間延長(km) (b)	バスのすれ違い可能率(%) $(c)=\frac{(a)-(b)}{(a)}$
一 般 国 道	34,868	723	98
都 道 府 県 道	57,178	7,138	88

注）1.　「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査」による。
2.　バス路線は、一般乗合バスの路線である。
3.　バスがすれ違えない区間とは，バス路線のうち車道幅員5.5m未満の区間である。
4.　都道府県道とは、主要地方道及び一般都道府県道の合計である。

4.　国道の車道幅員の国際比較

国　　名	道路種別	延長(km)		割合	年　次
日本	一般国道	調査対象延長	56,014	100.0%	2021
		うち幅員７m以上	17,824	30.8%	
ドイツ	連邦道路	調査対象延長	37,133	100.0%	2020
		うち幅員７m以上	29,942	80.6%	
アメリカ	主要幹線道路	調査対象延長	243,911	100.0%	2020
		うち幅員7.3m以上	206,236	84.6%	

出典：
日本：国土交通省「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査」による
ドイツ：「Verkehr in Zahlen 2021/2022」による
アメリカ：「Highway Statistics 2020」による
注）1.　幅員７mとは，バスなどの大型車が楽にすれ違える道路である。

○　道路投資等の推移

1.　一般・有料・地方単独別の道路投資の推移

年　度	一般道路事業		有料道路事業		地方単独事業		計		構　成　比		
	投資額	伸率	投資額	伸率	投資額	伸率	投資額	伸率	一般	有料	地単
	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	%	%	%
昭和29	336	－	21	－	254	－	611	－	55	3	42
30	379	12.7	19	△12.8	225	△11.3	623	1.9	61	3	36
31	433	14.3	27	46.4	285	26.5	745	19.7	58	4	38
32	672	55.2	79	191.7	356	25.1	1,108	48.7	61	7	32
33	832	23.7	83	4.8	466	31.0	1,381	24.7	60	6	34
34	1,147	37.9	146	76.2	466	△ 0.2	1,759	27.3	65	8	26
35	1,243	8.4	281	92.1	589	26.5	2,113	20.1	59	13	28
36	1,922	54.6	450	60.1	790	34.2	3,162	49.7	61	14	25
37	2,363	22.9	745	65.6	1,017	28.8	4,125	30.5	57	18	25
38	2,936	24.3	1,061	42.5	1,238	21.6	5,235	26.9	56	20	24
39	3,561	21.3	1,220	15.0	1,437	16.1	6,219	18.8	57	20	23
40	4,109	15.4	1,254	2.7	1,628	13.3	6,991	12.4	59	18	23
41	4,771	16.1	1,957	56.1	1,959	20.3	8,686	24.3	55	23	23
42	5,568	16.7	2,350	20.1	2,244	14.6	10,163	17.0	55	23	22
43	5,787	3.9	2,490	5.9	3,020	34.6	11,296	11.2	51	22	27
44	6,601	14.1	2,694	8.2	3,863	27.9	13,159	16.5	50	20	29
45	7,784	17.9	3,100	15.0	5,095	31.9	15,979	21.4	49	19	32
46	10,067	29.3	4,408	42.2	5,991	17.6	20,467	28.1	49	22	29
47	13,341	32.5	5,671	28.7	6,776	13.1	25,789	26.0	52	22	26
48	14,090	5.6	7,085	24.9	7,596	12.1	28,772	11.6	49	25	26
49	14,048	△ 0.3	6,984	△ 1.4	8,144	7.2	29,176	1.4	48	24	28
50	14,140	0.7	7,517	7.6	7,893	△ 3.1	29,550	1.3	48	25	27
51	15,470	9.4	8,186	8.9	10,247	29.8	33,904	14.7	46	24	30
52	19,831	28.2	9,835	20.1	13,058	27.4	42,724	26.0	46	23	31
53	23,962	20.8	11,398	15.9	15,601	19.5	50,961	19.3	47	22	31
54	26,845	12.0	12,653	11.0	17,008	9.0	56,506	10.9	48	22	30
55	26,428	△ 1.6	13,067	3.3	18,795	10.5	58,290	3.2	45	22	32
56	26,138	△ 1.1	13,590	4.0	20,002	6.4	59,731	2.5	44	23	33
57	26,105	△ 0.1	15,437	13.6	20,908	4.5	62,450	4.6	42	25	33
58	26,304	0.8	16,649	7.9	21,376	2.2	64,329	3.0	41	26	33
59	26,216	△ 0.3	17,574	5.6	22,355	4.6	66,145	2.8	40	27	34
60	31,581	20.5	18,819	7.1	21,473	△ 3.9	71,874	8.7	44	26	30
61	33,495	6.1	20,691	9.9	22,850	6.4	77,036	7,2	43	27	30
62	41,668	24.4	23,669	14.4	24,473	7.1	89,811	16.6	46	26	27
63	41,848	0.4	25,018	5.7	26,973	10.2	93,840	4.5	45	27	29

年度	一般道路事業		有料道路事業		地方単独事業		計		構成比		
	投資額	伸率	投資額	伸率	投資額	伸率	投資額	伸率	一般	有料	地単
	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	%	%	%
平成元	43,057	2.9	25,785	3.1	31,832	18.0	100,674	7.3	43	26	32
2	43,675	1.4	27,399	6.3	36,253	13.9	107,328	6.6	41	26	34
3	44,685	2.3	30,311	10.6	39,647	9.4	114,643	6.8	39	26	35
4	53,110	18.9	33,874	11.8	46,937	18.4	133,921	16.8	40	25	35
5	63,568	19.7	36,918	9.0	50,156	6.9	150,642	12.5	42	25	33
6	50,130	△21.1	36,476	△ 1.2	49,368	△ 1.6	135,974	△ 9.7	37	27	36
7	66,131	31.9	35,677	△ 2.2	50,937	3.2	152,745	12.3	43	23	33
8	54,572	△17.5	34,236	△ 4.0	53,342	4.7	142,151	△ 6.9	38	24	38
9	51,873	△ 4.9	33,729	△ 1.5	50,958	△ 4.5	136,560	△ 3.9	38	25	37
10	72,789	40.3	32,590	△ 3.4	48,687	△ 4.5	154,066	12.8	47	21	32
11	63,550	△12.7	28,496	△12.6	42,956	△11.8	135,002	△12.4	47	21	32
12	62,168	△ 2.2	25,810	△ 9.4	39,708	△ 7.6	127,686	△ 5.4	49	20	31
13	60,690	△ 2.4	25,725	△ 0.3	36,527	△ 8.0	122,942	△ 3.7	49	21	30
14	58,092	△ 4.3	21,692	△15.7	33,676	△ 7.8	113,460	△ 7.7	51	19	30
15	50,916	△12.4	21,035	△ 3.0	30,521	△ 9.4	102,471	△ 9.7	50	21	30
16	49,934	△ 1.9	18,675	△11.2	26,850	△12.0	95,459	△ 6.8	52	20	28
17	48,343	△ 3.2	16,201	△13.2	23,986	△10.7	88,530	△ 7.3	55	18	27
18	47,870	△ 1.0	14,277	△11.9	21,774	△ 9.2	83,921	△ 5.2	57	17	26
19	46,198	△ 3.5	14,343	0.5	20,916	△ 3.9	81,457	△ 2.9	57	18	26
20	43,631	△ 5.6	13,563	△ 5.4	19,386	△ 7.3	76,581	△ 6.0	57	18	25
21	29,761	△31.8	14,358	5.9	18,027	△ 7.0	62,146	△18.8	48	23	29
22	18,225	△38.8	14,349	△ 0.1	17,941	△ 0.5	50,515	△18.7	36	28	36
23	15,243	△16.4	15,048	4.9	18,040	0.6	48,330	△ 4.3	32	31	37
24	20,807	36.5	20,111	33.6	18,212	1.0	59,130	22.3	35	34	31
25	17,167	△17.5	17,000	△15.5	17,009	△ 6.6	51,176	△13.5	34	33	33
26	16,108	△ 6.2	18,008	5.9	18,224	7.1	52,340	2.3	31	34	35
27	16,541	2.7	20,383	13.2	18,312	0.5	55,236	5.5	30	37	33
28	18,219	10.1	20,882	2.5	18,697	2.1	57,799	4.6	32	36	32
29	17,549	△ 3.7	23,782	13.9	19,275	3.1	60,606	4.9	29	39	32
30	17,491	△ 0.3	24,391	2.6	19,672	2.1	61,554	1.6	28	40	32
令和元	21,509	23.0	24,879	2.0	21,808	10.9	68,196	10.8	32	36	32
2	29,404	36.7	25,417	2.2	20,568	△5.7	75,389	10.5	39	34	27
3	27,999	△4.8	24,557	△3.4							
4	29,080	3.9	23,153	△5.7							
5	23,742	△18.4	27,950	20.7							

注） 1. 道路事業のうち一般，有料は令和４年度まで最終実施計画，令和５年度は当初予算。地方単独は決算値。
2. 平成30年度，令和元・２年度については，臨時・特別の措置を含む。
3. 平成15年度以降の一般道路事業には，本四債務処理等の道路特定財源を活用した関連施策に係る経費を含まない。
4. なお，行政部費，交付金，復旧・復興対策事業，諸費を除いた金額である。
5. 四捨五入の関係上，合計が一致しないところがある。

2.　国費・地方費・財投等の推移

年度	国費		地方費		財投等		計		構成比		
	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	国費	地方費	財投等
	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	%	%	%
昭和29	221	－	369	－	21	－	611	－	36	60	3
30	261	18.1	343	△ 7.0	19	△ 9.5	623	2.0	42	55	3
31	340	30.3	387	12.8	18	△ 5.3	745	19.6	46	52	2
32	542	59.4	511	32.0	55	205.6	1,108	48.7	49	46	5
33	636	17.3	682	33.5	63	14.5	1,381	24.6	46	49	5
34	891	40.1	770	12.9	98	55.6	1,759	27.4	51	44	6
35	992	11.3	928	20.5	192	95.9	2,113	20.1	47	44	9
36	1,503	51.5	1,317	41.9	342	78.1	3,162	49.6	48	42	11
37	1,884	25.3	1,655	25.7	586	71.3	4,125	30.5	46	40	14
38	2,290	21.5	2,067	24.9	878	49.8	5,235	26.9	44	39	17
39	2,772	21.0	2,440	18.0	1,007	14.7	6,219	18.8	45	39	16
40	3,074	10.9	2,751	12.7	1,165	15.7	6,991	12.4	44	39	17
41	3,644	18.5	3,358	22.1	1,685	44.6	8,686	24.2	42	39	19
42	4,218	15.8	3,922	16.8	2,023	20.1	10,163	17.0	42	39	20
43	4,401	4.3	4,733	20.7	2,162	6.9	11,296	11.1	39	42	19
44	5,024	14.2	5,841	23.4	2,294	6.1	13,159	16.5	38	44	17
45	5,901	17.5	7,496	28.3	2,582	12.6	15,979	21.4	37	47	16
46	7,615	29.0	9,246	23.3	3,606	39.7	20,467	28.1	37	45	18
47	10,012	31.5	11,051	19.5	4,727	31.1	25,789	26.0	39	43	18
48	10,477	4.6	12,013	8.7	6,281	32.9	28,772	11.6	36	42	22
49	10,425	△ 0.5	12,521	4.2	6,229	△ 0.8	29,176	1.4	36	43	21
50	10,413	△ 0.1	12,339	△ 1.5	6,798	9.1	29,550	1.3	35	42	23
51	11,539	10.8	15,207	23.2	7,158	5.3	33,904	14.7	34	45	21
52	14,787	28.1	19,399	27.6	8,538	19.3	42,724	26.0	35	45	20
53	17,757	20.1	22,850	17.8	10,354	21.3	50,961	19.3	35	45	20
54	19,629	10.5	24,849	8.7	12,028	16.2	56,506	10.9	35	44	21
55	19,379	△ 1.3	26,249	5.6	12,661	5.3	58,290	3.2	33	45	22
56	19,101	△ 1.4	27,352	4.2	13,278	4.9	59,731	2.5	32	46	22
57	19,001	△ 0.5	28,420	3.9	15,029	13.2	62,450	4.6	30	46	24
58	19,136	0.7	29,195	2.7	15,998	6.4	64,329	3.0	30	45	25
59	19,185	0.3	30,327	3.9	16,633	4.0	66,145	2.8	29	46	25
60	21,014	9.5	34,072	12.3	16,788	0.9	71,874	8.7	29	47	23
61	21,771	3.6	36,703	7.7	18,562	10.6	77,036	7.2	28	48	24
62	25,420	16.8	42,581	16.0	21,809	17.5	89,811	16.6	28	47	24
63	25,996	2.3	45,543	7.0	22,300	2.3	93,840	4.5	28	49	24

年度	国費		地方費		財投等		計		構成比		
	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	国費	地方費	財投等
	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	%	%	%
平成元	26,626	2.4	51,084	12.2	22,964	3.0	100,674	7.3	26	51	23
2	27,222	2.2	55,900	9.4	24,206	5.4	107,328	6.6	25	52	23
3	28,811	5.8	59,131	5.8	26,701	10.3	114,643	6.8	25	52	23
4	34,116	18.4	70,008	18.4	29,797	11.6	133,921	16.8	25	52	22
5	40,507	18.7	76,896	9.8	33,239	11.6	150,642	12.5	27	51	22
6	33,237	△17.9	69,556	△ 9.5	33,181	△ 0.2	135,974	△ 9.7	24	51	24
7	43,472	30.8	78,300	12.6	30,973	△ 6.7	152,745	12.3	28	51	20
8	37,241	△14.3	75,058	△ 4.1	29,852	△ 3.6	142,151	△ 6.9	26	53	21
9	36,274	△ 2.6	71,613	△ 4.6	28,673	△ 3.9	136,560	△ 3.9	27	52	21
10	50,035	37.9	78,373	9.4	25,658	△10.5	154,066	12.8	32	51	17
11	44,293	△11.5	68,866	△12.1	21,843	△14.9	135,002	△12.4	33	51	16
12	42,852	△ 3.3	65,305	△ 5.2	19,529	△10.6	127,686	△ 5.4	34	51	15
13	42,848	△ 0.0	61,576	△ 5.7	18,519	△ 5.2	122,942	△ 3.7	35	50	15
14	39,208	△ 8.5	57,740	△ 6.2	16,512	△10.8	113,460	△ 7.7	35	51	15
15	33,641	△14.2	51,060	△11.6	17,771	7.6	102,471	△ 9.7	33	50	17
16	33,065	△ 1.7	46,727	△ 8.5	15,667	△11.8	95,459	△ 6.8	35	49	16
17	31,961	△ 3.3	43,080	△ 7.8	13,490	△13.9	88,530	△ 7.3	36	49	15
18	31,599	△ 1.1	40,416	△ 6.2	11,906	△11.7	83,921	△ 5.2	38	48	14
19	30,366	△ 3.9	38,651	△ 4.4	12,440	4.5	81,457	2.9	37	47	15
20	28,788	△ 5.2	36,003	△ 6.8	11,789	△ 5.2	76,581	7.0	38	47	15
21	20,946	△27.2	28,581	△20.6	12,619	7.0	62,146	△18.8	34	46	20
22	14,043	△33.0	23,745	△16.9	12,727	0.9	50,515	△18.7	28	47	25
23	12,532	△10.8	22,354	△ 5.9	13,445	5.6	48,330	△ 4.3	26	46	28
24	16,783	33.9	23,595	5.6	18,753	39.5	59,130	22.3	28	40	32
25	14,062	△16.8	21,263	△ 9.9	15,851	△14.9	51,176	△13.5	27	42	31
26	12,732	△ 9.5	22,016	3.5	17,592	11.0	52,340	2.3	24	42	34
27	13,039	2.4	22,238	1.0	19,959	13.5	55,236	5.5	24	40	36
28	14,321	9.8	23,043	3.6	20,434	2.4	57,799	4.6	25	40	35
29	13,705	△ 4.3	23,450	1.8	23,451	14.8	60,606	4.9	23	39	39
30	13,877	1.3	23,497	0.2	24,180	3.1	61,554	1.6	23	38	39
令和元	16,633	19.9	26,958	14.7	24,605	1.8	68,196	10.8	24	40	36
2	21,345	28.3	28,760	6.7	25,284	2.8	75,389	10.5	28	38	34
3	19,975	△6.4			24,448	△3.3					
4	20,684	3.6			23,032	△5.8					
5	17,186	△16.9			27,834	20.8					

注）1. 国費：令和４年度までは最終実施計画，令和５年度は当初予算。
地方費：最終実施計画。
財投等：令和４年度まで最終実施計画，令和５年度は当初予算。
2. 平成30年度，令和元・２年度については，臨時・特別の措置を含む。
3. 平成15年度以降の一般道路事業には，本四債務処理等の道路特定財源を活用した関連施策に係る経費を含まない。
4. なお，行政部費，交付金，復旧・復興対策事業，諸費を除いた金額である。
5. 四捨五入の関係上，合計が一致しないところがある。
6. 直轄事業の国費には，地方公共団体の直轄事業負担金は含まない。

3.　道路投資と国民経済・財政規模の対比

年　度	総道路投資 ①　（億円）	国内総生産 ②　（億円）	対　比 ①/②（%）	道路整備国費 ③　（億円）	一般公共事業費 ④　（億円）	対　比 ③/④（%）
昭和 47	25,789	2,182,145	1.18	8,507	20,143	42.2
48	28,772	2,293,262	1.25	10,386	25,773	40.3
49	29,176	2,282,425	1.28	10,301	26,708	38.6
50	29,550	2,373,295	1.25	9,568	26,711	35.8
51	33,904	2,462,621	1.38	10,958	31,976	34.3
52	42,724	2,574,118	1.66	12,693	38,589	32.9
53	50,961	2,713,493	1.88	16,524	51,885	31.8
54	56,506	2,853,205	1.98	19,552	63,551	30.8
55	58,290	2,462,664	2.37	19,108	63,551	30.1
56	59,731	2,619,143	2.28	19,013	63,705	29.8
57	62,450	2,745,722	2.27	18,929	63,698	29.7
58	64,329	2,862,782	2.25	18,933	63,713	29.7
59	66,145	3,068,093	2.16	18,730	63,140	29.7
60	71,874	3,274,332	2.20	18,260	62,076	29.4
61	77,036	3,419,205	2.25	17,876	61,359	29.1
62	89,811	3,595,089	2.50	17,404	60,173	28.9
63	93,840	3,867,361	2.43	20,538	70,948	28.9
平成元	100,674	4,147,429	2.43	20,872	72,356	28.8
2	107,328	4,499,971	2.39	20,873	72,550	28.8
3	114,643	4,722,614	2.43	21,991	76,366	28.8
4	133,921	4,838,375	2.77	23,000	79,920	28.8
5	150,642	4,806,615	3.13	24,101	83,913	28.7
6	135,974	4,870,175	2.79	24,947	88,138	28.3
7	152,745	4,964,573	3.08	25,865	91,715	28.2
8	142,156	5,084,328	2.80	26,850	95,501	28.1
9	136,560	5,133,064	2.66	27,064	96,770	28.0
10	154,066	5,033,044	3.06	25,439	89,177	30.1
11	135,002	4,995,442	2.70	27,025	91,630	29.5
12	127,686	5,041,188	2.53	27,767	93,580	29.7
13	122,942	4,936,447	2.49	28,352	93,625	30.3
14	113,460	4,898,752	2.32	25,916	83,512	31.0
15	102,471	4,937,475	2.08	24,687	80,244	30.8
16	95,459	4,984,906	1.91	23,597	78,150	30.2
17	88,530	5,053,494	1.76	22,453	75,124	29.9
18	83,921	5,091,063	1.64	21,473	71,650	30.0
19	81,457	5,130,233	1.58	20,814	68,746	30.3
20	76,580	4,895,201	1.55	20,185	66,625	30.3
21	62,146	4,739,339	1.30	16,645	69,974	23.8
22	50,515	4,802,325	1.06	12,464	57,004	21.9
23	48,330	4,739,048	1.02	12,359	49,016	25.2
24	59,130	4,744,749	1.25	12,579	45,003	28.0
25	51,176	4,831,103	1.06	12,618	52,122	24.2
26	52,340	4,896,234	1.07	16,579	58,954	28.1
27	55,236	5,321,914	1.04	16,602	58,980	28.1
28	57,799	5,392,543	1.07	16,637	59,006	28.2
29	60,606	5,474,000	1.11	16,662	59,032	28.2
30	61,554	5,484,000	1.12	16,677	59,050	28.2
令和元	68,196	5,597,000	1.22	19,346	68,349	28.3
2	75,389	5,355,000	1.41	21,920	67,819	32.3
3		5,505,000		20,655	59,932	34.5
4		5,602,000		21,109	59,803	35.3

注）1. 総道路投資は平成29年度まで最終実施計画。道路整備国費は一般会計当初予算ベース。
2. 平成15年度以降の一般道路事業には，本四債務処理等の道路特定財源を活用した関連施策に係る経費を含まない。
3. なお，行政部費，交付金，復旧・復興対策事業を除いた金額である。
4. 四捨五入の関係上，合計が一致しないところがある。
5. 国内総生産，道路整備国費，一般公共事業費は，平成28年度の計数までは「國の予算」から引用し，平成28年度以降の計数は「経済見通しと経済財政運営の基本的態度」，「道路関係予算概要」，「予算の説明」より引用。
6. 一般公共事業費は一般会計当初予算ベース。災害復旧等事業費を除く。

○　社会資本整備重点計画

1.　これまでの五箇年計画の推移（第１次～新道路整備五箇年計画）

	第１次	第２次	第３次	第４次	第５次	第６次	第７次
計画期間	S29～33	S33～37	S36～40	S39～43	S42～46	S45～49	S48～52
閣議決定	29.5.20	34.2.20	36.10.27	40.1.29	43.3.22	46.3.30	48.6.29
事業内訳	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
一般道路	2,600	6,100	13,000	22,000	35,500	52,000	93,400
有料道路	—	2,000	4,500	11,000	18,000	25,000	49,600
地方単独	—	1,900	3,500	8,000	11,000	25,500	47,000
調整費	—	—	—	—	1,500	1,000	5,000
計	2,600	10,000	21,000	41,000	66,000	103,500	195,000
道路整備の長期計画 計画期間				道路整備の長期構想 (35～55)	道路整備の長期構想 (41～60)	道路整備の長期計画 (45～60)	道路整備の長期構想 (48～60)
投資規模				約 24兆円	約 53兆円	60兆円	99兆円
経済計画		新長期経済計画	国民所得倍増計画	中期経済計画	経済社会発展計画	新経済社会発展計画	経済社会基本計画
計画期間		(33～37)	(36～45)	(39～43)	(42～46)	(45～50)	(48～52)
閣議決定		32.12.17	35.12.27	40.1.22	42.3.13	45.5.1	48.2.13
雪寒計画		雪寒六箇年計画 (32～37) 15,281百万円	雪寒五箇年計画 (36～40) 29,350百万円	雪寒五箇年計画 (39～43) 500億円	雪寒五箇年計画 (42～46) 810億円	雪寒五箇年計画 (45～49) 1,210億円	雪寒五箇年計画 (48～52) 2,266億円
奥地計画				奥地計画 (39～43) 110 億円	奥地計画 (42～46) 250 億円	奥地計画 (45～49) 360 億円	奥地計画 (48～52) 600 億円
交安計画				交通安全三箇年計画(41～43) (当初) (変更) 道路管理者分 660-722 億円 公安委員会分 43-60 億円 計 703-782 億円 (単独除く)	交通安全三箇年計画(44～46) 億円 道　路 750 公　安 46 公共計 796 単　独 854 (うち道路 623) 計 1,650	交通安全五箇年計画(46～50) (変更後) 億円 道　路 2,293 公　安 686 公共計 2,979 単　独 3,357 (うち道路 2,304) 計 6,336	
国土計画 計画期間 閣議決定			全国総合開発計画 (36～45) 37.10.5 拠点開発方式		新全国総合開発計画 (40～60) 44.5.30 大規模プロジェクト構想		

注）1.　第８次計画までの調整費は予備費である。

第８次	第９次	第10次	第11次	新道路整備五箇年計画
S53～57	S58～62	S63～H４	H５～９	H10～14
53.5.19	58.5.27	63.5.27	5.5.28	－
億円	億円	億円	億円	億円
135,000	160,000	238,000	288,000	292,000
68,000	92,000	140,000	206,000	170,000
75,000	117,000	139,000	252,000	268,000
7,000	13,000	13,000	14,000	50,000
285,000	382,000	530,000	760,000	780,000
道路整備の長期構想 (53～21世紀初頭) 227兆円 (中期計画(53～H２)100兆円)	道路整備の 長期計画 (58～21世紀初頭) 300兆円	道路整備の 長期計画 (63～21世紀初頭) 300兆円	道路整備の 長期構想 (H５～21世紀初頭) 概ね400兆円	道路整備の 長期構想 (H10～21世紀初頭)
昭和50年代前期経済計画 (51～55) 51.5.14	新経済社会７カ年計画 (54～60) 54.8.10	1980年代経済社会の展望と指針 (58～H２) 58.8.12	世界とともに生きる日本 －経済運営五カ年計画－ (63～H４) 63.5.27	生活大国５か年計画 －地球社会との共存をめざして－ (H４～８) H4.6.30	構造改革のための経済社会計画 －生活力ある経済・安心できるくらし－ (H７～12年) H7.12.1
雪寒五箇年計画 (53～57) 3,930億円	雪寒五箇年計画 (58～62) 5,340億円	雪寒五箇年計画 (63～H４) 7,400億円	雪寒五箇年計画 (H５～９) 13,900億円	雪寒五箇年計画 (H10～14) 14,300億円
奥地計画 (53～57) 1,000億円	奥地計画 (58～62) 1,400億円	奥地計画 (63～H４) 1,930億円	奥地計画 (H５～９) 2,960億円	奥地計画 (H10～14) 3,040億円

交通安全五箇年計画 (51～55) 億円	交通安全五箇年計画 (56～60) 億円	交通安全五箇年計画 (61～H２) 億円	交通安全五箇年計画 (H３～７) 億円	交通安全七箇年計画 (H８～14) 億円
道路 5,700	道路 9,100	道路 13,500	道路 18,500	道路 24,800
公安 1,500	公安 1,900	公安 1,350	公安 1,650	公安 2,100
公共計 7,200	公共計 11,000	公共計 14,850	公共計 20,150	公共計 26,900
単独 6,415	単独 9,927	単独 13,915	単独 19,370	単独 25,800
(うち道路 4,115)	(うち道路 6,877)	(うち道路 10,235)	(うち道路 14,440)	(うち道路 19,500)
計 13,615	計 20,927	計 28,765	計 39,520	計 52,700

第三次全国総合開発計画 おおむね10ヵ年計画 52.11.4 定住構想	第四次全国総合開発計画 おおむね平成12年を目標 62.6.30 交流ネットワーク構想

2. これまでの五箇年計画と実績との対比

区　　分	一般道路事業		有料道路事業		小　計（億円）	地方単独事業		合　計（億円）
	投資額（億円）	構成比（%）	投資額（億円）	構成比（%）		投資額（億円）	構成比（%）	
第１次計画(A)	2,600	100.0	－	－	2,600	－	－	2,600
29～32年度(a)	1,821	59.0	146	4.7	1,967	1,119	36.3	3,086
a/A(%)	70.0	－	－	－	75.7	－	－	118.7
第２次計画(B)	6,100	61.0	2,000	20.0	8,100	1,900	19.0	10,000
33～35年度(b)	3,222	61.3	510	9.7	3,732	1,521	29.0	5,252
b/B(%)	52.8	－	25.5	－	46.1	80.0	－	52.5
第３次計画(C)	13,000	61.9	4,500	21.4	17,500	3,500	16.7	21,000
36～38年度(c)	7,222	57.7	2,255	18.0	9,477	3,045	24.3	12,522
c/C(%)	55.6	－	50.1	－	54.2	87.0	－	59.6
第４次計画(D)	22,000	53.7	11,000	26.8	33,000	8,000	19.5	41,000
39～41年度(d)	12,441	56.8	4,432	20.2	16,873	5,023	23.0	21,896
d/D(%)	56.5	－	40.3	－	51.1	62.8	－	53.4
第５次計画(E)	35,500	53.8	18,000	27.3	53,500	11,000	16.6	1)66,000
42～44年度(e)	17,956	51.9	7,535	21.7	25,491	9,127	26.4	34,618
e/E(%)	50.6	－	41.9	－	47.6	83.0	－	52.5
第６次計画(F)	52,000	50.2	25,000	24.2	77,000	25,500	24.6	2)103,500
45～47年度(f)	31,080	49.9	13,179	21.2	44,259	17,863	28.8	62,235
f/F(%)	59.8	－	52.7	－	57.5	70.1	－	60.1
第７次計画(G)	93,400	47.9	49,600	25.4	143,000	47,000	24.1	3)195,000
48～52年度(g)	77,578	47.3	39,608	24.1	117,186	46,939	28.6	164,125
g/G(%)	83.1	－	79.9	－	81.9	99.9	－	84.2
第８次計画(H)	135,000	47.4	68,000	23.9	203,000	75,000	26.3	4)285,000
53～57年度(h)	129,479	45.0	66,145	23.0	195,623	92,314	32.0	287,938
h/H(%)	95.9	－	97.3	－	96.4	123.1	－	101.0
第９次計画(I)	160,000	41.9	92,000	24.1	252,000	117,000	30.6	5)382,000
58～62年度(i)	159,265	43.1	97,403	26.4	256,667	112,527	30.5	369,194
i/I(%)	99.5	－	105.9	－	101.9	96.2	－	96.6
第10次計画(J)	238,000	44.9	140,000	26.4	378,000	139,000	26.2	6)530,000
63～H４年度(j)	226,376	41.1	142,387	25.9	368,763	181,643	33.0	550,406
j/J(%)	95.1	－	101.7	－	97.6	130.7	－	103.9
第11次計画(K)	288,000	37.9	206,000	27.1	494,000	252,000	33.2	7)760,000
H５～９年度(k)	286,274	39.9	177,036	24.7	463,309	254,762	35.5	718,072
k/K(%)	99.4	－	85.9	－	93.8	101.1	－	94.5
第12次計画(L)	292,000	37.4	170,000	21.8	462,000	268,000	34.4	8)780,000
H10～14年度(l)	317,290	48.6	134,312	20.6	451,602	201,554	30.9	653,156
l/L(%)	108.7	－	79.0	－	97.7	75.2	－	83.7

＜平成15年度以降五箇年間の道路の整備に関する事業の量＞

区　　分	11)　道路投資額 事業量（億円）
H15～19年度(M)	380,000
H15～19(m)	338,451
m/M(%)	89.1

注）1. 予備費　1,500億円を含む。
2. 〃　1,000億円　〃
3. 〃　5,000億円　〃
4. 〃　7,000億円　〃
5. 調整費 13,000億円　〃
6. 〃　13,000億円　〃
7. 〃　14,000億円　〃
8. 〃　50,000億円　〃
9. 第６次計画実績には，予備費112億円（沖縄分）を含む。
10. 実績投資額の一般，有料道路事業は最終である。
地方単独事業は決算である。
11. 道路投資額には道路整備特別会計で実施した事業に加え，道路特定財源を活用した関連施策として一般会計で実施した事業（10,660億円）を計上。ただし，本州四国連絡高速道路株式会社から一般会計に承継した債務の処理は含まない。

※ 根拠法：「道路整備緊急措置法」（第12次道路整備五箇年計画まで）
「道路整備費の財源等の特例に関する法律」（H15～19）

3.　社会資本整備重点計画に位置づけられている指標（道路局関連）（重点目標）

重点目標	政策パッケージ	指標	初期値	R7目標値
1 防災・減災が主流となる社会の実現	1-1 気候変動の影響等を踏まえた流域治水等の推進	緊急輸送道路における渡河部の橋梁や河川に隣接する構造物の洗掘・流失の対策必要箇所の整備率	0% (R 元年度)	約 28%
		緊急輸送道路の法面・盛土における対策必要箇所の整備率【再掲】	約 55% (R 元年度)	約 73%
	1-2 切迫する地震・津波等の災害に対するリスクの低減	緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率	79% (R 元年度)	84%
	1-3 災害時における交通機能の確保	高規格道路（有料）の４車線化優先整備区間の事業着手率	約 13% (R 元年度)	約 47%
		高規格道路のミッシングリンク改善率※1	0% (R 元年度)	約 30%
		緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率【再掲】	79% (R 元年度)	84%
		電柱倒壊のリスクがある市街地等の緊急輸送道路における無電柱化着手率	約 38% (R 元年度)	約52%
		緊急輸送道路の法面・盛土における対策必要箇所の整備率	約 55% (R 元年度)	約73%
	1-4 災害リスクを前提とした危機管理対策の強化	緊急避難場所として直轄国道の高架区間等を活用するニーズがある箇所の避難施設の整備率	約 27% (R 元年度)	100%
		地域防災計画に位置付けられた「道の駅」における BCP 策定率	3% (R 元年度)	100%
2 持続可能なインフラメンテナンス	2-1 計画的なインフラメンテナンスの推進	道路（橋梁・舗装）：地方公共団体が管理する道路の緊急又は早期に対策を講ずべき施設の修繕措置率及び防災上重要な道路における舗装の修繕措置率	(橋梁)約 34% (舗装) 0% (R 元年度)	(橋梁)約 73% (舗装) 100%
		地方公共団体等で維持管理に関する研修を受けた人数（道路）	6,459 人 (R 元年度)	10,000 人
	2-2 新技術の活用等によるインフラメンテナンスの高度化・効率化	橋梁点検・トンネル点検において新技術の活用を検討した地方公共団体のうち、新技術を活用した地方公共団体の割合	(橋梁)39% (ﾄﾝﾈﾙ)31% (R 元年度)	(橋梁)50% (ﾄﾝﾈﾙ)50%
		点検支援技術性能カタログに掲載された技術数（道路）	80 技術 (R2 年度)	240 技術
		道路：所管するインフラの台帳及び維持管理情報のデータベース導入率	0% (R2 年度)	100%
	2-3 集約・再編等によるインフラストックの適正化	道路：施設の集約・撤去、機能縮小の検討地方公共団体の割合	14% (R 元年度)	100%
3 持続可能で暮らしやすい地域社会の実現	3-1 魅力的なコンパクトシティの形成	自転車ネットワークに関する計画が位置づけられた自転車活用推進計画を策定した市区町村数【再掲】	89 市区町村 (R2 年度)	400 市区町村
	3-2 新たな人の流れや地域間交流の促進のための基盤整備	道路による都市間速達性※2の確保率	57% (R 元年度)	63%
		三大都市圏環状道路整備率【再掲】	83% (R2 年度)	89%
	3-3 安全な移動・生活空間の整備	通学路における歩道等の整備率	53% (R 元年度)	57%
		特定道路における無電柱化着手率	31% (R 元年度)	38%
		ゾーン 30 等による 30km/h 速度規制等とハンプ・狭さく等の道路整備を組み合わせた対策による生活道路等における死傷事故抑止率	－	約３割抑止 (R 元年比)
		幹線道路の事故危険箇所における死傷事故抑止率	－	約３割抑止 (R 元年比)
		高規格道路（有料）の４車線化優先整備区間の事業着手率【再掲】	約 13% (R 元年度)	約 47%
		自転車ネットワークに関する計画が位置づけられた自転車活用推進計画を策定した市区町村数	89 市区町村 (R2 年度)	400 市区町村
		踏切事故件数	－	約１割削減 (R2 年度比)
	3-4 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	特定道路におけるバリアフリー化率	約63% (H30 年度)	約70%
4 経済の好循環を支える基盤整備	4-1 サプライチェーン全体の強靱化・最適化	三大都市圏環状道路整備率	83% (R2 年度)	89%
		道路による都市間速達性※2の確保率【再掲】	57% (R 元年度)	63%
	4-3 民間投資の誘発による都市の国際競争力の強化	三大都市圏環状道路整備率【再掲】	83% (R2 年度)	89%

重点目標	政策パッケージ	指標	初期値	R7 目標値
5　インフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）	5-1　社会資本整備のデジタル化・スマート化による働き方改革・生産性向上	緊急輸送道路における常時観測が必要な区間の CCTV カメラの設置率	0% (R 元年度)	約 50%
6　インフラ分野の脱炭素化・インフラ空間の多面的な利活用による生活の質の向上	6-1　グリーン社会の実現	踏切遮断による損失時間	103 万人・時/日 (H30 年度)	98 万人・時/日
	6-2　人を中心に据えたインフラ空間の見直し	地域防災計画に位置付けられた「道の駅」における BCP 策定率【再掲】	3% (R 元年度)	100%

※１ 高規格道路のミッシングリンクとなっている区間のうち、全線供用または一部供用した区間の割合
※２ 主要都市等を結ぶ都市間リンクのうち都市間連絡速度（都市間の最短道路距離を最短所要時間で除したもの）60km/hが確保されている割合。

4.（参考）令和５（2023）年度国土交通省事後評価実施計画（政策チェックアップ）に位置づけられている指標

政策目標・施策目標・業績指標名 （道路局関連指標のみ）	初期値 （基準年度）	実績値	目標値 （目標年度）
○暮らし・環境			
政策目標２　良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現			
施策目標３　総合的なバリアフリー化を推進する			
公共施設等のバリアフリー化率 (特定道路におけるバリアフリー化率)	約 63% (H30 年度)	約 71% (R4 年度)	約 70% (R7 年度)
施策目標５　快適な道路環境等を創造する			
自転車ネットワークに関する計画が位置付けられた自転車活用推進計画を策定した市区町村数	89 (R2 年度)	155 (R4 年度)	400 (R7年度)
電柱倒壊のリスクがある市街地等の緊急輸送道路における無電柱化着手率	約 38% (R 元年度)	約 43% (R4 年度)	約52% (R7年度)
○安全			
政策目標５　安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保			
施策目標15　道路交通の安全性を確保・向上する			
緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率	79% (R 元年度)	81% (R3 年度)	84% (R7 年度)
通学路における歩道等の整備率	53% (R 元年度)	55% (R3 年度)	57% (R7 年度)
踏切事故件数	－	217 (R3 年度)	約１割削減 (R2 年度比)
○活力			
政策目標６　国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化			
施策目標22　国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する			
三大都市圏環状道路整備率	83% (R2 年度)	84% (R4 年度)	89% (R7年度)
道路による都市間速達性の確保率※	57% (R 元年度)	57% (R3年度)	63% (R7年度)
政策目標８　都市・地域交通等の快適性、利便性の向上			
施策目標29　道路交通の円滑化を推進する			
高規格道路（有料）の 4 車線化優先整備区間の事業着手率	約13% (R 元年度)	約26% (R4 年度)	約47% (R7 年度)
政策目標９　市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護			
施策目標30　社会資本整備・管理等を効果的に推進する			
施設の集約・再編に向けた取組数（道路：施設の集約・撤去、機能縮小の検討地方公共団体の割合）	14% (R 元年度)	35% (R3 年度)	100% (R7 年度)
地方公共団体が管理する道路の緊急又は早期に対策を講ずべき施設の修繕措置率及び防災上重要な道路における舗装の修繕措置率（（ｉ）橋梁、（ii）舗装）	（ｉ）約34% （ii）0% (R 元年度)	（ｉ）61% （ii）45% (R3 年度)	（ｉ）約73% （ii）100% (R7 年度)

注）令和５（2023）年度国土交通省事後評価実施計画（令和５年３月 30 日最終変更）に基づき記載

※　主要都市等を結ぶ都市間リンクのうち都市間連絡速度（都市間の最短道路距離を最短所要時間で除したもの）60km/hが確保されている割合。

○　令和５年度の道路予算等

1.　道路関係予算総括表

（単位：億円）

事　　項	事　業　費	対前年度比	国　　費	対前年度比
直轄事業	15,943	1.00	15,943	1.00
補助事業	8,849	1.01	5,113	1.01
有料道路事業等	27,950	1.21	116	1.00
合　　計	52,752	1.10	21,183	1.00

[参考]公共事業関係費（国費）：60,600 億円[対前年度比 1.00]

注１．　上表の合計には、社会資本整備総合交付金からの移行分が含まれており、社会資本整備総合交付金からの移行分を含まない場合は国費21,128億円[対前年度比1.00]である。

注２．　四直轄事業の国費には、地方公共団体の直轄事業負担金（2,937億円）を含む。

注３．　四捨五入の関係で、表中の計数の和が一致しない場合がある。

※ 上記の他に、令和５年度予算において防災・安全交付金（国費8,313億円[対前年度比1.02]）、社会資本整備総合交付金（国費5,492億円[対前年度比0.94]）があり、地方の要望に応じて道路整備に充てることができる。なお、令和４年度における社会資本整備総合交付金（道路関係）の交付決定状況（12月末時点）は、防災・安全交付金：国費2,771億円、社会資本整備総合交付金：国費1,505億円である。

※ 上記の他に、東日本大震災からの復旧・復興対策事業として、令和５年度予算において社会資本整備総合交付金（国費116億円［対前年度比1.12]）があり、地方の要望に応じて道路整備に充てることができる。

※ 上記の他に、行政部費（国費8億円）およびデジタル庁一括計上分（国費10億円）がある。

2.　有料道路事業財源構成

（単位：億円）

	無利子借入金	社　　債	借　入　金	そ　の　他	合　　計
東日本高速道路㈱	45	4,200	1,937	10,189	16,370
中日本高速道路㈱	25	6,000	1,246	8,002	15,273
西日本高速道路㈱	31	7,400	2,105	10,523	20,059
首都高速道路㈱	17	1,400	970	4,050	6,437
阪神高速道路㈱	0	1,750	540	2,689	4,979
本州四国連絡高速道路㈱	14	—	562	909	1,484

	政府等出資金	政府等補助金	債券及び借入金	そ　の　他	合　　計
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	1	74	16,570	17,800	34,444

注）1.　無利子借入金は(独)高速道路機構からの無利子借入金である。

2.　その他は，営業的収入等である。

3.　端数処理の関係で計数が合わないことがある。

○　道路関係四公団の民営化について

1.　民営化の目的等

※道路関係四公団民営化の基本的枠組み
〈平成15年12月22日政府・与党申し合わせ〉(概要)より

○「民間にできることは民間に委ねる」との基本原則に基づき，
ⅰ）約40兆円に上る有利子債務を確実に返済
ⅱ）真に必要な道路を，会社の自主性を尊重しつつ，早期に，できるだけ少ない国民負担の下で建設
ⅲ）民間ノウハウ発揮により，多様で弾力的な料金設定やサービスを提供

2.　道路関係四公団民営化関係4法

※平成16年３月９日閣議決定（国会提出），６月２日成立，６月９日公布・一部施行

Ⅰ　高速道路株式会社法

○会社の事業等
⑴　高速道路の建設・管理・料金徴収を行う特殊会社として，東日本高速道路株式会社，首都高速道路株式会社，中日本高速道路株式会社，西日本高速道路株式会社，阪神高速道路株式会社，本州四国連絡高速道路株式会社を設立。
⑵　各会社が原則として事業範囲とすべき高速道路を設定。この事業範囲以外の高速道路についての事業実施も可能。
⑶　サービスエリアの運営等の関連事業も実施。
⑷　会社は，機構と，貸付料，貸付期間等を内容とする協定を締結。

○国との関係
⑴　政府（地方公共団体）は，総株主の議決権の３分の１以上の株式を保有。
⑵　代表取締役の選定，社債及び長期借入金等については，国土交通大臣の認可が必要。
⑶　当分の間，政府の債務保証が可能。

○会社の合併
政府は，本四会社について，経営の安定性の確保が確実になった時点で，西日本会社との合併に必要な措置を実施。

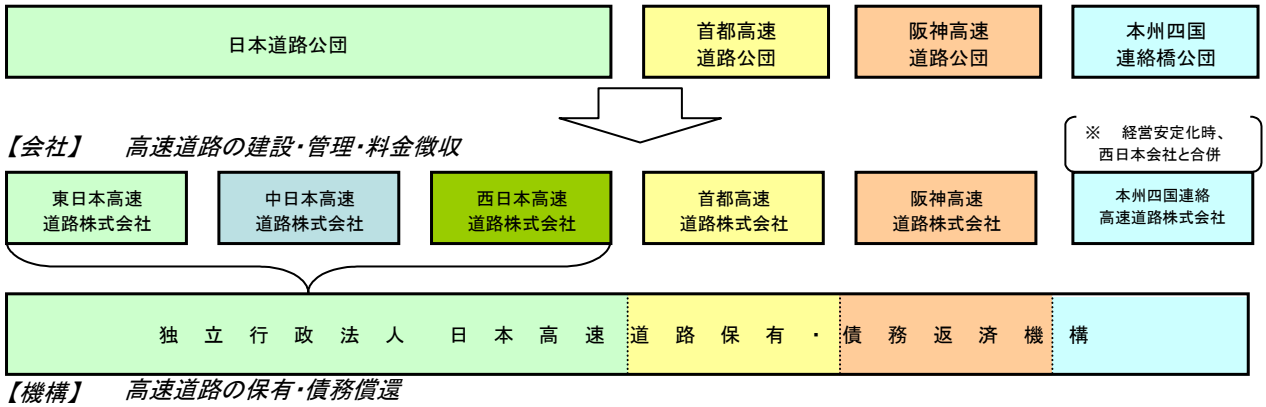

Ⅱ　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法

○機構の業務等

⑴　高速道路に係る道路資産の保有・貸付け，債務の早期の確実な返済等を行う独立行政法人として日本高速道路保有・債務返済機構を設立。

⑵　民営化から45年後※までに，債務の返済を完了させ，解散。

⑶　機構は，会社と，機構の業務を一体として行う必要がある全国路線網（高速自動車国道及びネットワーク型一般有料道路）又は地域路線網ごとに協定を締結し，国土交通大臣の認可を受けて，貸付料，債務返済計画等を記載した業務実施計画を作成。

⑷　会社が建設した道路資産が機構に帰属するときに，会社が建設のために負担した債務を引き受け。

⑸　貸付料の額は，債務の返済に要する費用等を貸付期間内に償うよう設定。

○国との関係

⑴　政府等の出資及び災害復旧補助が可能。機構は，これらを財源として，会社に無利子貸付け。

⑵　長期借入金及び機構債券については，国土交通大臣の認可が必要。

⑶　政府の債務保証が可能。

【資金の流れ】

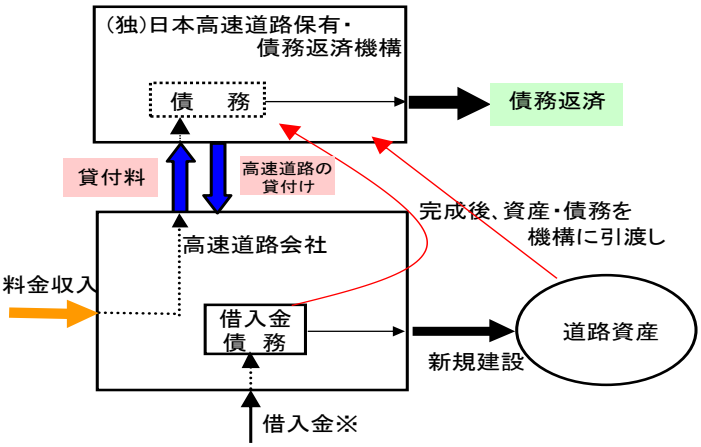

Ⅲ　日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律

○道路整備特別措置法の一部改正

⑴　会社は，機構と協定を締結し，工事の内容，料金等について国土交通大臣に事業許可を申請して事業を実施。
⇒公団に対する施行命令方式を廃止し，自主的経営判断に基づく申請方式

⑵　会社が建設する高速道路は，原則として，工事完了後に機構に帰属。
⇒同時に会社が建設のために負担した債務は，機構が引き受け
（会社は貸付料支払という形で機構を通して債務を返済）

⑶　会社は，国土交通大臣の認可を受けて，供用約款を制定。

⑷　機構及び会社は，道路管理者の権限の一部を代行。

⑸　料金の額は，貸付料及び会社の維持管理費用を料金徴収期間内に償うよう設定。

⑹　料金徴収期間満了日は，民営化から45年※を上限。道路資産は，満了後に道路管理者に帰属（無料開放）。

※料金徴収期限を2050年と法定。その後、平成26年法改正により2065年に、令和５年法改正により2115年に改正。

○道路法等の一部改正

自動車専用道路と連結できる施設として休憩所等の利便施設を追加等

【会社と機構による事業実施のイメージ】

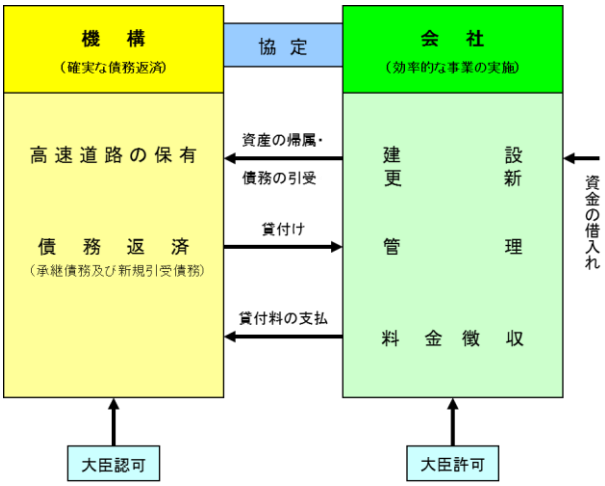

Ⅳ　日本道路公団等民営化関係法施行法

○新たな組織の設立及び公団の解散に係る手続

会社及び機構の設立手続，公団から会社及び機構への権利義務の承継等並びに公団の解散について規定。権利義務の承継等については，国土交通大臣が基本方針を定め，公団が，国土交通大臣の認可を受けて，実施計画を作成。

○業務の引継ぎ等経過措置

⑴　供用中の高速道路

既に供用中の高速道路は，当該高速道路を事業範囲とする会社が管理・料金徴収を実施。

⑵　暫定期間中の取扱い

暫定期間中（民営化後原則として６月以内），建設中・調査中の高速道路は，当該高速道路を事業範囲とする会社が，建設・調査を実施。

⑶　建設中・調査中の高速道路

①民営化後原則として４月以内に，国土交通大臣が会社と協議して，会社が建設を行うべき高速道路を指定（複数の会社との協議制）。

②社会資本整備審議会の意見を聴いた上で，建設を行うことができない理由が正当なものであると認めるときは，指定できない。

③機構にも同様の手続きを実施。

④民営化後原則として６月以内に，会社及び機構は，協定を締結し，それぞれ国土交通大臣の事業許可，業務実施計画許可を受けなければならない。

○道路関係四公団法の廃止その他関係法律の整備等（地方税法等）

○施行期日

会社及び機構は，平成17年10月１日に成立（政令において施行期日を規定）。

○検討

政府は，民営化後10年以内に，民営化関係法の施行の状況を検討して，必要な措置を実施。

3.　民営化に向けた有料道路の対象事業等の見直し

※道路関係四公団民営化の基本的枠組み
〈平成15年12月22日政府・与党申し合わせ〉(概要)より

⑴　高速国道の整備計画区間（9,342km）の扱い

○　従来，全て有料道路としての建設を予定していた整備計画区間のうち未供用区間（約2,000km）の事業方法等を見直し

ⅰ）直ちに新直轄方式に切り替える道路

ⅱ）有料道路事業のまま継続する道路（今後追加的に新直轄方式に切り替わりうるものを含む）

に分け，そのいずれについても，

ⅲ）「抜本的見直し区間」（５区間，143km）

を設定

⑵　建設コストを含めた有料道路事業費の縮減

①建設費：既定のコスト縮減計画に2.5兆円程度を上乗せ，計6.5兆円（約３分の１）の縮減,更に,新直轄方式に切り替える約３兆円を除くと,有料道路の対象事業費は最大で10.5兆円（当初計画20兆円に対し半減。会社発足後約7.5兆円）に縮減

②管理費：平成17年度までに，３割のコスト縮減（対14年度）を図る。
民営化後は更なる努力
また，長大橋の適切な保全に配慮

4.　料金の性格とその水準

※道路関係四公団民営化の基本的枠組み
〈平成15年12月22日政府・与党申し合わせ〉(概要)より

①料金の設定に当っては，利潤を含めない

②ETC の活用等により，弾力的な料金を導入し，各種割引により料金を引き下げ

③特に高速国道料金は，平均１割程度割引に加え，別納割引の廃止などを踏まえて，公団により時間帯割引，マイレージ割引等を実施（「道路関係四公団民営化の基本的枠組み」を踏まえた措置）

④民営化後，会社はこれらの引き下げられた料金水準を引き継ぎ，更なる弾力的な料金設定に努力

東日本・中日本・西日本の各高速道路株式会社の事業範囲

全 国

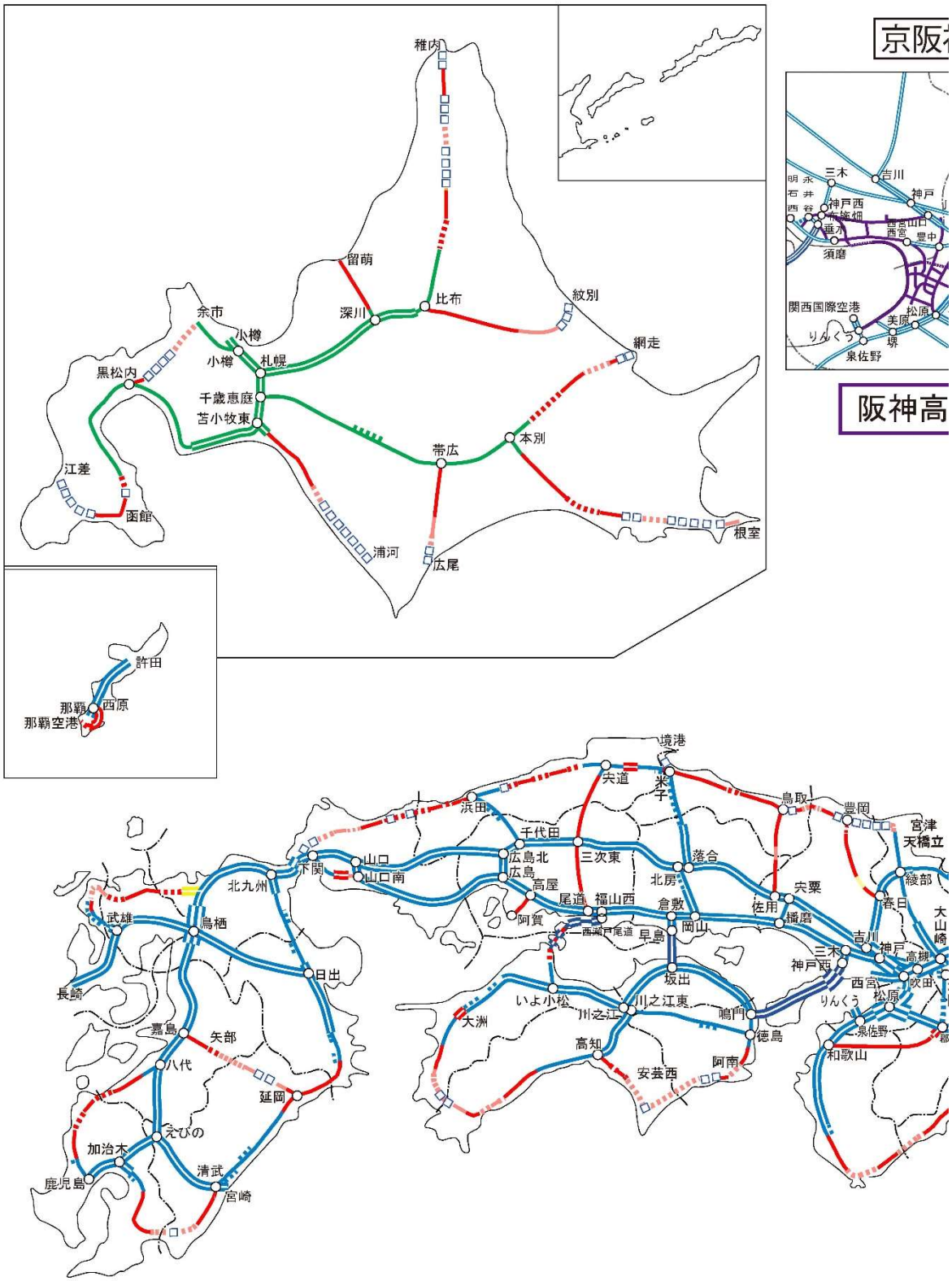

京阪神

阪神高

路 線 図

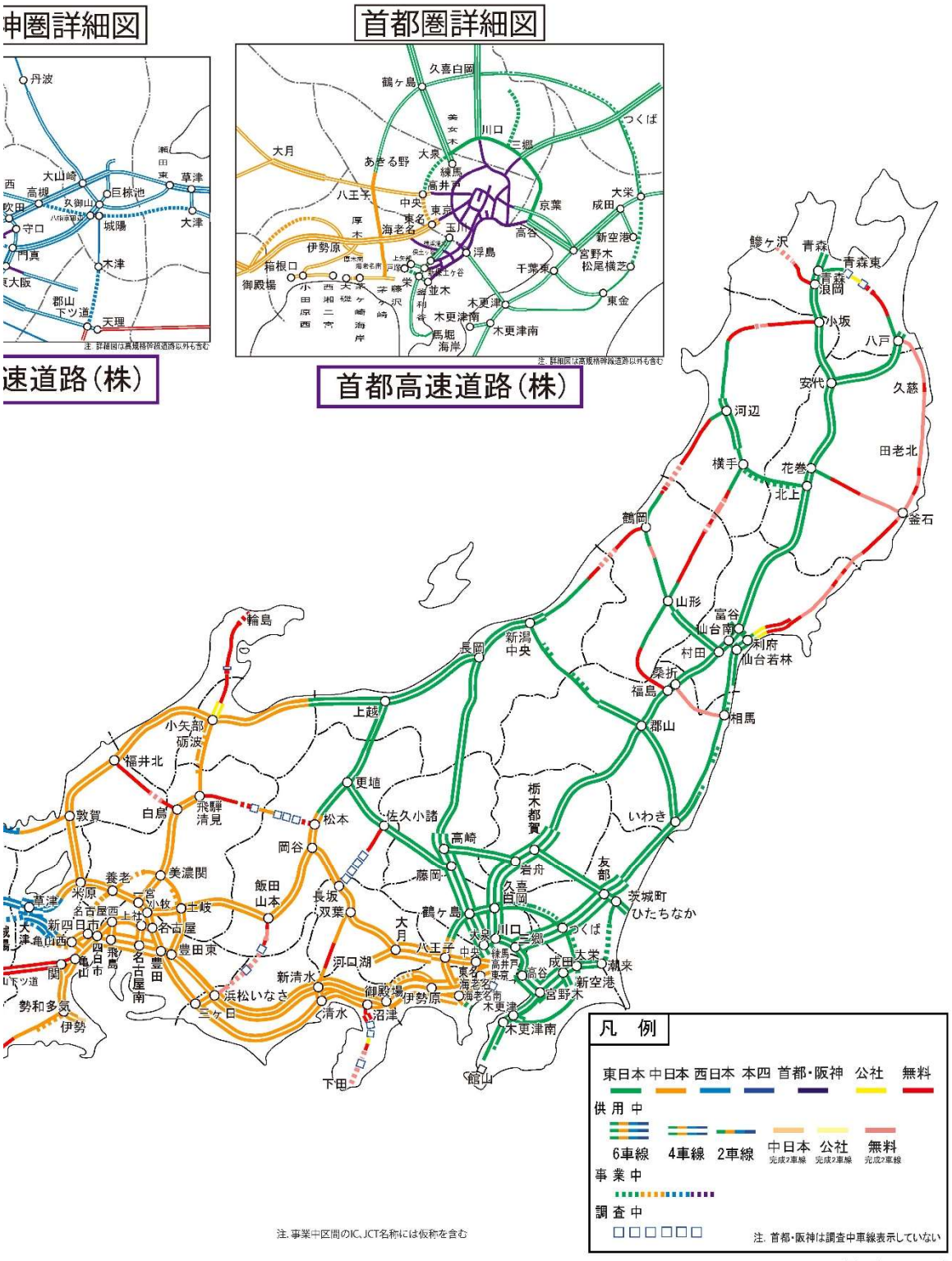

令和5年4月1日現在

令和5年4月1日現在

○　高規格幹線道路

高規格幹線道路網計画の策定

建設省では，昭和62年６月道路審議会の答申に基づき，14,000km の高規格幹線道路網計画を決定した。

第四次全国総合開発計画（昭和62年６月30日閣議決定）においても，21世紀にむけ多極分散型の国土を形成するため交通，情報・通信体系の整備と交流の機会づくりの拡大を目指す〝交流ネットワーク〞構想を推進する必要があるとしており，これを実現するため『全国的な自動車交通網を構成する高規格幹線道路網については,高速交通サービスの全国的な普及,主要拠点間の連絡強化を目標とし，地方中枢・中核都市，地域の発展の核となる地方都市及びその周辺地域等からおおむね１時間程度で利用が可能となるよう，およそ１万４千キロメートルで形成する』とされている。

高規格幹線道路の概要

①高規格幹線道路の意義

高規格幹線道路は，自動車の高速交通の確保を図るために必要な道路で全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路をいう。

②高規格幹線道路の整備

高規格幹線道路は，高速自動車国道11,520km，及び一般国道の自動車専用道路約2,480km（本州四国連絡道路約180km を含む）で構成される。

なお，高規格幹線道路網計画の決定に伴い，昭和62年９月１日国土開発幹線自動車道建設法が一部改正され，従前の国土開発幹線自動車道を延伸する路線及び国土開発幹線自動車道に準ずる国土を縦貫もしくは横断する路線3,920kmが新たに追加された。

③高規格幹線道路網の整備体系

高規格幹線道路
約14,000km
- 高速自動車国道（国土開発幹線自動車道等）
  11,520km
- 国土交通大臣の指定に基づく高規格幹線道路
  （一般国道の自動車専用道路）
  約2,480km
  ［うち本州四国連絡道路　約180km］

④高規格幹線道路の整備状況　　（単位：km）

区　　分	総延長	R4年度末 供用延長	R5年度 新規供用延長	R5年度末 供用延長	進捗率
高　規　格 幹　線　道　路	約14,000	12,217	45	12,262	88%
高　速 自 動 車 国 道	11,520	(1,067) 9,186	(13) 17	(1,080) 9,203	(89%) 80%
一般国道自動車専用道路 (本州四国連絡道路を含む)	約 2,480	1,964	15	1,979	80%

注）1. 高速自動車国道の上段( )は，高速自動車国道に並行する一般国道の自動車専用道路である。(外書きであり，高規格幹線道路の総計に含まれている。)
2. 一般国道自動車専用道路の供用延長には，一般国道のバイパス等を活用する区間が含まれる。
3. 総延長は，高速自動車国道において，国土開発幹線自動車道建設法第３条及び高速自動車国道法第３条，本州四国連絡道路及び一般国道においては，国土交通大臣の指定に基づく延長を示す。
4. R5年度末供用延長は，令和5年6月末時点での予定延長を示す。

⑤三大都市圏環状道路の整備状況（2023 年(令和 5 年)度末時点(見込みを含む)）

		全体計画	開通済	整備率
全体		約1,200km	1,017km	約85%
	首都圏	約520km	432km	約82%
	中部圏	約270km	225km	約84%
	近畿圏	約420km	360km	約85%

注）1. 2023年(令和5年)6月末時点での延長
2. 全体計画延長については全体 100km，その他 10km 単位となるように四捨五入している。整備率については端数処理の関係で整合がとれない場合がある。

1. 国土開発幹線自動車道

(1) 国土開発幹線自動車道一覧表

路線名		起点	終点	主たる経過地	
北海道縦貫自動車道		函館市	稚内市	室蘭市付近　札幌市　岩見沢市　旭川市付近	
北海道横断自動車道	根室線	北海道寿都郡黒松内町	根室市	北海道虻田郡倶知安町付近　小樽市　札幌市　夕張市付近　帯広市付近　北海道足寄郡足寄町付近	釧路市
	網走線		網走市		北見市
東北縦貫自動車道	弘前線	東京都	青森市	浦和市　館林市　宇都宮市　福島市　仙台市　盛岡市	鹿角市　弘前市
	八戸線				八戸市
東北横断自動車道	釜石秋田線	釜石市	秋田市	花巻市付近　北上市　横手市付近	
	酒田線	仙台市	酒田市	山形市付近　鶴岡市付近	
	いわき新潟線	いわき市	新潟市	会津若松市付近	
日本海沿岸東北自動車道		新潟市	青森市	村上市付近　鶴岡市付近 酒田市付近　秋田市付近 能代市付近　大館市付近	
東北中央自動車道		相馬市	横手市	福島市付近　米沢市付近 山形市付近　新庄市付近	
関越自動車道	新潟線	東京都	新潟市	川越市　本庄市	前橋市
	上越線		上越市		高崎市付近 長野市付近
常磐自動車道		東京都	仙台市	柏市　土浦市　水戸市　いわき市　相馬市付近	

路線名		起点	終点	主たる経過地	
東関東自動車道	館山線	東京都	館山市	習志野市	千葉市付近 木更津市
	水戸線		水戸市		茨城県鹿島郡鹿島町
北関東自動車道		高崎市	那珂湊市	前橋市付近　宇都宮市付近 水戸市付近	
中央自動車道	富士吉田線	東京都	富士吉田市	神奈川県津久井郡相模湖町 大月市	
	西宮線		西宮市	神奈川県津久井郡相模湖町 大月市　甲府市　諏訪市	飯田市　中津川市　小牧市　大垣市　大津市 京都市　吹田市
	長野線		長野市		松本市付近
第一東海自動車道		東京都	小牧市	横浜市　静岡市　浜松市 豊橋市　名古屋市	
東海北陸自動車道		一宮市	砺波市	関市　岐阜県大野郡荘川村付近	
第二東海自動車道		東京都	名古屋市	厚木市付近　静岡市付近	
中部横断自動車道		清水市	佐久市	山梨県中巨摩郡甲西町付近	
北陸自動車道		新潟市	滋賀県坂田郡米原町	上越市　富山市　金沢市 福井市　敦賀市	
近畿自動車道	伊勢線	名古屋市	伊勢市	四日市市	津市
	名古屋大阪線		吹田市		天理市　大阪市
	名古屋神戸線	名古屋市	神戸市	四日市市付近　大津市付近 京都市付近　高槻市付近	
	紀勢線	松原市	三重県多気郡勢和村	和歌山市　田辺市付近 新宮市付近　尾鷲市付近	

路線名		起点	終点	主たる経過地
近畿自動車道	敦賀線	吹田市	敦賀市	三田市付近　福知山市　舞鶴市　小浜市付近
中国縦貫自動車道		吹田市	下関市	兵庫県加東郡滝野町　津山市　三次市　島根県鹿足郡六日市町　山口市
山陽自動車道		吹田市	下関市	神戸市付近　姫路市付近　岡山市付近　広島市　岩国市付近　山口市　宇部市付近
中国横断自動車道	姫路鳥取線	姫路市	鳥取市	兵庫県佐用郡佐用町付近
	岡山米子線	岡山市	境港市	岡山県真庭郡落合町付近　米子市付近
	尾道松江線	尾道市	松江市	三次市付近
	広島浜田線	広島市	浜田市	広島県山県郡千代田町付近
山陰自動車道		鳥取市	美祢市	米子市付近　松江市付近　浜田市付近　長門市付近
四国縦貫自動車道		徳島市	大洲市	徳島県三好郡池田町付近　松山市付近
四国横断自動車道		阿南市	大洲市	徳島市　高松市　川之江市付近　高知市付近　須崎市　中村市付近　宇和島市付近
九州縦貫自動車道	鹿児島線	北九州市	鹿児島市	福岡市　鳥栖市　熊本市　えびの市
	宮崎線		宮崎市	
九州横断自動車道	長崎大分線	長崎市	大分市	佐賀市　鳥栖市　甘木市　日田市付近
	延岡線	熊本県上益城郡御船町	延岡市	宮崎県西臼杵郡高千穂町付近
東九州自動車道		北九州市	鹿児島市	行橋市付近　大分市付近　延岡市付近　宮崎市付近　日南市付近　鹿屋市付近

(2) 計　画 (2023(令和5年)度末予定)

路線名	予定路線	基本計画		整備計画			供用延長	
	延長(A) (km)	延長(B) (km)	B/A (%)	延長(C) (km)	C/B (%)	うち新直轄整備	(km) (D)	D/A (%)
北海道縦貫自動車道	681	497	73	477	96	34	444	65
北海道横断自動車道	694	527	76	412	78	144	344	50
東北縦貫自動車道	865	865	100	795	92	—	795	92
東北横断自動車道	582	582	100	517	89	33	517	89
日本海沿岸東北自動車道	322	322	100	169	52	93	161	50
東北中央自動車道	268	167	62	111	66	60	110	41
関越自動車道	459	459	100	459	100	—	449	98
常磐自動車道	352	352	100	313	89	—	313	89
東関東自動車道	238	198	83	198	100	—	170	71
北関東自動車道	147	147	100	135	92	—	135	92
中央自動車道	641	641	100	641	100	—	635	99
第一東海自動車道	367	347	95	347	100	—	347	95
東海北陸自動車道	185	185	100	185	100	—	185	100
第二東海自動車道	330	300	91	285	95	—	260	79
中部横断自動車道	136	136	100	98	72	51	98	72
北陸自動車道	487	487	100	487	100	—	487	100
近畿自動車道	977	832	85	772	93	59	739	76
中国縦貫自動車道	543	543	100	543	100	—	543	100
山陽自動車道	489	462	94	445	96	—	450	92
中国横断自動車道	422	406	96	388	96	159	384	91
山陰自動車道	380	279	73	18	6	—	18	5
四国縦貫自動車道	222	222	100	222	100	—	222	100
四国横断自動車道	440	374	85	299	80	56	287	65
九州縦貫自動車道	428	428	100	428	100	—	428	100
九州横断自動車道	352	352	100	280	80	23	269	76
東九州自動車道	436	436	100	327	75	122	329	75
成田国際空港線	4	4	100	4	100	—	4	100
関西国際空港線	7	7	100	7	100	—	7	100
関門自動車道	9	9	100	9	100	—	9	100
沖縄自動車道	57	57	100	57	100	—	57	100
合計	11,520	10,623	92	9,428	89	834	9,196	80

注) 1. 成田国際空港線，関西国際空港線，関門自動車道及び沖縄自動車道は，国土開発幹線自動車道以外の高速自動車国道である。

2. 中央自動車道(名神)の吹田～西宮間，第一東海自動車道(東名)，関門自動車道，成田国際空港線，関西国際空港線及び沖縄自動車道については，基本計画はないが表の対比上記録した。

3. 総延長は，重用延長を除いて記載した。

4. 供用延長は，端数整理の関係で合わない場合もある。

5. 2023年度末予定は，令和5年6月30日時点での予定延長を示す。

⑶　高速自動車国道供用中の区間（2023年（令和５年）度末予定）

道路名	区間	延長（km）	合計（km）
北海道縦貫自動車道	大沼公園～士別剣淵	444	444
北海道横断　〃	小樽～札幌ＪＣＴ	38	344
〃　〃	余市～小樽ＪＣＴ	24	
〃　〃	千歳恵庭～阿寒	254	
〃　〃	足寄小利別～北見西	28	
東北縦貫　〃	大泉ＪＣＴ～青森	698	795
〃　〃	安代ＪＣＴ～八戸	68	
〃　〃	八戸ＪＣＴ～八戸北	13	
〃　〃	青森東～青森ＪＣＴ	16	
東北横断　〃	遠野～花巻ＪＣＴ	44	517
〃　〃	北上ＪＣＴ～秋田北	123	
〃　〃	村田ＪＣＴ～月山	84	
〃　〃	湯殿山～酒田みなと	53	
〃　〃	いわきＪＣＴ～新潟中央	213	
日本海沿岸東北　〃	新潟空港～朝日まほろば	57	161
〃　〃	あつみ温泉～鶴岡ＪＣＴ	26	
〃　〃	酒田みなと～遊佐比子	5	
〃　〃	本荘～河辺ＪＣＴ	37	
〃　〃	昭和男鹿半島～琴丘森岳	21	
〃　〃	大館北～小坂	15	
東北中央　〃	福島ＪＣＴ～米沢北	36	110
〃　〃	南陽高畠～東根北	55	
〃　〃	村山北～尾花沢	19	
関越　〃	練馬～長岡	246	449
〃　〃	藤岡～上越ＪＣＴ	203	
常磐　〃	川口ＪＣＴ～亘理	313	313
東関東　〃	三郷ＪＣＴ～潮来	95	170
〃　〃	鉾田～茨城町ＪＣＴ	17	
〃　〃	千葉南ＪＣＴ～木更津南	37	
〃　〃	木更津南JCT～富津竹岡	21	
北関東　〃	高崎ＪＣＴ～岩舟ＪＣＴ	54	135
〃　〃	栃木都賀JCT～水戸南	81	
中央　〃	高井戸～河口湖	94	635
〃　〃	大月ＪＣＴ～西宮	462	
〃　〃	大山崎ＪＣＴ～久御山淀	3	
〃　〃	岡谷ＪＣＴ～更埴ＪＣＴ	76	
第一東海　〃	東京～小牧	347	347
東海北陸　〃	一宮ＪＣＴ～小矢部砺波JCT	185	185
第二東海　〃	海老名南JCT～新秦野	21	260
〃　〃	新御殿場～東海	239	
中部横断　〃	新清水ＪＣＴ～双葉ＪＣＴ	75	98
〃　〃	八千穂高原～佐久小諸JCT	23	
北陸　〃	新潟空港～米原ＪＣＴ	487	487

道路名	区間	延長(km)	合計(km)
近畿自動車道	名古屋～伊勢関	85	
〃	名古屋南JCT～上社JCT	15	
〃	伊勢関～伊勢	69	
〃	天理～吹田JCT	56	
〃	松原JCT～有田	83	
〃	尾鷲北～勢和多気JCT	55	
〃	御坊～すさみ南	66	739
〃	吉川JCT～敦賀JCT	162	
〃	亀山西JCT～大津JCT	41	
〃	城陽～八幡京田辺	4	
〃	高槻第一JCT～神戸JCT	40	
〃	飛島～亀山西JCT	51	
〃	名古屋西JCT～飛島JCT	12	
中国縦貫 〃	吹田JCT～下関	543	543
山陽 〃	神戸JCT～廿日市JCT	326	
〃 〃	大竹JCT～山口JCT	96	450
〃 〃	宇部JCT～下関JCT	28	
中国横断 〃	播磨JCT～宍粟JCT	25	
〃 〃	佐用JCT～西粟倉	19	
〃 〃	智頭～鳥取	24	
〃 〃	岡山総社～北房JCT	41	384
〃 〃	落合JCT～米子	67	
〃 〃	尾道JCT～松江玉造	137	
〃 〃	広島JCT～広島北	14	
〃 〃	千代田JCT～浜田	57	
山陰 〃	宍道JCT～出雲	18	18
四国縦貫 〃	徳島～川之江東JCT	95	222
〃 〃	川之江JCT～大洲	127	
四国横断 〃	徳島津田～徳島JCT	7	
	徳島JCT～須崎東	226	287
〃 〃	須崎西～四万十町中央	22	
〃 〃	宇和島北～大洲北只	32	
九州縦貫 〃	門司～鹿児島	345	428
〃 〃	えびの～宮崎	83	
九州横断 〃	長崎～大分米良	257	269
〃 〃	嘉島JCT～山都中島西	12	
東九州 〃	北九州JCT～みやこ豊津	24	
〃 〃	椎田南～宇佐	28	
〃 〃	大分米良～北川	86	329
〃 〃	門川～清武南	88	
〃 〃	清武南～日南東郷	27	
〃 〃	志布志～隼人東	76	
成田国際空港線	成田～新空港	4	4
関西国際空港線	泉佐野JCT～りんくうJCT	7	7
関門自動車道	下関～門司	9	9
沖縄 〃	許田～那覇	57	57
計		9,196	

⑷ 供用開始予定の区間（高速自動車国道）

① 2023年(令和５年)度中

	高規格幹線道路名	箇所名等	延長(km)	事業主体
新直轄方式				
1	日本海沿岸東北自動車道	遊佐比子～遊佐鳥海	7	直轄
2	九州横断自動車道　延岡線	山都中島西～山都通潤橋	10	直轄
	小計	2区間	17	
新規開通合計		2区間	17	

② 2024 年(令和６年)度中

	高規格幹線道路名	箇所名等	延長(km)	事業主体
新直轄方式				
1	近畿自動車道名古屋神戸線	大津～城陽　※1	25	NEXCO
2	北海道横断自動車道	阿寒～釧路西	17	直轄
	小計	2区間	42	
新規開通合計		2区間	42	

※1 用地等の明渡しが順調な場合
　　土工工事の進捗が順調な場合

注）2023 年(令和５年) ６月末時点

⑸ 道路別利用台数及び料金収入（2022年（令和４年）度）

◎高速道路

道路名	区間	利用台数 年間（千台）	料金収入 年間（百万円）
道央自動車道	大沼公園～士別剣淵	40,258	38,011
札樽自動車道	小樽～札幌ＪＣＴ	17,857	6,941
道東自動車道	千歳恵庭JCT～本別・足寄	3,513	9,894
後志自動車道	余市～小樽JCT	1,019	991
東北自動車道	川口ＪＣＴ～青森	116,107	167,818
八戸自動車道	安代ＪＣＴ～八戸	2,688	3,576
青森自動車道	青森～青森東	1,499	524
釜石自動車道	東和～花巻ＪＣＴ	794	270
秋田自動車道	北上ＪＣＴ～秋田北	4,762	6,036
秋田自動車道	昭和男鹿半島～琴丘森岳	1,867	756
山形自動車道	村田ＪＣＴ～月山	5,221	5,509
山形自動車道	湯殿山～鶴岡ＪＣＴ	2,404	602
磐越自動車道	いわきJCT～新潟中央	6,842	13,410
常磐自動車道	三郷～亘理	75,372	76,714
日本海東北自動車道	岩城～河辺ＪＣＴ	712	296
日本海東北自動車道	鶴岡JCT～酒田みなと	2,913	543
日本海東北自動車道	新潟中央JCT～荒川胎内	5,028	3,282
東北中央自動車道	南陽高畠～東根	4,119	2,493
関越自動車道	練馬～長岡	76,807	86,436
上信越自動車道	藤岡JCT～上越JCT	21,858	35,999
東京外環自動車道	大泉～高谷ＪＣＴ	77,597	37,780
館山自動車道	京葉道接続点～富津竹岡	29,761	12,926
東関東自動車道	高谷ＪＣＴ～潮来	67,958	40,285
東関東自動車道	鉾田～茨城町ＪＣＴ	761	506
新空港自動車道	成田～新空港	1,713	369
北関東自動車道	高崎JCT～岩舟JCT	12,744	14,027
北関東自動車道	栃木都賀JCT～水戸南	14,366	13,517
北陸自動車道	朝日～新潟中央JCT	17,628	28,315
長野自動車道	安曇野～更埴ＪＣＴ	2,520	7,842
東名高速道路	東京～小牧	151,634	162,362
新東名高速道路	海老名南JCT～伊勢原JCT 御殿場JCT～豊田東JCT	24,130	80,624
名神高速道路	小牧～八日市	27,529	32,760
新名神高速道路	亀山JCT～甲賀土山	－	8,152
新名神高速道路	四日市JCT～亀山西JCT	2,259	8,928
中央自動車道	高井戸～河口湖	53,012	39,968
中央自動車道	大月JCT～小牧JCT	33,635	59,671
長野自動車道	岡谷ＪＣＴ～安曇野	13,298	9,125
北陸自動車道	米原ＪＣＴ～朝日	35,438	48,895
中部横断自動車道	六郷～双葉ＪＣＴ	2,499	1,347
東名阪自動車道	名古屋西～伊勢関	30,263	24,284
名古屋第二環状自動車道	名古屋南JCT～名古屋西	67,330	28,557
東海北陸自動車道	一宮JCT～小矢部砺波JCT	19,478	20,875
中部横断自動車道	新清水JCT～富沢	1118	965
伊勢湾岸自動車道	豊田東ＪＣＴ～東海	49,262	20,113
伊勢湾岸自動車道	飛島～四日市ＪＣＴ	22,773	11,456
伊勢自動車道	伊勢関～伊勢	12,064	12,571
紀勢自動車道	勢和多気JCT～紀伊長島	1,741	1,965
舞鶴若狭自動車道	小浜～敦賀ＪＣＴ	733	1,870
名神高速道路	八日市～西宮	62,859	69,078
新名神高速道路	甲賀土山～草津JCT	4,237	9,638
新名神高速道路	城陽JCT～八幡京田辺	5,785	588
新名神高速道路	高槻JCT～神戸JCT	6,264	14,401
阪和自動車道	松原ＪＣＴ～有田	64,628	33,446
阪和自動車道	御坊～南紀田辺	5,943	3,419
関西空港自動車道	泉佐野JCT～りんくうJCT	3,512	1,042
西名阪自動車道	天理～松原ＪＣＴ	49,021	17,087
近畿自動車道	吹田JCT～松原JCT	65,927	26,331
舞鶴若狭自動車道	吉川ＪＣＴ～小浜	8,162	10,227
中国自動車道	吹田ＪＣＴ～下関	45,332	58,591
播磨自動車道	播磨JCT～宍粟JCT	222	316
岡山自動車道	岡山総社～北房JCT	471	2,746
山陽自動車道	神戸JCT～廿日市JCT	68,724	96,841
山陽自動車道	山口JCT～大竹JCT	15,172	19,971
山陽自動車道	宇部JCT～下関JCT	2,892	1,396
広島自動車道	広島北～広島ＪＣＴ	8,109	1,968
米子自動車道	落合ＪＣＴ～米子	2,432	3,612
浜田自動車道	千代田JCT～浜田	1,689	1,373
山陰自動車道	松江玉造～出雲	4,139	2,570
松江自動車道	三刀屋木次～宍道JCT	840	439
松山自動車道	川之江ＪＣＴ～大洲	14,485	17,411
松山自動車道	大洲北只～西予宇和	2,597	1,119
高松自動車道	川之江JCT～高松東	14,275	12,845
高松自動車道	高松東～津田東	5,613	4,330
高松自動車道	鳴門～津田東	1,161	2,086
高知自動車道	川之江JCT～須崎東	8,552	8,669
徳島自動車道	徳島～川之江東JCT	3,483	7,953
徳島南部自動車道	徳島JCT～徳島沖洲	655	75
関門橋	下関～門司	6,847	2,477
九州自動車道	門司～えびの	73,912	88,057
九州自動車道	えびのJCT～鹿児島	15,447	10,553
宮崎自動車道	えびの～宮崎	6,164	7,095
長崎自動車道	鳥栖～長崎	22,346	22,933
大分自動車道	鳥栖JCT～大分米良	17,845	19,089
東九州自動車道	大分米良～佐伯	4,066	3,572
東九州自動車道	末吉財部～隼人東	4,215	1,917
東九州自動車道	清武JCT～門川本線	4,587	5,001
東九州自動車道	北九州JCT～みやこ豊津	4,454	2,935
東九州自動車道	椎田南～宇佐	4,539	1,973
沖縄自動車道	許田～那覇	36,178	13,124
合計		1,842,659	1,798,453

注） 数値は小数点以下四捨五入のため合計が合わない場合がある。

(6)　高速自動車国道の建設手順

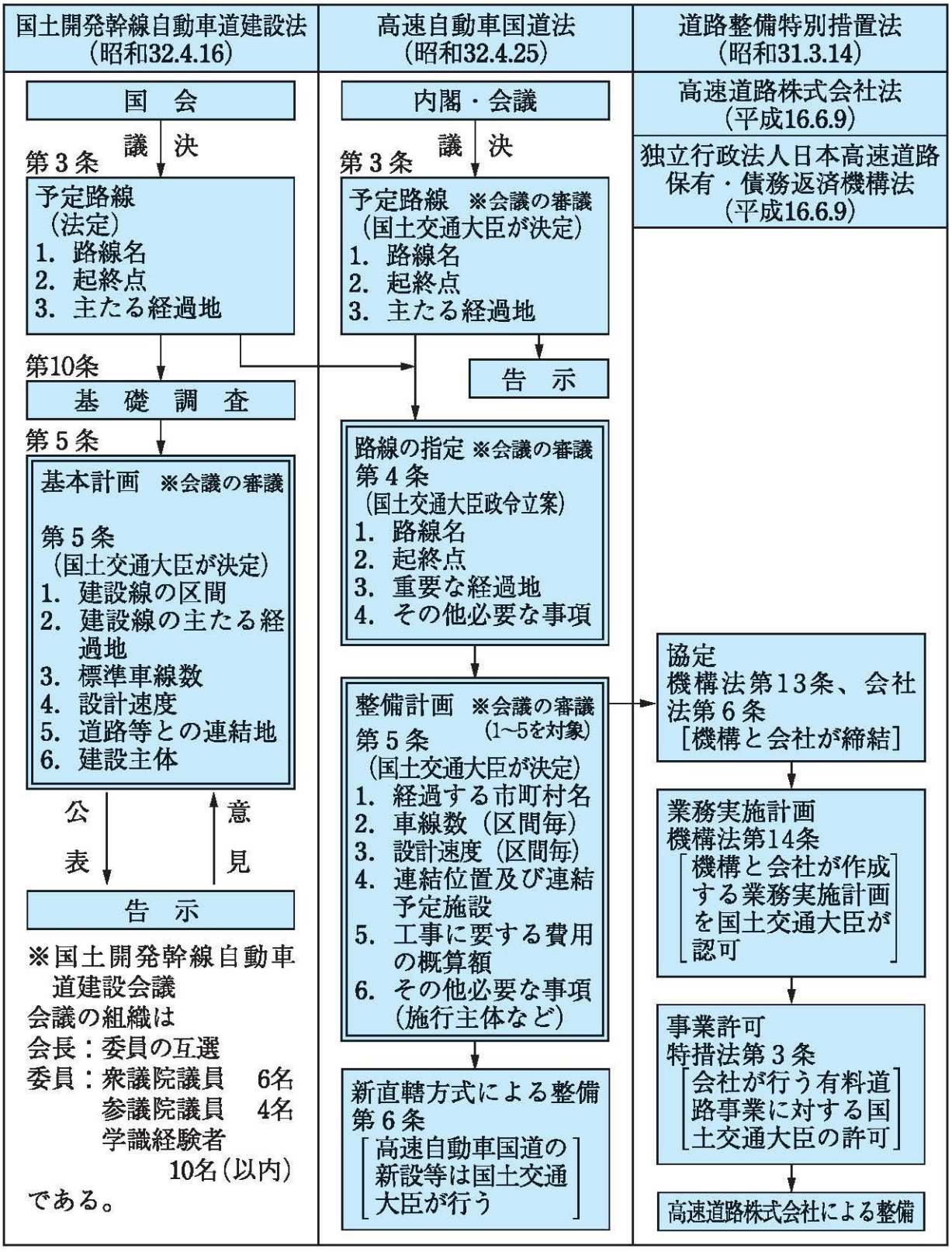

注）民営化後は，

①新会社と機構が協定を締結（機構法第13条及び会社法第６条）

②機構が作成する業務実施計画の国土交通大臣による認可（機構法第14条）

③新会社に対する国土交通大臣による事業許可（新特措法第３条）

の手続きを経て，日本道路公団に代わる新会社が事業を実施。

⑺ 主な高速道路の区間別距離と平均交通量（2022年(令和４年)度）　（単位：百台/日）

東名

IC（区間距離）		交通量
東京		
	(7.6)	923
東名川崎		
	(5.7)	961
横浜青葉		
	(6.4)	1176
横浜町田		
	(9.2)	1318
綾瀬ｽﾏｰﾄ		
	(5.0)	1342
海老名 JCT		
	(1.1)	1342
厚木		
	(15.1)	983
秦野中井		
	(7.8)	942
大井松田		
	(23.2)	832
足柄ｽﾏｰﾄ		
	(2.6)	770
御殿場東		
	(0.0)	770
御殿場		
	(4.6)	813
御殿場 JCT		
	(2.5)	318
駒門ｽﾏｰﾄ		
	(3.0)	318
裾野		
	(9.5)	310
沼津		
	(2.6)	354
愛鷹ｽﾏｰﾄ		
	(15.6)	367
富士		
	(6.0)	332
富士川ｽﾏｰﾄ		
	(18.9)	334
清水 JCT		
	(1.4)	205
清水		
	(11.0)	382
日本平久能山ｽﾏｰﾄ		
	(3.0)	382
静岡		
	(11.8)	440
焼津		
	(7.8)	438
大井川焼津藤枝ｽﾏｰﾄ		
	(4.2)	416
吉田		
	(11.0)	400
相良牧之原		
	(5.2)	408
菊川		
	(6.0)	407
掛川		
	(11.6)	391
袋井		
	(4.0)	407
磐田		
	(1.9)	406
遠州豊田ｽﾏｰﾄ		
	(4.7)	413
浜松		
	(4.9)	383
三方原ｽﾏｰﾄ		
	(5.6)	368
浜松西		
	(3.9)	363
舘山寺ｽﾏｰﾄ		
	(6.7)	367
三ヶ日		
	(4.7)	351
三ヶ日 JCT		
	(13.2)	392
豊川		
	(11.2)	496
音羽蒲郡		
	(13.2)	626
岡崎		
	(10.6)	709
豊田 JCT		
	(1.7)	545
豊田上郷ｽﾏｰﾄ		
	(5.0)	545
豊田		
	(5.0)	628
東名三好		
	(6.5)	669
日進 JCT		
	(3.2)	740
名古屋		
	(8.1)	544
守山ｽﾏｰﾄ		
	(4.0)	534
春日井		
	(2.2)	538
小牧 JCT		
	(6.9)	667
小牧		
	(1.5)	372
海老名南 JCT		
	(1.9)	831
海老名		

（全線平均　586）

名神

IC（区間距離）		交通量
小牧		
	(8.3)	531
一宮		
	(4.6)	821
一宮 JCT		
	(8.5)	588
岐阜羽島		
	(3.5)	507
安八ｽﾏｰﾄ		
	(3.3)	471
大垣		
	(3.5)	410
養老 JCT		
	(3.4)	394
養老 SA ｽﾏｰﾄ		
	(7.6)	379
関ヶ原		
	(15.7)	379
米原 JCT		
	(7.8)	437
彦根		
	(11.2)	438
湖東三山ｽﾏｰﾄ		
	(10.1)	453
八日市		
	(6.7)	475
蒲生ｽﾏｰﾄ		
	(6.0)	487
竜王		
	(9.8)	557
栗東湖南		
	(1.2)	643
栗東		
	(6.1)	717
草津 JCT		
	(3.2)	1180
瀬田東		
	(1.6)	722
瀬田西		
	(5.5)	793
大津		
	(3.3)	800
京都東		
	(9.9)	757
京都南		
	(7.8)	824
大山崎		
	(8.4)	1105
高槻 JCT		
	(7.7)	869
茨木		
	(2.7)	939
吹田 JCT		
	(0.5)	806
名神吹田		
	(9.6)	644
豊中		
	(4.8)	488
尼崎		
	(7.0)	405
西宮		
	(3.3)	392
久御山淀大山崎		

（全線平均　598）

東北道

IC（区間距離）		交通量
川口		
	(4.8)	930
浦和第二		
	(0.0)	831
浦和第一		
	(5.7)	967
岩槻		
	(7.7)	928
蓮田ｽﾏｰﾄ		
	(5.9)	891
久喜白岡 JCT		
	(1.4)	920
久喜		
	(7.9)	844
加須		
	(6.0)	773
羽生		
	(6.6)	757
館林		
	(9.0)	685
佐野藤岡		
	(2.9)	643
佐野ｽﾏｰﾄ		
	(3.9)	654
岩舟 JCT		
	(10.9)	745
栃木		
	(2.7)	727
栃木都賀 JCT		
	(16.1)	489
鹿沼		
	(11.5)	441
宇都宮		
	(7.9)	413
上河内ｽﾏｰﾄ		
	(9.3)	406
矢板		
	(7.3)	371
矢板北ｽﾏｰﾄ		
	(11.6)	372
西那須野塩原		
	(6.3)	336
黒磯板室		
	(7.1)	313
那須		
	(8.0)	282
那須高原ｽﾏｰﾄ		
	(9.2)	279
白河		
	(6.7)	269
白河中央ｽﾏｰﾄ		
	(9.9)	289
矢吹		
	(7.6)	296
鏡石ｽﾏｰﾄ		
	(4.3)	299
須賀川		
	(9.5)	301
郡山南		
	(4.1)	303
郡山中央ｽﾏｰﾄ		

郡山中央スマート		
	(4.6)	308
郡山		
	(3.8)	375
郡山ＪＣＴ		
	(2.9)	386
本宮		
	(12.9)	395
二本松		
	(8.7)	390
福島松川スマート		
	(10.2)	383
福島西		
	(6.3)	338
福島ＪＣＴ		
	(3.7)	308
福島飯坂		
	(4.6)	312
桑折ＪＣＴ		
	(6.5)	290
国見		
	(23.5)	285
白石		
	(12.3)	295
村田		
	(2.7)	338
村田ＪＣＴ		
	(12.3)	410
仙台南		
	(5.6)	310
仙台宮城		
	(10.2)	259
泉スマート		
	(3.5)	256
泉		
	(3.2)	298
富谷ＪＣＴ		
	(7.8)	371
大和		
	(3.2)	350
大衡		
	(6.5)	340
三本木スマート		
	(8.3)	313
古川		
	(5.9)	263
長者原スマート		
	(10.2)	257
築館		
	(11.8)	226
若柳金成		
	(17.3)	221
一関		
	(4.4)	225
平泉スマート		
	(7.1)	226
平泉前沢		
	(10.9)	234
奥州スマート		
	(6.6)	232
水沢		
	(8.7)	252
北上金ヶ崎		
	(3.8)	258
北上ＪＣＴ		
	(2.9)	240
北上江釣子		
	(9.8)	237
花巻南		
	(4.1)	240
花巻ＪＣＴ		
	(2.7)	259
花巻		
	(12.8)	267
紫波		
	(7.2)	261
矢巾スマート		
	(3.8)	247
盛岡南		
	(7.0)	190
盛岡		
	(4.0)	187
滝沢中央スマート		
	(6.0)	175
滝沢		
	(10.1)	155
西根		
	(9.5)	137
松尾八幡平		
	(21.6)	132
安代ＪＣＴ		
	(1.3)	77
安代		
	(26.1)	73
鹿角八幡平		
	(11.9)	69
十和田		
	(8.1)	62
小坂		
	(6.4)	64
小坂ＪＣＴ		
	(13.6)	68
碇ヶ関		
	(13.0)	73
大鰐弘前		
	(9.9)	56
黒石		
	(14.0)	71
浪岡		
	(9.8)	93
青森ＪＣＴ		
	(2.1)	33
青森		
	(0.5)	16
小坂JCT本線		
小坂JCT		
	(0.7)	71
福島JCT本線		
福島JCT		

（全線平均　310）

東関東道

IC（区間距離）交通量

湾岸市川		
	(4.5)	1057
谷津船橋		
	(2.4)	879
湾岸習志野		
	(3.7)	667
湾岸千葉		
	(5.1)	777
宮野木JCT		
	(0.0)	679
宮野木		
	(2.1)	963
千葉北		
	(5.8)	736
四街道		
	(5.4)	677
佐倉		
	(6.9)	601
酒々井		
	(2.6)	528
富里		
	(5.4)	459
成田		
	(5.6)	320
大栄ＪＣＴ		
	(6.1)	240
大栄		
	(9.3)	179
佐原香取		
	(8.6)	134
潮来		

（全線平均　515）

中央道

IC（区間距離）交通量

大月ＪＣＴ		
	(18.7)	402
勝沼		
	(6.2)	342
一宮御坂		
	(4.0)	343
笛吹八代スマート		
	(5.3)	342
甲府南		
	(7.6)	306
甲府昭和		
	(5.0)	295
双葉スマート		
	(1.7)	310
双葉ＪＣＴ		
	(4.5)	342
韮崎		
	(7.0)	317
須玉		
	(8.7)	285
長坂		
	(8.2)	252
小淵沢		
	(12.6)	237
諏訪南		
	(11.1)	247
諏訪		
	(10.1)	318
岡谷ＪＣＴ		
	(13.9)	338
伊北		
	(9.5)	221
伊那		
	(2.9)	292
小黒川スマート		
	(12.2)	292
駒ヶ根		
	(3.3)	278
駒ヶ岳スマート		
	(12.1)	278
松川		
	(15.5)	252
座光寺スマート		
	(6.9)	245
飯田		
	(5.2)	233
飯田山本		
	(9.6)	225
園原		
	(22.0)	237
中津川		
	(9.4)	286
恵那		
	(18.1)	342
瑞浪		
	(4.5)	384
土岐		
	(2.5)	405
土岐ＪＣＴ		
	(6.3)	329
多治見		
	(8.1)	389
小牧東		
	(7.1)	409
小牧ＪＣＴ		

（全線平均　301）

中国道

IC（区間距離）交通量

吹田ＪＣＴ		
	(1.1)	243
中国吹田		
	(7.0)	296
中国豊中		
	(2.6)	231
中国池田		
	(5.9)	599
宝塚		
	(10.8)	737
西宮山口JCT		
	(2.4)	617
西宮北		
	(1.8)	491
神戸ＪＣＴ		
	(5.1)	446
神戸三田		
	(3.7)	447
吉川ＪＣＴ		
	(3.3)	298
吉川		
	(3.9)	266
ひょうご東条		
	(11.8)	236
滝野社		
	(9.7)	197
加西		

加西		
福崎	(10.1)	189
夢前スマート	(6.7)	162
山崎	(13.7)	156
佐用ＪＣＴ	(17.6)	144
佐用	(2.0)	104
作東	(12.0)	99
美作	(8.2)	101
勝央ＪＣＴ	(2.4)	97
津山	(8.9)	97
院庄	(10.4)	99
落合ＪＣＴ	(13.8)	108
落合	(6.7)	101
北房ＪＣＴ	(9.2)	111
北房	(2.6)	56
大佐スマート	(15.9)	47
新見	(12.3)	46
東城	(24.8)	38
庄原	(30.2)	41
三次東	(12.0)	51
三次	(5.0)	89
高田	(20.1)	102
千代田	(15.0)	111
千代田ＪＣＴ	(2.0)	133
広島北ＪＣＴ	(12.1)	153
加計スマート	(12.3)	54
戸河内	(5.1)	50
吉和	(16.2)	33
六日市	(27.0)	31
鹿野	(27.0)	29
徳地	(17.2)	30
山口	(20.0)	29
湯田温泉スマート	(6.0)	40
山口ＪＣＴ	(1.4)	51
小郡	(5.3)	246
美祢東	(10.4)	254
美祢	(7.7)	244
美祢西	(13.5)	232
下関ＪＣＴ	(7.4)	232
小月	(5.5)	289
下関	(15.5)	267
吹田ＪＣＴ		
吹田本線	(0.5)	228
広島北ＪＣＴ		
広島北	(2.8)	156
佐用ＪＣＴ		
佐用本線	(1.0)	42
（全線平均　137）		

関門橋		
IC（区間距離）		交通量
下関		
門司港	(4.3)	358
門司	(5.1)	331
（全線平均　343）		

九州道		
IC（区間距離）		交通量
門司		
新門司	(4.5)	263
小倉東	(8.9)	307
北九州ＪＣＴ	(3.1)	409
小倉南	(3.8)	381
八幡	(11.1)	412
鞍手	(4.8)	567
宮田スマート	(6.3)	588
若宮	(2.8)	570
古賀	(12.5)	589
福岡	(10.6)	616
須恵スマート	(5.1)	510
太宰府	(6.6)	520
筑紫野	(6.9)	963
鳥栖ＪＣＴ	(9.1)	972
久留米	(9.5)	647
広川	(7.8)	569
八女	(5.2)	520
みやま柳川	(7.2)	454
南関	(9.4)	429
菊水	(11.6)	371
植木	(10.7)	370
北熊本スマート	(4.7)	370
熊本	(9.2)	367
益城熊本空港	(5.2)	309
嘉島ＪＣＴ	(4.3)	347
御船	(2.4)	348
城南スマート	(5.6)	335
松橋	(6.4)	328
宇城氷川スマート	(8.9)	306
八代	(9.5)	249
八代ＪＣＴ	(0.5)	287
人吉	(38.0)	231
人吉球磨スマート	(3.8)	146
人吉球磨スマート		
えびの	(18.5)	151
鳥栖ＪＣＴ		
鳥栖	(1.2)	417
嘉島ＪＣＴ		
益城本線	(0.9)	28
（全線平均　414）		

主要路線交通量（2022年(令和４年)度平均日交通量と交通混雑期）

◎高速道路

道路名	区間	年平均日交通量	期間平均日交通量		
		R4年度 (4/1～3/31)	R4GW (4/28～5/8)	R4お盆 (8/10～8/16)	R4-5年末年始 (12/28～1/4)
道央自動車道	深川～旭川鷹栖	9,200	12,500	19,300	8,200
道東自動車道	千歳恵庭ＪＣＴ～千歳東	5,300	8,000	10,200	5,600
東北自動車道	富谷ＪＣＴ～大和	37,000	42,900	49,200	31,700
常磐自動車道	高萩～北茨城	20,400	27,800	31,900	24,900
東北自動車道	福島西～福島松川スマート	39,300	49,300	56,000	36,500
常磐自動車道	南相馬鹿島スマート～南相馬	12,200	15,200	17,100	12,500
磐越自動車道	磐梯熱海～猪苗代磐梯高原	14,200	18,300	21,200	14,400
北陸自動車道	朝日～親不知	12,900	21,100	21,300	10,900
北陸自動車道	福井～鯖江	26,700	37,200	27,500	24,200
東北自動車道	黒磯板室～那須	31,100	46,200	53,800	36,700
関越自動車道	湯沢～塩沢石打	15,400	22,700	26,000	18,900
上信越自動車道	松井田妙義～碓氷軽井沢	28,800	42,500	50,600	33,100
東京湾アクアライン	川崎浮島ＪＣＴ～海ほたるＰＡ	51,500	57,100	55,000	55,300
東名高速道路	秦野中井～大井松田	94,200	114,700	119,700	118,400
中央自動車道	相模湖～上野原	53,900	65,100	72,700	60,500
中央自動車道	岡谷ＪＣＴ～伊北	33,900	40,900	46,900	32,800
東名高速道路	静岡～焼津	46,500	48,900	49,700	43,800
新東名高速道路	新静岡～静岡ＳＡスマート	50,600	69,000	67,900	73,200
東海環状自動車道	土岐南多治見～土岐ＪＣＴ	18,900	23,600	24,500	19,200
東海北陸自動車道	飛騨清見～白川郷	7,300	12,700	16,000	6,900
名神高速道路	彦根～八日市	43,800	54,200	56,800	45,800
舞鶴若狭自動車道	若狭美浜～若狭三方	7,200	11,100	9,500	6,100
名神高速道路	大山崎～高槻	112,400	124,100	136,700	121,100
新名神高速道路	甲南～信楽	53,400	71,800	76,600	72.900
阪和自動車道	みなべ～南紀田辺	13,500	17,200	20,300	18,100
中国自動車道	加西～福崎	19,400	28,200	30,900	21,000
山陽自動車道	加古川北～山陽姫路東	42,600	53,500	60,200	52,700
中国自動車道	三次東ＪＣＴ～三次	9,300	13,900	14,000	9,300
米子自動車道	久世～湯原	8,900	15,200	16,700	10,100
浜田自動車道	千代田ＪＣＴ～大朝	4,100	6,600	8,300	4,900
山陽自動車道	高屋ＪＣＴ～西条	43,100	54,500	59,600	52,800
関門橋	下関～門司港	37,000	48,000	55,100	48,400
徳島自動車道	土成～脇町	8,000	11,900	13,300	10,700
高松自動車道	さぬき豊中～大野原	23,000	29,600	30,600	28,900
九州自動車道	太宰府～筑紫野	98,900	101,700	107,600	98,400
大分自動車道	九重～湯布院	14,500	19,400	19,700	17,800
九州自動車道	菊水～植木	38,500	47,200	49,900	47,000
神戸淡路鳴門自動車道	淡路島南～鳴門北	24,400	37,900	42,100	37,000
瀬戸中央自動車道	児島～坂出北	22,000	32,400	32,400	29,200
西瀬戸自動車道	生口島南～大三島	7,300	12,800	12,500	11,300

注）トラフィックカウンターデータ調べ

数値は小数点以下四捨五入のため合計が合わない場合がある。

(8)　高速道路の料金

①高速道路の基礎的な料金体系

高速自動車国道等

東日本高速道路株式会社
中日本高速道路株式会社
西日本高速道路株式会社
本州四国連絡高速道路株式会社

対距離料金制※1)

※1) 長距離逓減
100～200km　25%割引
200km～　30%割引

（150円　利用1回当りの料金（ターミナルチャージ））＋（24.6円/km※2)　利用距離に応じた料金）　×1.10

○普通区間※2)　24.6円/km
（本四高速（陸上部）、広島岩国道路、長大トンネル（関越・恵那山・飛騨）、関門橋を含む）

○大都市近郊区間　29.52円/km（1.2倍）

○海峡部等特別区間※3)　108.1円/km（4.4倍）
（本四高速（海峡部）、アクアライン等）

※3) 料金水準引き下げの対象はETC車に限定し、期間は当面平成26年4月から10年間とする

※以下の区間については、交通量僅少区間　19.68円/km
（十勝清水～本別・足寄、湯殿山～酒田みなと）

均一料金区間

（・道央道・札樽道　など）

都市高速道路

首都高速道路株式会社
阪神高速道路株式会社

対距離料金制

○大都市近郊区間　29.52円/km（1.2倍）

首都高速
300～1,950円※4)

※4) H28.4より現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の水準に設定している

阪神高速
300～1,320円※5)

※5) H29.6より現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の水準に設定している

②高速自動車国道（有料）の料金水準と償還期間の経緯

料金改定時期	1972.10	1975.4	1979.8	1982.6	1985.10	1989.6	1995.4	1999.4	2001.12	2005.10	2014.4	2014.11
主な改定理由	プール制導入	・新規施行命令区間追加 ・建設費等の上昇		・諸物価の高騰 ・交通需要の低迷	・新規施行命令区間追加 ・建設費等の上昇				特殊法人等整理合理化計画	・民営化 ・対象区間の見直し	「整備重視の料金」から「利用重視の料金」への見直し	特定更新等工事の着手
対象延長	3,895km	4,816km	5,415km	5,415km	5,777km	6,410km	7,887km	9,006km	9,342km	8,520km	8,563km	
普通車料金水準（ターミナルチャージ）	8.0円/km	13.0円/km（100円）	16.6円/km（100円）	19.6円/km（100円）	21.7円/km（100円）	23.0円/km（150円）	24.6円/km（150円）			24.6円/km（150円）		
償還期間	約30年間						40年間（1992.6-）	45年間（1999.1-）	50年を上限として短縮を目指す	45年間※（2005～2050）		51年間（2014-2065）

換算起算日※に基づいて料金徴収期限を設定 ⟷ 期限を定めて徴収

＜参考＞ 1989.4～ 消費税導入(3%)
1997.4～ 消費税引き上げ(3→5%)
2014.4 ～ 消費税引き上げ(5→8%)
2019.10 ～ 消費税引き上げ(8→10%)

※2014年6月に道路法等の一部を改正する法律が公布されたことにより料金徴収期間を最長15年間延長することが可能となった。

※換算起算日：全路線を平均した供用開始時期。民営化以前はこの日を償還期間の開始日とする考え方を採用していた。

(9)　全国路線図

全　国

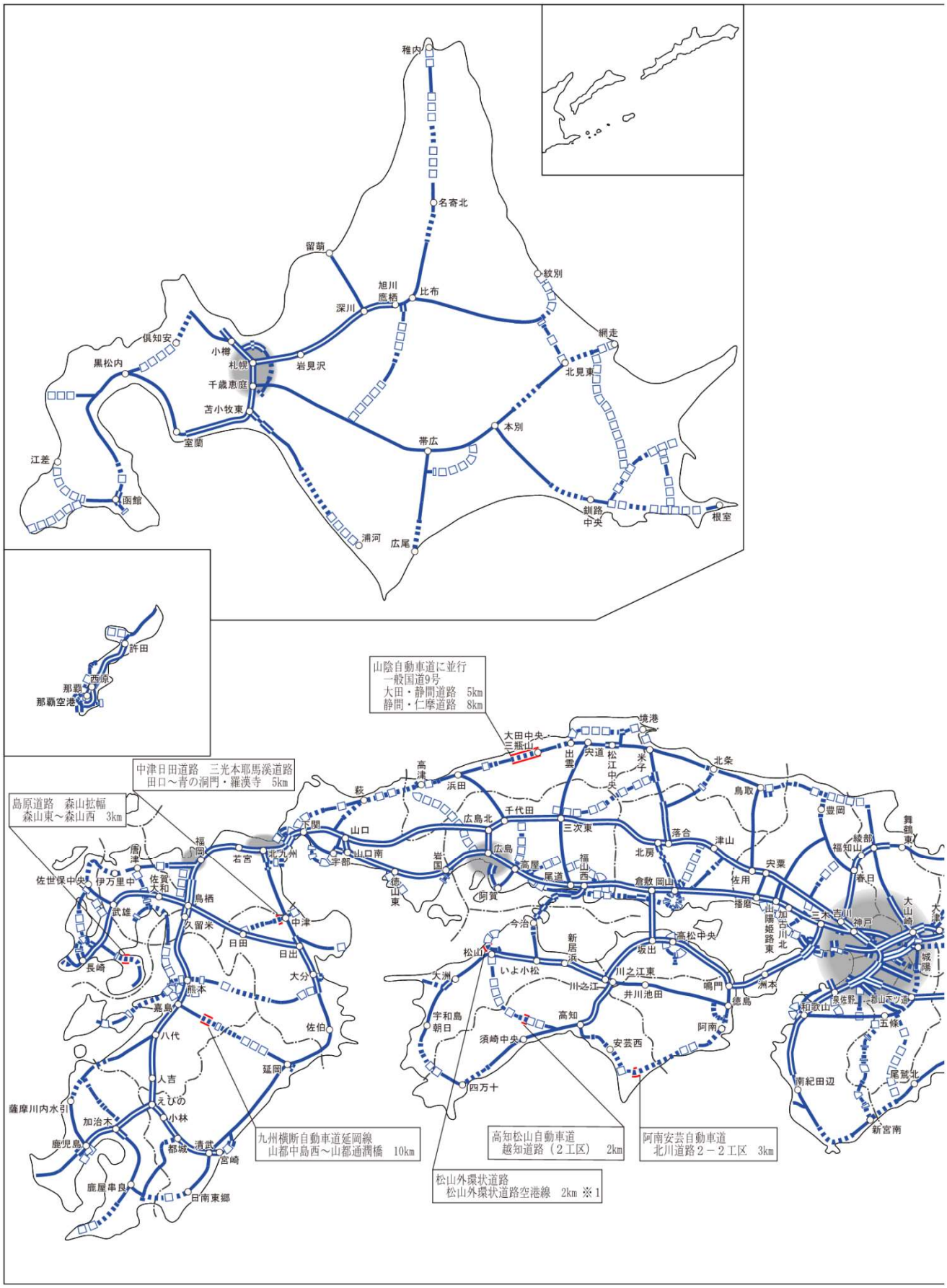

稚内
名寄北
留萌
旭川
鷹栖
比布
深川
紋別
網走
北見東
倶知安
小樽
札幌
岩見沢
黒松内
千歳恵庭
苫小牧東
室蘭
本別
帯広
江差
函館
釧路
中央
根室
浦河
広尾
許田
西原
那覇
那覇空港
山陰自動車道に並行
一般国道9号
大田・静間道路　5km
静間・仁摩道路　8km
中津日田道路　三光本耶馬渓道路
田口～青の洞門・羅漢寺　5km
島原道路　森山拡幅
森山東～森山西　3km
九州横断自動車道延岡線
山都中島西～山都通潤橋　10km
高知松山自動車道
越知道路（２工区）　2km
阿南安芸自動車道
北川道路２－２工区　3km
松山外環状道路
松山外環状道路空港線　2km ※1
境港
大田中央
三瓶山
出雲
宍道
松江中央
米子
北条
高津
浜田
萩
鳥取
豊岡
舞鶴東
千代田
広島北
三次東
落合
津山
綾部
福知山
下関
山口
福岡
若宮
北九州
宇部
山口南
岩国
広島
高屋
尾道
福山西
北房
宍粟
佐用
春日
唐津
佐世保中央
伊万里中
佐賀
大和
徳山東
阿賀
倉敷
岡山
播磨
山陽姫路東
加古川北
三木
吉川
神戸
大山崎
大津
武雄
島栖
久留米
中津
日田
日出
今治
新居浜
高松中央
坂出
城陽
長崎
大分
松山
いよ小松
大洲
川之江東
川之江
井川池田
鳴門
洲本
徳島
和歌山
泉佐野
都山ドツ道
五條
熊本
嘉島
宇和島
朝日
高知
阿南
八代
佐伯
須崎中央
安芸西
延岡
人吉
四万十
南紀田辺
尾鷲北
薩摩川内水引
えびの
小林
加治木
鹿児島
都城
清武
宮崎
新宮南
鹿屋串良
日南東郷

路　線　図

令和４年度末時点の全国路線図に、
令和５年度新規開通区間を旗揚げ

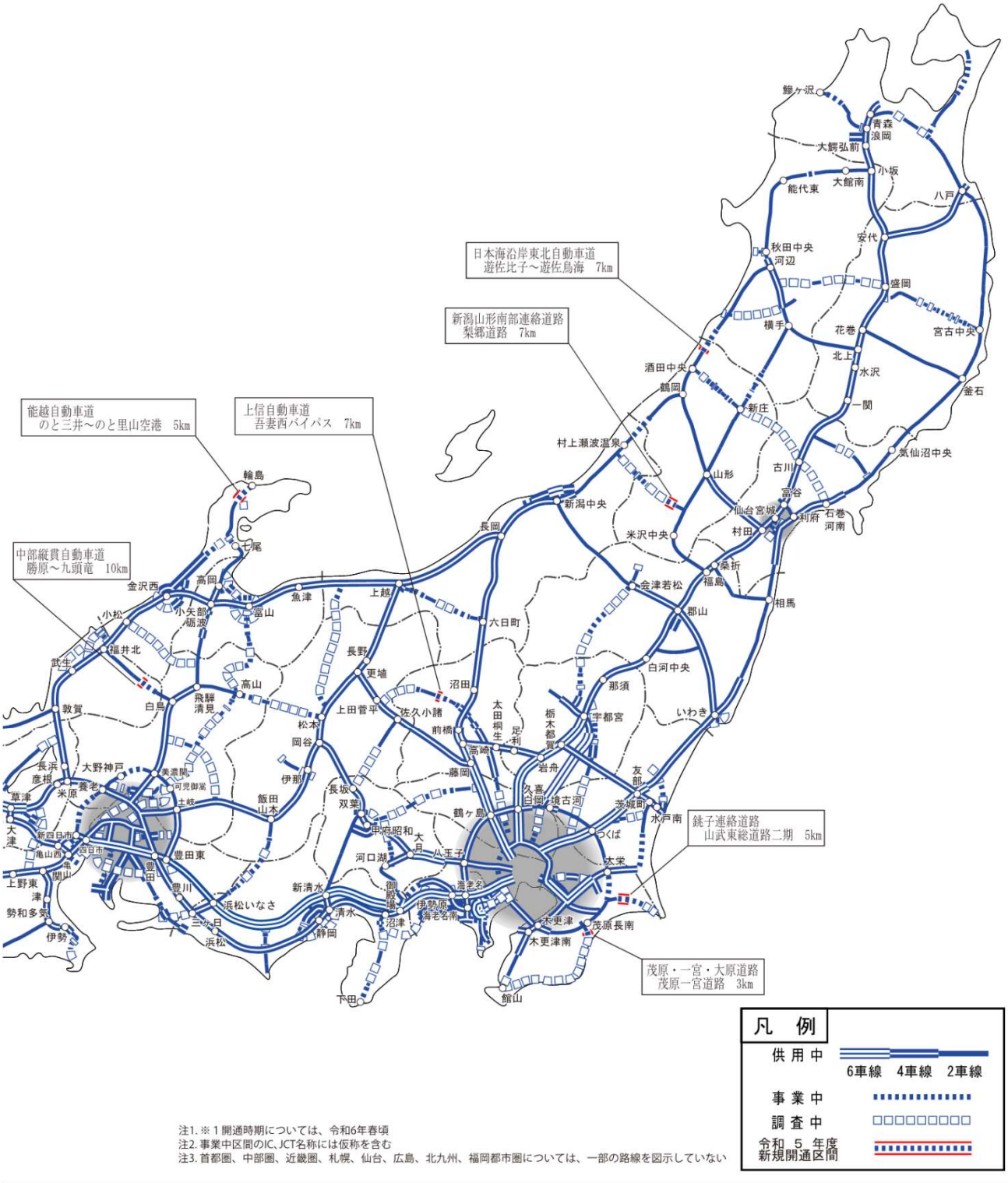

凡　例

供用中	6車線　4車線　2車線
事業中	
調査中	
令和５年度新規開通区間	

注1. ※１開通時期については、令和6年春頃
注2. 事業中区間のIC、JCT名称には仮称を含む
注3. 首都圏、中部圏、近畿圏、札幌、仙台、広島、北九州、福岡都市圏については、一部の路線を図示していない

2. 本州四国連絡橋

⑴ 本州四国連絡高速道路事業の対象となる路線

路線名	区間	
神戸淡路鳴門自動車道	自）神戸西 IC （神戸市西区押部谷町）	至）鳴門 IC （鳴門市撫養町木津）
瀬戸中央自動車道	自）早島 IC （岡山県都窪郡早島町）	至）坂出 IC （坂出市川津町）
西瀬戸自動車道	自）西瀬戸尾道 IC （尾道市高須町）	至）生口島北 IC （尾道市因島州江町）
	自）生口島南 IC （尾道市瀬戸田町）	至）大島北 IC （今治市宮窪町）
	自）大島南 IC （今治市吉海町）	至）今治 IC （今治市山路）

⑵ 各ルートの概要

ルート名		神戸・鳴門ルート	児島・坂出ルート	尾道・今治ルート
道路	路線名	一般国道28号 神戸淡路鳴門自動車道	一般国道30号 瀬戸中央自動車道	一般国道317号 西瀬戸自動車道
	供用延長	80.2km（89.0km）	37.3km	46.6km
鉄道	路線名	本四淡路線	本四備讃線	―
	供用延長	未供用（3.5km）	32.4km	―
道路鉄道共用部		未供用（3.5km）	13.1km	―
橋梁名 形式（橋長）		●明石海峡大橋 吊橋（3,911m） （道路単独橋） ●大鳴門橋 吊橋（1,629m） （道路鉄道併用橋として建設）	（全橋道路鉄道併用橋） ●下津井瀬戸大橋 吊橋（1,400m） ●櫃石島橋 斜張橋（790m） ●岩黒島橋 斜張橋（790m） ●与島橋 トラス橋（850m） ●北備讃瀬戸大橋 吊橋（1,538m） ●南備讃瀬戸大橋 吊橋（1,648m）	（全橋道路単独橋） ●新尾道大橋 斜張橋（546m） ●因島大橋 吊橋（1,270m） ●生口橋 斜張橋（790m） ●多々羅大橋 斜張橋（1,480m） ●大三島橋 アーチ橋（328m） ●伯方橋 桁橋（325m） ●大島大橋 吊橋（840m） ●来島海峡第一大橋 吊橋(960m) ●来島海峡第二大橋 吊橋（1,515m） ●来島海峡第三大橋 吊橋（1,570m）

注）一般国道28号の延長（ ）書き（89.0km）は西神地区（神戸西～垂水）を含む延長
本四淡路線の延長（ ）書き（3.5km）は大鳴門橋（道路鉄道併用橋）関連区間の延長

⑶ 本州四国連絡橋事業の経緯

昭和30. 4　国鉄，本四淡路線調査に着手
34. 4　建設省，本四連絡橋調査に着手
36. 4　国鉄，本四備讃線調査に着手
45. 5　本州四国連絡橋公団法が成立
45. 7　本州四国連絡橋公団設立
48. 9　建設・運輸両大臣，基本計画(工事)を指示
48.10　建設・運輸両大臣，工事実施計画(工事)を認可
48.11　建設大臣，着工延期指示
50. 8　関係閣僚間で本州四国連絡橋について協議決定
50. 8　建設大臣，当面の建設方針指示
50.12　大三島橋着工
51. 7　大鳴門橋着工
52. 1　因島大橋着工
52. 4　早期完成ルートとして児島・坂出ルート内定
52.11　第三次全国総合開発計画で児島・坂出ルート決定
53.10　児島・坂出ルート着工
54. 1　伯方・大島大橋追加決定
54. 5　大三島橋供用
56. 3　伯方・大島大橋着工
56. 6　本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法が成立
58.12　因島大橋供用
60. 6　大鳴門橋供用
60. 8　明石海峡大橋を道路単独橋とする方針決定
60.12　明石海峡大橋及び生口橋追加決定
61. 4　明石海峡大橋着工
61. 5　生口橋着工
62.12　来島大橋追加決定
63. 1　伯方・大島大橋供用
63. 2　日本道路公団より尾道大橋を管理替え
63. 4　児島・坂出ルート供用
63. 5　来島大橋着工
平成元.12　多々羅大橋追加決定
2. 8　多々羅大橋着工
3.12　生口橋供用
5. 7　新尾道大橋着工
10. 4　明石海峡大橋供用
11. 5　新尾道大橋，多々羅大橋，来島海峡大橋供用
11.12　尾道大橋を広島県道路公社へ移管
16. 6　道路関係四公団民営化関係四法成立
17.10　本州四国連絡高速道路株式会社設立
18. 3　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と一般国道28号(本州四国連絡道路(神戸・鳴門ルート))等に関する協定を締結
26. 3　全国路線網に編入

(4)　本四高速の料金水準と償還期間の経緯

料金改定時期	S54.5	S58.10	S60.5	S62.5	S63.1	S63.1	H3.11	H9.12	H15.3	H17.10	H26.4	H26.11
主な改定理由	大三島橋供用	因島大橋供用	大鳴門橋供用	大鳴門橋関連区間供用	伯方・大島大橋供用	瀬戸中央自動車道供用	生口橋供用	明石海峡大橋供用	新特別料金認可	民営化	「整備重視の料金」から「利用重視の料金」への見直し	特定更新工事の着手
対象延長	96km	103km	103km	140km	143km	143km	178km	186km	186km	172.9km		
普通車料金水準 陸上部 海峡部 明石海峡大橋 （税抜）	40円/km 280円/km －	34円/km 408円/km －		35円/km 420円/km －				〈基本料金※1から20%の引き下げ〉 31.2円/km 280.8円/km 449.28円/km	〈基本料金※1から28%の引き下げ〉 28.08円/km 252.72円/km 404.35円/km		24.6円/km 108.1円/km 108.1円/km	
償還期間	28年間	33年間						50年間	50年間 （有利子債務等） （1996～2045）	45年間※2 （有利子債務等） （2005～2050）		51年間 （有利子債務等） （2014～2065）

＜参考＞ H1.4～ 消費税導入（3%）　　H26.4～ 消費税引き上げ（5→8%）
H9.4～ 消費税引き上げ（3→5%）　　R1.10～ 消費税引き上げ（8→10%）

国による有利子債務処理（1.46兆円）

※1 基本料金の水準は陸上部39円/km, 海峡部351円/km、明石海峡大橋561.6円/km
※2 平成26年6月に道路法等の一部を改正する法律が公布されたことにより料金徴収期間を最長15年間延長することが可能となった。

3. 一般国道の自動車専用道路

(1) 一般国道の自動車専用道路として整備する高規格幹線道路

路線名	区間	経過する都道府県
日高自動車道	苫小牧～浦河	北海道
深川・留萌自動車道	深川～留萌	北海道
旭川・紋別自動車道	旭川～紋別	北海道
帯広・広尾自動車道	帯広～広尾	北海道
函館・江差自動車道	函館～江差	北海道
津軽自動車道	青森～鰺ヶ沢	青森県
三陸縦貫自動車道	仙台～宮古	宮城県,岩手県
八戸・久慈自動車道	八戸～久慈	青森県，岩手県
首都圏中央連絡自動車道	横浜～木更津	神奈川県,東京都,埼玉県,茨城県,千葉県
中部縦貫自動車道	松本～福井	長野県，岐阜県,福井県
能越自動車道	輪島～砺波	石川県,富山
伊豆縦貫自動車道	沼津～下田	静岡県
三遠南信自動車道	飯田～浜松	長野県，愛知県，静岡県
東海環状自動車道	豊田～四日市	愛知県，岐阜県，三重県
京奈和自動車道	京都～和歌山	京都府，奈良県，和歌山県
西神自動車道	神戸～神戸	兵庫県
京都縦貫自動車道	宮津～京都	京都府
北近畿豊岡自動車道	豊岡～丹波	兵庫県
尾道・福山自動車道	尾道～福山	広島県
東広島・呉自動車道	東広島～呉	広島県
本州四国連絡道路	神戸～鳴門	兵庫県，徳島県
	早島～坂出	岡山県，香川県
	尾道～今治	広島県，愛媛県
今治・小松自動車道	今治～西条	愛媛県
高知東部自動車道	高知～安芸	高知県
西九州自動車道	福岡～武雄	福岡県，佐賀県，長崎県
南九州西回り自動車道	八代～鹿児島	熊本県，鹿児島県
那覇空港自動車道	那覇空港～西原	沖縄県

(2)　供用開始予定の区間(一般国道自動車専用道路)

① 2023年(令和5年)度中供用開始予定

一般国道自動車専用道路				
1	能越自動車道	のと三井～のと里山空港	5	直轄
2	中部縦貫自動車道	勝原～九頭竜	10	直轄
	小計	2区間	15	
高速自動車国道に並行する一般国道自動車専用道路				
3	山陰自動車道	大田中央・三瓶山～仁摩・石見銀山	13	直轄
	小計	1区間	13	
新規開通合計		3区間	28	

② 2024年(令和6年)度中供用開始予定

一般国道自動車専用道路				
1	首都圏中央連絡自動車道	大栄～松尾横芝　※1	19	直轄、NEXCO
2	東海環状自動車道	山県～大野神戸	19	直轄、NEXCO
3	東海環状自動車道	(仮称)北勢～大安	7	直轄、NEXCO
4	北近畿豊岡自動車道	(仮称)豊岡～但馬空港	2	直轄
5	高知東部自動車道	高知龍馬空港IC～香南のいちIC※2	4	直轄
	小計	5区間	51	
高速自動車国道に並行する一般国道自動車専用道路				
6	北海道横断自動車道	(仮称)仁木～余市	3	直轄
7	近畿自動車道紀勢線	(仮称)紀宝～(仮称)新宮北	2	直轄
8	近畿自動車道紀勢線	(仮称)串本～すさみ南※2	19	直轄
9	山陰自動車道	出雲～(仮称)湖陵　※3	4	直轄
10	山陰自動車道	(仮称)湖陵～出雲多伎	5	直轄
	小計	5区間	33	
新規開通合計		10区間	84	

※1 用地取得等が順調に進んだ場合
※2 令和7年春頃開通予定
※3 大規模法面対策工事等が順調に進捗した場合

注) 2023 年(令和 5 年)6 月末時点

4. その他

(1) 空港・港湾からの高規格幹線道路等までのアクセス状況

（上段：箇所数、下段：割合）

	最短時間 10分以内	最短時間 20分以内	最短時間 30分以内	最短時間 30分以上
空港 【50箇所】	22箇所 44%	20箇所 40%	5箇所 10%	3箇所 6%
うち、会社管理空港、国管理空港、特定地方管理空港【28箇所】	14箇所 50%	8箇所 29%	4箇所 14%	2箇所 7%
港湾 【118箇所】	27箇所 23%	45箇所 38%	21箇所 18%	25箇所 21%
うち、国際戦略港湾、国際拠点港湾【23箇所】	8箇所 35%	12箇所 52%	3箇所 13%	0箇所 0%

空港：会社管理空港，国管理空港，特定地方管理空港，ジェット空港

港湾：国際戦略港湾，国際拠点港湾，重要港湾（離島を除く）

※民間プローブデータ（H27.10）を用いて算出

※高規格幹線道路等とは，高規格幹線道路のほかに指定都市高速を含む

(2) 道路空間の有効活用

高速道路の占用料収入（2022 年（令和４年）度実績）	約 26 億円
直轄道路の占用料収入（2022 年（令和４年）度実績）	約 57 億円

(3) 一時退出関係

① 高速道路ガソリンスタンド 空白区間数（100km以上）	40区間（2023年（令和5年）6月時点）
うち150km以上	0区間
② 路外給油サービス社会実験実施状況	
中国道　吉和IC、六日市IC （H27.4.20より実施、H30.3.22で終了）	平均利用台数　1.8台／日 （集計期間：H27.4.20～H30.3.22）
磐越道　新津IC （H28.7.16より実施）	平均利用台数　1.4台／日 （集計期間：H28.7.16～R5.3.31）
東海北陸道　福光IC （H28.7.15より実施）	平均利用台数　0.7台／日 （集計期間：H28.7.15～R5.3.31）
東北自動車道　十和田IC （H29.4.26より実施）	平均利用台数　1.5台／日 （集計期間：H29.4.26～R5.3.31）

(4) SA･PA 関係（2023 年(令和５年)６月末時点）

全国のSA･PAの数※	886箇所
うち SA	238箇所
うち PA	648箇所

全国のウェルカムゲートの数※	321箇所
うち NEXCO 東日本	112箇所
うち NEXCO 中日本	128箇所
うち NEXCO 西日本	79箇所
うち首都高速	1箇所
うち本四高速	1箇所

全国のハイウェイオアシスの数	24箇所
うち NEXCO 東日本	11箇所
うち NEXCO 中日本	7箇所
うち NEXCO 西日本	4箇所
うち首都高速	1箇所
うち本四高速	1箇所

※　上下線別にカウント(集約型は１とカウント)

(5)　逆走関係

① 逆走発生件数の推移と発生箇所

・H23年～R4年で2,430件発生、年間平均で203件発生　（概ね2日に1回以上）

・うち約6割はIC・JCTで逆走を開始

暦年	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	合計
発生件数	211	209	143	212	259	249	207	200	200	148	188	204	2,430
IC･JCT	96	113	84	106	158	151	125	115	129	85	118	128	1,408
SA･PA	19	14	10	15	15	13	12	12	17	5	11	12	155
本線	34	33	26	56	67	38	45	35	36	33	37	37	477
その他	0	2	0	2	1	0	1	1	0	0	1	2	10
不明	62	47	23	33	18	47	24	37	18	25	21	25	380

データ：H23～R4 年の高速道路（国土交通省及び高速道路会社管理）における事故または確保に至った逆走事案（全 2,430 件）

出　典：警察の協力を得て国土交通省・高速道路会社が作成

② 逆走事故件数の推移

・逆走発生件数に占める事故の割合は約 2 割

暦年	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	合計
事故件数 逆走発生件数 全体に占める 事故割合	27 (13%)	43 (21%)	34 (24%)	50 (24%)	46 (18%)	57 (23%)	44 (21%)	32 (16%)	45 (23%)	26 (18%)	44 (23%)	44 (22%)	492 (20%)
死傷事故	11	19	16	21	26	25	17	14	19	6	10	12	196
死亡事故	5	4	5	5	8	7	5	1	4	1	4	3	52
人身事故	6	15	11	16	18	18	12	13	15	5	6	9	144
物損事故	16	24	18	29	20	32	27	18	26	20	34	32	296

データ：H23～R4 年の高速道路（国土交通省及び高速道路会社管理）における逆走による事故件数（全 492 件）

出　典：警察の協力を得て国土交通省・高速道路会社が作成

③ 逆走事案の特徴（H23～R4年の事案より）

・75歳以上の割合が高い（免許保有者の8%であるのに対し，45%を占める）

・過失または故意による事例が6割，逆走の認識がない事例が約3割を占める。

運転者の年齢	逆走事案の運転者割合※1	（参考）免許保有者年齢構成※2
30歳未満	8%	13%
30～65歳未満	24%	63%
65～75歳未満	22%	16%
75歳以上	45%	8%

逆走開始時の認識	割合
過失または故意による逆走	62%
最後まで逆走の認識無し	26%
その他・不明・調査不能	12%

※1　1%が不明

※2　R4年度運転免許統計より

データ：H23～R4 年の高速道路（国土交通省及び高速道路会社管理）における事故または確保に至った逆走事案（全 2,430 件）を集計
ただし、逆走開始時の認識については、H27～R4 の逆走事案（全 1,655 件）を集計

出　典：警察の協力を得て国土交通省・高速道路会社が作成

④ 逆走事故の特徴（H23～R4年の事案より）

・逆走事故は，事故全体と比較して，死傷事故となる割合が約4倍，死亡事故となる割合が約39倍

種別	事故全体に占める割合（A）	逆走事故に占める割合（B）	B/A
死傷事故	9.3%	40%	約 4 倍
死亡事故	0.3%	11%	約 39 倍
人身事故	9.0%	29%	約 3 倍
物損事故	90.7%	60%	約 0.7 倍

データ：H23～R4 年計（(A) 全 60 万件の内訳 (B) 全 492 件の内訳）

出　典：高速道路会社が管理する高速道路の状況（高速道路会社調べ）

(6) 誤進入関係

① 誤進入の発生件数・発生箇所の推移

・発生件数（確保に至った事案）は令和2年から2年間連続で減少傾向だったが、令和4年は増加。

・誤進入事案のうち，約７割はICで発生。

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	合計
発生件数	2,598	2,512	2,816	3,338	3,501	3,678	3,733	3,823	3,998	3,662	3,392	3,828	40,879
IC	1,436	1,443	1,717	2,057	2,365	2,456	2,817	2,910	3,208	2,869	2,710	3,023	29,011 (71%)
本線	91	67	125	355	348	338	265	310	100	122	170	167	2,458 (6%)
SA･PA	127	103	127	163	160	174	195	130	151	82	89	97	1,598 (4%)
その他	82	101	88	176	158	137	159	126	119	123	95	177	1,541 (4%)
不明	862	798	759	587	470	573	297	347	420	466	328	364	6,271 (15%)

② 誤進入の理由

・約６割弱は道間違い・誤進入によるもの。

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	合計
発生件数	2,598	2,512	2,816	3,338	3,501	3,678	3,733	3,823	3,998	3,662	3,392	3,828	40,879
道間違い・誤進入	1,202	1,227	1,349	1,880	2,151	2,186	2,437	2,316	2,828	2,510	1930	2,074	24,090 (59%)
認知症・精神障害	341	338	330	365	403	471	475	486	432	446	406	427	4,920 (12%)
酒酔い	97	94	77	60	62	80	90	92	93	56	62	103	966 (2%)
その他	361	310	336	667	581	544	393	570	336	416	718	984	6,216 (15%)
不明	597	543	724	366	304	397	338	359	309	234	276	240	4,687 (12%)

データ：H23年4月～R5年3月の高速道路（国土交通省及び高速道路会社管理）における確保または事故に至った誤進入事案（全40,879件）

出　典：国土交通省・高速道路会社が作成

③ 誤進入手段の推移

・徒歩と原付がそれぞれ約４割強，残りを自転車が占める。

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	合計
発生件数	2,598	2,512	2,816	3,338	3,501	3,678	3,733	3,823	3,998	3,662	3,392	3,828	40,879
徒歩	1,454	1,386	1,464	1,636	1,593	1,581	1,511	1,399	1,249	1,024	1,021	1,152	16,470 (40%)
原付	581	607	838	1,056	1,230	1,445	1,623	1,785	2,111	2,089	1,925	2,160	17,450 (43%)
自転車	563	519	507	636	670	643	599	631	638	549	441	510	6,906 (17%)
その他	0	0	7	10	8	9	0	8	0	0	5	6	53 (0%)

④ 誤進入者の年代

・誤進入発生件数の割合で最も高いのは20代であり、約2割を占める。

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	合計
発生件数	2,598	2,512	2,816	3,338	3,501	3,678	3,733	3,823	3,998	3,662	3,392	3,828	40,879
10 代以下	174	168	210	333	360	335	415	361	349	310	304	411	3,730 (9%)
20 代	354	373	450	632	678	858	826	860	911	960	811	975	8,688 (21%)
30 代	185	177	229	263	323	365	395	395	486	492	381	454	4,145 (10%)
40 代	121	123	158	193	247	278	262	277	308	297	234	337	2,835 (7%)
50 代	147	146	143	180	202	179	187	225	230	209	210	288	2,346 (6%)
60 代	260	254	224	294	312	305	308	287	293	220	177	192	3,126 (8%)
70 代	425	427	462	608	655	524	504	529	540	460	401	455	5,990 (15%)
80 代	226	248	229	229	233	325	337	360	360	403	318	370	3,638 (9%)
90 代以上	2	7	4	3	11	19	34	26	26	23	23	34	212 (0%)
不明	704	589	707	603	480	490	465	503	495	288	533	312	6,169 (15%)

データ：H23年4月～R5年3月の高速道路（国土交通省及び高速道路会社管理）における確保または事故に至った誤進入事案（全40,879件）

出　典：国土交通省・高速道路会社が作成

(7)　暫定二車線

①　暫定二車線の延長（高規格幹線道路（有料））

（単位：km）

年 度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
延 長	2,530	2,579	2,591	2,517	2,549	2,478	2,472	2,427

※年度末における延長

②　暫定二車線の延長（高規格幹線道路（無料））

（単位：km）

年 度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
延 長	1,646	1,677	1,774	1,866	1,895	1,916	1,988	1,982

※年度末における延長

③　対向車線飛び出し事故（高規格幹線道路（有料））

件数（総事故に占める割合）		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
事故件数	死亡	12 (4%)	17 (6%)	11 (4%)	8 (3%)	16 (6%)	2 (1%)	3 (2%)	4 (4%)
	負傷	61 (18%)	59 (20%)	60 (20%)	54 (18%)	67 (26%)	36 (18%)	25 (20%)	22 (21%)
	物損	261 (78%)	218 (74%)	232 (76%)	237 (79%)	176 (68%)	161 (81%)	96 (78%)	79 (75%)
	計	334	294	303	299	259	199	124	105
死傷者数	死亡	12 (7%)	21 (11%)	11 (7%)	11 (8%)	19 (10%)	3 (5%)	3 (8%)	6 (8%)
	負傷	149 (93%)	172 (89%)	154 (93%)	119 (93%)	162 (90%)	55 (95%)	35 (92%)	74 (92%)
	計	161	193	165	130	181	58	38	80

※高速道路会社、地方道路公社調べ

④　死傷事故率、死亡事故率（高速自動車国道（有料））

（単位：件/億台キロ）

		R1	R2	R3	R4
死傷事故率	暫定二車線(A)	2.22	2.19	2.14	2.38
	四車線以上(B)	3.12	2.75	2.75	2.99
	比率(A/B)	0.71	0.80	0.78	0.80
死亡事故率	暫定二車線(A)	0.22	0.11	0.06	0.10
	四車線以上(B)	0.10	0.08	0.10	0.10
	比率(A/B)	2.20	1.38	0.60	1.00

※高速道路会社、地方道路公社調べ

(8)　ワイヤロープ関係（2023年（令和5年）３月末時点）

路線名		区間			設置延長	飛び出し事故	WR接触事故件数
1	道央道	大沼公園	～	士別剣淵	84.1km	－	581件
2	道東道	千歳恵庭JCT	～	足寄	86.3km	3件	521件
3	後志道	余市	～	小樽JCT	3.1km	－	30件
4	青森道	青森中央	～	青森 東	10.9km	－	30件
5	八戸道	八戸JCT	～	八戸北	8.0km	－	13件
6	秋田道	北上JCT	～	能代 南	61.3km	4件	323件
7	日東道	豊栄SAスマートIC	～	秋田空港	49.1km	－	313件
8	釜石道	東和	～	花巻JCT	8.2km	－	23件
9	東中道	米沢北	～	東根	28.0km	－	74件
10	常磐道	相馬	～	山元	18.6km	1件	66件
11	山形道	湯殿山	～	鶴岡JCT	24.9km	－	58件
12	磐越道	会津若松	～	新潟中央JCT	22.7km	－	199件
13	東関東道	茨城空港北	～	茨城町JCT	4.5km	－	9件
14	深川留萌道	深川JCT	～	深川西	2.1km	-	2件
15	百石道	八戸北	～	下田百石	1.5km	－	5件
16	湯沢横手道	湯沢	～	横手JCT	8.3km	－	17件
17	仙台北部道路	利府しらかし台	～	富谷JCT	7.1km	－	19件
18	仙台南部道路	今 泉		仙台 南	3.1km	－	9件
19	富館道	富津竹岡	～	富浦	4.8km	－	39件
20	圏央道	五霞	～	茂原長南	43.0km	－	184件
21	横横道	浦賀	～	馬堀海岸	0.2km	－	－
22	東海環状	土岐JCT	～	山県	8.2km	－	39件
23	紀勢道	勢和多気	～	紀伊長島	4.1km	－	35件
24	舞若道	舞鶴西	～	敦賀JCT	19.1km	－	65件

	路線名	区間			設置延長	飛び出し事故	WR接触事故件数
25	中部横断道	新清水JCT	～	双葉JCT	4.3km	1	16件
26	中央道	河口湖	～	富士吉田	0.6km	－	1件
27	東富士五湖道	富士吉田	～	須走	9.8km	－	34件
28	東海北陸	白川郷	～	南砺SIC	3.7km	－	12件
29	京都縦貫	園部	～	丹波	2.0km	－	15件
30	京奈和道路	田辺北	～	木津	7.8km	－	27件
31	播磨道	播磨JCT	～	播磨新宮	3.7km	－	－
32	南阪奈	羽曳野	～	新庄	1.8km	－	7件
33	岡山道	賀陽	～	北房	3.4km	－	11件
34	山陽道	宇部JCT	～	下関JCT	15.2km	－	36件
35	松江道	出雲	～	三刀屋木次	2.0km	－	6件
36	浜田道	千代田JCT	～	浜田	27.0km	－	86件
37	山陰道	米子西	～	浜田JCT	26.0km	－	76件
38	米子道	蒜山	～	米子	5.0km	－	20件
39	西瀬戸自動車道	西瀬戸尾道	～	今治	13.6km	－	20件
40	徳島道	鳴門JCT	～	川之江 東 JCT	26.6km	－	92件
41	松山道	松山	～	西予宇和	14.0km	－	54件
42	高知道	高知	～	須崎 東	10.6km	－	46件
43	今治小松道	今治湯ノ浦	～	いよ小松JCT	4.6km	－	9件
44	東九州道	苅田北九州空港	～	末吉財部	85.0km	2件	360件
45	日出BP	速見	～	日出	2.9km	－	7件
46	西九州道	武雄 南	～	佐世保大塔	4.4km	－	16件
47	南九州道	八代JCT	～	鹿児島西	13.9km	－	39件
合計					約800km※	11件	3,644件

※端数処理により合計が合わない場合がある。

(9)　未償還残高（機構＋会社）

（単位：兆円・税込）

	6社合計	
	未償還残高	
		有利子
民営化（H17.10.1）	43.3	38.1
R4期末（R5.3.31）※機構分	31.3	25.7

(10)　供用開始年月と路線延長

		供用開始年月	路線延長 (R5.4.1時点)
NEXCO	高速自動車国道	1963.7（S38）　名神高速道路（栗東（りっとう）～尼崎）　71.1km	8,486km
	一般有料道路	1958.3（S33）　一般国道2号　関門トンネル 3.5km	1,216km
本四高速		1985.6（S60）　神戸淡路鳴門　21.8km 1988.4（S63）　瀬戸中央　37.3km 1979.5（S54）　西瀬戸　6.8km	173km
首都高速		1962.12（S37）　都心環状線・1号羽田線 （京橋～芝浦）　4.5km	327km
阪神高速		1964.6（S39）　1号環状線（土佐堀（とさぼり）～湊町（みなとまち））2.3km	258km
合計			10,460km

※　一般有料道路においては、参宮道路（三重県）10.6kmがS28年に開通しているが、無料開放されているため対象外
※　端数処理の関係により合計が一致しない場合がある

(11)　継続が必要な料金徴収期間と更新事業規模（令和５年３月末時点）（税込）

	NEXCO	本四高速	首都高速	阪神高速
大規模更新	約 24,024 億円	—	約 6,812 億円	約 1,532 億円
	（約 233km）	—	（約 9km）	（約 5km）
大規模修繕	約 17,160 億円	約 265 億円	約 2,535 億円	約 2,705 億円
	（約 1,986km）	（約 30km）	（約 55km）	（約 86km）
合計	約 41,184 億円	約 265 億円	約 9,347 億円	約 4,237 億円
	（約 2,219km）	（約 30km）	（約 64km）	（約 91km）
継続が必要な料金徴収期間	13 年程度	13 年程度	15 年程度	12 年程度
代表箇所の例 ※事業費は更新計画時	中国自動車道 宮ノ前（みやのまえ）高架橋 約 1.8km　約 359 億円	神戸淡路鳴門自動車道 亀浦（かめうら）高架橋 約 0.6km　約 40 億円	1 号羽田線 東品川（ひがしなかわ）桟橋・鮫洲（さめず）埋立部 約 1.9km　約 900 億円	大阪池田線 大豊橋（おおとよはし）付近 約 0.3km　約 126 億円

○　地域高規格道路

1.　地域高規格道路の概要

① 地域高規格道路は，高規格幹線道路と一体となって，高い速度サービスを提供する道路として整備を推進。

② 長期的には，既存ストックの有効活用を含めて，6,000～8,000㎞のネットワークを形成。

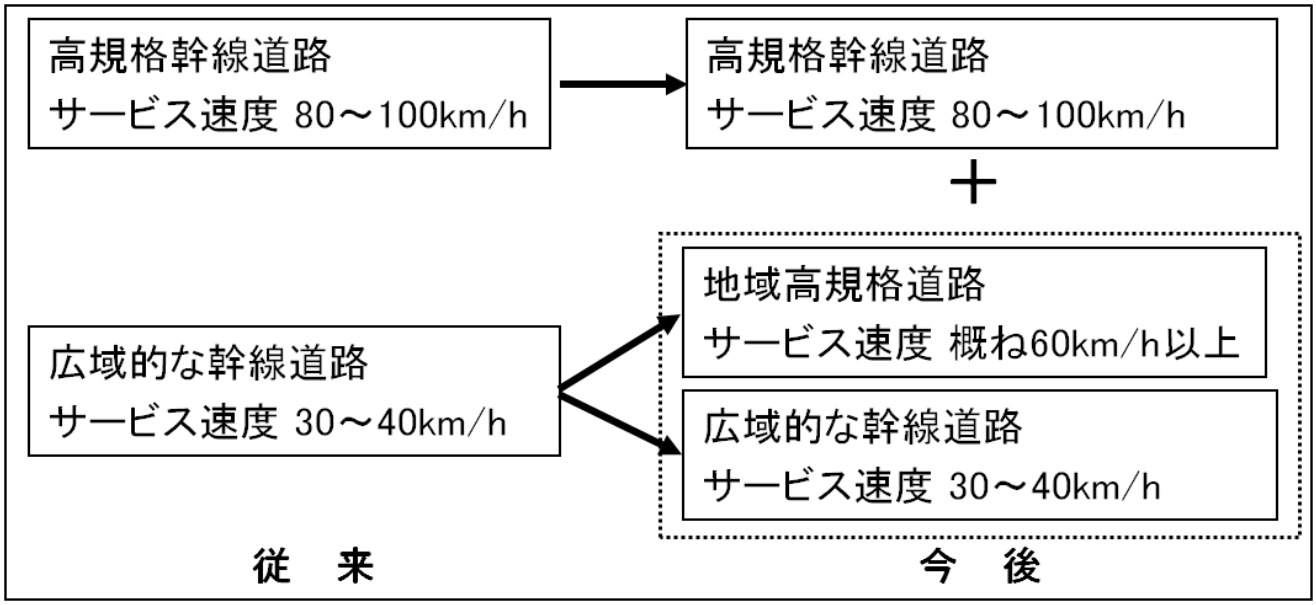

2.　供用開始予定の区間（地域高規格道路）

(1) 2023年(令和5年)度中供用開始予定

	路線名	箇所名	延長(km)	事業主体
1	新潟山形南部連絡道路	梨郷道路(長井市大字今泉～南陽市大字竹原)	7	直轄
2	松山外環状道路	松山外環状道路空港線(余戸南～東垣生) ※1	2	直轄
3	高知松山自動車道	越知道路(2工区)(高岡郡越知町越知丙～高岡郡越知町越知丁) ※2	2	直轄
4	中津日田道路	三光本耶馬渓道路(田口～青の洞門・羅漢寺)	5	直轄
5	島原道路	森山拡幅(森山東～森山西)	3	直轄
6	上信自動車道	吾妻西バイパス(松谷～厚田)	7	群馬県
7	銚子連絡道路	山武東総道路二期(横芝光町芝崎～匝瑳市横須賀)	5	千葉県
8	茂原・一宮・大原道路	茂原一宮道路(長南町坂本～茂原市台田)	3	千葉県
9	阿南安芸自動車道	北川道路2-2工区(和田トンネル区間)	3	高知県
10	北薩横断道路	広瀬道路(求名～広瀬)	6	鹿児島県
新規開通合計		10区間	43	

※1　令和6年春頃開通予定
※2　令和5年6月10日開通

(2)　2024年(令和6年)度中供用開始予定

	路線名	箇所名	延長(km)	事業主体
1	道央圏連絡道路	中樹林道路(空知郡南幌町南15線西～江別市江別太)	7	直轄
2	名豊道路	蒲郡バイパス(豊川為当～蒲郡)　※1	9	直轄
3	岡山環状道路	岡山環状南道路(岡山市南区藤田～岡山市南区古新田)　※2	3	直轄
4	都城志布志道路	都城道路(Ⅱ期)(都城～乙房)	6	直轄
5	常総・宇都宮東部連絡道路	宇都宮高根沢バイパス(野高谷～刈沼)	2	栃木県
6	金谷御前崎連絡道路	金谷相良道路Ⅱ(島田市菊川～菊川市倉沢)	3	静岡県
7	伊勢志摩連絡道路	磯部バイパス(恵利原～五知)	3	三重県
8	東播磨道	(主)加古川小野線(東播磨道北工区)	4	兵庫県
新規開通合計		8区間	37	

※1 大規模切土工事が順調に進んだ場合
※2 大規模橋梁工事･軟弱地盤対策工事等が順調に進捗した場合

※　1.（主）は主要地方道、（一）は一般県道、一般市道を示す。

2. 2023年(令和5年)6月末時点

3. 事業主体が直轄以外の開通予定については，事業主体が公表している資料によるもの

○　都市高速道路

1. 首都高速道路（2023年(令和５年)３月末現在）

区分	路線名	区間 起点	区間 終点	延長(km) 総延長	延長(km) 供用延長
供用中路線	１号線	台東区北上野	大田区羽田旭町	21.9	21.9
	２号線	中央区銀座	品川区戸越	8.5	8.5
	２号分岐線	港区麻布十番	港区六本木	1.5	1.5
	３号線	千代田区隼町	世田谷区上用賀	14.6	14.6
	４号線	中央区八重洲	杉並区上高井戸	18.6	18.6
	４号分岐線	千代田区大手町	中央区日本橋小網町	1.0	1.0
	５号線	千代田区一ツ橋	板橋区三園	17.8	17.8
	６号線	中央区日本橋兜町	足立区加平	15.6	15.6
	７号線	墨田区千歳	江戸川区谷河内	10.4	10.4
	８号線	中央区銀座	中央区銀座	0.1	0.1
	９号線	中央区日本橋箱崎町	江東区辰巳	5.3	5.3
	晴海線	中央区晴海	江東区有明	2.7	2.7
	１１号線	港区海岸	江東区有明	5.0	5.0
	葛飾江戸川線	葛飾区四つ木	江戸川区臨海町	11.2	11.2
	中央環状王子線	板橋区板橋	足立区江北	7.1	7.1
	中央環状新宿線	目黒区青葉台	板橋区熊野町	11.0	11.0
	湾岸線	横浜市金沢区並木	市川市高谷	62.1	※ 62.1
	中央環状品川線	品川区八潮	目黒区青葉台	9.4	9.4
	湾岸分岐線	大田区昭和島	大田区東海	1.9	1.9
	葛飾川口線	葛飾区小管	川口市大字西新井宿	18.5	18.5
	足立三郷線	足立区加平	三郷市番匠免	7.5	7.5
	板橋戸田線	板橋区三園	戸田市美女木	3.7	3.7
	横浜羽田空港線	横浜市中区本牧ふ頭	大田区羽田旭町	22.6	22.6
	横浜高速１号線	横浜市西区高島	横浜市神奈川区三ツ沢西町	2.3	2.3
	横浜高速２号線	横浜市中区元町	横浜市保土ケ谷区狩場町	7.7	7.7
	横浜高速湾岸線	横浜市中区本牧ふ頭	横浜市鶴見区生麦	4.6	※ 4.6
	横浜北線	横浜市都筑区川向町	横浜市鶴見区生麦	8.2	8.2
	横浜北西線	横浜市青葉区下谷本町	横浜市都筑区川向町	7.1	7.1
	大宮線	さいたま市緑区大字三浦	戸田市美女木	13.8	13.8
	小計			321.7	321.7
事業中	川崎縦貫線	川崎市川崎区富士見	川崎市川崎区浮島町	7.9	5.5
	一般国道17号（新大宮上尾道路）	さいたま市中央区円阿弥	上尾市堤崎	8.0	
	小計			15.9	5.5
	合計			337.6	327.2

※重複延長2.8km（本牧ふ頭～大黒ふ頭）は湾岸線に含む

利用台数

年度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
交通量(千台)	421,759	424,184	420,603	418,826	408,265	409,061	407,236	417,163	419,475	419,654
年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
交通量(千台)	406,858	408,705	406,562	350,064	346,542	346,931	344,499	354,354	358,954	365,168
年度	H30	R1	R2	R3	R4					
交通量(千台)	370,226	366,364	326,933	343,106	364,560					

※平成 10 年から 22 年度までは料金圏毎の利用に対して台数を集計。なお，平成 24 年１月から料金圏のない対距離制に移行しているため，平成 23 年４月～12 月は料金圏がなかったと仮定して集計。

首都圏の高速道路の断面交通量【令和４年度日平均交通量】

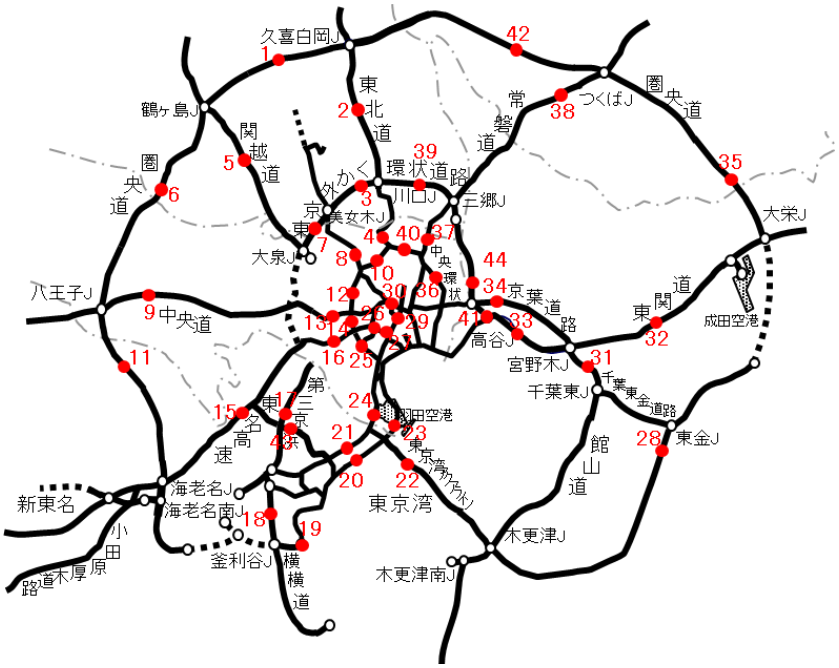

番号	路線名	交通量（台/日）
1	圏央道（川島～桶川北本）	60,400
2	東北道（岩槻～蓮田 SIC）	92,500
3	外環道（外環浦和～川口西）	84,000
4	川口線（江北 JCT～鹿浜橋）	87,200
5	関越道（三芳 SIC～川越）	94,700
6	圏央道（青梅～入間）	67,600
7	外環道（和光～和光北）	79,900
8	池袋線（板橋 JCT～板橋本町）	96,300
9	中央道（八王子～国立府中）	67,400
10	中央環状線（新板橋～王子南）	74,600
11	圏央道（相模原～高尾山）	64,100
12	中央環状線（西池袋～熊野町 JCT）	83,400
13	新宿線（西新宿 JCT～初台）	93,300
14	中央環状線（初台南～富ヶ谷）	88,000
15	東名（横浜青葉～横浜町田）	117,600
16	渋谷線（大橋 JCT～池尻）	98,800
17	第三京浜（都筑～港北）	82,600
18	横浜横須賀道路(日野～港南台)	39,800
19	湾岸線（横横金沢支線接続部）	15,700
20	湾岸線（川崎浮島 JCT～東扇島）	90,000
21	横羽線（大師 JCT～浜川崎）	77,700
22	東京湾アクアライン（川崎浮島 JCT～海ほたる PA）	51,500

番号	路線名	交通量（台/日）
23	湾岸線（湾岸環八～川崎浮島 JCT）	95,700
24	羽田線（羽田～大師）	81,800
25	中央環状線（五反田～大橋 JCT）	65,000
26	都心環状線（飯倉～一ノ橋 JCT）	80,400
27	都心環状線（浜崎橋 JCT～芝公園）	97,700
28	圏央道（東金 JCT～大網白里 SIC）	7,200
29	都心環状線（江戸橋 JCT～宝町）	97,300
30	都心環状線（神田橋～竹橋 JCT）	110,300
31	京葉道路（穴川～貝塚）	92,100
32	東関東道（佐倉～酒々井）	60,100
33	東関東道（高谷 JCT～湾岸市川）	89,500
34	京葉道路（京葉市川・京葉 JCT～原木）	109,300
35	圏央道（稲敷東～神崎）	13,600
36	中央環状線（平井大橋～四つ木）	73,400
37	三郷線（小菅 JCT～加平）	91,400
38	常磐道（谷和原～谷田部）	61,800
39	外環道（草加～外環三郷西）	81,200
40	中央環状線（千住新橋～扇大橋）	82,500
41	湾岸線（高谷 JCT～千鳥町）	75,900
42	圏央道（坂東～常総）	18,700
43	横浜北線（新横浜～馬場）	44,900
44	外環道（市川中央～京葉 JCT）	68,700

トラフィックカウンターデータ調べ

首都近郊道路図

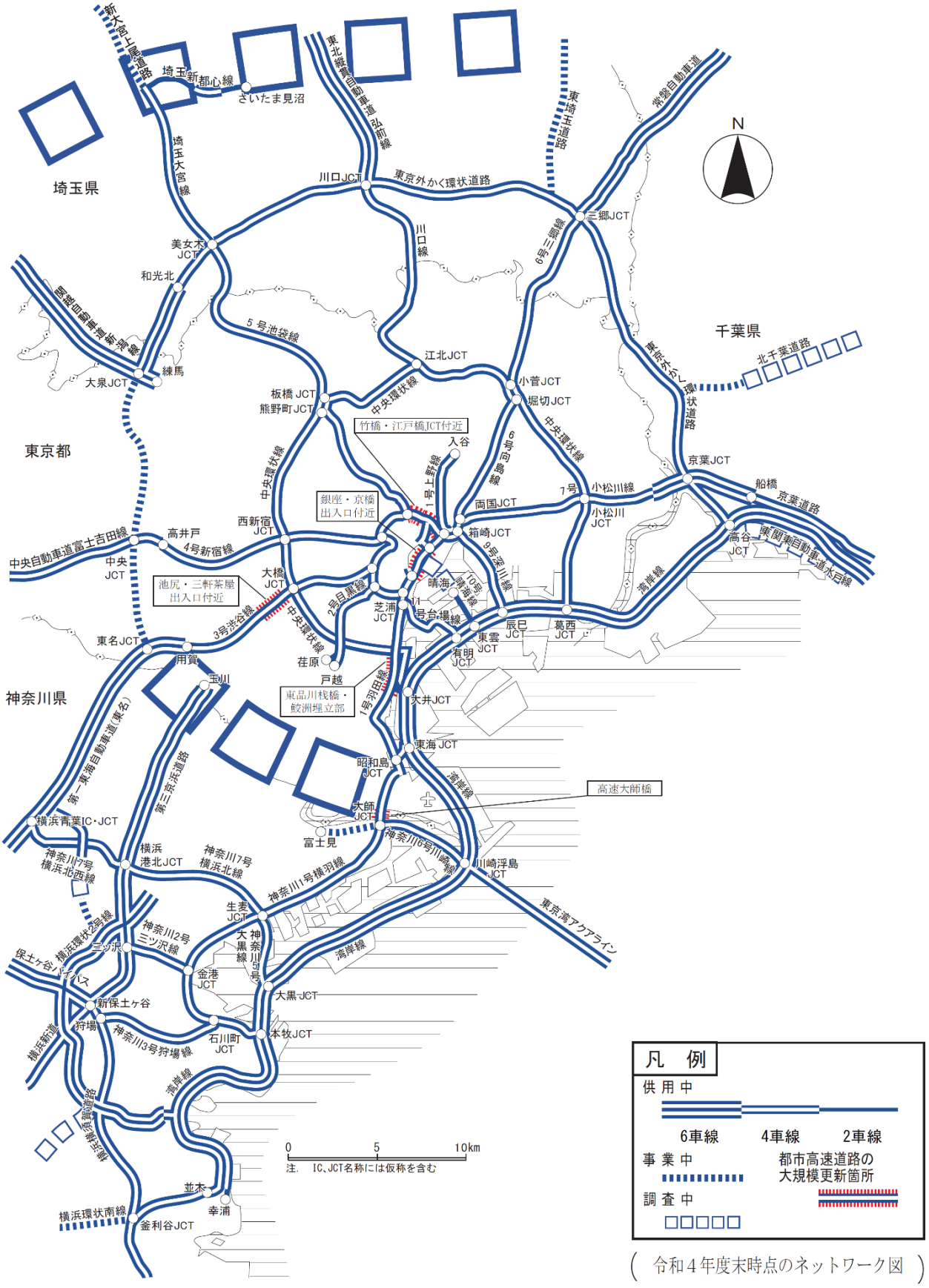

（令和４年度末時点のネットワーク図）

2. 阪神高速道路(2023年(令和５年)３月末現在)

区分	路線名	区間		延長(km)	
		起点	終点	総延長	供用延長
供用中路線	大阪池田線	大阪市西成区山王	池田市木部町	32.8	32.8
	大阪守口線	大阪市北区中之島	守口市大日町	10.8	10.8
	大阪東大阪線	大阪市港区港晴	東大阪市西石切町	19.7	19.7
	大阪松原線	大阪市西成区山王	松原市大堀	11.2	11.2
	大阪堺線	大阪市中央区高津	堺市堺区翁橋町	13.4	13.4
	大阪西宮線	大阪市西区西本町	西宮市今津水波町	14.3	14.3
	湾岸線	神戸市東灘区向洋町東	泉佐野市りんくう往来北	55.8	55.8
	森小路線	大阪市旭区中宮	大阪市旭区新森	1.3	1.3
	西大阪線	大阪市西成区南開	大阪市港区弁天	3.8	3.8
	大和川線	堺市堺区築港八幡町	松原市三宅中	9.7	9.7
	神戸西宮線	神戸市須磨区月見山町	西宮市今津水波町	25.3	25.3
	北神戸線	神戸市西区伊川谷町潤和	西宮市山口町下山口	32.3	32.3
	北神戸線(北延伸線)	神戸市北区有野町唐櫃	神戸市北区有野町有野	3.3	3.3
	湾岸(垂水)線	神戸市垂水区名谷町	神戸市垂水区下畑町	1.2	1.2
	新神戸トンネル	神戸市中央区雲井通	神戸市北区山田町下谷上	8.5	8.5
	神戸山手線	神戸市長田区南駒栄町	神戸市須磨区白川	9.1	9.1
	小計			252.5	252.5
事業中路線	淀川左岸線	大阪市此花区北港	大阪市北区豊崎	10.0	5.6
	淀川左岸線延伸部	大阪市鶴見区緑地公園	大阪市北区豊崎	7.6	0.0
	大阪湾岸道路西伸部	神戸市東灘区向洋町東	神戸市長田区西尻池町	14.5	0.0
	小計			32.1	5.6
	合計			284.6	258.1

利用台数

(千台)

年度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
交通量	347,334	336,827	335,758	330,549	324,350	327,146	330,186	332,490	333,190	329,346
年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
交通量	317,904	314,414	319,763	266,431	264,249	270,448	267,997	272,643	274,951	276,295
年度	H30	R1	R2	R3	R4					
交通量	277,378	259,730	233,465	249,389	258,064					

※平成10年から22年度までは料金圏毎の利用に対して台数を集計。なお，平成24年１月から料金圏のない対距離制に移行しているため，平成23年４月～12月は料金圏がなかったと仮定して集計

近畿圏の高速道路の断面交通量【令和４年度日平均交通量】

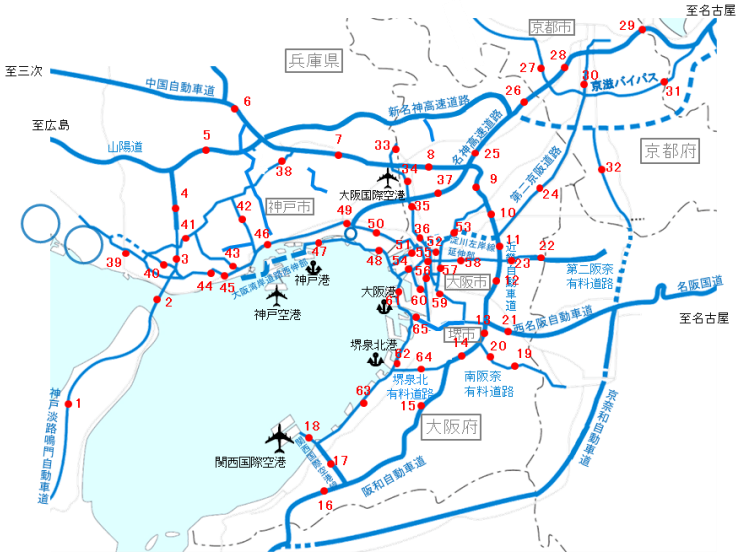

番号	路線名	交通量（台/日）
1	神戸淡路鳴門自動車道（ 北淡～津名一宮 ）	27,200
2	神戸淡路鳴門自動車道（ 垂水～淡路 ）	39,300
3	神戸淡路鳴門自動車道（ 布施畑～垂水 ）	15,000
4	山陽道（三木 JCT～神戸西）	17,800
5	山陽道（神戸北～三木 JCT）	55,300
6	中国道（神戸三田～吉川 JCT）	46,000
7	中国道（宝塚～西宮山口 JCT）	73,400
8	中国道（中国吹田～中国豊中）	27,700
9	近畿道（摂津北～摂津南）	73,600
10	近畿道（守口 JCT～門真）	64,400
11	近畿道（大東鶴見～東大阪北）	115,100
12	近畿道（東大阪南～八尾）	95,600
13	阪和道（松原 JCT～松原）	104,800
14	阪和道（美原南～堺 JCT）	69,600
15	阪和道（堺～岸和田和泉）	36,300
16	阪和道（泉佐野 JCT～泉南）	39,000
17	関西空港道（泉佐野～上之郷）	17,500
18	関空橋（りんくう JCT～関西国際空港）	15,600
19	南阪奈道路（羽曳野東～太子）	30,200
20	南阪奈	20,000
21	西名阪道（藤井寺～柏原）	66,000
22	第二阪奈	34,200
23	13 号東大阪線（東大阪 JCT～中野）	57,400
24	第二京阪（枚方学研～交野北）	70,900
25	名神（茨木～吹田）	94,700
26	名神（大山崎～高槻 JCT）	115,500
27	京都縦貫道（大山崎～長岡京）	23,000
28	名神（京都南～大山崎）	82,400
29	名神（大津～京都東）	79,800
30	第二京阪（起点～巨椋池）	33,100
31	京滋バイパス（南郷～笠取）	57,400
32	京奈道路（田辺西～精華下狛）	18,800
33	11 号池田線（川西小花～神田）	14,000

番号	路線名	交通量（台/日）
34	11 号池田線（大阪空港～豊中北）	52,300
35	11 号池田線（豊中 IC～加島）	68,500
36	11 号池田線（梅田～福島）	72,200
37	名神（吹田～豊中）	66,400
38	７号北神戸線（西宮山口東～西宮山口南）	12,800
39	第二神明（伊川谷～玉津）	85,100
40	第二神明北線（学園南～長坂）	9,000
41	７号北神戸線（布施畑 JCT～布施畑東）	30,400
42	32 号新神戸 TN（箕谷 JCT～新神戸駅）	20,900
43	31 号神戸山手線（湊川 JCT～神戸長田）	15,600
44	第二神明（須磨～名谷）	75,400
45	３号神戸線（月見山(第二神明)～月見山）	62,500
46	３号神戸線（摩耶～生田川）	85,800
47	５号湾岸線（住吉浜～深江浜）	41,100
48	５号湾岸線（尼崎末広～尼崎東海岸）	60,900
49	３号神戸線（西宮 IC～西宮）	78,900
50	３号線（武庫川～尼崎西）	67,600
51	２号淀川左岸線（正蓮寺川～大開）	10,200
52	環状線（堂島～北浜）	76,600
53	12 号守口線（扇町～長柄）	63,500
54	16 号大阪港線（天保山 JCT～波除）	60,100
55	16 号大阪港線（西船場 JCT～阿波座）	83,400
56	15 号堺線（汐見橋～芦原）	50,700
57	環状線（長堀～道頓堀）	61,200
58	13 号東大阪線（森之宮～高井田）	82,900
59	14 号松原線（文の里～駒川）	48,300
60	17 号西大阪線（大正西～大正東）	18,000
61	４号湾岸線（南港北～南港中）	89,600
62	４号湾岸線（助松 JCT～高石）	66,800
63	４号湾岸線（岸和田北～岸和田南）	53,900
64	堺泉北	39,800
65	６号大和川線（三宝 JCT～鉄砲）	29,700

トラフィックカウンターデータ調べ

阪神近郊道路図

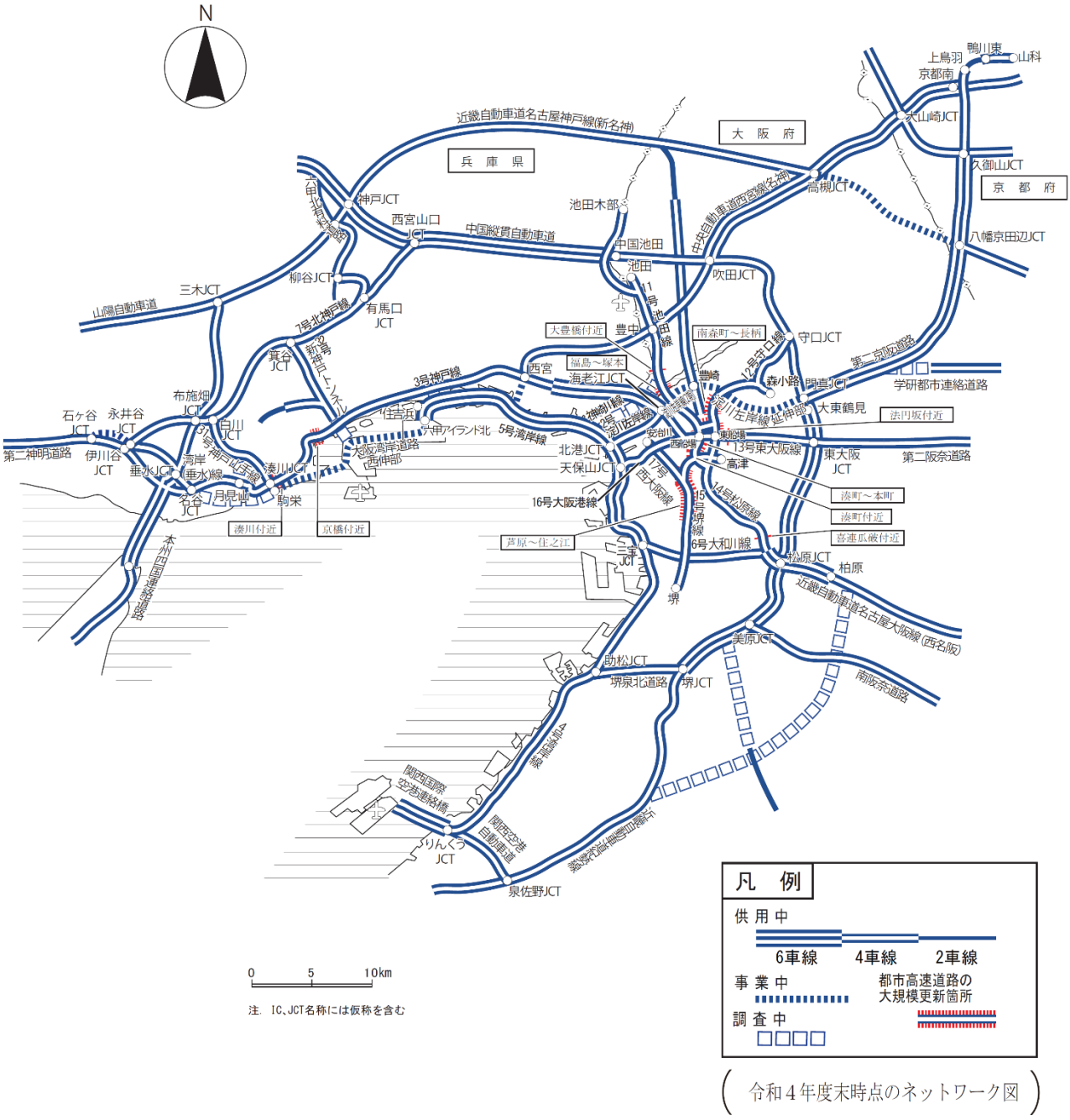

（令和４年度末時点のネットワーク図）

3. 指定都市高速道路(名古屋，福岡・北九州，広島)

〔名古屋高速道路〕

名古屋高速道路図

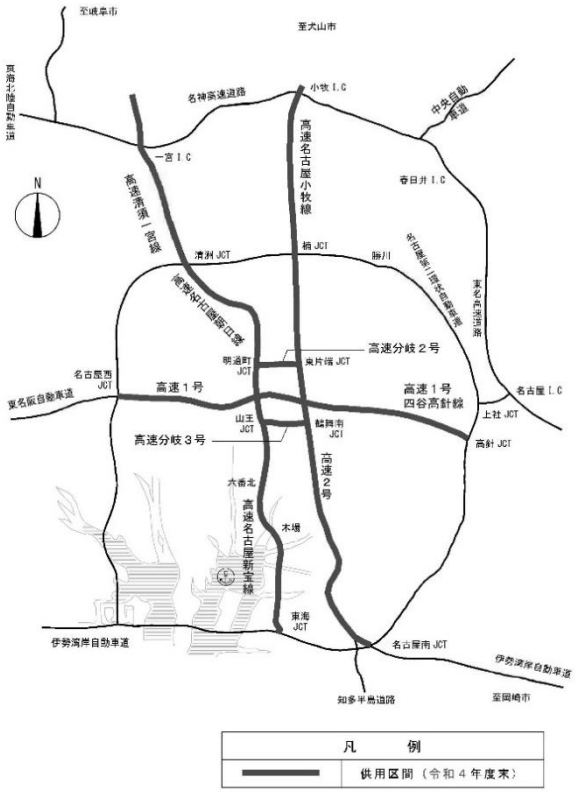

整備計画（R3.8.24）

路線名	延長(km)	起終点
高速１号	(13.5) 13.5	中川区島井町～千種区鏡池通
高速１号四谷高針線	(3.6) 3.6	千種区鏡池通～名東区猪高町
高速２号	(20.6) 20.6	北区大我麻町～緑区大高町
高速名古屋朝日線	(7.6) 7.6	中村区名駅四丁目～清須市朝日
高速名古屋新宝線	(14.3) 14.3	中村区名駅四丁目～東海市新宝町
高速分岐２号	(2.2) 2.2	西区那古野二丁目～東区泉二丁目
高速分岐３号	(2.3) 2.3	中川区山王三丁目～昭和区御器所一丁目
高速名古屋小牧線	(8.2) 8.2	北区大我麻町～小牧市大字村中
高速清須一宮線	(8.9) 8.9	清須市朝日～一宮市緑四丁目
計	(81.2) 81.2	

( )は供用延長（R5.4.1現在）

中京圏の高速道路の断面交通量【令和４年度日平均交通量】

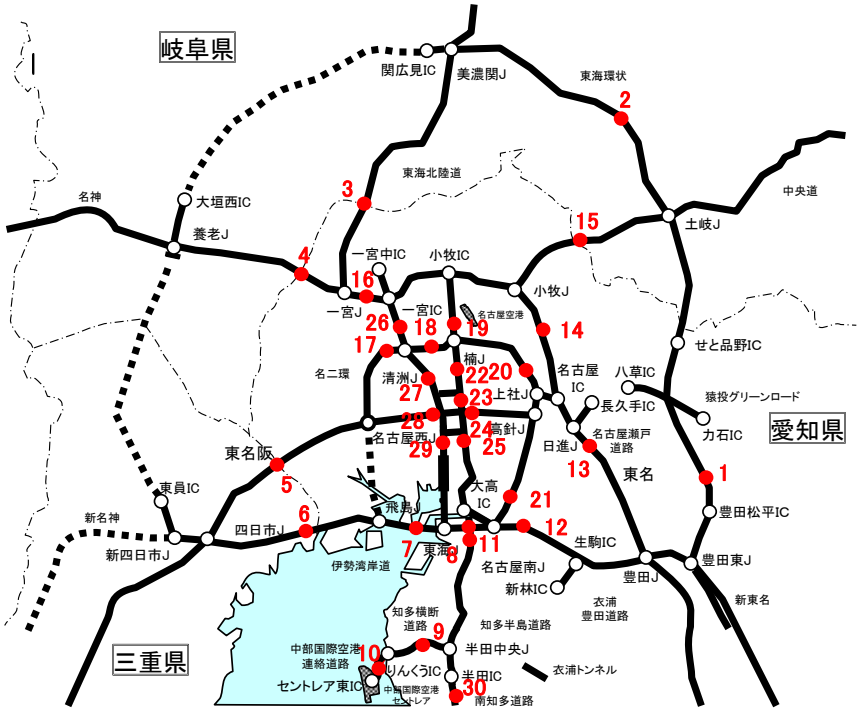

番号	路線名	交通量（台／日）
1	東海環状 （豊田勘八～豊田藤岡）	20,600
2	東海環状 （可児御嵩～美濃加茂）	10,500
3	東海北陸 （一宮木曽川～岐阜各務原）	32,000
4	名神 （一宮 JCT～岐阜羽島）	58,800
5	東名阪（弥富～長島）	47,300
6	伊勢湾岸 （湾岸長島～湾岸桑名）	71,100
7	伊勢湾岸 （名港潮見～名港中央）	88,300
8	知多半島道路 （大高～大府東海）	54,981
9	知多横断道路 （半田中央～常滑）	12,752
10	中部国際空港連絡道路 （りんくう～セントレア東）	13,438
11	伊勢湾岸 （大府～東海）	72,700
12	伊勢湾岸 （豊明～名古屋南）	94,900
13	東名 （東名三好～日進 JCT）	66,900
14	東名 （名古屋～春日井）	54,400
15	中央道（多治見～小牧東）	38,900

番号	路線名	交通量（台／日）
16	名神 （一宮～一宮 JCT）	82,100
17	名二環 （清洲東～清洲 JCT）	46,800
18	名二環 （山田東～山田西）	52,200
19	名古屋高速１１号小牧線 （楠 JCT～豊山南）	46,300
20	名二環（引山～大森）	43,300
21	名二環 （有松～鳴海）	31,500
22	名古屋高速１号楠線 （東新町～黒川南）	44,700
23	名古屋高速都心環状線 （東新町～丸田町 JCT）	55,100
24	名古屋高速２号東山線 （丸田町 JCT～吹上西）	42,500
25	名古屋高速３号大高線 （高辻～堀田）	68,000
26	名古屋高速１６号一宮線 （春日～西春）	61,400
27	名古屋高速６号清須線 （明道町～庄内通）	49,500
28	名古屋高速５号万場線 （新洲崎 JCT～黄金）	48,500
29	名古屋高速４号東海線 （山王～六番北）	31,500
30	南知多道路（半田～武豊）	15,476

トラフィックカウンターデータ調べ

〔福岡高速道路〕

整備計画（R3.5.19）

路線名	延長(km)	起終点
高速1号線	(18.0) 18.0	東区香住ヶ丘二丁目 ～西区福重三丁目
高速2号線	(13.2) 13.2	博多区千代六丁目 ～太宰府市水城二丁目
高速3号線	(0.6) 1.8	博多区東光二丁目 ～博多区大字下臼井
高速4号線	(6.9) 6.9	東区箱崎ふ頭三丁目 ～東区蒲田三丁目
高速5号線	(18.1) 18.1	博多区西月隈四丁目 ～西区福重三丁目
高速6号線	(2.5) 2.5	東区香椎浜一丁目 ～東区みなと香椎一丁目
計	(59.3) 60.5	

（ ）は供用延長（R5.4.1 現在）

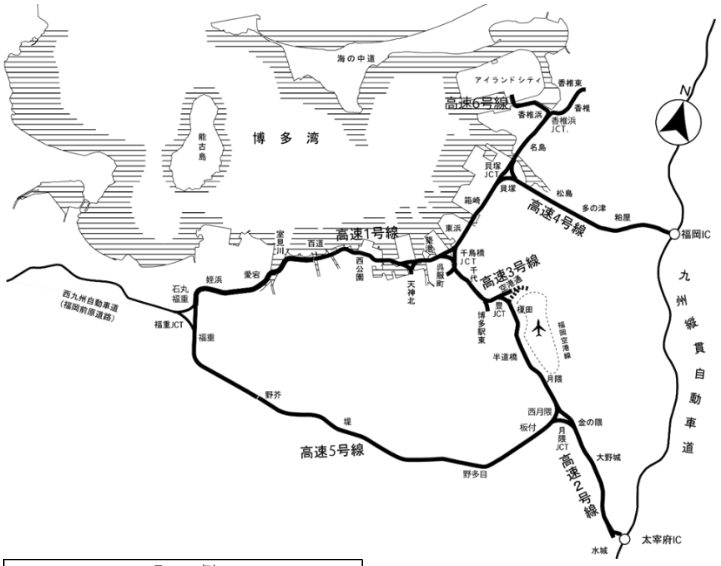

凡例	
━━	開通区間（令和５年度末）
― ― ―	事業中

〔北九州高速道路〕

整備計画（R5.1.23）

路線名	延長(km)	起終点
高速1号線	(9.2) 9.2	小倉南区長野二丁目 ～小倉北区下到津一丁目
高速2号線	(4.3) 4.3	小倉北区許斐町 ～戸畑区大字戸畑
高速3号線	(1.8) 1.8	小倉北区菜園場一丁目 ～小倉北区東港一丁目
高速4号線	(31.8) 31.8	門司区春日町 ～八幡西区茶屋の原二丁目
高速5号線	(2.4) 7.6	八幡東区東田五丁目 ～八幡東区神山町
計	(49.5) 54.7	

（ ）は供用延長（R5.4.1 現在）

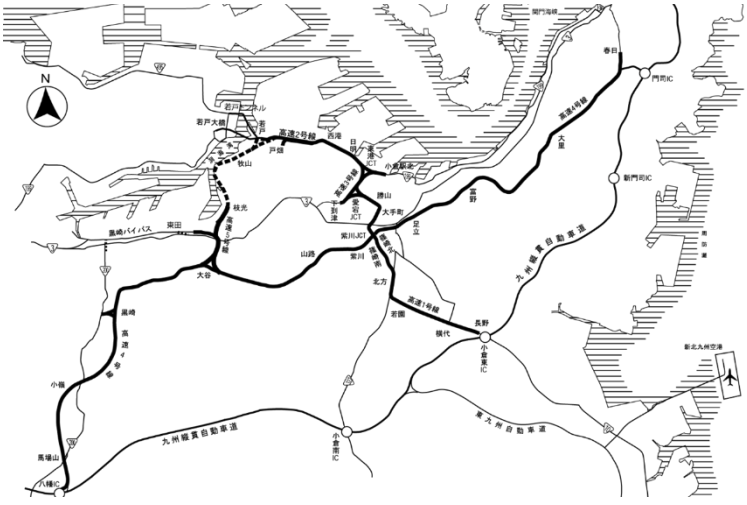

凡例	
━━	開通区間（令和５年度末）
― ― ―	事業中

〔広島高速道路〕

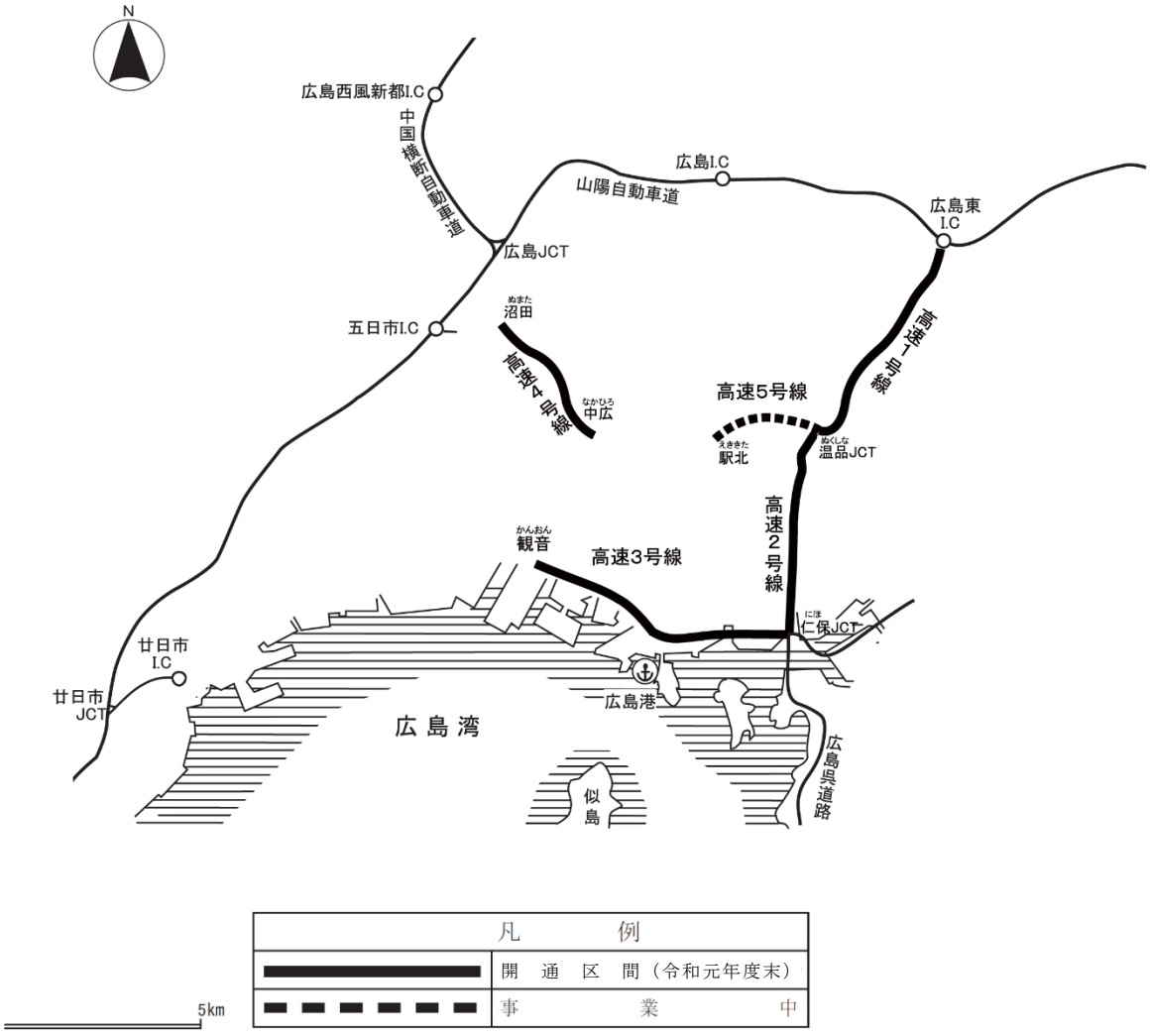

整備計画（R2.1.23）

路線名	延長(km)	起終点
高速1号線	(6.5) 6.5	東区福田町～東区温品二丁目
高速2号線	(5.9) 5.9	東区温品町～南区仁保沖町
高速3号線	(7.7) 7.7	南区仁保沖町～西区観音新町四丁目
高速4号線	(4.9) 4.9	西区中広町一丁目～安佐南区大塚東町
高速5号線	(-) 4.0	東区温品町～東区二葉の里三丁目
計	(25.0) 29.0	

( )は供用延長（R5.4.1現在）

4. 都市高速道路の料金

［首都高速］

料金改定時期	S37.12	S38.12	S39.8	S.45.4	S.49.8	S51.8	S55.2	S60.1	S62.9	H6.5	H14.7	H17.10	H24.1	H26.4	H26.11	H28.4	R4.4
主な改定理由	羽田線供用	羽田線供用	渋谷線供用	池袋線供用	新宿線供用	湾岸線供用	湾岸線供用	湾岸線供用	中環供用	台場線供用	湾岸線供用	民営化	対距離制移行	割引の継続（2年間）	特定更新等工事の着手	首都圏の新たな高速道路料金導入	首都圏料金改定
対象延長	5km	32km	40km	90km	120km	123km	141km	174km	204km	248km	278km	323km	323km	330km	330km	330km	338km
普通車料金［東京線の場合］（税込）	50円［均一］	100円［均一］	150円［均一］	200円［均一］	250円［均一］	300円［均一］	400円［均一］	500円［均一］	600円［均一］	700円［均一］			500円※900円	510円※930円		300円※1,300円	300円※1,950円
償還期間	30年間									40年間	50年間	45年間（2005～2050）			51年間（2014～2065）		

※首都高速全線を対象

［阪神高速］

料金改定時期	S39.6	S42.3	S43.5	S45.10	S49.11	S53.3	S55.4	S56.6	S62.3	H1.4	H6.5	H11.1	H15.4	H17.10	H24.1	H26.4	H27.3	H29.6
主な改定理由	環状線供用	環状線供用	守口線供用	堺線供用	東大阪線供用	沿道環境対策費の追加	松原線供用	神戸線供用	東大阪線供用	大阪港線供用	湾岸線供用	池田線供用	北神戸線供用	民営化	対距離制移行	割引の継続（3年間）	特定更新等工事の着手	近畿圏の新たな高速道路料金導入
対象延長	7km	16km	42km	80km	90km	92km	103km	118km	139km	144km	200km	221km	227km	254km	254km	263km	263km	285km
普通車料金［東線の場合］（税込）	50円［均一］	100円［均一］	150円［均一］	200円［均一］	250円［均一］	300円［均一］	350円［均一］	400円［均一］	450円［均一］	500円［均一］	600円［均一］	700円［均一］			500円※900円	510円※930円		300円※1,300円
償還期間	30年間										40年間		50年間	45年間（2005～2050）			47年間（2015～2062）	

※阪神高速（阪神圏）全線を対象

＜参考＞ H1.4～ 消費税導入（3%）
H9.4～ 消費税引き上げ（3→5%）
H26.4～ 消費税引き上げ（5→8%）
R1.10～ 消費税引き上げ（8→10%）上限1,320円

○　一般有料道路

1.　東日本・中日本・西日本高速道路(株)

(1) 営業中の一般有料道路　(2023年(令和５年)４月１日現在)

		km	円
1	日高自動車道 (北海道)	4.0	160
2	深川留萌自動車道 (北海道)	4.4	160
3	百石道路 (青森)	6.1	160
4	湯沢横手道路 (秋田)	14.5	470
5	秋田外環状道路 (秋田)	9.5	370
6	琴丘能代道路 (秋田)	17.1	470
7	仙台北部道路 (宮城)	13.5	520
8	仙台東部道路 (宮城)	24.8	890
9	仙台南部道路 (宮城)	12.2	470
10	東北中央自動車道 (米沢南陽道路) (山形)	8.8	310
11	三陸縦貫自動車道 (仙塩道路)(宮城)	7.8	260
12	東水戸道路 (茨城)	10.2	370
13	京葉道路 (東京、千葉)	36.7	870
14	千葉東金道路 (千葉東JCT～東金IC・JCT) (千葉)	16.1	410
15	富津館山道路 (千葉)	19.2	680
16	東京湾横断・木更津東金道路 (東京湾アクアライン連絡道) (千葉) (東京湾アクアライン) (千葉、神奈川)	7.1 15.1	310 3,140
17	圏央道 (藤沢IC～海老名南JCT) (神奈川)	12.4	260
18	圏央道 (海老名～大栄JCT) (神奈川、東京、埼玉、茨城、千葉)	186.7	5,990
19	圏央道 (東金JCT～木更津JCT) (千葉)	50.0	1,620
20	圏央道(松尾横芝IC～東金IC・JCT)	16.1	620
21	第三京浜道路 (東京、神奈川)	16.6	390
22	横浜新道 (神奈川)	11.3	320
23	横浜横須賀道路 (神奈川)	36.9	970
24	西湘バイパス (神奈川)	14.5	270
24	新湘南バイパス (神奈川)	4.2	410
25	小田原厚木道路 (神奈川)	31.7	740
26	東富士五湖道路 (山梨、静岡)	18.0	1,080
27	中部縦貫自動車道 (安房峠道路) (岐阜、長野)	5.6	790
28	伊勢湾岸道路 (愛知)	6.1	890
29	東海環状自動車道 (豊田東～山県) (愛知、岐阜)	84.9	2,710
30	東海環状自動車道 (大野神戸～養老) (岐阜)	16.7	620
31	東海環状自動車道 (新四日市JCT～大安) (三重)	7.8	300
32	京都縦貫自動車道 (京都)	41.1	1,410
33	京滋バイパス (京都、滋賀)	23.9	940
34	第二京阪道路 (京都、大阪)	35.7	1,820
35	関西国際空港連絡橋 (大阪)	4.6	840
36	南阪奈道路 (大阪、奈良)	16.9	680
37	堺泉北道路 (大阪)	4.7	150
38	第二阪奈道路 (大阪、奈良)	13.4	710
39	京奈和自動車道 (京奈道路)(京都)	17.0	730
40	第二神明道路 (兵庫)	29.9	480

		km	円
41	湯浅御坊道路 (和歌山)	19.4	680
42	山陰道(安来道路) (鳥取、島根)	19.1	680
43	山陰道(江津道路) (島根)	14.5	520
44	広島呉道路 (広島)	15.9	940
45	広島岩国道路 (広島)	16.2	780
46	今治小松自動車道 (愛媛)	13.0	420
47	関門トンネル (山口、福岡)	3.9	160
48	椎田道路 (福岡)	10.3	420
49	西九州自動車道 (武雄佐世保道路) (佐賀、長崎)	22.0	850
50	西九州自動車道 (佐世保道路) (長崎)	7.8	160
51	長崎バイパス (長崎)	15.1	440
52	日出バイパス (大分)	9.0	310
53	宇佐別府道路 (大分)	22.7	730
54	延岡南道路 (宮崎)	2.6	270
55	南九州自動車道 (八代日奈久道路) (熊本)	12.0	420
56	南九州自動車道 (鹿児島道路) (鹿児島)	21.3	620
57	隼人道路 (鹿児島)	7.3	270

注）1. 料金は普通乗用車全線である。

(2)事業中の一般有料道路（2023年(令和５年)４月１日現在）

道　路　名	所　在　地	全線延長km	摘　　要
1.　首都圏中央連絡自動車道 (栄～藤沢)	神奈川	7.3	
2.　首都圏中央連絡自動車道 (大栄～松尾横芝)	千葉県	18.5	
3. 横浜横須賀道路 (戸塚支線)	神奈川県	8.7	
4. 東埼玉道路	埼玉県	9.5	
5. 新湘南バイパス	神奈川県	14.3	茅ヶ崎海岸IC～大磯IC：事業中区間
6. 東海環状自動車道 (関広見～新四日市JCT)	岐阜県・三重県	76.8	山県IC～大野神戸IC、養老IC～大安IC：事業中区間
7. 淀川左岸線延伸部 (門真JCT～阪高接続部)	大阪府	1.1	
8. 京奈和自動車道 (大和北道路)	奈良県	12.4	
9. 第二神明道路　北線 (神戸西バイパス)	兵庫県	6.2	

2. 地方公共団体及び地方道路公社

(1) 営業中の一般有料道路 (2023年(令和５年)３月３１日現在)

		km	円
1	みちのく有料道路(青森)	21.5	860
2	第二みちのく有料道路(青森)	9.7	220
3	青森空港道路(青森)	1.7	220
4	仙台松島道路(宮城)	18.3	610
5	福島空港道路(福島)	6.6	310
6	日立有料道路(茨城)	1.6	100
7	水海道有料道路(茨城)	2.7	210
8	常陸那珂有料道路(茨城)	2.9	110
9	若草大橋有料道路(茨城)	1.7	210
10	宇都宮鹿沼道路(栃木)	1.6	160
11	日光宇都宮道路(栃木)	30.7	470
12	新見沼大橋有料道路(埼玉)	1.4	150
13	皆野寄居有料道路(埼玉)	6.9	430
14	東金九十九里有料道路(千葉)	10.0	210
15	銚子新大橋有料道路(千葉)	1.7	210
16	銚子連絡道路(千葉)	5.9	210
17	三浦縦貫道路(神奈川)	4.7	310
18	真鶴道路(神奈川)	4.5	200
19	富士山有料道路(山梨)	24.1	1,050
20	雁坂トンネル(山梨)	6.8	740
21	志賀中野有料道路(長野)	2.6	320
22	白馬長野有料道路(長野)	2.0	210
23	新長野大橋有料道路(長野)	1.4	150
24	立山有料道路(富山)	14.4	9,900
25	砺波高岡道路(富山)	13.7	350
26	有料道路伊豆中央道(静岡)	3.0	200
27	有料道路修善寺道路(静岡)	4.8	200
28	浜名湖新橋有料道路(静岡)	1.3	210
29	南知多道路(愛知)	19.6	420
30	猿投グリーンロード(愛知)	13.1	420
31	衣浦トンネル(愛知)	1.7	260
32	知多横断道路(愛知)	8.5	310
33	知多半島道路(愛知)	20.9	470
34	衣浦豊田道路(愛知)	4.3	200
35	名古屋瀬戸道路(愛知)	2.3	110
36	中部国際空港連絡道路(愛知)	2.1	180
37	琵琶湖大橋有料(滋賀)	15.4	150
38	京都縦貫自動車道(京都)	52.6	1,350
39	千里丘寝屋川橋有料道路(大阪)	0.7	100
40	箕面有料道路(大阪)	6.8	630
41	播但連絡有料道路(兵庫)	55.5	1,200
42	〃(２期)(兵庫)	9.6	210
43	遠阪トンネル有料道路(兵庫)	4.7	320
44	西神戸有料道路(神戸市)	7.9	370
45	六甲有料道路(神戸市)	7.8	210
46	六甲北有料道路(神戸市)	5.8	260
47	六甲北有料道路(２期)(神戸市)	7.2	160
48	安芸灘大橋有料道路(広島)	2.7	730
49	福岡前原有料道路(福岡)	14.2	370
50	三瀬トンネル(佐賀)	5.3	320
51	厳木多久道路(佐賀)	3.6	210
52	東背振トンネル(佐賀)	2.2	320
53	川平有料道路(長崎)	4.7	210
54	西海パールライン(長崎)	5.0	200
55	ながさき出島道路(長崎)	3.4	100
56	ながさき女神大橋(長崎)	1.9	100
57	松島道路(熊本)	3.3	200
58	一ツ葉有料道路(宮崎)	16.2	150
59	指宿有料道路(２期)(鹿児島)	29.2	100
60	〃(３期)(鹿児島)	3.3	330
	以上60路線　計	549.7 km	

＊地方道路公社の数26公社(指定都市高速道路公社３公社を除く)

3. 無料開放された道路及び事業譲渡道路

(1)東日本・中日本・西日本高速道路(株)〔旧日本道路公団〕

① 無料開放された道路（2023年(令和５年)４月１日現在）

番号	道路名	供用年月日	無料開放年月日	移管先	移管後の路線名
1	鳥飼大橋	昭29.11. 1	昭39. 3.16	大阪府	府道堺布施豊中線
2	横浜新道戸塚支線	30. 2. 1	39.12.16	国	一般国道1号
3	大川橋	30.10. 1	41. 8.20	福岡県知事 佐賀県知事	一般国道208号
4	越路橋	34.11.21	42. 2. 1	新潟県	県道柏崎京浜堀之内線
5	参宮道路	28.12. 1	42. 3.11	国	一般国道23号
6	武生トンネル	33.10.27	43. 1.20	国	一般国道8号
7	衣浦大橋	31. 2. 1	43. 4. 1	愛知県知事	一般国道247号
8	住之江橋	30. 4. 1	43. 4. 1	佐賀県	県道大川鹿島線
9	上江橋	32. 3. 8	43. 6. 1	国	一般国道16号
10	芽吹大橋	33.12.24	43.10.30	茨城県 千葉県	県道土浦野田線
11	濃尾大橋	31. 2. 1	44. 4. 1	愛知県 岐阜県	県道大垣一宮線
12	幕之内トンネル	29.12. 1	44. 4. 1	広島県知事	一般国道186号
13	安治川大橋	38. 4.26	44.12.10	国	一般国道43号
14	西海橋	30.12. 1	45. 3. 1	長崎県知事	一般国道206号
15	掛塚橋	30. 8. 1	45. 4. 1	静岡県知事	一般国道150号
16	立山登山道路	30. 7. 1	45. 4. 1	富山県	県道富山立山公園線
17	伊勢神トンネル	35. 7. 1	46. 4. 1	愛知県知事	一般国道153号
18	笹子トンネル	33.12. 8	46. 4.24	国	一般国道20号
19	長府道路	33. 3.10	46. 7.24	国	一般国道2号
20	東伊豆道路 (伊東区間)	31. 7. 1	47. 4. 1	静岡県知事	一般国道135号
21	松江道路	33. 7. 2	47. 4. 1	国	一般国道9号
22	敦賀道路	37. 7. 8	47.12.27	国	一般国道8号
23	名四道路	38.2.16(1期) 41.11.1(2期)	47.12.27	国	一般国道1号
24	通岡道路	38.11.30	48. 4. 1	国	一般国道45号
25	雲仙道路	32. 6. 5	48. 4. 1	国	一般国道57号
26	島原道路	35. 8.31	48. 4. 1	国	一般国道57号
27	中の谷トンネル	38.10. 4	48. 4. 1	国	一般国道10号
28	銚子大橋	37.12.11	49. 5.23	千葉県知事 茨城県知事	一般国道124号
29	音戸大橋	36.12. 4	49. 8. 1	広島県	県道呉倉橋島線
30	東伊予道路	35.10. 7	50. 1.22	国	一般国道196号
31	湘南道路 (鎌倉区間)	31. 7. 1	50. 3. 1	神奈川県知事	一般国道134号
32	天草五橋	41. 9.25	50. 8.10	熊本県知事	一般国道266・324号
33	境大橋	39. 2.12	52.10.20	千葉県 茨城県	県道結城野田線
34	海門橋	34. 7.21	54. 3. 1	茨城県	県道那珂湊大洗線
35	東山道路	34. 5. 1	54. 5. 1	京都市	市道将軍塚線 市道渋谷蹴上線
36	仙人トンネル	34. 9.13	55. 4. 1	岩手県知事	一般国道283号
37	大垣羽島道路	38. 3.30	55.10.31	岐阜県	県道大垣一宮線
38	寒霞渓道路	45.10.14	56. 5. 1	香川県	県道寒霞渓公園線
39	伊香保榛名道路	33. 6.21(伊香保区間) 37.10.26(榛名区間)	56. 9. 1	群馬県	県道渋川松井田線
40	大山道路	38.12. 8	56.10. 1	鳥取県	県道米子大山線
41	頓原道路	39.10.25	56.12. 1	国	一般国道54号
42	阪奈道路	33.12.25(一部) 34. 6.10(全線)	56.12.25	大阪府 奈良県	府道大阪生駒線 県道奈良生駒線

43	東伊豆道路	37. 8.29(熱川区間) 42. 4.25(稲取区間) 32.12.12(下田区間)	57. 4. 1	静岡県知事	一般国道135号
44	南伊豆道路	47.12.12	58. 8. 1	静岡県知事	一般国道136号
45	日光道路	29.10. 1(第一いろは) 40.10. 7(第二いろは)	59.10. 1	栃木県知事	一般国道120号
46	乙女道路	39.10.28	59.12.21	静岡県知事 神奈川県知事	一般国道138号
47	蔵王道路	37. 7.15(宮城県側) 37.11. 9(全線)	60. 7.15	宮城県 山形県	県道上山川崎線
48	遠笠山道路	35. 1. 1(一部) 35.12.17(全線)	60. 8. 1	静岡県	県道遠笠山富戸線
49	霧島道路	32.11.19(一部) 36.10.28(全線)	60.12. 1	宮崎県 鹿児島県	県道小林えびの高原牧園線 県道霧島公園小林線
50	湘南道路 (逗子区間)	39.10.9	61. 7. 1	神奈川県知事	一般国道134号
51	高野山道路	34. 6.17(一部) 35. 7.21(全線)	62. 4. 1	和歌山県	県道高野高野口線 県道海南高野線
52	愛岐道路	32. 8. 3	62. 8. 3	愛知県 岐阜県	県道名古屋多治見線
53	東海大橋	44. 4.19	62. 9.15	愛知県 岐阜県	県道津島南濃線
54	秋吉台道路	45.10. 5	平2. 7. 1	山口県	県道秋吉台公園線
55	黒之瀬戸大橋	49. 4. 9	平2. 9.21	鹿児島県知事	一般国道389号
56	新富士川橋	46. 4.26	平4. 4. 1	国	一般国道１号
57	志賀草津道路	45. 9.12	平4.11.17	群馬県知事 長野県知事	一般国道292号
58	草津道路	39.11.18	平5. 4.24	群馬県知事	一般国道292号
59	別府阿蘇道路	39. 6.25 (B・C区間) 39.10. 4(A区間)	平6. 6.25	大分県 熊本県	県道別府一の宮線
60	富士宮道路	40.9.28(朝霞区間) 46. 7.30 (北山上井出区間)	平7. 9.28	国	一般国道139号
61	金精道路	40.10. 7	平7.10. 7	栃木県知事 群馬県知事	一般国道120号
62	姫路バイパス	50.12.11(一期) 57. 8. 1(二期)	平12.12.11	国	一般国道２号
63	太子竜野バイパス	60.12. 3	平12.12.11	国	一般国道２号
64	新利根川橋	56. 4. 7	平13. 4. 7	国	一般国道４号
65	碓氷バイパス	46.11.11	平13.11.11	国	一般国道18号
66	境水道大橋	47. 7.22	平14. 7.22	鳥取県知事 島根県知事	一般国道431号
67	藤枝バイパス	56. 4. 4	平17. 3.30	国	一般国道１号
68	掛川バイパス	56. 3.24	平17. 3.30	国	一般国道１号
69	磐田バイパス	56. 3.24	平17. 3.30	国	一般国道１号
70	浜名バイパス	53. 3.24	平17. 3.30	国	一般国道１号
71	湖西道路	61. 6.25(一部) 平1. 3.23(全部)	平17. 8. 1	国	一般国道161号
72	豊川橋	58. 2.17	平17. 9.30	国	一般国道23号
73	中部縦貫自動車道 (油坂峠道路)	平11. 4.26(一部 平11.11. 1	平17. 9.30	国	一般国道158号
74	山陰道 (米子道路)	平10. 3.20	平18. 4. 1	国	一般国道９号
75	三陸縦貫自動車道 (鳴瀬奥松島～石巻河南)	平10. 3.20	平20. 1.24	国	一般国道45号
76	那覇空港自動車道 (西原JCT～南風原南)	平12. 6.28	平21. 3.28	国	一般国道506号
77	箱根新道	37. 3.31	平23. 7.26	国	一般国道１号
78	西富士道路	57. 4. 2	平24. 4. 1	国	一般国道139号
79	八木山バイパス	60. 2.26	平26.10. 1	国	一般国道201号
80	八王子バイパス	60.10.31	平27.10.31	国	一般国道16号

② 事業譲渡道路

道路名	供用年月日	譲渡年月日	譲渡先
明石フェリー	昭29. 4.12	昭61.11.20	明岩海峡フェリー㈱
国道九四フェリー	44. 4. 6	63. 4. 1	国道九四フェリー㈱
長堀自動車駐車場	38. 7.26	平4. 4. 1	大阪市

(2)地方公共団体等

① 無料開放された道路（2023年(令和５年)３月３１日現在）

番号	有料道路名	県名	路線名	供用年月日	無料開放
1	明日香道路	奈良	県道多武峰見瀬線	昭41. 4. 1	昭48. 1. 1
2	北伊勢道路	三重	県道桑名北勢線	40. 9.21	48. 4. 1
3	長島道路	〃	県道水郷公園線	43. 8. 2	48.10.10
4	奥再度道路	兵庫	市道神戸箕谷線	32. 8.18	49.11. 1
5	古城池道路	岡山	市道駅前古城池霞橋線	50.10. 9	52. 1. 1
6	奥只見道路	新潟	県道小出停車場奥只見線	46. 8. 1	52. 4. 1
7	南房州道路	千葉	県道南安房公園線他	41. 4. 1	52. 4. 1
8	三朝高原道路	鳥取	県道三朝温泉木地山線	41.11.24	54. 4. 1
9	後山道路	広島	県道後山公園洗谷線	49. 4. 1	55. 4. 1
10	大台ヶ原道路	奈良	県道大台ヶ原伯母峯線	36. 7. 7	56. 4. 1
11	室戸岬道路	高知	県道室戸公園線	45. 4. 1	56. 4. 1
12	宍道湖大橋	島根	県道母衣町雑賀線	47. 7. 1	56. 7. 1
13	大山環状道路	鳥取	県道大山御机線	40.10. 1	57. 4. 1
14	名護屋大橋	佐賀	県道唐津呼子線	42. 3.18	57. 4. 1
15	三瓶山東口道路	島根	県道川本波多線	47. 6.17	57. 5. 1
16	日御碕道路	〃	県道大社日御碕線	43.12.28	57. 9. 1
17	枕木山道路	〃	県道枕木山線	46. 4.28	58. 4. 1
18	野呂山道路	広島	県道野呂山公園線	43. 7. 1	58. 4. 1
19	北部陸中海岸道路	岩手	県道岩泉平井賀普代線	49. 4. 1	58. 4. 1
20	水上道路	群馬	県道沼田水上線	42.10. 1	58. 4. 1
21	宇佐美大仁道路	静岡	県道修善寺下田線	37.10. 1	58. 8. 1
22	支笏湖畔道路	北海道	道道札幌支笏湖線	42. 9.20	59. 4. 1
23	青山高原道路	三重	県道青山高原公園線	50. 6. 1	59. 4. 1
24	常磐湯の岳道路	福島	県道湯の岳別所線	52. 8. 1	60. 4. 1
25	南白浜道路	和歌山	県道白浜紀伊富田(停)線	39. 9. 1	60. 7. 1
26	潮岬道路	〃	県道潮岬線・串本潮岬線	44. 3. 1	60. 7. 1
27	蔵王道路	山形	県道蔵王温泉永野線	40. 8. 1	60. 7.15
28	伊勢道路	三重	県道伊勢磯部線	40. 8.14	60. 8.14
29	寒風山道路	秋田	県道寒風山線	36.10. 1	61. 4. 1
30	妙義道路	群馬	県道上小坂四ツ谷妙義線他	46.10.17	61. 4. 1
31	蓼科道路	長野	県道茅野(停)八子ヶ峰公園線他	38. 5.15	61. 4. 1
32	月居トンネル	茨城	県道高萩大子線	51. 4. 1	62. 2. 1
33	多米峠道路	静岡･愛知	県道豊橋大知波線	41. 7. 1	62. 7. 1
34	欽明路道路	山口	県道岩国周東線	47. 4. 1	62. 7. 1
35	南淡路道路	兵庫	県道阿那賀三原線他	41. 4. 1	62.10. 8
36	指宿道路	鹿児島	県道指宿鹿児島インター線	44. 3. 1	63. 3.27
37	埼玉大橋	埼玉	県道古河加須線	47.11. 1	平 1. 4. 1
38	菅平道路	長野	県道横沢東部線	45. 8.22	平 1. 4. 1
39	奥琵琶湖道路	滋賀	県道葛籠尾崎大浦線他	46. 9.29	平 1. 4. 1
40	入道崎八望台道路	秋田	県道入道崎八望台北浦線	39. 9.23	平 1. 4. 1
41	奥多摩道路	東京	都道川野上川乗線	48. 4.26	平 2. 4. 1

42	越後七浦道路	新潟	県道新潟寺泊柏崎線	49. 6. 1	平 2. 7.21
43	大町道路	長野	県道扇沢信濃大町停車場線	41.10. 9	平 2.10. 9
44	大桟橋道路	秋田	県道湯本加茂船川港線	41. 6. 4	平 3. 4. 1
45	那須山麓道路	栃木	県道中塩原板室那須線	43. 4. 1	平 3. 4. 1
46	越前海岸道路	福井	県道福井四ケ浦線	46. 4. 1	平 3. 4. 1
47	小岩井道路	岩手	県道網張温泉線	45. 7.10	平 4. 4. 1
48	浄土ヶ浜道路	〃	県道浄土ヶ浜線	52. 7. 1	平 4. 4. 1
49	八幡平道路	〃	県道西根八幡平線	45. 5. 1	平 4. 4. 1
50	〃	秋田	〃	37. 6.16	平 4. 4. 1
51	田沢湖道路	〃	県道潟尻石神線他	42. 6.15	平 4. 4. 1
52	新行徳橋	千葉	県道市川浦安線	47. 6. 7	平 5. 1. 1
53	白浜道路	和歌山	県道堅田新庄線	38.12.28	平 5. 4. 1
54	蒜山大山道路	鳥取･岡山	県道大山上福田線	45. 7. 1	平 5. 7. 1
55	表富士周遊道路	静岡	県道御殿場富士公園線他	44. 7. 1	平 6. 7. 1
56	御坂トンネル	山梨	県道河口湖御坂線	42. 4. 7	平 6.11.20
57	甲府精進湖道路	〃	県道甲府精進湖線	48. 4. 1	平 6.11.20
58	赤城道路	群馬	県道前橋赤城線他	40.12. 1	平 7. 1. 1
59	鷲羽山道路	岡山	県道鷲羽山公園線	45. 4. 1	平 7. 4. 1
60	足摺岬道路	高知	県道足摺公園線	45. 4. 1	平 7. 4. 1
61	婦中大橋	富山	一般国道３５９号	62. 8. 3	平 7. 5. 1
62	仙酔峡道路	熊本	町道小堀仙酔峡線	39. 8.19	平 7. 5.17
63	但馬海岸道路	兵庫	県道久美浜竹野線	40. 4. 1	平 7. 7. 1
64	第二但馬海岸道路	〃	県道香住久美浜線	48. 5. 1	平 7. 7. 1
65	石槌スカイライン	愛媛	県道西条久万線	45. 9. 1	平 7. 9. 1
66	愛宕トンネル	山梨	県道甲府敷島韮崎線	52. 4. 1	平 8. 3.20
67	栗駒道路	秋田	県道仁郷大湯線	49.10. 1	平 8. 4. 1
68	牡鹿半島道路	宮城	県道牡鹿半島公園線	46. 4. 1	平 8. 4. 1
69	大島大橋	山口	一般国道４３７号	51. 7. 4	平 8. 6. 1
70	富田山城道路	三重	県道上海老茂福線他	55. 4. 1	平 8. 7.20
71	鳴門道路	徳島	県道亀浦港櫛木線	46. 8. 1	平 8. 8. 1
72	鳥海道路	秋田	県道鳥海公園小滝線	47. 8. 1	平 9. 4. 1
73	〃	山形	県道鳥海公園吹浦線	48.11.22	平 9. 4. 1
74	御岳昇仙峡道路	山梨	県道甲府昇仙峡線	47. 4. 1	平 9. 4. 1
75	末広道路	徳島	県道徳島環状線	51. 8. 1	平 9. 4. 1
76	中禅寺湖道路	栃木	県道中宮祠足尾線	47. 9. 1	平 9. 9. 1
77	鈴鹿公園道路	三重･滋賀	一般国道４７７号	47.11.12	平 9.11.12
78	熱函道路	静岡	県道熱海函南線	48. 4. 1	平 9.12. 1
79	能登島大橋	石川	県道七尾能登公園線	57. 4. 3	平10. 7. 1
80	祖谷渓道路	徳島	県道西祖谷山山城線	49. 4. 3	平10. 8. 1
81	菊地阿蘇道路	熊本	県道阿蘇公園菊地線	48.11.20	平10.11.20
82	横浪道路	高知	県道宇佐須ノ浦須崎線	48.12.10	平10.12.10
83	天城トンネル	静岡	一般国道４１４号	45. 4. 1	平12. 3.18
84	阿蘇登山道路	熊本	県道阿蘇公園線/県道阿蘇吉田線	32.10. 6	平12. 4. 8
85	阿蘇山観光道路	〃	県道阿蘇公園下線	40. 1.21	平12. 4. 8
86	牧山道路	宮城	県道石巻女川線	48. 8. 1	平12. 8. 2
87	石巻河口橋	〃	〃	54. 7.21	平12. 8. 2
88	市川松戸道路	千葉	県道松戸原木線	43.10. 1	平12.10. 1
89	仁淀川河口大橋	高知	県道須崎仁ノ線	52. 4. 1	平13. 4. 1
90	淀川河辺道路	秋田	県道河辺雄和線	58. 6.23	平13. 4. 1
91	八ヶ岳横断道路	山梨	県道高根富士見線	51.10. 9	平13.10. 9
92	霧ヶ峰道路	長野	県道諏訪白樺湖小諸線他	42. 7.25	平14. 2.22

93	茅野道路	〃	一般国道299号	59. 3.30	平14. 4. 1
94	天草下島道路	熊本	県道本渡下田線	53. 5. 1	平14. 5. 1
95	久須夜ヶ岳道路	福井	県道泊小浜停車場線	47. 7. 1	平14. 7. 1
96	浦戸大橋	高知	県道春野赤岡線	47. 7.12	平14. 7.12
97	臼杵坂ノ市道路	大分	県道臼杵坂ノ市線	53.11.14	平14.12. 1
98	大分湯の平道路	〃	県道湯平温泉線	56. 3.30	平14.12. 1
99	乗鞍スカイライン	岐阜	県道乗鞍公園線	48. 7. 1	平15. 4. 1
100	志摩開発道路	三重	県道鳥羽阿児線	48. 4. 1	平15. 4. 1
101	弁天大橋	静岡	県道舘山寺弁天島線	48. 4. 1	平15. 4. 1
102	新浦和橋	埼玉	一般国道463号	平 5. 6.26	平15. 5. 1
103	西吾妻道路	山形･福島	県道米沢猪苗代線	48. 7. 1	平15. 7. 1
104	銚子道路	千葉	県道愛宕山公園線	48. 7.23	平15. 7.23
105	高野龍神スカイライン	和歌山	一般国道371号	55. 7.21	平15.10. 1
106	東備西播開発道路	岡山	県道寒河本庄岡山線	49.11.30	平16. 3.31
107	船原トンネル	静岡	一般国道136号	55. 9.27	平16. 7. 1
108	表筑波スカイライン	茨城	県道つくば公園永井線	49.10. 1	平16.10. 1
109	永平寺道路	福井	一般国道364号	49.10. 1	平16.10. 1
110	熊谷東松山道路	埼玉	県道玉川熊谷線･県道武蔵丘陵森林公園広瀬線	49.11.30	平16.11.30
111	石岡道路	茨城	一般国道355号	56. 4. 1	平17. 3.31
112	河口湖大橋	山梨	県道富士河口湖富士線	46. 4.19	平17. 6. 7
113	清里高原道路	〃	県道須玉八ヶ岳公園線	10. 6.22	平17. 6. 7
114	霞ヶ浦大橋	茨城	一般国道354号	62. 3. 3	平17.11. 1
115	彦島道路	山口	県道福浦金比羅線	50. 9.30	平17. 9.29
116	西海道路	愛媛	県道船越平城線	51. 3.31	平18. 3.31
117	東予道路	〃	県道壬生川新居浜野田線	53. 5. 1	平18. 3.31
118	水島玉島産業道路	岡山	県道水島港唐船線	52. 7.21	平18. 3.31
119	岡南大橋	〃	県道岡山玉野線	平 4. 9.30	平18. 3.31
120	青森中央大橋	青森	一般県道荒川青森停車場線	61. 4. 1	平18. 3.31
121	松浦バイパス	長崎	一般国道204号	平 1. 4. 4	平18. 3.31
122	志摩開発道路(第2期)	三重	県道鳥羽阿児線	51. 7. 1	平18. 6.30
123	高森熱海道路	福島	県道中ノ沢熱海線	51. 9. 1	平18. 8.31
124	霧降高原道路	栃木	県道青柳日光線	51. 9.26	平18. 9.25
125	村櫛舘山寺道路	静岡	県道舘山寺弁天島線	52. 5. 2	平19. 5. 2
126	鳥栖筑紫野道路	福岡･佐賀	県道久留米甚山筑紫野線	52. 5. 9	平19. 5. 9
127	八王子中央道路	東京	都道瑞穂あきる野八王子線	平13. 1.28	平19. 6. 1
128	松戸野田道路	千葉	県道松戸野田線	52.10. 1	平19.10. 1
129	国見道路	佐賀･長崎	一般国道498号	52.11.30	平19.11.30
130	本坂トンネル	静岡･愛知	一般国道362号	53. 4. 1	平20. 4. 1
131	勝浦道路	千葉	一般国道128号	53. 4. 5	平20. 4. 5
132	茶臼山高原道路	愛知	県道茶臼山高原設楽線	53. 4.13	平20. 4.13
133	尾張パークウェイ	〃	県道犬山自然公園線	53. 6.20	平20. 6.20
134	冷川トンネル	静岡	県道伊東修善寺線	53. 7. 1	平20. 7. 1
135	那須甲子道路	福島･栃木	県道那須甲子線	53. 9. 1	平20. 9. 1
136	河野海岸道路	福井	一般国道305号・県道大谷杉津線	53. 9.30	平20. 9.30
137	松戸橋道路	千葉	県道松戸三郷線	55. 4. 1	平20.10.26
138	富士見川越有料道路	埼玉	一般国道254号	56. 8. 1	平21. 7.31
139	中津川有料道路	岐阜	一般国道257号	59. 4. 1	平21.10. 9
140	那須高原有料道路	栃木	県道那須高原線	40. 6. 1	平21.10.30
141	水郷有料道路	茨城	県道水戸神栖線	49. 4.26	平21.12.30
142	萩有料道路	山口	県道萩秋芳線	平 4. 3.27	平22. 2.17
143	草津沼田有料道路	広島	広島市道西4区草津沼田線	60. 3.20	平22. 3.20

144	生月大橋有料道路	長崎	県道平戸生月線	平 3. 7.31	平22. 4. 1
145	平戸大橋有料道路	〃	一般国道３８３号	平 8. 3.11	平22. 4. 1
146	飛騨美濃有料道路	岐阜	一般国道４７２号	55. 4. 1	平22. 4. 1
147	第二多摩川原橋有料道路	東京	都道川崎府中線	平 7. 4.14	平22. 4. 1
148	新大利根橋有料道路	茨城	県道守谷流山線	55. 4.17	平22. 4.17
149	紀の川河口大橋	和歌山	県道和歌山港北島線	平 4. 1.31	平22. 8. 1
150	横浜ベイブリッジ歩行者道	神奈川	横浜市道スカイウォーク	平 1. 9.27	平22. 9.27
151	途中トンネル	滋賀	一般国道３６７号	63. 4. 5	平22.10. 1
152	日野水口道路	〃	一般国道３０７号	55.10. 5	平22.10. 5
153	大野川大橋	大分	県道大在大分港線	55. 1.25	平22.12. 1
154	米良道路	〃	県道中判田下郡線	61. 3. 5	平22.12. 1
155	大分空港道路	〃	一般国道213号・県道糸原杵築線	平 3.11.25	平22.12. 1
156	高松坂出道路	香川	県道高松坂出線	56. 3.27	平23. 3.27
157	大島大橋	長崎	県道大島太田和線	平11.11.11	平23. 4. 1
158	山口宇部有料道路	山口	県道山口宇部線	50. 2.27	平24. 3.28
159	長良川リバーサイド有料道路	岐阜	県道上白金真砂線	62. 4. 1	平24. 4. 1
160	島大橋有料道路	〃	県道岐阜関ヶ原線	平 2.12. 3	平24. 4. 1
161	長良川右岸有料道路	〃	県道岐阜美濃線	平13. 4. 1	平24. 4. 1
162	矢上大橋有料道路	長崎	一般国道２５１号	60.11.19	平24. 4. 1
163	音羽蒲郡有料道路	愛知	県道長沢蒲郡線	61.11.21	平24.12. 1
164	尾道大橋有料道路	広島	一般国道３１７号	平11.12. 1	平25. 3.31
165	能登海浜道路	石川	県道金沢田鶴浜線	48. 7.22	平25. 3.31
166	能登半島縦貫有料道路	〃	県道七尾輪島線	53.11. 1	平25. 3.31
167	川北大橋有料道路	〃	県道金沢小松線	50. 4. 1	平25. 3.31
168	田鶴浜道路	〃	一般国道４７０号	平10. 4.19	平25. 3.31
169	二丈浜玉道路	福岡・佐賀	一般国道２０２号	58. 4. 1	平25. 3.31
170	小倉ヶ浜有料道路	宮崎	県道日知屋財光寺線	59. 3.30	平25. 5. 9
171	磐梯山有料道路	福島	県道会津若松裏磐梯線	45. 6. 1	平25. 7.24
172	磐梯吾妻道路	〃	県道福島会津裏磐梯線	34.11. 6	平25. 7.24
173	第二磐梯吾妻道路	〃	県道福島会津裏磐梯線	47.10.20	平25. 7.24
174	近江大橋有料道路	滋賀	県道大津草津線・県道草津守山線	49. 9.26	平25.12.25
175	高知桂浜道路	高知	県道高知南環状線	平 7. 4.12	平26. 3.30
176	尻無川新橋有料道路	大阪	府道大阪港八尾線	平 7. 2. 1	平26. 3.31
177	淀川新橋有料道路	〃	大阪市道豊里城北線	平 1. 6.10	平26. 6. 9
178	流山有料道路	千葉	県道松戸野田線	平 4. 3.26	平27. 4.14
179	小坂井バイパス	愛知	一般国道２４７号	61. 3. 6	平28. 3. 6
180	小牧東インター有料道路	〃	県道春日井犬山線	61. 3.27	平28. 3.27
181	西蔵王有料道路	山形	県道山形永野線	61. 8. 1	平28. 4. 1
182	冷水有料道路	福岡	一般国道２００号	58. 3. 1	平28. 5.15
183	伊勢二見鳥羽有料道路	三重	一般国道４２号・主要地方道 鳥羽松阪線	平 6. 4.17	平29. 3.11
184	西宮北有料道路	兵庫	県道大沢西宮線	平 3. 3.25	平30. 4. 1
185	東総有料道路	千葉	県道大栄栗源干潟線	63. 4.21	平30. 4.21
186	平井寺トンネル有料道路	長野	県道上田丸子線	63. 8.25	平30. 8.25
187	有料道路若戸大橋	福岡	一般国道 199 号・市道安瀬戸畑１号線	37. 9.27	平30.12. 1
188	鴨川有料道路	千葉	県道千葉鴨川線	42. 4.21	平31. 4.21
189	房総スカイライン有料道路	〃	一般国道 465 号・県道君津鴨川線	54. 3.12	平31. 4.21
190	有料道路新掛塚橋	静岡	一般国道１５０号	平 1. 9.17	令 1. 9.28
191	下総利根大橋有料道路	茨城	県道岩井関宿野田線	平 2. 1.11	令 2. 1.11
192	三才山トンネル有料道路	長野	一般国道２５４号	51.10.31	令 2. 9. 1
193	日塩有料道路	栃木	県道藤原塩原線	47.10. 1	令 2.12.11
194	広島熊野道路	広島	県道矢野安浦線	平 2. 12.6	令 2.12. 6

195	狭山環状有料道路	埼玉	県道堀兼根岸線・県道所沢堀兼狭山線	62. 3.28	令 3. 7.28
196	本町山中有料道路	神奈川	県 道 本 町 山 中 線	平 4. 3.21	令 4. 3.21
197	新和田トンネル有料道路	長野	一 般 国 道 １４２ 号	53.10. 4	令 4. 4. 1
198	法恩寺山有料道路	福井	勝 山 市 道 5－47 号 線	平 4.10. 1	令 4.10. 1
199	鬼怒川有料道路	栃木	一 般 国 道 １２１ 号 線	平 4.10. 1	令 4.10. 1
200	千葉外房有料道路	千葉	県 道 生 実 本 納 線	55. 2. 1	令 5. 2. 1

○　一般国道

1.　一般国道の整備状況（2021年(令和3年)４月１日現在）

区　　分	実延長	改良区間		整備済区間		４車線以上区間（幅員13.0m以上）	
		延長	率	延長	率	延長	率
一般国道	56,111	52,254	93.1	39,781	70.9	8,252	14.8
指定区間	24,083	24,081	100.0	16,438	68.3	6,143	25.7
指定区間外	32,027	28,174	88.0	23,343	72.9	2,109	6.6
都道府県道	129,827	92,183	71.0	78,330	60.3	6,191	4.8
主要地方道	57,888	46,258	79.9	38,502	66.5	3,877	6.7
一般都道府県道	71,939	45,925	63.8	39,828	55.4	2,315	3.2
国・都道府県道	185,938	144,437	77.7	118,111	63.5	14,444	7.8
市町村道	1,034,201	619,856	59.9	619,856	59.9	5,420	0.5
一般道路計	1,220,138	764,293	62.6	737,967	60.5	19,863	1.6

注)1. 改良区間とは、車道幅員5.5m以上の区間を言う。ただし、市町村道は車道幅員5.5m未満の数値を含む。
2. 整備率は平成27年度全国道路・街路交通情勢調査と令和2年度交通調査基本区間交通量を基に算出。ただし、市町村道の整備率は，改良率である。
3. 東日本大震災の影響により，市町村道の一部に最新値になっていない部分がある。
4. 道路統計年報による。

2.　一般国道の道路交通情勢の推移

	年度	調査延長 (km)	走行台キロ（千台キロ/12h）			走行台キロ（千台キロ/12h）		平均交通量		平均旅行速度
			(合計)	前回比	シェア (%)	(小型車)	前回比	(台/12h)	前回比	(km/h)
一般国道（直轄）	S49	13,009.1	142,808	1.07	27.0	112,735	1.08	10,978	1.06	44.0
	S52	18,859.1	179,248	1.26	30.1	141,803	1.26	9,505	0.87	42.4
	S55	19,025.0	191,007	1.07	29.0	151,021	1.07	10,065	1.06	40.9
	S58	19,604.3	205,080	1.07	28.2	163,290	1.08	10,462	1.04	36.2
	S60	19,712.1	208,403	1.02	27.9	166,345	1.02	10,573	1.01	37.1
	S63	19,957.5	230,809	1.11	27.3	183,223	1.10	11,566	1.09	37.5
	H2	20,052.7	242,582	1.05	26.8	191,881	1.05	12,097	1.05	36.9
	H6	20,625.5	263,293	1.09	26.1	208,402	1.09	12,768	1.06	34.9
	H9	20,654.4	274,013	1.04	25.1	216,315	1.04	13,275	1.04	35.3
	H11	20,843.7	279,297	1.02	25.0	223,744	1.03	13,404	1.01	34.6
	H17	21,280.9	281,089	1.01	24.8	227,699	1.02	13,237	0.99	34.7
	H22	22,024.2	266,801	0.95	23.7	220,098	0.97	12,197	0.92	36.5
	H27	22,563.0	264,288	0.99	23.3	218,935	0.99	11,749	0.96	34.7
	R3	22,836.0	252,325	0.95	23.1	210,755	0.96	11,049	0.94	34.4

	年度	調査延長 (km)	走行台キロ (千台キロ/12h)			走行台キロ (千台キロ/12h)		平均交通量		平均旅行速度
			(合計)	前回比	シェア (%)	(小型車)	前回比	(台/12h)	前回比	(km/h)
一般国道（その他）	S49	20,588.9	91,423	1.15	17.3	76,254	1.38	4,440	1.15	41.6
	S52	20,256.2	84,712	0.93	14.2	71,402	0.94	4,182	0.94	39.4
	S55	20,920.9	93,836	1.11	14.2	78,621	1.10	4,538	1.09	38.0
	S58	26,657.2	120,728	1.29	16.6	102,241	1.30	4,573	1.01	36.6
	S60	26,648.3	123,550	1.02	16.6	105,016	1.03	4,681	1.02	36.7
	S63	26,698.5	138,775	1.12	16.4	116,966	1.11	5,237	1.12	37.1
	H2	26,861.4	148,720	1.07	16.4	124,973	1.07	5,576	1.06	37.6
	H6	32,689.3	185,088	1.24	18.3	155,868	1.25	5,708	1.02	36.7
	H9	32,626.9	199,331	1.08	18.2	167,392	1.07	6,158	1.08	37.7
	H11	32,825.2	202,744	1.02	18.2	171,401	1.02	6,227	1.01	38.2
	H17	32,954.6	204,710	1.01	18.0	175,387	1.02	6,308	1.01	38.2
	H22	32,850.1	203,166	0.99	18.1	176,179	1.00	6,261	0.99	38.1
	H27	33,121.9	204,811	1.01	18.0	177,402	1.01	6,292	1.00	35.6
	R3	33,177.7	200,497	0.98	18.4	173,232	0.98	6,043	0.96	35.3
一般国道計	S49	33,598.0	234,232	1.10	44.4	188,989	1.18	6,972	1.10	42.5
	S52	39,115.3	263,960	1.13	44.4	213,205	1.13	6,748	0.97	40.8
	S55	39,945.9	284,843	1.08	43.2	229,642	1.08	7,183	1.06	39.4
	S58	46,261.5	325,808	1.14	44.9	265,531	1.16	7,082	0.99	36.4
	S60	46,360.4	331,952	1.02	44.5	271,361	1.02	7,200	1.02	36.9
	S63	46,656.0	369,584	1.11	43.7	300,189	1.11	7,956	1.11	37.3
	H2	46,914.1	391,302	1.06	43.2	316,854	1.06	8,375	1.05	37.3
	H6	53,314.8	448,381	1.15	44.4	364,270	1.15	8,452	1.01	36.0
	H9	53,281.3	473,344	1.06	43.3	383,707	1.05	8,929	1.06	36.7
	H11	53,668.9	482,041	1.02	43.2	395,145	1.03	9,028	1.01	36.7
	H17	54,235.5	485,799	1.01	42.8	403,086	1.02	9,049	1.00	36.7
	H22	54,874.3	469,967	0.97	41.8	396,277	0.98	8,651	0.96	37.4
	H27	55,684.9	469,100	1.00	41.3	396,337	1.00	8,522	0.99	35.3
	R3	56,013.7	452,821	0.97	41.5	383,987	0.97	8,084	0.95	34.9

注）1.国土交通省「全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」（各年度）による。
2.昭和49年度までは「元一級国道」を「直轄」，「元二級国道」を「その他」とした。
3.昭和55年度以降の調査延長には，交通不能区間を含む。
4.昭和55年度～平成17年度の平均交通量は交通不能区間を除いた延長に対するものである（ここでの交通不能区間は，幅員，曲線半径，勾配，路面，建築限界，設計荷重その他の道路の状況により，最大積載量４トン以上の貨物自動車が通行できない区間をいう）。
5.平成22年度以降の平均交通量は交通量推定不能区間を除いた延長に対するものである（ここでの交通量推定不能区間は，交通量観測・交通量推定ともに行っていない区間をいう）。
6.昭和52年度以前の平均旅行速度は平均的な交通時間帯に，昭和55年度から平成２年度まではピーク時に，平成６年度以降は混雑時に調査した。
7.国土交通大臣が管理する国道を「一般国道（直轄）」，それ以外の国道を「一般道路（その他）」とした。
8.走行台キロのシェアは高速道路を含む都道府県道以上の総走行台キロに対する比率である。
9.平均旅行速度は、平日混雑時旅行速度である。

3. 一般国道における交通不能区間の状況 (2023年(令和5年)6月末)

交通不能区間

・路線数　　17路線
・箇所数　　19箇所
・延長　　203.3km

路線名	県　名	箇 所 名 (峠名)	不能区間延長(km)	事　業　名	事業延長(km)	事　業　状　況
274	北海道	白糖町～釧路市	17.7			
452	北海道	芦別市～美瑛町	12.9	盤の沢道路 五稜道路	6.8 11.7	直轄事業，H5～ 直轄事業，H5～
339	青　森	外ケ浜町(竜飛崎)	0.8			
401	福　島 群　馬	桧枝岐村～片品村 (尾瀬)	10.8 12.8			
291	群　馬 新　潟	みなかみ町～南魚 沼市　(清水峠)	13.0 16.2			
353	群　馬 新　潟	中之条町～湯沢町	9.5 1.0			
405	群　馬 長　野	中之条町～栄村	1.5 13.0			
152	長　野	飯田市　(地蔵峠)	3.0			
152	長　野 静　岡	飯田市～浜松市 (青崩峠)	0.8 3.7			
256	長　野	飯田市(小川路峠)	12.3			
289	新　潟 福　島	三条市～只見町 (八十里峠)	8.6 10.4	大江道路 八十里越 入叶津道路	1.2 11.8 7.8	補助事業，S61～ 直轄代行，S61～ 補助事業，S48～
352	新　潟	長岡市(萱峠)	4.9	萱峠バイパス	11.0	補助事業，S55～
257	岐　阜	高山市	3.7	三尾河バイパス	7.5	補助事業，H11～
360	岐　阜 石　川	白川村～白山市	6.7 10.0			
417	岐　阜 福　井	揖斐川町～池田町 (冠山峠)	4.4 3.2	冠山峠道路	4.1 3.7	直轄代行，H15～
422	三　重	津市～松阪市 (庄司峠)	2.8			
422	三　重	大台町～紀北町 (野又峠)	13.9			
476	福　井	池田町～南越前町 (段ノ岳峠)	1.2			
371	和歌山	田辺市～古座川町 (高雄峠)	4.5			
			203.3		65.6	

4. 一般国道の通行規制区間指定状況一覧表 (2021年(令和3年)度末)

項目 / 規制地区名	直轄		補助		計	
	区間	延長(km)	区間	延長(km)	区間	延長(km)
異常気象時通行規制区間	166	940.0	564	4,422.2	730	5,216.2
特殊通行規制区間	38	287.0	199	969.3	287.0	1,256.3
計	204	1,227.0	763	5,391.4	967	6,618.4

注) 1. 異常気象時通行規制区間は過去の記録により危険箇所の事故発生と異常気象との間に相関関係があるもので，異常気象による規制の基準を定めて事前規制を実施する区間。

2. 特殊通行規制区間は危険箇所の事故発生と異常気象との間に直接的相関関係は見られないが，パトロール等で現地状況等を判断して危険が予想されるもの。

3. 数値は毎年度，道路局環境安全・防災課及び道路交通管理課へ報告のあった数値である。

5. 一次改築事業主要整備路線（直轄，補助） (2023年(令和5年)6月末)

路線名	起・終点	主な施工地名	備考
136号	下田市～三島市	松崎町	㊍雲見～松崎
168号	新宮市～枚方市	十津川村	㊎十津川,長殿
278号	函館市～森町	函館市	㊎ 恵山
289号	新潟市～いわき市	三条市，只見町	㊎㊍ 八十里越，大江，入叶津
360号	富山市～小松市	飛騨市	㊍ 種蔵・打保
362号	豊川市～静岡市	川根本町	㊍ 本川根～静岡
417号	大垣市～南越前町	揖斐川町，池田町	㊎ 冠山峠
418号	大野市～飯田市	八百津町	㊍ 丸山
452号	夕張市～旭川市	芦別市，旭川市	㊎ 夕張，美瑛

※㊎は直轄施工，㊍は県施工を示す。

※事業延長が概ね 10km 以上の路線を記載。

6.　一般国道路線別一覧表

路線名	起点	終点
1号	東京都中央区	大阪市
2号	大阪市	北九州市
3号	北九州市	鹿児島市
4号	東京都中央区	青森市
5号	函館市	札幌市
6号	東京都中央区	仙台市
7号	新潟市	青森市
8号	新潟市	京都市
9号	京都市	下関市
10号	北九州市	鹿児島市
11号	徳島市	松山市
12号	札幌市	旭川市
13号	福島市	秋田市
14号	東京都中央区	千葉市
15号	東京都中央区	横浜市
16号	横浜市	横浜市
17号	東京都中央区	新潟市
18号	高崎市	上越市
19号	名古屋市	長野市
20号	東京都中央区	塩尻市
21号	瑞浪市	滋賀県米原町
22号	名古屋市	岐阜市
23号	豊橋市	伊勢市
24号	京都市	和歌山市
25号	四日市市	大阪市
26号	大阪市	和歌山市
27号	敦賀市	京都府丹波町
28号	神戸市	徳島市
29号	姫路市	鳥取市
30号	岡山市	高松市
31号	広島県海田町	呉市
32号	高松市	高知市
33号	高知市	松山市
34号	鳥栖市	長崎市
35号	武雄市	佐世保市
36号	札幌市	室蘭市
37号	北海道長万部町	室蘭市
38号	滝川市	釧路市
39号	旭川市	網走市
40号	旭川市	稚内市
41号	名古屋市	富山市
42号	浜松市	和歌山市
43号	大阪市	神戸市
44号	釧路市	根室市
45号	仙台市	青森市
46号	盛岡市	秋田市
47号	仙台市	酒田市

路線名	起点	終点
48号	仙台市	山形市
49号	いわき市	新潟市
50号	前橋市	水戸市
51号	千葉市	水戸市
52号	清水市	甲府市
53号	岡山市	鳥取市
54号	広島市	松江市
55号	徳島市	高知市
56号	高知市	松山市
57号	大分市	長崎市
58号	鹿児島市	那覇市
101号	青森市	秋田市
102号	弘前市	十和田市
103号	青森市	大館市
104号	八戸市	大館市
105号	本荘市	秋田県鷹巣町
106号	宮古市	盛岡市
107号	大船渡市	本荘市
108号	石巻市	本荘市
112号	山形市	酒田市
113号	新潟市	相馬市
114号	福島市	福島県浪江町
115号	相馬市	福島県猪苗代町
116号	柏崎市	新潟市
117号	長野市	小千谷市
118号	水戸市	会津若松市
119号	日光市	宇都宮市
120号	日光市	沼田市
121号	米沢市	栃木県益子町
122号	日光市	東京都豊島区
123号	宇都宮市	水戸市
124号	銚子市	水戸市
125号	佐原市	熊谷市
126号	銚子市	千葉市
127号	館山市	木更津市
128号	館山市	千葉市
129号	平塚市	相模原市
130号	東京港	東京都港区芝一丁目
131号	羽田空港	東京都大田区大森東二丁目
132号	川崎港	川崎市川崎区宮前町
133号	横浜港	横浜市中区桜木町
134号	横須賀市	神奈川県大磯町
135号	下田市	小田原市
136号	下田市	三島市
137号	富士吉田市	山梨県石和町
138号	富士吉田市	小田原市
139号	富士市	東京都奥多摩町

路線名	起点	終点
140号	熊谷市	山梨県増穂町
141号	韮崎市	上田市
142号	長野県軽井沢町	長野県下諏訪町
143号	松本市	上田市
144号	群馬県長野原町	上田市
145号	群馬県長野原町	沼田市
146号	群馬県長野原町	長野県軽井沢町
147号	大町市	松本市
148号	大町市	糸魚川市
149号	清水港	清水市大和町
150号	清水市	浜松市
151号	飯田市	豊橋市
152号	上田市	浜松市
153号	名古屋市	塩尻市
154号	名古屋港	名古屋市熱田区
155号	常滑市	愛知県弥富町
156号	岐阜市	高岡市
157号	金沢市	岐阜市
158号	福井市	松本市
159号	七尾市	金沢市
160号	七尾市	高岡市
161号	敦賀市	大津市
162号	京都市	敦賀市
163号	大阪市	津市
164号	四日市港	四日市市諏訪町
165号	大阪市	津市
166号	羽曳野市	松阪市
167号	三重県阿児町	伊勢市
168号	新宮市	枚方市
169号	奈良市	新宮市
170号	高槻市	泉佐野市
171号	京都市	神戸市
172号	大阪港	大阪市東区
173号	池田市	綾部市
174号	神戸港	神戸市中央区
175号	明石市	舞鶴市
176号	宮津市	大阪市
177号	舞鶴港	舞鶴市字魚屋
178号	舞鶴市	鳥取県岩美町
179号	姫路市	鳥取県羽合町
180号	岡山市	松江市
181号	津山市	米子市
182号	新見市	福山市
183号	広島市	米子市
184号	出雲市	尾道市
185号	呉市	三原市
186号	江津市	大竹市
187号	岩国市	益田市

路線名	起点	終点
188号	岩国市	下松市
189号	岩国空港	岩国市麻里布町一丁目
190号	山口市	山口県山陽町
191号	下関市	広島市
192号	西条市	徳島市
193号	高松市	徳島県海南町
194号	高知市	西条市
195号	高知市	徳島市
196号	松山市	愛媛県小松町
197号	高知市	大分市
198号	門司港	北九州市門司区西本町
199号	北九州市門司区	北九州市八幡西区
200号	北九州市	筑紫野市
201号	福岡市	福岡県苅田町
202号	福岡市	長崎市
203号	唐津市	佐賀市
204号	唐津市	佐世保市
205号	佐世保市	長崎県東彼杵町
206号	長崎市	佐世保市
207号	佐賀市	長崎県時津町
208号	熊本市	佐賀市
209号	大牟田市	久留米市
210号	久留米市	大分市
211号	日田市	北九州市
212号	中津市	熊本県阿蘇町
213号	別府市	中津市
217号	大分市	大分県弥生町
218号	熊本市	延岡市
219号	熊本市	宮崎市
220号	宮崎市	国分市
221号	人吉市	都城市
222号	日南市	都城市
223号	小林市	鹿児島県隼人町
224号	垂水市	鹿児島市
225号	枕崎市	鹿児島市
226号	加世田市	鹿児島市
227号	函館市	北海道江差町
228号	函館市	北海道江差町
229号	小樽市	北海道江差町
230号	札幌市	北海道北檜山町
231号	札幌市	留萌市
232号	稚内市	留萌市
233号	旭川市	留萌市
234号	岩見沢市	苫小牧市
235号	室蘭市	北海道浦河町
236号	帯広市	北海道浦河町
237号	旭川市	北海道浦河町
238号	網走市	稚内市

路線名	起点	終点
239号	網走市	留萌市
240号	釧路市	網走市
241号	北海道弟子屈町	帯広市
242号	網走市	帯広市
243号	網走市	根室市
244号	網走市	根室市
245号	水戸市	日立市
246号	東京都千代田区	沼津市
247号	名古屋市	豊橋市
248号	蒲郡市	岐阜市
249号	七尾市	金沢市
250号	神戸市	岡山市
251号	長崎市	諫早市
252号	柏崎市	会津若松市
253号	上越市	新潟県六日町
254号	東京都文京区	松本市
255号	秦野市	小田原市
256号	岐阜市	長野県上村
257号	浜松市	岐阜県荘川村
258号	大垣市	桑名市
259号	鳥羽市	豊橋市
260号	三重県阿児町	三重県紀伊長島町
261号	広島市	江津市
262号	萩市	防府市
263号	福岡市	佐賀市
264号	佐賀市	久留米市
265号	小林市	熊本県阿蘇町
266号	牛深市	熊本市
267号	人吉市	川内市
268号	水俣市	宮崎県高岡町
269号	指宿市	宮崎市
270号	枕崎市	鹿児島県市来町
271号	小田原市	厚木市
272号	釧路市	北海道標津町
273号	帯広市	紋別市
274号	札幌市	北海道標茶町
275号	札幌市	北海道浜頓別町
276号	北海道江差町	苫小牧市
277号	北海道江差町	北海道八雲町
278号	函館市	北海道森町
279号	函館市	青森県野辺地町
280号	青森市	函館市
281号	盛岡市	久慈市
282号	盛岡市	青森県碇ケ関村
283号	釜石市	花巻市
284号	陸前高田市	一関市
285号	秋田市	鹿角市
286号	仙台市	山形市

路線名	起点	終点
287号	米沢市	東根市
288号	郡山市	福島県双葉町
289号	新潟市	いわき市
290号	村上市	新潟県小出町
291号	前橋市	柏崎市
292号	群馬県長野原町	新井市
293号	日立市	足利市
294号	柏市	会津若松市
295号	成田国際空港	成田市
296号	八日市場市	船橋市
297号	館山市	市原市
298号	和光市	市川市
299号	茅野市	入間市
300号	富士吉田市	山梨県身延町
301号	浜松市	豊田市
302号	名古屋市中川区	名古屋市中川区
303号	岐阜市	福井県上中町
304号	金沢市	富山県平村
305号	金沢市	福井県今庄町
306号	津市	彦根市
307号	彦根市	枚方市
308号	大阪市	奈良市
309号	熊野市	大阪市
310号	堺市	五條市
311号	尾鷲市	和歌山県上富田町
312号	宮津市	姫路市
313号	福山市	鳥取県北条町
314号	福山市	島根県三刀屋町
315号	徳山市	山口県須佐町
316号	長門市	山口県山陽町
317号	松山市	尾道市
318号	徳島市	香川県白鳥町
319号	坂出市	伊予三島市
320号	宿毛市	愛媛県日吉村
321号	中村市	宿毛市
322号	北九州市	久留米市
323号	佐賀市	佐賀県浜玉町
324号	長崎市	熊本県三角町
325号	久留米市	宮崎県高千穂町
326号	延岡市	大分県犬飼町
327号	日向市	熊本県蘇陽町
328号	鹿児島市	出水市
329号	名護市	那覇市
330号	沖縄市	那覇市
331号	那覇市	沖縄県大宜味村
332号	那覇空港	那覇市垣花町
333号	旭川市	北海道端野町
334号	北海道羅臼町	北海道美幌町

路線名	起点	終点
335号	北海道羅臼町	北海道標津町
336号	北海道浦河町	釧路市
337号	千歳市	小樽市
338号	函館市	青森県下田町
339号	弘前市	青森県三厩村
340号	陸前高田市	八戸市
341号	鹿角市	本荘市
342号	横手市	宮城県津山町
343号	陸前高田市	水沢市
344号	湯沢市	酒田市
345号	新潟市	山形県遊佐町
346号	仙台市	気仙沼市
347号	寒河江市	古川市
348号	長井市	山形市
349号	水戸市	宮城県柴田町
350号	新潟市	上越市
351号	栃尾市	小千谷市
352号	柏崎市	栃木県上三川町
353号	桐生市	柏崎市
354号	高崎市	茨城県大洋村
355号	佐原市	笠間市
356号	銚子市	我孫子市
357号	千葉市	横須賀市
358号	山梨県上九一色村	甲府市
359号	富山市	金沢市
360号	富山市	小松市
361号	高山市	長野県高遠町
362号	豊川市	静岡市
363号	名古屋市	中津川市
364号	大野市	加賀市
365号	加賀市	四日市市
366号	半田市	名古屋市
367号	京都市	福井県上中町
368号	上野市	三重県勢和村
369号	奈良市	松阪市
370号	海南市	奈良県都祁村
371号	河内長野市	和歌山県串本町
372号	亀岡市	姫路市
373号	赤穂市	鳥取市
374号	備前市	津山市
375号	呉市	大田市
376号	山口市	山口県周東町
377号	鳴門市	香川県豊浜町
378号	伊予市	愛媛県吉田町
379号	松山市	愛媛県内子町
380号	八幡浜市	愛媛県久万町
381号	須崎市	宇和島市
382号	長崎県上対馬町	唐津市

路線名	起点	終点
383号	平戸市	伊万里市
384号	長崎県富江町	佐世保市
385号	柳川市	福岡市
386号	日田市	筑紫野市
387号	宇佐市	熊本市
388号	佐伯市	熊本県湯前町
389号	大牟田市	阿久根市
390号	石垣市	那覇市
391号	釧路市	網走市
392号	釧路市	北海道本別町
393号	小樽市	北海道倶知安町
394号	むつ市	弘前市
395号	久慈市	二戸市
396号	遠野市	盛岡市
397号	大船渡市	秋田県十文字町
398号	石巻市	本荘市
399号	いわき市	南陽市
400号	水戸市	福島県西会津町
401号	会津若松市	沼田市
402号	柏崎市	新潟市
403号	新潟市	松本市
404号	長岡市	上越市
405号	群馬県六合村	上越市
406号	大町市	高崎市
407号	足利市	入間市
408号	成田市	栃木県高根沢町
409号	川崎市	成田市
410号	館山市	木更津市
411号	八王子市	甲府市
412号	平塚市	神奈川県藤野町
413号	富士吉田市	相模原市
414号	下田市	沼津市
415号	羽咋市	富山市
416号	福井市	小松市
417号	大垣市	福井県河野村
418号	大野市	長野県南信濃村
419号	瑞浪市	高浜市
420号	豊田市	新城市
421号	桑名市	近江八幡市
422号	大津市	三重県紀伊長島町
423号	大阪市	亀岡市
424号	田辺市	和歌山県打田町
425号	尾鷲市	御坊市
426号	豊岡市	福知山市
427号	明石市	兵庫県山東町
428号	神戸市	兵庫県吉川町
429号	倉敷市	福知山市
430号	倉敷市	玉野市

路線名	起点	終点
431号	出雲市	米子市
432号	竹原市	松江市
433号	大竹市	三次市
434号	徳山市	三次市
435号	山口市	山口県豊北町
436号	姫路市	高松市
437号	松山市	山口県玖珂町
438号	徳島市	坂出市
439号	徳島市	中村市
440号	松山市	高知県檮原町
441号	大洲市	中村市
442号	大分市	大川市
443号	大川市	熊本県宮原町
444号	大村市	佐賀県諸富町
445号	熊本市	人吉市
446号	日向市	熊本県湯前町
447号	えびの市	出水市
448号	指宿市	宮崎市
449号	沖縄県本部町	名護市
450号	旭川市	紋別市
451号	留萌市	滝川市
452号	夕張市	旭川市
453号	札幌市	伊達市
454号	八戸市	青森県大鰐町
455号	盛岡市	岩手県岩泉町
456号	盛岡市	宮城県本吉町
457号	一関市	白石市
458号	新庄市	上山市
459号	新潟市	福島県浪江町
460号	新発田市	柏崎市
461号	今市市	高萩市
462号	佐久市	伊勢崎市
463号	越谷市	入間市
464号	松戸市	成田市
465号	茂原市	富津市
466号	東京都世田谷区	横浜市
467号	大和市	藤沢市
468号	横浜市	木更津市
469号	御殿場市	山梨県富沢町
470号	輪島市	砺波市
471号	羽咋市	岐阜県上宝村
472号	新湊市	岐阜県八幡町
473号	蒲郡市	静岡県相良町
474号	飯田市	静岡県引佐町
475号	豊田市	四日市市
476号	大野市	敦賀市
477号	四日市市	池田市
478号	宮津市	京都府久御山町

路線名	起点	終点
479号	豊中市	大阪市住之江区
480号	和泉市	有田市
481号	関西国際空港	泉佐野市上之郷
482号	宮津市	米子市
483号	豊岡市	兵庫県春日町
484号	備前市	高梁市
485号	島根県布施村	松江市
486号	総社市	東広島市
487号	呉市	広島市
488号	益田市	廿日市市
489号	新南陽市大神三丁目	山口県阿東町
490号	宇部市	萩市
491号	下関市	山口県油谷町
492号	高松市	高知県大豊町
493号	高知市	高知県東洋町
494号	松山市	須崎市
495号	北九州市	福岡市
496号	行橋市	日田市
497号	福岡市	武雄市
498号	鹿島市	佐世保市
499号	長崎市	阿久根市
500号	別府市	鳥栖市
501号	大牟田市	宇土市
502号	臼杵市	竹田市
503号	熊本県高森町	日向市
504号	鹿屋市	鹿児島県野田町
505号	沖縄県本部町	名護市
506号	那覇空港	沖縄県西原町
507号	糸満市	那覇市

出典「一般国道の路線を指定する政令」

7. 主要路線交通量 (2022年(令和4年)度平均日交通量と交通混雑期)

地域	都道府県名	路線名	箇所名	年度平均日交通量	
				R3(2021)年度 (4/1～3/31)	R4(2022)年度 (4/1～3/31)
北海道		一般国道 5 号	小樽市蘭島	12,100	12,200
		一般国道 12 号	岩見沢市上幌向町	18,900	19,200
		一般国道 36 号	千歳市上長都	33,500	35,100
		一般国道 38 号	釧路市大楽毛	10,400	9,900
東北	岩手県	一般国道 4 号	一関市山目	14,600	14,500
	宮城県	一般国道 4 号	柴田郡柴田町四日市場	41,900	41,800
	秋田県	一般国道 7 号	由利本荘市石脇	21,300	21,200
	福島県	一般国道 6 号	いわき市勿来町	15,500	16,100
関東	栃木県	一般国道 4 号	矢板市土屋	29,200	29,400
	群馬県	一般国道 17 号	沼田市恩田町	13,300	13,600
	神奈川県	一般国道 1 号	中郡大磯町東町	34,200	35,500
北陸	新潟県	一般国道 17 号	南魚沼市六日町	14,100	13,900
	富山県	一般国道 8 号	富山市水橋	30,900	31,700
	石川県	一般国道 8 号	加賀市熊坂町	12,300	13,200
中部	岐阜県	一般国道 19 号	中津川市山口前野	41,700	42,000
	静岡県	一般国道 1 号	湖西市白須賀	30,700	30,900
	三重県	一般国道 42 号	熊野市有馬町	13,100	13,100
近畿	滋賀県	一般国道 1 号	甲賀市土山町	14,700	14,700
	大阪府	一般国道 1 号	枚方市山之上北町	59,700	60,600
	兵庫県	一般国道 43 号	尼崎市東本町	58,700	58,200
中国	島根県	一般国道 9 号	大田市久手町	7,700	7,900
	広島県	一般国道 2 号	福山市大門町	31,200	31,500
四国	香川県	一般国道 11 号	東かがわ市引田町	8,500	9,000
	愛媛県	一般国道 11 号	西条市丹原町	13,000	13,400
	高知県	一般国道 56 号	幡多郡黒潮町浮鞭	10,300	10,600
九州	福岡県	一般国道 3 号	北九州市八幡西区皇后崎	30,000	30,700
	長崎県	一般国道 34 号	長崎市本河内町	31,300	27,000
	熊本県	一般国道 3 号	八代郡氷川町野津	20,700	20,500
	大分県	一般国道 10 号	大分市生石	61,000	61,300
沖縄		一般国道 58 号	宜野湾市真志喜	55,300	58,600
		一般国道 331 号	那覇市小禄	28,900	30,500

※交通量は、全車種合計の断面交通量

期間平均日交通量					
R3(2021)GW (4/29～5/5)	R4(2022)GW (4/29～5/5)	R3(2021)お盆 (8/7～8/16)	R4(2022)お盆 (8/6～8/16)	R3～R4 年末年始 (2021～2022) (12/26～1/3)	R4～R5 年末年始 (2022～2023) (12/28～1/3)
13,900	14,700	15,900	15,900	8,000	8,100
20,300	22,300	23,800	23,500	16,900	16,000
34,100	36,600	35,100	36,500	28,700	27,600
12,400	7,200	9,800	11,100	8,100	8,100
13,700	14,600	14,600	14,800	11,400	12,000
37,100	39,300	39,400	40,500	34,400	34,100
20,300	20,600	21,400	21,000	16,900	17,200
15,400	17,400	14,800	17,000	15,400	15,400
26,700	28,400	26,400	28,700	23,900	24,200
13,300	14,400	13,000	13,800	12,000	11,900
31,700	38,300	28,300	35,200	35,200	35,100
13,300	13,600	13,800	13,900	11,700	11,100
29,300	33,800	29,700	31,800	22,000	23,300
11,800	16,900	12,000	13,700	10,000	11,700
40,500	42,500	44,700	42,600	32,400	31,900
30,800	33,600	29,000	31,600	30,000	29,700
13,300	14,900	13,100	14,200	14,600	14,200
13,200	15,400	13,000	14,600	13,800	13,700
49,900	56,000	55,400	57,700	51,100	50,800
42,800	50,800	55,900	59,200	45,800	44,100
7,700	7,700	8,800	7,400	5,900	6,000
27,000	29,200	28,200	28,800	26,900	26,600
8,200	11,000	8,600	9,600	9,000	9,200
11,600	15,200	12,200	13,900	12,200	12,200
11,500	14,000	10,900	13,200	11,400	11,100
27,900	29,400	29,400	30,500	26,300	27,500
29,100	25,400	33,900	25,600	23,200	22,400
19,700	20,600	20,000	22,900	18,400	17,700
55,800	61,200	59,900	61,500	57,300	52,700
53,600	55,700	53,900	57,800	53,300	53,600
27,700	29,000	28,000	30,400	29,100	29,100

○　道路の法律

1.　基本的管理法

○　**道路法**（昭和27年法律第180号）

道路網の整備を図るため，道路に関して，路線の指定及び認定，管理，構造，保全，費用の負担等に関する事項を定め，もって交通の発達に寄与し公共の福祉を増進することを目的とするもの。

2.　高速自動車国道に関する法律

○　**高速自動車国道法**（昭和32年法律第79号）

高速自動車国道に関して，道路法に定めるもののほか，路線の指定，整備計画，管理，構造，保全等に関する事項を定め，もって高速自動車国道の整備を図り，自動車交通の発達に寄与することを目的とするもの。

(※)高速自動車国道の意義及び路線の指定

高速自動車国道とは，自動車の高速交通の用に供する道路で，全国的な自動車交通網の枢要部分を構成し，かつ，政治・経済・文化上特に重要な地域を連絡するものその他国の利害に特に重大な関係を有するもので，次の各号に掲げるものをいう。

一　国土開発幹線自動車道の予定路線のうちから政令でその路線を指定したもの

二　高速自動車国道法第３条の規定により定められた高速自動車国道の予定路線のうちから政令で路線を指定したもの

○　**国土開発幹線自動車道建設法**（昭和32年法律第68号）

国土の普遍的開発を図り，画期的な産業の立地振興及び国民生活領域の拡大を期するとともに，産業発展の不可欠の基盤たる全国的な高速自動車交通網を新たに形成させるため，国土を縦貫し，又は横断する高速自動車国道43路線11,520kmを開設し，及びこれと関連して新都市及び新農村の建設等を促進することを目的とするもの。

3.　道路の整備等を促進するための法律

○　**道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律**（昭和33年法律第34号）

負担・補助率の嵩上げ措置，電線敷設工事資金貸付金制度，自動運行補助施設設置工事貸付金制度，特定連絡道路工事資金貸付金制度，高速道路利便増進事業等を定めるもの。

4.　特別な道路の整備等に関する法律

○　**道路の修繕に関する法律**（昭和23年法律第282号）

当分の間，地方道に係る修繕工事に対する補助規定を定めるとともに，指定区間外の一般国道の修繕工事の直轄施行を定めるもの。

○　**積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法**（昭和31年法律第72号）

積雪寒冷の度が特にはなはだしい地域における道路の交通を確保するため，当該地域の道路につき，除雪，防雪及び凍雪害の防止について特別の措置を定め，もってこれらの地域における産業の振興と民生の安定に寄与することを目的とするもの。

○　**交通安全施設等整備事業の推進に関する法律**（昭和41年法律第45号）

交通の安全を確保するため，特定交通安全施設等整備事業を実施すべき道路を国家公安委員会及び国土交通大臣が指定するとともに，当該実施計画の作成，費用の負担又は補助に関する特例等を定めるもの。

○　**幹線道路の沿道の整備に関する法律**（昭和55年法律第34号）

道路交通騒音の著しい幹線道路の沿道について，道路交通騒音により生ずる障害の防止と適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため，沿道整備計画の決定，沿道の整備を促進するための措置等について定めるもの。

○　**共同溝の整備等に関する特別措置法**（昭和38年法律第81号）

共同溝の建設及び管理に関する特別の措置等を定め，特定の道路について，路面の掘さくを伴う地下の占用の制限と相まって共同溝の整備を行うことにより，道路の構造の保全と円滑な道路交通の確保を図ることを目的とするもの。

○　**電線共同溝の整備等に関する特別措置法**（平成７年法律第39号）

電線共同溝の建設及び管理に関する特別の措置等を定め，特定の道路について，道路の地上における電線，電柱の占用の制限と相まって電線共同溝の整備を行うことにより，安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図ることを目的とするもの。

○　**自転車道の整備等に関する法律**（昭和45年法律第16号）

交通事故の防止と交通の円滑化に寄与し，あわせて自転車の利用による国民の心身の健全な発達に資するため，自転車が安全に通行することができる自転車道の整備等に関し必要な措置を定めるもの。

○　**高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律**（平成18年法律第91号）

高齢者，障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用を確保するため，主務大臣による基本方針並びに旅客施設，建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか，市町村が定める重点整備地区において，高齢者，障害者等の計画段階からの参加を得て，旅客施設，建物等及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定めるもの。

○　**都市再生特別措置法**（平成14年法律第22号）

都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図るため，都市再生基本方針の策定，民間都市再生事業計画の認定，都市計画の特例，都市再生整備計画に基づく事業等に充てるための交付金制度等について定めるもの。

○　**無電柱化の推進に関する法律**（平成 28 年法律第 112 号）

災害の防止，安全かつ円滑な交通の確保，良好な景観の形成等を図るため，無電柱化の推進に関し，基本理念を定め，国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに無電柱化の推進に関する計画の策定等を定めるもの。

○　**自転車活用推進法**（平成28年法律第113号）

自転車の活用を総合的かつ計画的に推進するため，自転車の活用の推進に関し，基本理念を定め，国の責務等を明らかにし，及び自転車の活用の推進に関する施策の基本となる事項等を定めるもの。

5. 有料道路に関係する法律

○ **道路整備特別措置法**（昭和31年法律第７号）
道路の整備の促進を図るため，いわゆる有料道路の制度を認め，その新設，改築，その他の管理を行う場合の特別の措置を定めるもの。

○ **高速道路株式会社法**（平成16年法律第99号）
高速道路の建設・管理・料金徴収を行う特殊会社として，東日本高速道路株式会社等６会社を設立し，高速道路の新設，改築，維持，修繕その他の管理等を効率的に行うこと等により，道路交通の円滑化を図り，もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とするもの。会社の事業範囲，協定の締結，国との関係等について規定している。

○ **独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法**（平成16年法律第100号）
高速道路に係る道路資産の保有・貸付け，債務の早期の確実な返済等を行う独立行政法人として日本高速道路保有・債務返済機構を設立し，機構は業務実施計画を作成し，令和97年９月30日までに解散すること等を定めるもの。

○ **地方道路公社法**（昭和45年法律第82号）
地方道路公社が，その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設，改築，維持，修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により，地方的な幹線道路網の整備を促進して交通の円滑化を図ることを目的とするもの。公社の設立，役員及び職員，業務，財務，会計等について規定している

○ **本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法**（昭和56年法律第72号）
本州四国連絡橋の建設に伴い影響を受ける一般旅客定期航路事業の再編成，当該事業を営む者に対する助成及び離職者の再就職の促進等に関する特別措置を定めるもの。

○ **東京湾横断道路の建設に関する特別措置法**（昭和61年法律第45号）
民間の資金，経営能力及び技術的能力を活用して東京湾横断道路の建設の促進を図るための特別の措置を定め，もって東京湾の周辺の地域における交通の円滑化に資することを目的とするもの。

6. その他の関係法律

○ **踏切道改良促進法**（昭和36年法律第195号）
踏切道の改良を促進することにより，交通事故の防止及び交通の円滑化を図るため，その指定方法，費用分担等について定めるもの。

○ **軌道法**（大正10年法律第76号）
道路に軌道を敷設するものを地方鉄道と区別して軌道事業とし，それについての特許，道路の維持修繕義務，その他経営に関する監督等を定めるもの。

○ **土地収用法**（昭和26年法律第219号）

○ **公共用地の取得に関する特別措置法**（昭和36年法律第150号）

○ **駐車場法**（昭和32年法律第106号）

○ **公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法**（昭和26年法律第97号）

○ **都市計画法**（昭和43年法律第100号）

○　**土地区画整理法**（昭和29年法律第119号）
○　**地方自治法**（昭和22年法律第67号）
○　**地方財政法**（昭和23年法律第109号）
○　**補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律**（昭和30年法律第179号）
○　**都市モノレールの整備の促進に関する法律**（昭和47年法律129号）
○　**石油パイプライン事業法**（昭和47年法律第105号）

○　道路事業の執行

1.　道路事業の執行の順序

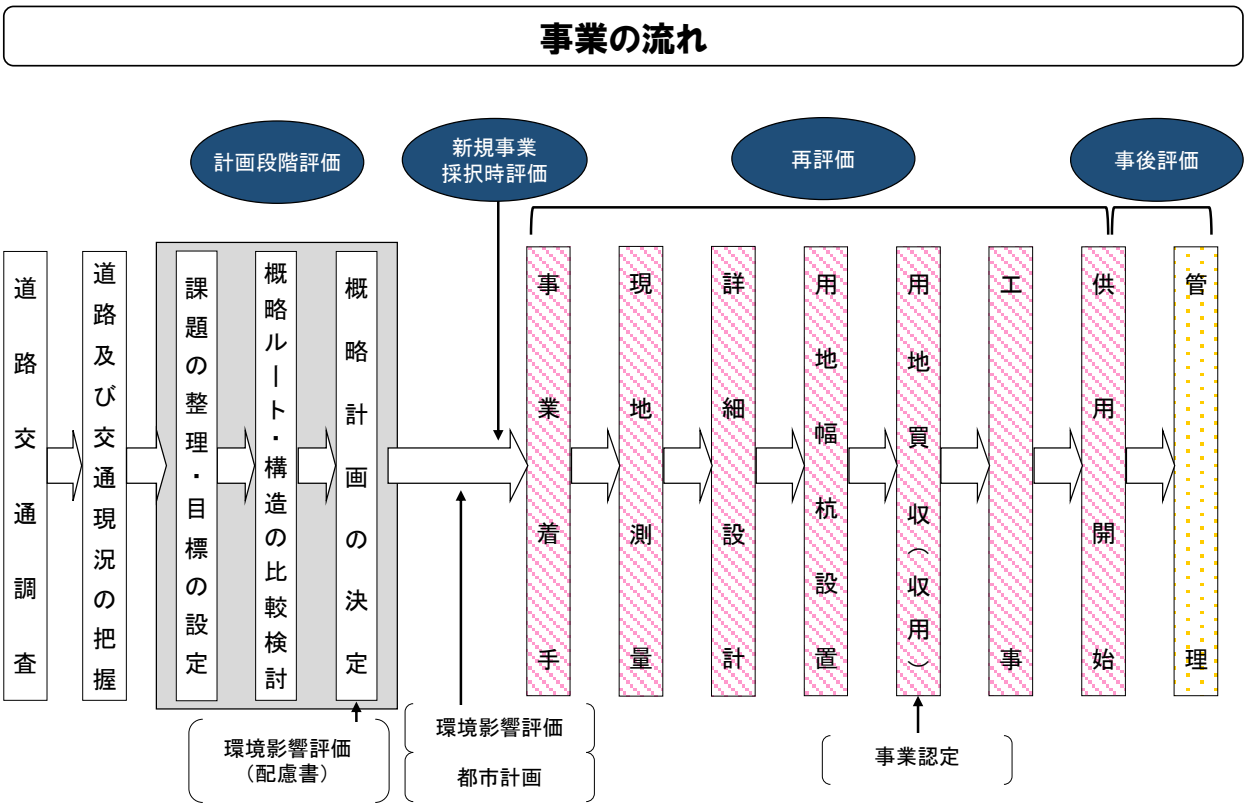

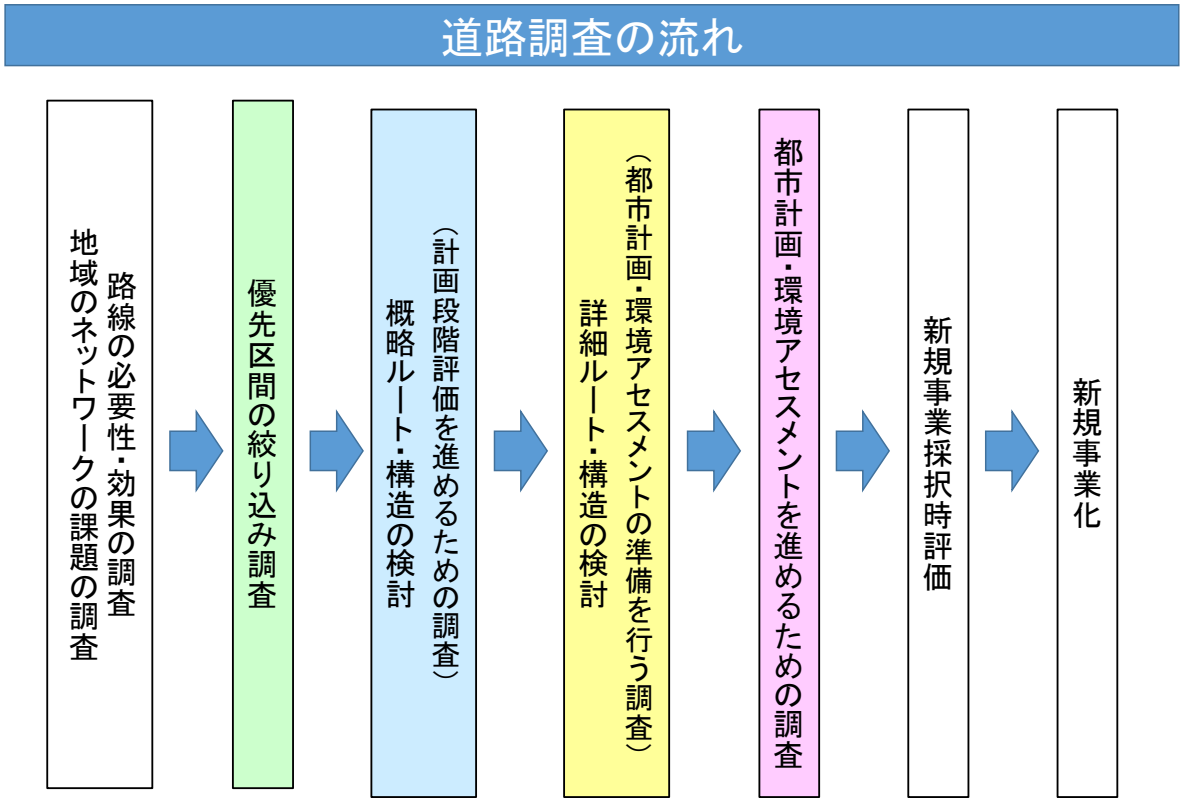

2.　事業評価

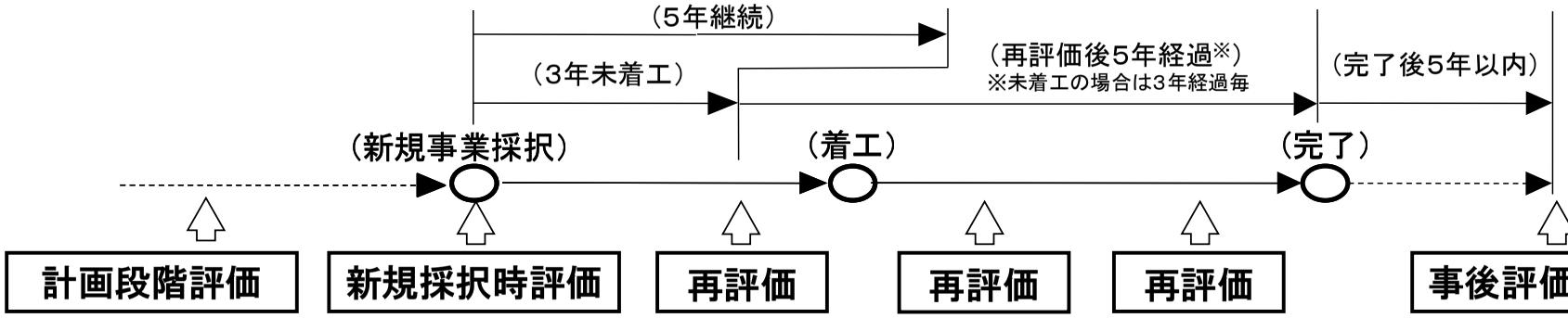

①計画段階評価
新規事業採択時評価の前段階において、政策目標を明確にした上で、複数の案の比較・評価を行うもの。平成22年度から導入。

累計：94件
（R4年度：8件）

②新規事業採択時評価
新規事業の採択時において、費用対効果分析を含めた事業評価を行うもの。平成10年度から導入。

累計：1，841件
（R4年度：30件）

③再評価
事業採択時から3年経過して未着工の事業、5年経過して継続中の事業等について再評価を行い、必要に応じて見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するもの。
平成10年度から導入。

累計：6，009件
うち、見直し：86件、中止：34件
（R4年度：191件
うち、見直し：0件、中止：0件）

④事後評価
事業完了後に、事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置、同種事業の計画・調査のあり方等を検討するもの。平成15年度から導入。

累計：649件
（R4年度：36件）

※評価実績についてはR5. 4. 1現在

3.　負担率・補助率

道別	事業	一般			北海道の特例		
		率	区分	法	率	区分	法
高速自道車国道	新設	3/4		高20Ⅰ令11Ⅰ	8.5/10		高20Ⅰ令11Ⅰ
	改築	3/4		高20Ⅰ令11Ⅰ	8.5/10		高20Ⅰ令11Ⅰ
	維持管理	10/10		高20Ⅰ			
	連結部補助	1/2 以内		機25Ⅰ			
一般国道	新設	2/3 1/2	大臣 知事	道50Ⅰ 道50Ⅰ	8/10		道88Ⅰ令31
	改築	2/3 7/10 1/2 5.5/10 5.5/10 5.5/10 5.5/10	大臣 うち高規格 知事 うち基幹道 (高規格) (地高等) うち交安等 うち更新	道50Ⅰ 財2令1Ⅰ 道50Ⅰ 財2令1Ⅲ① 財2令1Ⅲ② 財2令1Ⅲ③ 財2令1Ⅲ④	8/10		道88Ⅰ令31
	特殊改良						
	交通安全一種	2/3 7/10	大臣 うち高規格	道50Ⅰ 財2令1Ⅰ	8/10		道88Ⅰ令31
	交通安全二種	1/2	指定区間内	交6Ⅰ令2	2/3	指定区間内	交6Ⅰ令2の2
	交通安全	1/2 1/2	知事 指定区間外	道50Ⅰ 交6Ⅱ令2の4			
	災害防除	1/2 以内		道56令28			
	維持管理	10/10 1/2 以内	知事	道49 道56令28			
	無電柱化推進	1/2 1/2 以内 1/2	指定区間内 指定区間外 指定区間外	電22Ⅰ 電22Ⅱ 道50Ⅰ	2/3	指定区間内	電22Ⅰ令12

沖縄県の特例			離島の特例			その他地域の特例		
率	区分	法	率	区分	法	率	区分	法
9.5/10		沖94令32Ⅰ 別表Ⅰ						
9.5/10		沖94令32Ⅰ 別表Ⅰ						
9.5/10 9/10	大臣 知事	沖94令32Ⅰ 別表Ⅰ 沖94令32Ⅰ 別表Ⅰ	8/10	知事 (奄美)	奄６令１別表１	5.5/10 3/4 2/3 6/10 5.5/10 2/3	原子力発電周辺地域 水源地域周辺 59以前指定 60指定 61～４指定 ５以降指定 成田国際空港周辺地域	原７別表 水９Ⅰ令６附 水９Ⅰ令６附 水９Ⅰ令６附 水９Ⅰ令６Ⅰ 空３Ⅰ別表令３Ⅰ①
9.5/10 9/10	大臣 知事	沖94令32Ⅰ 別表Ⅰ 沖94令32Ⅰ 別表Ⅰ	8/10 2/3	知事 (奄美) 知事 (離島)	奄６令Ⅰ別表１ 財２令１Ⅳ	5.5/10 3/4 2/3 6/10 5.5/10 3/4 3/4	原子力発電周辺地域 水源地域周辺 59以前指定 60指定 61～４指定 ５以降指定 成田国際空港周辺地域 明日香村	原７別表 水９Ⅰ令６附 水９Ⅰ令６附 水９Ⅰ令６附 水９Ⅰ令６Ⅰ 空３Ⅰ別表令３Ⅰ② 明５Ⅲ令５Ⅰ①
9/10	知事	沖94令32Ⅰ 別表Ⅰ	5.5/10	知事 (奄美)	奄6令1別表1	5.5/10	原子力発電周辺地域	原7別表
9.5/10	大臣	沖94令32Ⅰ 別表Ⅰ						
9.5/10	指定区間内	沖94令32Ⅰ 別表Ⅰ						
9/10	知事	沖94令32Ⅰ 別表Ⅰ						
9/10		沖94令32Ⅰ 別表Ⅰ	5.5/10	知事 〈奄美〉	奄6令1別表1			
9/10 10/10 10/10	知事 潰地の買収 (指定地域) 潰地の買収 (指定地域外)	沖94令32Ⅰ 別表Ⅰ 位置境界 22Ⅰ令13Ⅰ 予算補助	7/10	知事 (奄美)	奄6令1別表1			
9.5/10	指定区間内	沖94令32Ⅰ 別表Ⅰ						

道別	事業	一般			北海道の特例		
		率	区分	法	率	区分	法
一般国道	沿道環境改善	2/3 7/10 1/2 1/2 以内 5.5/10 5.5/10	大臣 うち高規格 知事 知事 うち基幹道 (高規格) (地高等)	道50Ⅰ 財2令1Ⅰ 道50Ⅰ 道56令28 財2令1Ⅲ① 財2令1Ⅲ②	8/10		道88Ⅰ令31
	交通連携推進 (踏切・改良)	2/3 7/10 1/2 5.5/10 5.5/10	大臣 うち高規格 知事 うち基幹道 (高規格) (地高等)	道50Ⅰ 財2令1Ⅰ 道50Ⅰ 財2令1Ⅲ① 財2令1Ⅲ②	8/10		道88Ⅰ令31
	交通連携推進 (公共交通支援)	2/3 7/10 1/2 5.5/10 5.5/10	大臣 うち高規格 知事 うち基幹道 (高規格) (地高等)	道50Ⅰ 財2令1Ⅰ 道50Ⅰ 財2令1Ⅲ① 財2令1Ⅲ②	8/10		道88Ⅰ令31
	交通連携推進 (結節点改築)	2/3 7/10 1/2 5.5/10 5.5/10	大臣 うち高規格 知事 うち基幹道 (高規格) (地高等)	道50Ⅰ 財2令1Ⅰ 道50Ⅰ 財2令1Ⅲ① 財2令1Ⅲ②	8/10		道88Ⅰ令31
	修繕	5.5/10 ×δ		財2令1Ⅴ③			
	その他管理	5.5/10	指定区間内	道50Ⅱ	7/10		道88Ⅰ令31
地方道	新設	1/2 以内		道56令28			

沖縄県の特例			離島の特例			その他地域の特例		
率	区分	法	率	区分	法	率	区分	法
9.5/10	大臣	沖94令32Ⅰ別表Ⅰ	2/3	離島	財２令１Ⅳ	5.5/10	原子力発電周辺地域 水源地域周辺	原７別表
9/10	知事	沖94令32Ⅰ別表Ⅰ	8/10	奄美	奄6令1別表1	3/4	59以前指定	水９Ⅰ令６附
						2/3	60指定	水９Ⅰ令６附
			5.5/10	奄美	奄6令1別表1	6/10	61～４指定	水９Ⅰ令６附
						3/4	成田国際空港周辺地域	空３Ⅰ別表令３Ⅰ②
						2/3	成田国際空港周辺地域	空３Ⅰ別表令３Ⅰ①
						3/4	明日香村	明５Ⅲ令５Ⅰ①
			2/3	離島	財２令１Ⅳ	5.5/10	原子力発電周辺地域 水源地域周辺	原７別表
			8/10	奄美	奄6令1別表1	3/4	59以前指定	水９Ⅰ令６附
						2/3	60指定	水９Ⅰ令６附
						6/10	61～４指定	水９Ⅰ令６附
						3/4	成田国際空港周辺地域	空３Ⅰ別表令３Ⅰ②
						2/3	成田国際空港周辺地域	空３Ⅰ別表令３Ⅰ①
						3/4	明日香村	明５Ⅲ令５Ⅰ①
9.5/10	大臣	沖94令32Ⅰ別表Ⅰ	2/3	離島	財２令１Ⅳ	5.5/10	原子力発電周辺地域 水源地域周辺	原７別表
9/10	知事	沖94令32Ⅰ別表Ⅰ	8/10	奄美	奄6令1別表1	3/4	59以前指定	水９Ⅰ令６附
						2/3	60指定	水９Ⅰ令６附
						6/10	61～４指定	水９Ⅰ令６附
						3/4	成田国際空港周辺地域	空３Ⅰ別表令３Ⅰ②
						2/3	成田国際空港周辺地域	空３Ⅰ別表令３Ⅰ①
						3/4	明日香村	明５Ⅲ令５Ⅰ①
			2/3	離島	財２令１Ⅳ	5.5/10	原子力発電周辺地域 水源地域周辺	原７別表
			8/10	奄美	奄6令1別表1	3/4	59以前指定	水９Ⅰ令６附
						2/3	60指定	水９Ⅰ令６附
						6/10	61～４指定	水９Ⅰ令６附
						3/4	成田国際空港周辺地域	空３Ⅰ別表令３Ⅰ②
						2/3	成田国際空港周辺地域	空３Ⅰ別表令３Ⅰ①
						3/4	明日香村	明５Ⅲ令５Ⅰ①
9/10	知事	沖94令32Ⅰ別表１	6/10×δ以内※１	離島	財2令1Ⅴ③			
			7/10	奄美	奄6令1別表1			
9.5/10	指定区間内	沖94令32Ⅰ別表Ⅰ						
9/10	県道	沖94令32Ⅰ別表Ⅰ		離島		5.5/10	原子力発電周辺地域	原７別表
			5.5/10	都道府県道	離７Ⅰ別表			
8/10	市町村道	沖94令32Ⅰ別表Ⅰ		市町村道			水源地域辺	
						3/4	59以前指定	水９Ⅰ令６附
			6/10	うち基幹道	離７Ⅰ別表	2/3	60指定	水９Ⅰ令６附
			2/3	うち架橋	離７Ⅰ別表	6/10	61～４指定	水９Ⅰ令６附
						5.5/10	５以降指定	水９Ⅰ令６
						6/10	うち基幹道	水９Ⅰ令６
				奄美				
			7/10	県道	奄6令1別表1		成田国際空港周辺地域	
			7.5/10	うち基幹道	奄6令1別表1	2/3	県道	空３Ⅰ別表令３Ⅰ④
						8/10	町村道	空３Ⅰ別表
			6/10	市町村道	奄6令1別表1	2/3	市道	空３Ⅰ別表令３Ⅱ①

道別	事業	一般			北海道の特例		
		率	区分	法	率	区分	法
地方道	改築	1/2以内		道56令28	5.5/10以内		道88Ⅰ令34の２の３Ⅱ
		5.5/10以内 5.5/10 ×δ 以内	うち基幹道 (都府県道) (市町村道)	財２令２Ⅱ①	6/10以内 5.5/10 ×δ 以内	うち基幹道 (δ＝1.1未満) (δ＝1.1以上)	道88Ⅰ令34の２の３Ⅰ①
		5.5/10以内 5.5/10 ×δ 以内	うち交安等 (都府県道) (市町村道)	財２令２Ⅱ③	6/10以内 5.5/10 ×δ 以内	うち交安等 (δ＝1.1未満) (δ＝1.1以上)	道88Ⅰ令34の２の３Ⅰ③
		5.5/10以内 5.5/10 ×δ 以内	うち更新 (都府県道) (市町村道)	財２令２Ⅱ④	6/10以内 5.5/10 ×δ 以内	うち更新 (δ＝1.1未満) (δ＝1.1以上)	道88Ⅰ令34の２の３Ⅰ④
	特殊改良				1/2以内		道56令28
	交通安全	1/2 5.5/10	市町村道通学路	交６Ⅲ令３ 交６Ⅲ令３	1/2 5.5/10	市町村道通学路	道88Ⅰ令34の２の３Ⅲ 道88Ⅰ令34の２の３Ⅲ
	災害防除	1/2		修１令１Ⅱ			
	維持						
	修繕代行	5.5/10 ×δ 以内		修１令１Ⅰ②			

沖縄県の特例			離島の特例			その他地域の特例		
率	区分	法	率	区分	法	率	区分	法
9/10	県道	沖94令32Ⅰ別表Ⅰ		離島		5.5/10	原子力発電周辺地域	原７別表
			5.5/10	都道府県道	離７Ⅰ別表			
8/10	市町村道	沖94令32Ⅰ別表Ⅰ					水源地域周辺	
				市町村道		3/4	59以前指定	水９Ⅰ令６附
			6/10	うち基幹道	離７Ⅰ別表	2/3	60指定	水９Ⅰ令６附
			2/3	うち架橋	離７Ⅰ別表	6/10	61～４指定	水９Ⅰ令６附
						5.5/10	５以降指定	水９Ⅰ令６
				うち交安等		6/10	うち基幹道	水９Ⅰ令６
			6/10以内	(都道府県道)	財２令２Ⅲ			
			6/10×δ	(市町村道)	財２令２Ⅱ③		成田国際空港周辺地域	
			以内※１			2/3	県道	空３Ⅰ別表令３Ⅰ④
				うち更新		8/10	町村道	空３Ⅰ別表
			6/10以内	(都道府県道)	財２令２Ⅲ	2/3	市町村道	空３Ⅰ別表
			6/10×δ	(市町村道)	財２令２Ⅱ④	2/3	市道	空３Ⅰ別表令３Ⅱ①
			以内※１			7/10	うち基幹道	空３Ⅰ別表令３Ⅱ②
							半島地域関連	
				奄美		5.5/10以内	半島循環道路等	財２令２Ⅱ②
			7/10	県道	奄6令1別表1			
			7.5/10	うち基幹道	奄6令1別表1		明日香村	
						2/3	都市計画道路以外	明5Ⅲ令5Ⅰ②
			6/10	市町村道	奄6令1別表1			
			7/10以内	うち交安等	財２令２Ⅱ③			
			7/10以内	うち更新	財２令２Ⅱ④			
9/10	県道	沖94令32Ⅰ別表Ⅰ		離島				
			5.5/10	市町村道	予算補助			
2/3	市町村道	沖94令32Ⅰ別表Ⅰ						
			5.5/10	奄美	奄6令1別表1			
2/3	市町村道通学路	沖94令32Ⅰ別表Ⅰ						
9/10	県道	沖94令32Ⅰ別表Ⅰ		奄美				
			5.5/10	県道	奄6令1別表1			
	潰地の買収(県道)							
10/10	指定地域	位置境界22Ⅰ令13Ⅰ						
10/10	指定地域外	予算補助						
	潰地の買収(市町村道)							
8/10	指定地域	位置境界22Ⅰ令13Ⅰ						
8/10	指定地域外	予算補助						
8/10		修１令Ⅰ	7.5/10		修１令Ⅰ			

道別	事業	一般			北海道の特例		
		率	区分	法	率	区分	法
地方道	位置境界不明地域市町村道特別交付金						
	無電柱化推進	1/2 以内 1/2 以内 1/2		電22Ⅱ 道56令28 交６Ⅲ令３			
	沿道環境改善	1/2 以内 5.5/10 以内 5．5/10 ×δ以内	うち基幹道 (都府県道) (市町村道)	道56令28 財２令２Ⅱ①	5.5/10以内 6/10以内 5.5/10 ×δ以内	うち基幹道 (δ＝1.1 未満) (δ＝1.1 以上)	道88Ⅰ令34 の２の３Ⅱ 道88Ⅰ令34 の２の３Ⅰ①
	交通連携推進 (踏切・改良)	1/2 以内 5.5/10以内 5.5/10 ×δ 以内	うち基幹道 (都府県道) (市町村道)	道56令28 財２令２Ⅱ①	5.5/10以内 6/10以内 5.5/10 ×δ 以内	うち基幹道 (δ＝1.1未満) (δ＝1.1以上)	道88Ⅰ令34 の２の３Ⅱ 道88Ⅰ令34 の２の３Ⅰ①

沖縄県の特例			離島の特例			その他地域の特例		
率	区分	法	率	区分	法	率	区分	法
2/10	潰地の買収 (市町村道) 指定地域	位置境界 22Ⅰ令13Ⅱ						
9/10	県道	沖94令32Ⅰ 別表Ⅰ		離島		5.5/10	原子力発電周辺地域	原７別表
			5.5/10	都道府県道	離７Ⅰ別表			
8/10	市町村道	沖94令32Ⅰ 別表Ⅰ		市町村道			水源地域周辺 3/4 59以前指定	水９Ⅰ令６附
2/3	市町村道通学路	沖94令32Ⅰ 別表Ⅰ	6/10	うち基幹道	離７Ⅰ別表	2/3	60指定	水９Ⅰ令６附
			2/3	うち架橋	離７Ⅰ別表	6/10	61～４指定	水９Ⅰ令６附
						5.5/10	５以降指定	水９Ⅰ令６
						6/10	うち基幹道	水９Ⅰ令６
				奄美				
			7/10	県道	奄６令１別表１		成田国際空港周辺地域	
			5.5/10			2/3	県道	空３Ⅰ別表令３Ⅰ④
			7.5/10	うち基幹道	奄６令１別表１	8/10	町村道	空３Ⅰ別表
						2/3	市町村道	空３Ⅰ別表
			6/10	市町村道	奄６令１別表１	2/3	市道	空３Ⅰ別表令３Ⅱ①
			5.5/10			7/10	うち基幹道	空３Ⅰ別表令３Ⅱ②
							半島地域関連	
						5.5/10以内	半島循環道路等	財２令２Ⅱ②
							明日香村	
						2/3	都市計画道路以外	明５Ⅲ令５Ⅰ②
				離島		5.5/10	原子力発電周辺地域	原７別表
			5.5/10	都道府県道	離７Ⅰ別表			
				市町村道			水源地域周辺 3/4 59以前指定	水９Ⅰ令６附
			6/10	うち基幹道	離７Ⅰ別表	2/3	60指定	水９Ⅰ令６附
			2/3	うち架橋	離７Ⅰ別表	6/10	61～４指定	水９Ⅰ令６附
						5.5/10	５以降指定	水９Ⅰ令６
						6/10	うち基幹道	水９Ⅰ令６
				奄美				
			7/10	県道	奄６令１別表１		成田国際空港周辺地域	
			7.5/10	うち基幹道	奄６令１別表１	2/3	県道	空３Ⅰ別表令３Ⅰ④
						8/10	町村道	空３Ⅰ別表
			6/10	市町村道	奄６令１別表１	2/3	市町村道	空３Ⅰ別表
						2/3	市道	空３Ⅰ別表令３Ⅱ①
						7/10	うち基幹道	空３Ⅰ別表令３Ⅱ②
							半島地域関連	
						5.5/10以内	半島循環道路等	財２令２Ⅱ②
							明日香村	
						2/3	都市計画道路以外	明5Ⅲ令5Ⅰ②

道別	事業	一般			北海道の特例		
		率	区分	法	率	区分	法
地方道	交通連携推進 (公共交通支援)	1/2 以内 5.5/10以内 5．5／10 ×δ 以内	うち基幹道 (都府県道) (市町村道)	道56令28 財2令2Ⅱ①	5.5/10以内 6/10以内 5．5／10 ×δ 以内	うち基幹道 (δ＝1.1未満) (δ＝1.1以上)	道88Ⅰ令34の2の3Ⅱ 道88Ⅰ令34の2の3Ⅰ①
	交通連携推進 (結節点改築)	1/2 以内 5.5/10以内 5．5／10 ×δ 以内	うち基幹道 (都府県道) (市町村道)	道56令28 財2令2Ⅱ①	5.5/10以内 6/10以内 5．5／10 ×δ 以内	うち基幹道 (δ＝1.1未満) (δ＝1.1以上)	道88Ⅰ令34の2の3Ⅱ 道88Ⅰ令34の2の3Ⅰ①
	修繕	5．5／10 ×δ 以内		修1令1Ⅰ③	6/10以内 5．5／10 ×δ 以内	(δ＝1.1未満) (δ＝1.1以上)	修1令1Ⅰ③
共同溝		1/2 1/2以内	大臣 知事	溝22Ⅰ 溝22Ⅱ			

沖縄県の特例			離島の特例			その他地域の特例		
率	区分	法	率	区分	法	率	区分	法
9/10	県道	沖94令32Ⅰ別表Ⅰ		離島		5.5/10	原子力発電周辺地域	原７別表
			5.5/10	都道府県道	離７Ⅰ別表			
8/10	市町村道	沖94令32Ⅰ別表Ⅰ					水源地域周辺	
				市町村道		3/4	59以前指定	水９Ⅰ令６附
			6/10	うち基幹道	離７Ⅰ別表	2/3	60指定	水９Ⅰ令６附
			2/3	うち架橋	離７Ⅰ別表	6/10	61～４指定	水９Ⅰ令６附
						5.5/10	５以降指定	水９Ⅰ令６
						6/10	うち基幹道	水９Ⅰ令６
				奄美				
			7/10	県道	奄６令１別表１		成田国際空港周辺地域	
			7.5/10	うち基幹道	奄６令１別表１	2/3	県道	空３Ⅰ別表令３Ⅰ④
						8/10	町村道	空３Ⅰ別表
			6/10	市町村道	奄６令１別表１	2/3	市町村道	空３Ⅰ別表
						2/3	市道	空３Ⅰ別表令３Ⅱ①
						7/10	うち基幹道	空３Ⅰ別表令３Ⅱ②
							半島地域関連	
						5.5/10 以内	半島循環道路等	財２令２Ⅱ②
							明日香村	
						2/3	都市計画道路以外	明５Ⅲ令５Ⅰ②
9/10	県道	沖94令32Ⅰ別表Ⅰ		離島		5.5/10	原子力発電周辺地域	原７別表
			5.5/10	都道府県道	離７Ⅰ別表			
8/10	市町村道	沖94令32Ⅰ別表Ⅰ					水源地域周辺	
				市町村道		3/4	59以前指定	水９Ⅰ令６附
			6/10	うち基幹道	離７Ⅰ別表	2/3	60指定	水９Ⅰ令６附
			2/3	うち架橋	離７Ⅰ別表	6/10	61～４指定	水９Ⅰ令６附
						5.5/10	５以降指定	水９Ⅰ令６
						6/10	うち基幹道	水９Ⅰ令６
				奄美				
			7/10	県道	奄６令１別表１		成田国際空港周辺地域	
			7.5/10	うち基幹道	奄６令１別表１	2/3	県道	空３Ⅰ別表令３Ⅰ④
						8/10	町村道	空３Ⅰ別表
			6/10	市町村道	奄６令１別表１	2/3	市町村道	空３Ⅰ別表
						2/3	市道	空３Ⅰ別表令３Ⅱ①
						7/10	うち基幹道	空３Ⅰ別表令３Ⅱ②
							半島地域関連	
						5.5/10 以内	半島循環道路等	財２令２Ⅱ②
							明日香村	
						2/3	都市計画道路以外	明５Ⅲ令５Ⅰ②
9/10	県道	沖94令32Ⅰ別表Ⅰ		離島				
			6/10×	都道府県道	修１令１Ⅰ③			
8/10	市町村道	修１令１Ⅰ③	δ※2	市町村道				
			7/10	奄美	修１令１Ⅰ③			

道別	事業	一般			北海道の特例		
		率	区分	法	率	区分	法
雪寒		2/3 6/10	知事 (除雪) 知事 (凍雪害・防雪)	雪６ 雪６			
交通環境改善		1/2 以内 1/3以内		予算補助 予算補助			
交通連携推進 (結節点改善)		1/2以内		予算補助			
調査		10/10 1/3以内	指定区間内	道49 道56令28			
特定道路事業交付金					定額		道州制 19Ⅰ③
街路	新設	1/2以内		道56令28			
	改築	1/2以 内 5.5/10以内 5.5/10 ×δ 以内 5.5/10以内 5.5/10 ×δ 以内 5.5/10以内 5.5/10 ×δ 以内	 うち基幹道 (都府県道) (市町村道) うち交安等 (都府県道) (市町村道) うち更新 (都府県道) (市町村道)	道56令28 財２令２Ⅱ① 財２令２Ⅱ③ 財２令２Ⅱ④	5.5/10以内 6/10以内 5.5/10 ×δ 以内 6/10以内 5.5/10 ×δ 以内 6/10以内 5.5/10 ×δ 以内	 うち基幹道 (δ＝1.1未満) (δ＝1.1以上) うち交安等 (δ＝1.1未満) (δ＝1.1以上) うち更新 (δ＝1.1未満) (δ＝1.1以上)	道88Ⅰ令34 の２の３Ⅱ 道88Ⅰ令34 の2の3Ⅰ① 道88Ⅰ令34 の２の３Ⅰ③ 道88Ⅰ令34 の２の３Ⅰ④

沖縄県の特例			離島の特例			その他地域の特例		
率	区分		率	区分	法	率	区分	法
							水源地域周辺 (凍雪害･防雪)	
						3/4 2/3 2/3	60指定 61～4指定 5以降	水9Ⅰ令6附 水9Ⅰ令6附 水9Ⅰ令6Ⅰ
9/10 8/10	県道 市町村道	沖94令32Ⅰ 別表Ⅰ 沖94令32Ⅰ 別表Ⅰ	 5.5/10 6/10 2/3 7/10 7.5/10 6/10	離島 都道府県道 市町村道 うち基幹道 うち架橋 奄美 県道 うち基幹道 市町村道	 離７Ⅰ別表 離７Ⅰ別表 離７Ⅰ別表 奄6令1別表1 奄6令1別表1 奄6令1別表1	5.5/10 3/4 2/3 6/10 5.5/10 6/10 2/3 8/10 2/3	原子力発電周辺地域 水源地域周辺 59以前指定 60指定 61～4指定 5以降指定 うち基幹道 成田国際空港周辺地域 県道 町村道 市道	原７別表 水９Ⅰ令6附 水９Ⅰ令6附 水９Ⅰ令6附 水９Ⅰ令6 水９Ⅰ令6 空3Ⅰ別表令3Ⅰ④ 空３Ⅰ別表 空3Ⅰ別表令3Ⅱ①
9/10 8/10	県道 市町村道	沖94令32Ⅰ 別表Ⅰ 沖94令32Ⅰ 別表Ⅰ	 5.5/10 6/10 2/3 6/10以内 6/10×δ 以内※1 6/10以内 6/10×δ 以内※1 7/10 7.5/10 6/10 7/10以内 7/10以内	離島 都道府県道 市町村道 うち基幹道 うち架橋 うち交安等 (都道府県道) (市町村道) うち更新 (都道府県道) (市町村道) 奄美 県道 うち基幹道 市町村道 うち交安等 うち更新	 離７Ⅰ別表 離７Ⅰ別表 離７Ⅰ別表 財２令２Ⅲ 財２令２Ⅱ③ 財２令２Ⅲ 財２令２Ⅱ④ 奄6令1別表1 奄6令1別表1 奄6令1別表1 財２令２Ⅱ③ 財２令２Ⅱ④	5.5/10 3/4 2/3 6/10 5.5/10 6/10 2/3 8/10 2/3 2/3 7/10 5.5/10以内 5.5/10	原子力発電周辺地域 水源地域周辺 59以前指定 60指定 61～4指定 5以降指定 うち基幹道 成田国際空港周辺地域 県道 町村道 市町村道 市道 うち基幹道 半島地域関連 半島循環道路等 明日香村 都市計画道路	原７別表 水９Ⅰ令6附 水９Ⅰ令6附 水９Ⅰ令6附 水９Ⅰ令6 水９Ⅰ令6 空3Ⅰ別表令3Ⅰ④ 空3Ⅰ別表 空３Ⅰ別表 空3Ⅰ別表令3Ⅱ① 空3Ⅰ別表令3Ⅱ② 財２令２Ⅱ② 明5Ⅲ令5Ⅰ④

道別	事業	一般			北海道の特例		
		率	区分	法	率	区分	法
街路	自転車駐車場	1/2以内		予算補助			
	橋梁整備	1/2以内 5.5/10以内	うち基幹道	道56令28 財2令2Ⅱ④	5.5/10以内 6/10以内	うち基幹道	道88Ⅰ令34 の2の3Ⅱ 道88Ⅰ令34 の2の3Ⅰ①
	共同溝	1/2以内	知事	溝22Ⅱ			
	交通連携推進 (連続立体)	1/2以内 5.5/10以内	うち基幹道	道56令28 財2令2Ⅱ①	5.5/10以内 6/10以内	うち基幹道	道88Ⅰ令34 の2の3Ⅱ 道88Ⅰ令34 の2の3Ⅰ①
	交通連携推進 (連立関公統合)	1/2以内 1/2以内		道56令28 区3Ⅰ，121			
	交通連携推進 (踏切・改良)	1/2以内 5.5/10以内 5.5/10 ×δ 以内	うち基幹道 (都府県道) (市町村道)	道56令28 財2令2Ⅱ①	5.5/10以内 6/10以内 5.5/10 ×δ 以内	うち基幹道 (δ＝1.1未満) (δ＝1.1以上)	道88Ⅰ令34 の2の3Ⅱ 道88Ⅰ令34 の2の3Ⅰ①

沖縄県の特例			離島の特例			その他地域の特例		
率	区分		率	区分	法	率	区分	法
						5.5/10		原７別表
				離島		5.5/10	原子力発電周辺地域	原７別表
			5.5/10	都道府県道	離７Ⅰ別表			
							水源地域周辺	
				市町村道		3/4	59以前指定	水９Ⅰ令６附
			6/10	うち基幹道	離７Ⅰ別表	2/3	60指定	水９Ⅰ令６附
			2/3	うち架橋	離７Ⅰ別表	6/10	61～４指定	水９Ⅰ令６附
						5.5/10	５以降指定	水９Ⅰ令６
						6/10	うち基幹道	水９Ⅰ令６
				奄美				
			7/10	県道	奄６令１別表１		成田国際空港周辺地域	
			7.5/10	うち基幹道	奄６令１別表１	2/3	県道	空３Ⅰ別表令３Ⅰ④
						8/10	町村道	空３Ⅰ別表
			6/10	市町村道	奄６令１別表１	2/3	市町村道	空３Ⅰ別表
						2/3	市道	空３Ⅰ別表令３Ⅱ①
						7/10	うち基幹道	空３Ⅰ別表令３Ⅱ②
							半島地域関連	
						5.5/10 以内	半島循環道路等	財２令２Ⅱ②
							明日香村	
						5.5/10	都市計画道路	明5Ⅲ令5Ⅰ④

道別	事業	一般			北海道の特例		
		率	区分	法	率	区分	法
街路	交通連携推進 (公共交通支援)	1/2以内 5.5/10以内 5.5/10 ×δ 以内	うち基幹道 (都府県道) (市町村道)	道56令28 財2令2Ⅱ①	5.5/10以内 6/10以内 5.5/10 ×δ 以内	うち基幹道 (δ=1.1未満) (δ=1.1以上)	道88Ⅰ令34 の2の3Ⅱ 道88Ⅰ令34 の2の3Ⅰ①
	交通連携推進 (結節点改築)	1/2以内 5.5/10以内 5.5/10 ×δ 以内	うち基幹道 (都府県道) (市町村道)	道56令28 財2令2Ⅱ①	5.5/10以内 6/10以内 5.5/10 ×δ 以内	うち基幹道 (δ=1.1未満) (δ=1.1以上)	道88Ⅰ令34 の2の3Ⅱ 道88Ⅰ令34 の2の3Ⅰ①

沖縄県の特例			離島の特例			その他地域の特例		
率	区分		率	区分	法	率	区分	法
9/10	県道	沖94令32Ⅰ別表Ⅰ		離島		5.5/10	原子力発電周辺地域	原７別表
			5.5/10	都道府県道	離７Ⅰ別表			
8/10	市町村道	沖94令32Ⅰ別表Ⅰ					水源地域周辺	
				市町村道		3/4	59以前指定	水９Ⅰ令６附
			6/10	うち基幹道	離７Ⅰ別表	2/3	60指定	水９Ⅰ令６附
			2/3	うち架橋	離７Ⅰ別表	6/10	61～４指定	水９Ⅰ令６附
						5.5/10	５以降指定	水９Ⅰ令６
						6/10	うち基幹道	水９Ⅰ令６
				奄美				
			7/10	県道	奄６令１別表１		成田国際空港周辺地域	
			7.5/10	うち基幹道	奄６令１別表１	2/3	県道	空３Ⅰ別表令３Ⅰ④
						8/10	町村道	空３Ⅰ別表
			6/10	市町村道	奄６令１別表１	2/3	市町村道	空３Ⅰ別表
						2/3	市道	空３Ⅰ別表令３Ⅱ①
						7/10	うち基幹道	空３Ⅰ別表令３Ⅱ②
							半島地域関連	
						5.5/10以内	半島循環道路等	財２令２Ⅱ②
							明日香村	
						5.5/10	都市計画道路	明5Ⅲ令5Ⅰ④
9/10	県道	沖94令32Ⅰ別表Ⅰ		離島		5.5/10	原子力発電周辺地域	原７別表
			5.5/10	都道府県道	離７Ⅰ別表			
8/10	市町村道	沖94令32Ⅰ別表Ⅰ					水源地域周辺	
				市町村道		3/4	59以前指定	水９Ⅰ令６附
			6/10	うち基幹道	離７Ⅰ別表	2/3	60指定	水９Ⅰ令６附
			2/3	うち架橋	離７Ⅰ別表	6/10	61～４指定	水９Ⅰ令６附
						5.5/10	５以降指定	水９Ⅰ令６
						6/10	うち基幹道	水９Ⅰ令６
				奄美				
			7/10	県道	奄６令１別表１		成田国際空港周辺地域	
			7.5/10	うち基幹道	奄６令１別表１	2/3	県道	空３Ⅰ別表令３Ⅰ④
						8/10	町村道	空３Ⅰ別表
			6/10	市町村道	奄６令１別表１	2/3	市町村道	空３Ⅰ別表
						2/3	市道	空３Ⅰ別表令３Ⅱ①
						7/10	うち基幹道	空３Ⅰ別表令３Ⅱ②
							半島地域関連	
						5.5/10以内	半島循環道路等	財２令２Ⅱ②
							明日香村	
						5.5/10	都市計画道路	明5Ⅲ令5Ⅰ④

道別	事業	一般			北海道の特例		
		率	区分	法	率	区分	法
街路	結節点環境改善	1/2以内		予算補助			
	無電柱化推進	1/2以内 1/2以内		電22Ⅱ 道56令28			
調査(街路)		10/10 1/3以内		道49 道56令28			

(注) δは地方公共団体の引上率で、都道府県においては、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和36年法律第112号）第3条第4項に基づき総務大臣が通知する値とし、市町村においては、財政力指数が0.46未満の市町村(以下「適用団体」という。)については、次の式によって計算した値とする。なお、これに該当しない地方公共団体においては、1.00とする。

$$\text{引上率} = 1+0.25\times\frac{0.46-\text{当該適用団体の当該財政力指数}}{0.46-\text{財政力指数が最小の適用団体の当該財政力指数}}$$

(小数点第二位未満は切り上げ)

なお財政力指数は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で、当該年度の前々年度より過去3年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値とする。
※１　δが1.17以上の場合においては7/10とする。
※２　δが1.17以上の場合において、市町村が行うものは7/10とする。

(参考)

「法」欄における法令名については，以下のとおりの略称を使用している。なお,「令」は各法律の政令を示している。

道	道路法
修	道路の修繕に関する法律
財	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
高	高速自動車国道法
沖	沖縄振興特別措置法
離	離島振興法
奄	奄美群島振興開発特別措置法
雪	積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法
交	交通安全施設等整備事業の推進に関する法律
溝	共同溝の整備等に関する特別措置法
電	電線共同溝の整備等に関する特別措置法
区	土地区画整理法
空	成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律
明	明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法
原	原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法
位置境界	沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法
道州制	道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律
機	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法

沖縄県の特例			離島の特例			その他地域の特例		
率	区分		率	区分	法	率	区分	法

4.　後進特例法による国費率のかさ上げの推移

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
北海道	1.02	1.02	1.01	―	1.02	1.02
青森県	1.15	1.15	1.14	1.14	1.15	1.15
岩手県	1.13	1.13	1.12	1.12	1.13	1.13
秋田県	1.19	1.19	1.18	1.18	1.19	1.19
山形県	1.13	1.12	1.11	1.11	1.12	1.13
福島県	―	―	―	―	―	―
新潟県	―	―	―	―	1.01	1.02
富山県	―	―	―	―	―	1.01
石川県	―	―	―	―	―	―
福井県	1.07	1.07	1.06	1.06	1.07	1.08
山梨県	1.06	1.06	1.06	1.07	1.10	1.11
長野県	―	―	―	―	―	―
奈良県	1.05	1.05	1.04	1.04	1.06	1.07
和歌山県	1.17	1.17	1.17	1.16	1.17	1.18
鳥取県	1.24	1.23	1.23	1.23	1.23	1.23
島根県	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25
山口県	1.01	1.01	1.01	1.01	1.03	1.04
徳島県	1.16	1.17	1.17	1.18	1.18	1.18
香川県	―	―	―	―	―	1.02
愛媛県	1.04	1.03	1.03	1.02	1.05	1.05
高知県	1.24	1.24	1.24	1.24	1.25	1.25
佐賀県	1.15	1.15	1.14	1.14	1.15	1.15
長崎県	1.16	1.16	1.15	1.15	1.16	1.16
熊本県	1.07	1.07	1.06	1.05	1.07	1.08
大分県	1.10	1.10	1.09	1.09	1.11	1.11
宮崎県	1.15	1.15	1.14	1.14	1.15	1.15
鹿児島県	1.15	1.15	1.14	1.14	1.15	1.15
団体数	21	21	21	20	22	24
平均値	1.128	1.127	1.121	1.126	1.127	1.121

※上記かさ上げ率は、「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律」（昭和 36 年法律第 112 号）第 3 条第 1 項に規定に基づき、同条第 4 項の規定により総務大臣より通知されたかさ上げ率である。

5.　交付金事業における国費割合（2023年(令和５年)度）

（都道府県）

令和４年度			（参考）令和３年度		
引上率	国費割合	地方公共団体の分類	引上率	国費割合	地方公共団体の分類
1.00	(重点) 0.55 (その他) 0.50	宮城,福島,茨城,栃木,群馬,埼玉,千葉,東京,神奈川,長野,石川,岐阜,静岡,愛知,三重,滋賀,京都,大阪,兵庫,岡山,広島,福岡 （22 都府県）	1.00	(重点) 0.55 (その他) 0.50	宮城,福島,茨城,栃木,群馬,埼玉,千葉,東京,神奈川,長野,富山,石川,岐阜,静岡,愛知,三重,滋賀,京都,大阪,兵庫,岡山,広島,香川,福岡 （24 都府県）
1.01～1.25	(重点) 0.55δ (その他) 0.50δ	青森,岩手,秋田,山形,山梨,新潟,富山,福井,奈良,和歌山,鳥取,島根,山口,徳島,香川,愛媛,高知,佐賀,長崎,熊本,大分,宮崎,鹿児島 （23 県）	1.01～1.25	(重点) 0.55δ (その他) 0.50δ	青森,岩手,秋田,山形,山梨,新潟,福井,奈良,和歌山,鳥取,島根,山口,徳島,愛媛,高知,佐賀,長崎,熊本,大分,宮崎,鹿児島 （21 県）

※都道府県道・市町村道の改築・修繕の場合

※北海道は国費割合 0.60 を適用
※沖縄県は国費割合 0.90（県道）、0.80（市町村道）を適用
※δは引上率。引上率とは、公共事業に係る国の負担又は補助の割合を引き上げる率として、「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律」第３条に基づき算定され、総務大臣より通知される値

$$\text{引上率} = １ + ０．２５ \times \frac{０．４６ - \text{当該適用団体の財政力指数}}{０．４６ - \text{財政力指数が最小の適用団体の当該財政力指数}}$$

（小数点二位未満は切り上げ）

6.　交付金制度の変遷

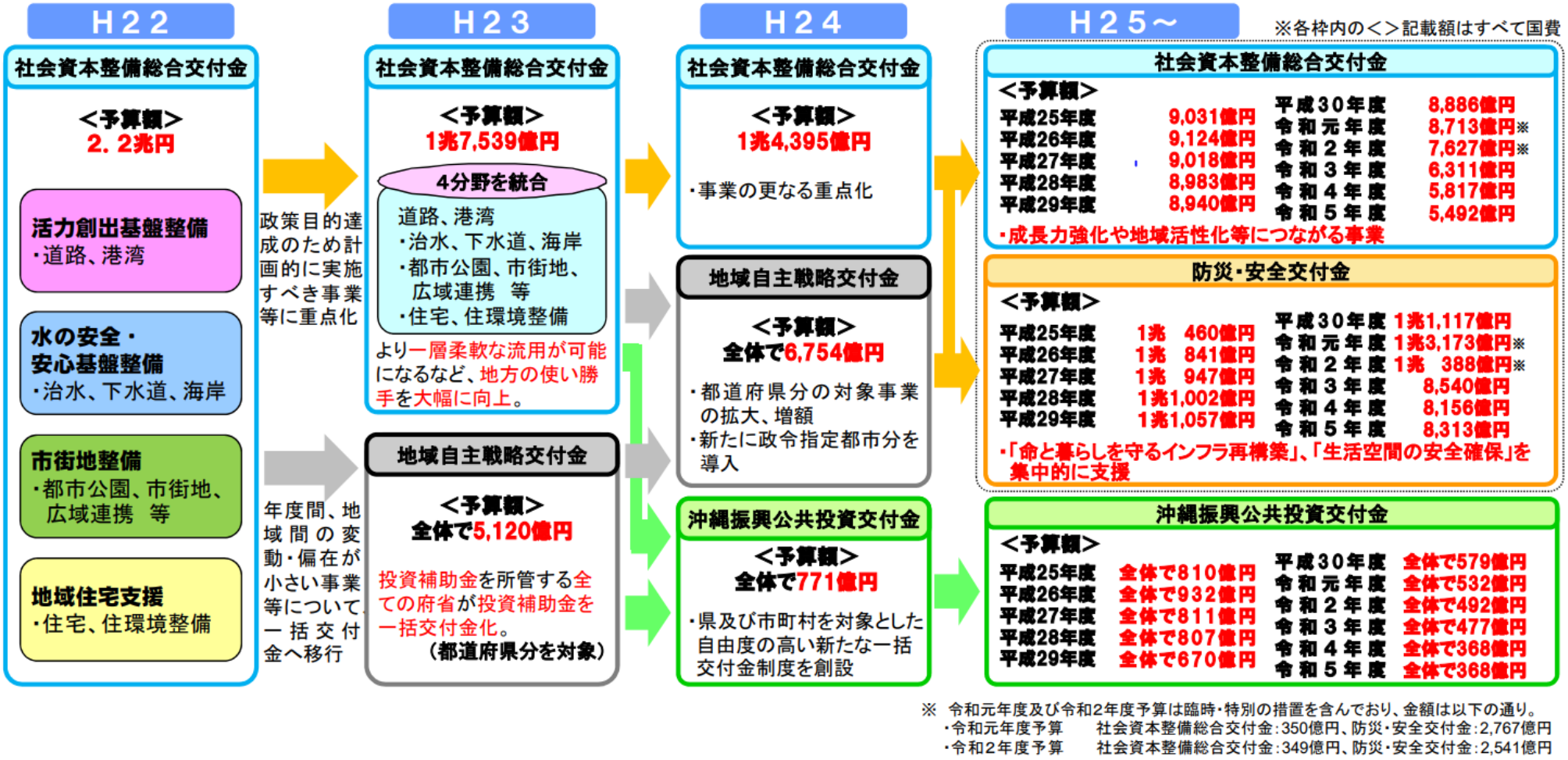

※　令和元年度及び令和2年度予算は臨時・特別の措置を含んでおり、金額は以下の通り。
・令和元年度予算　　社会資本整備総合交付金：350億円、防災・安全交付金：2,767億円
・令和2年度予算　　社会資本整備総合交付金：349億円、防災・安全交付金：2,541億円

7.　地方財政措置（2023年（令和5年）度当初）

＜通常枠＞

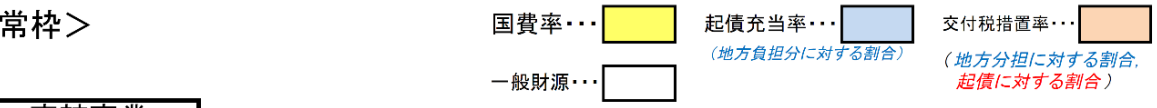

直轄事業

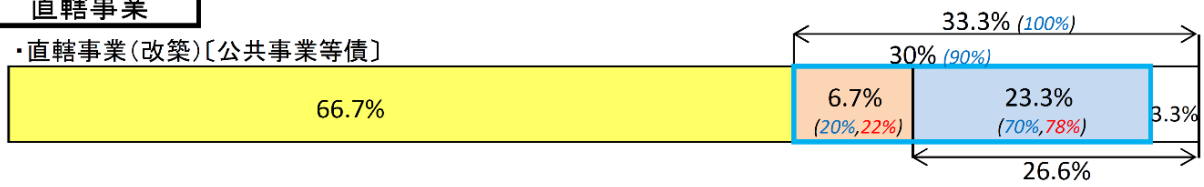

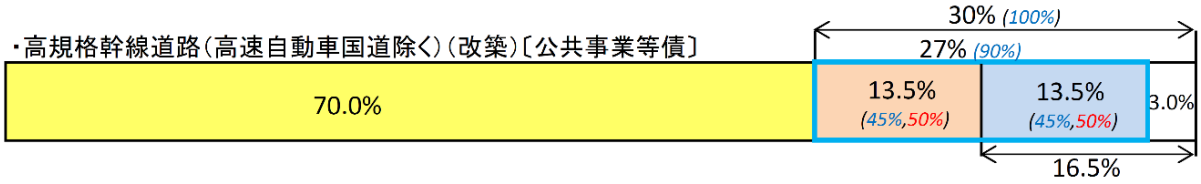

補助事業

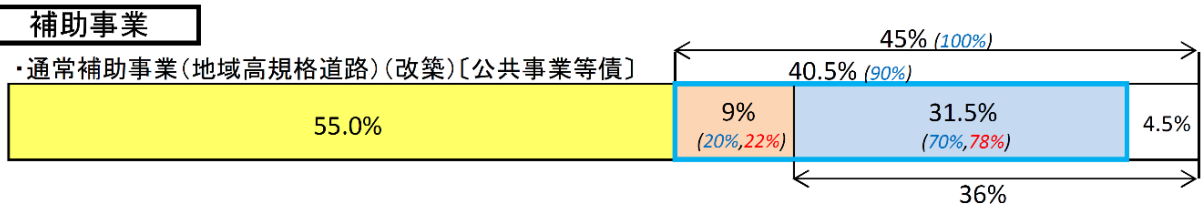

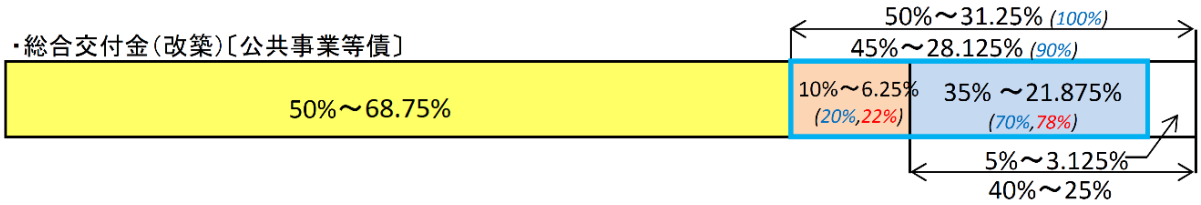

単独事業

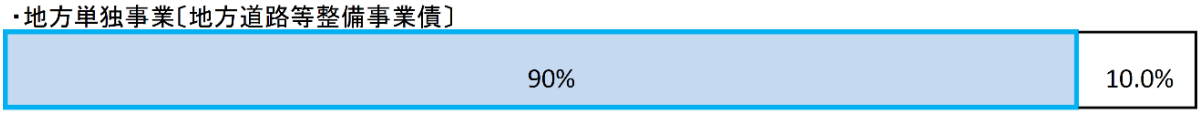

＜復興枠＞

直轄・補助事業

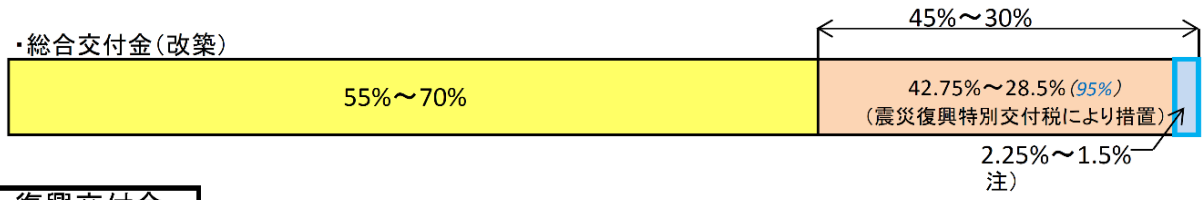

復興交付金

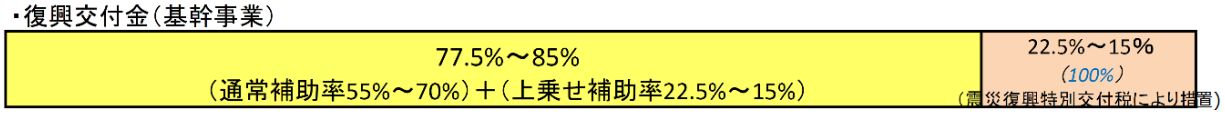

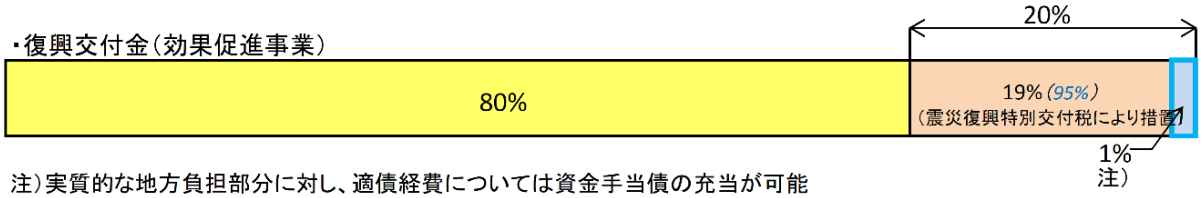

注）実質的な地方負担部分に対し、適債経費については資金手当債の充当が可能

○　道路の構造

道路構造の技術的基準については，道路法第30条第1項および第2項に基づき道路構造令（昭和45年10月29日政令第320号）で道路を新設又は改築する場合の一般的技術的基準が定められている。

以下道路構造令における道路の種級区分，幅員構成要素の基準値及び線形要素の最小（大）値を示す。

1. 道路の種級区分

<table>
<tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">地域</th><th rowspan="2">種別</th><th rowspan="2">級別</th><th colspan="2" rowspan="2">設計速度
(km/h)</th><th rowspan="2">出入制限</th><th colspan="4">計　画　交　通　量　（台／日）</th><th rowspan="2">摘　要</th></tr>
<tr><th>30,000以上</th><th>30,000～20,000</th><th>20,000～10,000</th><th>10,000未満</th></tr>
<tr><td rowspan="8">高速自動車国道及び自動車専用道路</td><td rowspan="6">地方部</td><td rowspan="6">1種</td><td>1 級</td><td>120</td><td>100</td><td>F</td><td>高速・平地</td><td colspan="3"></td><td></td></tr>
<tr><td>2 級</td><td>100</td><td>80</td><td>F, P</td><td>高速・山地</td><td colspan="2">高速・平地</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="2">専用・平地</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>3 級</td><td>80</td><td>60</td><td>F, P</td><td></td><td colspan="2">高速・山地</td><td>高速・平地</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="2">専用・山地</td><td colspan="2">専用・平地</td><td></td></tr>
<tr><td>4 級</td><td>60</td><td>50</td><td>F, P</td><td colspan="3"></td><td>高速・山地</td><td>高速の設計速度は60のみ</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="2">専用・山地</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">都市部</td><td rowspan="2">2種</td><td>1 級</td><td>80</td><td>60</td><td>F</td><td colspan="5">高速，専用・都心以外</td><td></td></tr>
<tr><td>2 級</td><td>60</td><td>50
40</td><td>F</td><td colspan="5">専用・都心</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">地域</th><th rowspan="2">種別</th><th rowspan="2">級別</th><th colspan="2" rowspan="2">設計速度
(km/h)</th><th rowspan="2">出入制限</th><th colspan="6">計　画　交　通　量　(台／日)</th><th rowspan="2">摘　　要</th></tr>
<tr><th>20,000以上</th><th>20,000
～10,000</th><th>10,000
～4,000</th><th>4,000
～1,500</th><th>1,500
～500</th><th>500未満</th></tr>
<tr><td rowspan="10">その他の道路</td><td rowspan="5">地方部</td><td rowspan="5">3種</td><td>1級</td><td>80</td><td>60</td><td>P, N</td><td>国道・平地</td><td colspan="5"></td><td></td></tr>
<tr><td>2級</td><td>60</td><td>50
40</td><td>P, N</td><td>国道・山地</td><td colspan="2">国道・平地</td><td colspan="3"></td><td></td></tr>
<tr><td>3級</td><td>60
50
40</td><td>30</td><td>N</td><td colspan="2">県道，市道・平地</td><td colspan="3"></td><td></td></tr>
<tr><td>4級</td><td>50
40
30</td><td>20</td><td>N</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">国道・山地</td><td colspan="2">国道，県道・平地</td><td></td></tr>
<tr><td>5級</td><td>40
30
20</td><td>－</td><td>N</td><td colspan="3">県道，市道・山地</td><td>市道・平地</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">都市部</td><td rowspan="5">4種</td><td>1級</td><td>60</td><td>50
40</td><td>P, N</td><td colspan="3"></td><td colspan="2">国道，県道・山地</td><td></td></tr>
<tr><td>2級</td><td>60
50
40</td><td>30</td><td>N</td><td colspan="3">市道・山地</td><td>市道・平地
山地</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>3級</td><td>50
40
30</td><td>20</td><td>N</td><td colspan="3">国　道</td><td colspan="3"></td><td></td></tr>
<tr><td>4級</td><td>40
30
20</td><td>－</td><td>N</td><td colspan="3">県道，市道</td><td colspan="3"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="3"></td><td colspan="3">国　道</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="3">県道，市道</td><td colspan="3"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="3"></td><td colspan="3">県　道</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="3"></td><td colspan="2">市　道</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="3"></td><td colspan="2">市　道</td><td>小型道路を除く</td></tr>
</table>

注 1）表中の用語の意味は次のとおりである。

高速：高速自動車国道　　専用：高速自動車国道以外の自動車専用道路
国道：一般国道　　県道：都道府県道　　市道：市町村道
平地：平地部　　山地：山地部　　都心：大都市の都心部
F　：完全出入制限　　P　：部分出入制限　　N　：出入制限なし

2）設計速度の右欄の値は地形その他の状況によりやむを得ない場合に適用する。
3）表中の「出入制限」の項は，普通道路について示したものであり，小型道路については完全出入制限を原則とする。
4）地形その他の状況によりやむを得ない場合には級別は一級下の級を適用することができる。

2. 幅員構成要素の規定

（単位：m）

2.1 普通道路

種別	級別	車線	中央帯 全体	中央帯 側帯	路肩 左側	路肩 側帯	自転車通行帯	歩道	自転車歩行者道	自転車道	植樹帯〔標準〕	停車帯
1種	1級	3.5 (3.75)	4.5以上 (2)	0.75 (0.25)	2.5 以上 (1.75)	0.75 (0.5)						
	2級	3.5 (3.75)	4.5 (2)	0.75 (0.25)	2.5 (1.75)	0.75 (0.5)						
	3級	3.5	3 (1.5)	0.50 (0.25)	1.75 (1.25)	0.5 (0.25)						
	4級	3.25	3 (1.5)	0.50 (0.25)	1.75 (1.25)	0.5 (0.25)						
2種	1級	3.5 (3.25)	2.25 (1.5)	0.5 (0.25)	1.25	0.5						
	2級	3.25	1.75 (1.25)	0.5 (0.25)	1.25	0.5						
3種	1級	3.5	1.75 (1)	0.25	1.25 (0.75)		1.5以上 (1)	2以上 {3.5以上}	3以上 {4以上}	2以上 (1.5)	1.5	
	2級	3.25 (3.5)	1.75 (1)	0.25	0.75 (0.5)		1.5 (1)	2 {3.5 }	3 {4 }	2 (1.5)	1.5	
	3級	3	1.75 (1)	0.25	0.75 (0.5)		1.5 (1)	2 {3.5 }	3 {4 }	2 (1.5)	1.5	
	4級	2.75	1.75 (1)	0.25	0.75 (0.5)		1.5 (1)	2 {3.5 }	3 {4 }		1.5	
	5級	4 (3) (車道)			0.5		1.5 (1)	2 {3.5 }	3 {4 }			
4種	1級	3.25 (3.50)	1	0.25	0.5		1.5 (1)	2 {3.5 }	3 {4 }	2 (1.5)	1.5	2.5 (1.5)
	2級	3	1	0.25	0.5		1.5 (1)	2 {3.5 }	3 {4 }	2 (1.5)	1.5	2.5 (1.5)
	3級	3	1	0.25	0.5		1.5 (1)	2 {3.5 }	3 {4 }		〔1.5〕	2.5 (1.5)
	4級	4 (3) (車道)			0.5		1.5 (1)	2 {3.5 }	3 {4 }			

注1) 〔 〕は，必要に応じて設けるもの，( ) は，特例値，{ } は，歩行者の交通量が多い道路の場合。

2) 側帯の値は，中央帯，路肩の全体幅員の一部である。

3) トンネルの路肩の幅員は，第１種第１級，第１種第２級にあっては 1m，第１種第３級，第１種第４級にあっては 0.75m，第３種にあっては 0.5m とすることができる。

4) 第１種第２級から第４級の道路にあって，同方向の車線の数が１（往復２車線）の道路における路肩の幅員は，上表と別に定める。

5) 歩道，自歩道の幅員は，横断歩道橋若しくは地下横断歩道を設ける場合にあっては3m，ベンチの上屋を設ける場合にあっては2m，並木を設ける場合にあっては1.5m，ベンチを設ける場合にあっては1m，その他の路上施設を設ける場合にあっては0.5m を加えた値とする。

6) 植樹帯の幅員は必要に応じ標準値を超えた適切な値とすることができる。

7) 歩道，自歩道には必要に応じ歩行者の滞留の用に供する部分を設けることができる。

8) 軌道敷の幅員は単線の場合3m 以上，複線の場合6m 以上とする。

9) 設計速度60km/h 以上の道路で，自動車及び自転車の交通量の多い道路や，自動車，自転車，歩行者の交通量の多い道路で必要がある場合には，自転車道を設ける。

2.2　小型道路（乗用車専用道路）

種別	級別	車線	路肩	
			左側	側帯
１種	１級	3.5	1.25 以上	0.25
	２級	3.5　(3.25)	1.25	0.25
	３級	3.25 (3)	1	0.25
	４級	3	1	0.25
２種	１級	3.25 (3)	1	0.25
	２級	3	1	0.25
３種	１級	3	0.75	
	２級から４級まで	2.75	0.5	
４種	１級から３級まで	2.75	0.5	

注）中央帯，自転車通行帯，歩道等については，普通道路と同じ。

3.　線形要素の規定

設計速度 (km/h)	曲線半径（m）		緩和区間の長さ (m)	縦断勾配（%）		視距 (m)	縦断曲線半径（m）		合成勾配 (%)
	標準	特例値		普通道路	小型道路		凸型	凹型	
120	710以上	570	100以上	２以下	４以下	210以上	11,000以上	4,000以上	10以下
100	460	380	85	3	4	160	6,500	3,000	10
80	280	230	70	4	7	110	3,000	2,000	10.5
60	150	120	50	5	8	75	1,400	1,000	10.5
50	100	80	40	6	9	55	800	700	11.5
40	60	50	35	7	10	40	450	450	11.5
30	30	—	25	8	11	30	250	250	11.5
20	15	—	20	9	12	20	100	100	11.5

注）１．縦断勾配以外の線形要素は普通道路と小型道路は同じ値をとる。

２．縦断勾配は，地形その他の状況によりやむを得ない場合には，左欄の値に，第１種，第２種，第３種の普通道路にあっては３%，第４種の普通道路にあっては２%を加えた値以下とすることができる。また，小型道路にあっては，設計速度120km/h の道路にあっては５%以下，100km/h 道路にあっては６%以下とすることができる。

4.　設計基準交通量（単位：台／日）

種別	級別	４車線以上の道路の１車線当り		往復２車線の道路の２車線合計	
		平　　地	山　　地	平　　地	山　　地
１種	１級	12,000	—	—	—
	２級	12,000	9,000	14,000	—
	３級	11,000	8,000	14,000	10,000
	４級	11,000	8,000	13,000	9,000
２種	１級	18,000		—	
	２級	17,000		—	
３種	１級	11,000	—	—	—
	２級	9,000	7,000	9,000	—
	３級	8,000	6,000	8,000	6,000
	４級	—	5,000	8,000	6,000
４種	１級	12,000		12,000	
	２級	10,000		10,000	
	３級	10,000		9,000	
		交差点の多い第４種の道路については，この表の１車線あたりの設計基準交通量に0.6を乗じた値を１車線あたりの設計基準交通量とする。		交差点の多い第４種の道路については，この表の設計基準交通量に0.8を乗じた値を設計基準交通量とする。	

5.　技術基準一覧

分野	種類	技術基準	
		通達等	発出（年月日、発出者）
総論	維持修繕	道路の維持修繕等管理要領	(S37.8.28) 道路局長
		道路工事現場における標示施設等の設置基準	(H18.3.31) 道路局長
		道路橋定期点検要領	(H31.2.28) 企画課長、国道・技術課長、環境安全・防災課長、高速道路課長
		橋梁定期点検要領	(H31.3.29) 国道・技術課長
		道路トンネル定期点検要領	(H31.2.28) 企画課長、国道・技術課長、環境安全・防災課長、高速道路課長
		道路トンネル定期点検要領	(H31.3.29) 国道・技術課長
		シェッド、大型カルバート等定期点検要領	(H31.2.28) 企画課長、国道・技術課長、環境安全・防災課長、高速道路課長
		シェッド、大型カルバート等定期点検要領	(H31.3.29) 国道・技術課長
		横断歩道橋定期点検要領	(H31.2.28) 企画課長、国道・技術課長、環境安全・防災課長、高速道路課長
		歩道橋定期点検要領	(H31.3.29) 国道・技術課長
		門型標識等定期点検要領	(H31.2.28) 企画課長、国道・技術課長、環境安全・防災課長、高速道路課長
		附属物（標識、照明施設等）点検要領	(H31.3.29) 国道・技術課長
		小規模附属物点検要領	(H29.3.21) 企画課長、国道・防災課長、環境安全課長、高速道路課長
		舗装点検要領	(H28.10.19) 企画課長、国道・防災課長、環境安全課長、高速道路課長
		舗装点検要領	(H29.3.31) 国道・防災課長
		道路土工構造物点検要領	(H29.8.30) 企画課長、国道・防災課長、環境安全課長、高速道路課長
		道路土工構造物点検要領	(H30.6.25) 国道・技術課長
橋梁	橋梁	橋、高架の道路等の技術基準	(H29.7.21) 都市局長、道路局長
		橋、高架の道路等の技術基準	(S59.2.2) 街路課長、企画課長

トンネル	トンネル	道路トンネル技術基準 道路トンネル非常用施設設置基準 トンネル等における自動車の火災事故防止に関する具体的対策について トンネル等における自動車の火災事故防止対策について	(H1.5.19) 都市局長、道路局長 (H31.3.29) 都市局長、道路局長 (S42.4.18) 道路局長 (S54.12.21) 道路局長
土工	土工	道路土工構造物技術基準	(H27.3.31) 都市局長、道路局長
舗装	舗装	車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令 舗装の構造に関する技術基準	(H13.6.26) 省令 (H13.6.29) 都市・地域整備局長、道路局長
道路 附属物	標識	道路標識、区画線及び道路標示に関する命令 道路標識設置基準 案内標識の表示地名に関する基準（案） 区画線の設置様式 道路附属物の基礎 道路情報表示装置の規格 海抜表示シート設置方針（案）	(R5.3.17) 省令 (R1.10.21) 都市局長、道路局長 (H17.8.25) 街路課長、企画課長 (S49.12.26) 街路課長、企画課長 (S50.7.15) 企画課長 (S47.9.27) 企画課長 (H26.2.20) 企画課長、国道・防災課長、環境安全課長

道路 附属物	交通安全 施設	立体横断施設技術基準 防護柵の設置基準 車両用防護柵性能確認試験方法 車両用防護柵標準仕様 道路照明施設設置基準 視線誘導標設置基準 凸部、狭窄部及び屈曲部の設置に関する技術基準	(S53.3.22) 都市局長、道路局長 (H16.3.31) 道路局長 (H10.11.5) 道路環境課長 (H11.2.16) 道路環境課長 (H19.9.5) 都市・地域整備局長、道路局長 (S59.4.16) 都市局長、道路局長 (H28.3.31) 都市局長、道路局長
	その他	特定車両停留施設の構造及び設備の基準を定める省令 自動運行補助施設（路面施設）設置基準 自動運行補助施設（路面施設）点検要領 自動運行補助施設の道路占用の取扱いについて	(R2.11.20) 省令 (R2.11.25) 道路局長 (R2.11.25) 道路局長 (R2.11.25) 路政課長、道路交通管理課長
その他	道路構造	道路構造令 道路構造令施行規則 道路の標準幅員に関する基準（案） 望ましいラウンドアバウトの構造について	(R2.11.25) 政令 (H31.4.19) 省令 (S50.7.15) 都市計画課長、企画課長 (H26.8.8) 企画課長、国道･防災課長、環境安全課長、高速道路課長
	バリアフリー	移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令 道路の移動等円滑化に関するガイドライン 歩道の一般的構造に関する基準	(R3.3.30) 省令 (R4.6.9) 企画課長、国道・技術課長、環境安全・防災課長、高速道路課長 (H17.2.3) 都市・地域整備局長、道路局長
	交通安全施設	視覚障害者誘導用ブロック設置指針	(S60.8.21) 街路課長、企画課長

その他	事業評価	道路事業・街路事業に係る新規事業採択時評価実施要領細目	(H29.3.15) 都市局長、道路局長
		道路事業・街路事業に係る再評価実施要領細目	(H30.3.12) 都市局長、道路局長
		道路事業・街路事業に係る事後評価実施要領細目	(H29.3.15) 都市局長、道路局長
		費用便益分析マニュアル	(R4.2.22) 街路交通施設課長、企画課長
		道路ネットワークの防災機能の向上計測マニュアル（案）	(H28.2.29) 街路交通施設課長、企画課長
	自転車	自転車道等の設計基準	(S49.11.29) 都市局長、道路局長
		安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン	(H28.7.19) 道路局長
	駐車場	駐車場設計・施工指針	(H4.6.10) 企画課長
		自動車駐車場の道路占用	(H4.6.10) 路政課長
	道路環境	道路事業に関する環境影響評価の実施について	(H25.4.1) 道路局長
		道路環境保全のための道路用地の取得及び管理に関する基準	(S49.4.10) 都市局長、道路局長
		多様なニーズに応える道路　ガイドライン	(R4.3.30) 環境安全・防災課長
	緑化	道路緑化技術基準	(H27.3.31) 都市局長、道路局長
	料金徴収	料金徴収施設設置基準（案）	(H11.3.29) 道路局長

○　道路施策の展開

1.　国民の安全・安心の確保

(1)道路の予防保全

日本では、道路橋は全国に約73万橋、道路トンネルは約1万箇所ある。全国約73万橋の橋梁のうち、7割以上となる約52万橋が市町村道。

【日本の道路種別と延長割合】

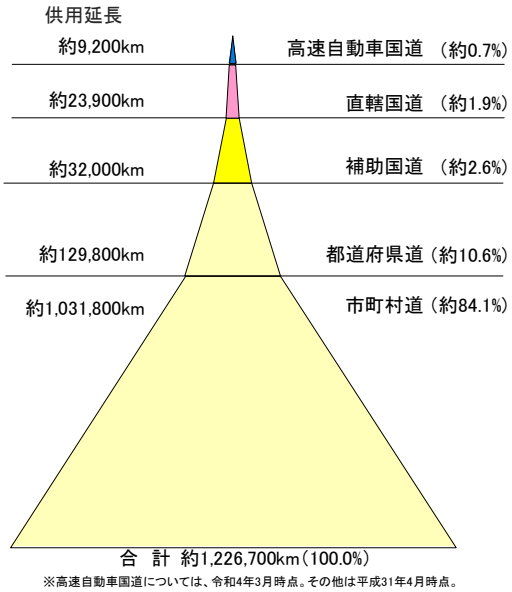

※高速自動車国道については、令和4年3月時点。その他は平成31年4月時点。

【道路種別別橋梁数】

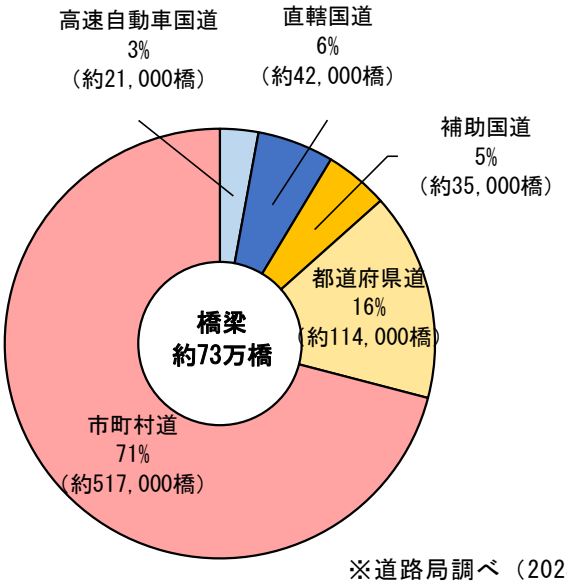

※道路局調べ（2023.3）

全国の橋梁数は約73万橋。このうち、建設後50年を経過した橋梁（2m以上）の割合は、現在は約37%であるが、10年後には約61%と増加。

【50年経過橋梁の割合】

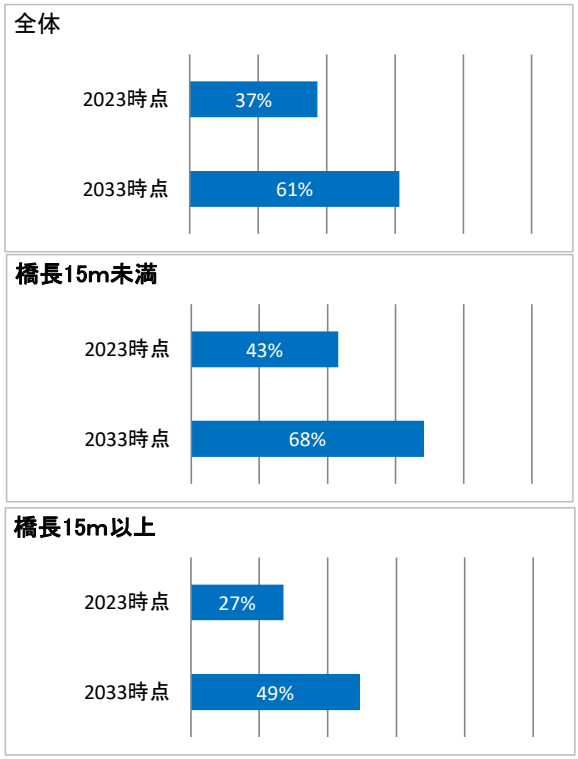

※道路局調べ（2023.3）

【道路種別別トンネル数】

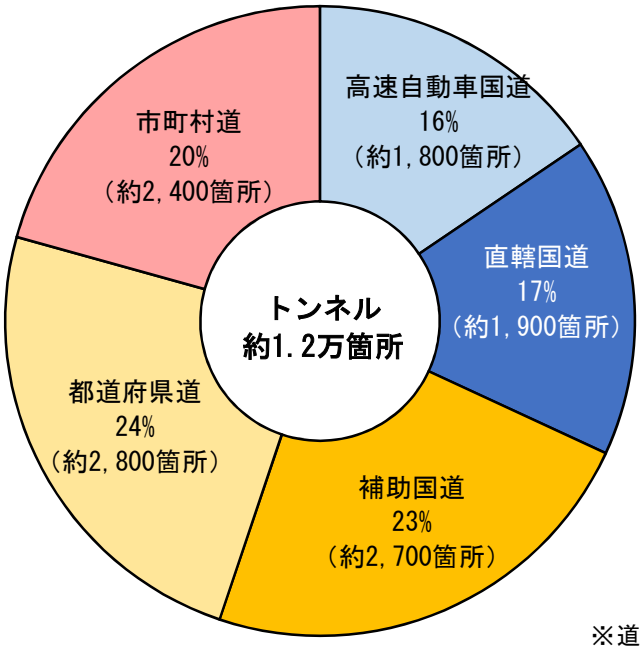

※道路局調べ（2023.3）

全国のトンネル数は約1.2万箇所。このうち、建設後50年を経過したトンネルの割合は、現在は25%であるが、10年後には40%と増加。

【50年経過トンネルの割合】

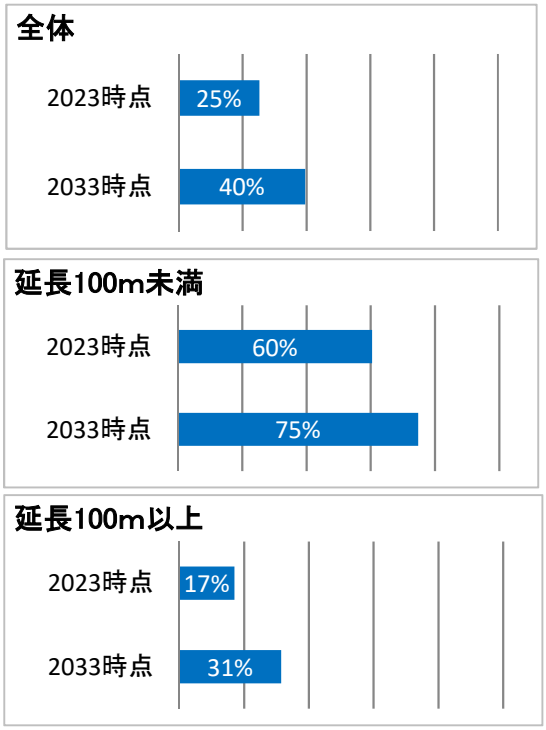

※道路局調べ（2023.3）

【2 巡目（2019～2022 年度）の橋梁、トンネル、道路附属物等の点検実施状況】
（全道路管理者合計）

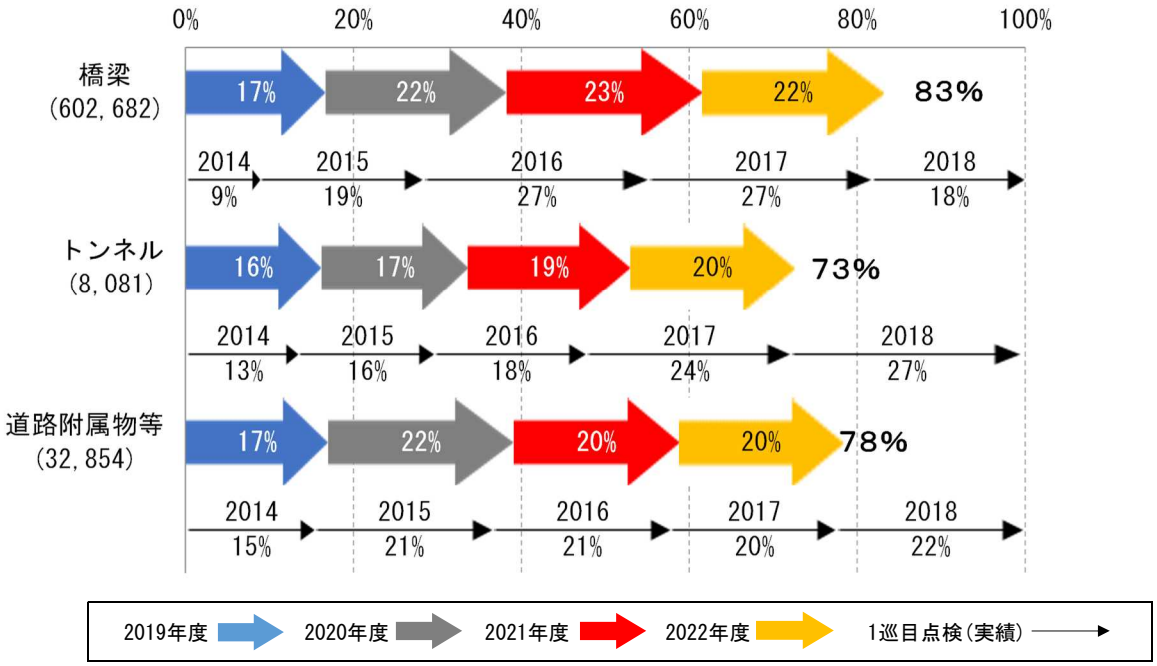

※（）内は、2019～2022 年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

【2 巡目（2019～2022 年度）の橋梁、トンネル、道路附属物等の判定区分の割合】
（全道路管理者合計）

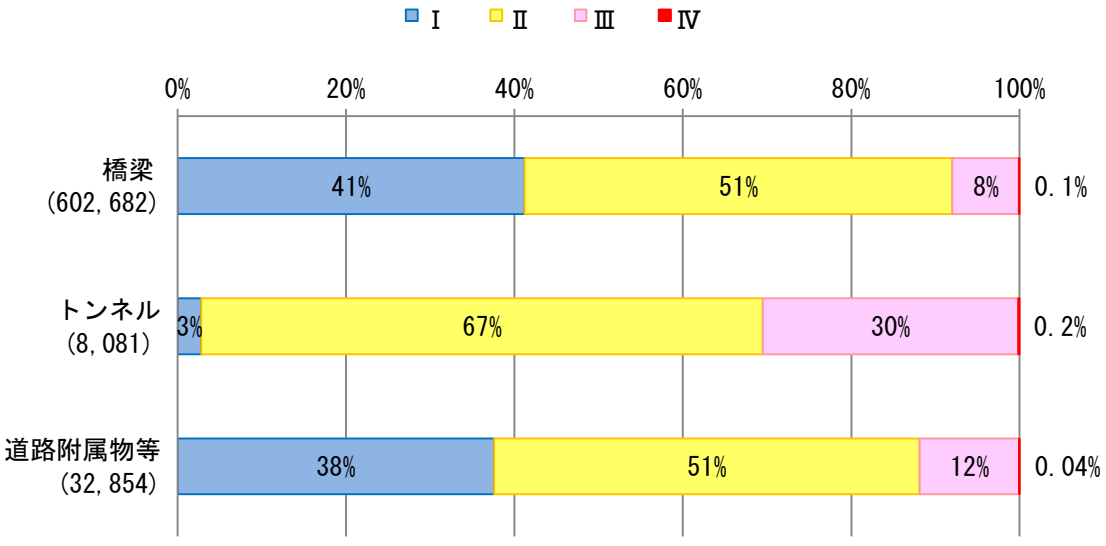

※（）内は、2019～2022 年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

【１巡目（2014～2018 年度）点検施設における修繕等措置の実施状況（橋梁）】

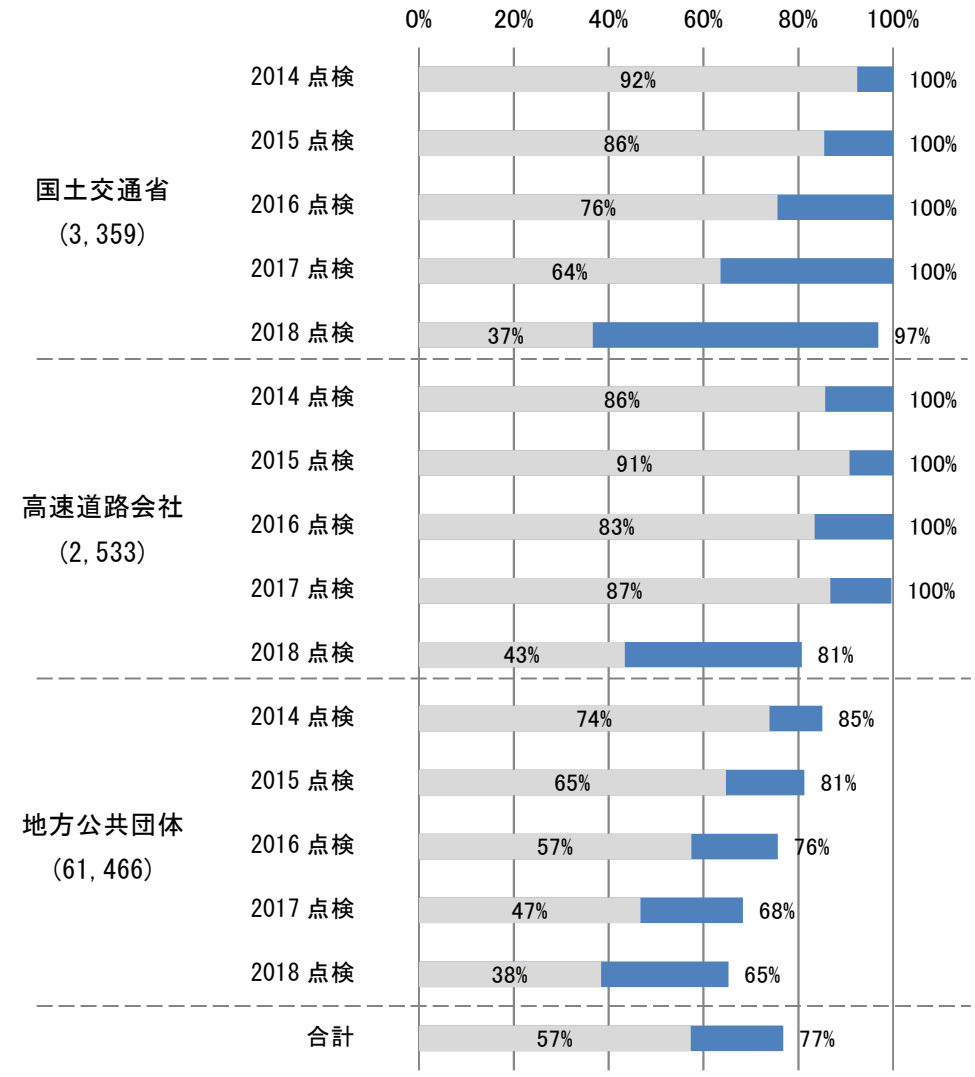

※　()内は、1 巡目点検における判定区分Ⅲ・Ⅳの施設のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

措置着手率　：修繕（設計を含む）等措置に着手した割合
措置完了率　：修繕（設計を含む）等措置が完了した割合

2023. 3 末時点

【判定区分Ⅳの橋梁の措置状況（完了済・予定のものを含む）】
（全道路管理者合計）

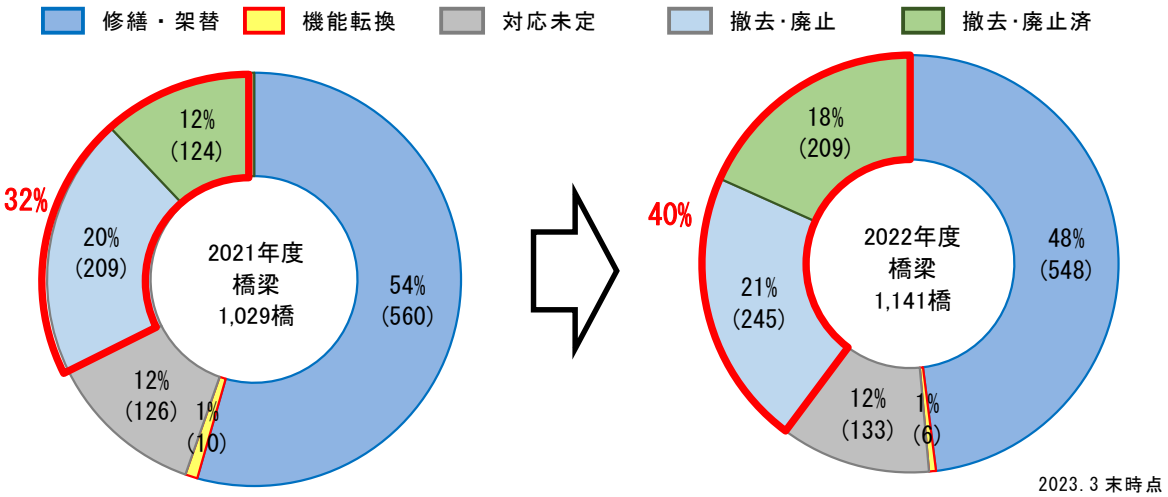

2023. 3 末時点

【１巡目（2014～2018 年度）点検施設における修繕等措置の実施状況（トンネル）】

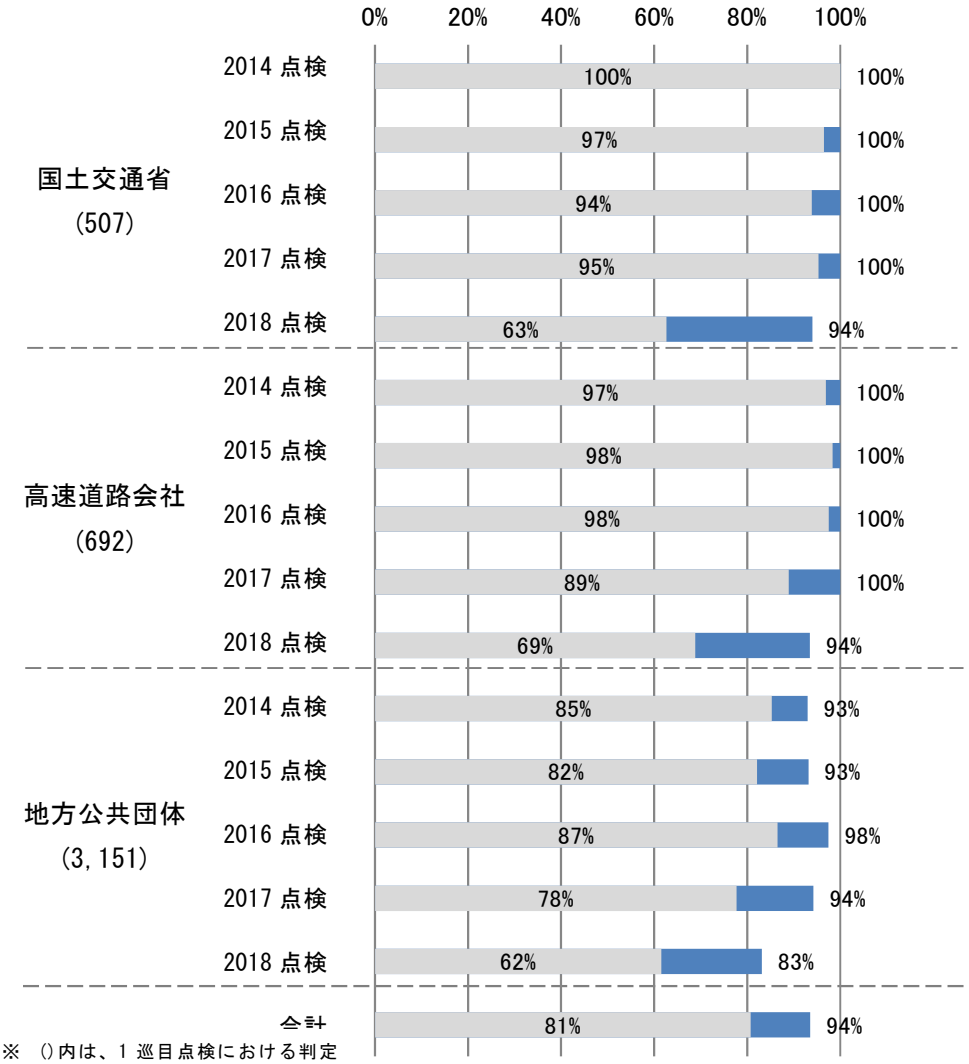

【判定区分Ⅳのトンネルの措置状況(完了済・予定のものを含む)】
(全道路管理者合計)

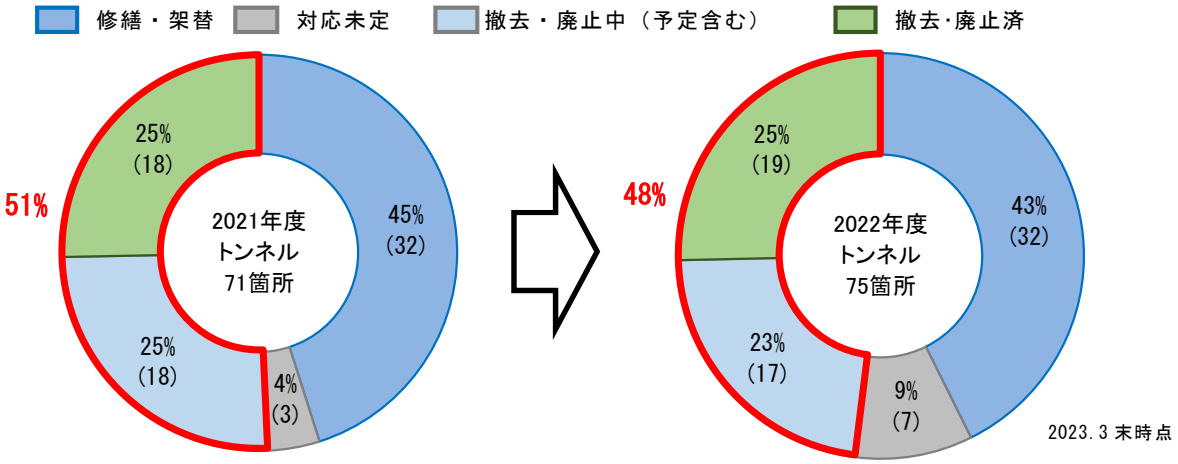

【直轄診断実施箇所】

実施年度	直轄診断実施箇所	措置
2014 年度 (H26 年度)	三島大橋　（福島県三島町）	修繕代行事業
	大渡ダム大橋　（高知県仁淀川町）	修繕代行事業
	大前橋　（群馬県嬬恋村）	大規模修繕・更新補助事業
2015 年度 (H27 年度)	沼尾シェッド　（福島県南会津郡下郷町）	修繕代行事業
	猿飼橋　（奈良県吉野郡十津川村）	修繕代行事業
	呼子大橋　（佐賀県唐津市呼子町）	修繕代行事業
2016 年度 (H28 年度)	万石橋　（秋田県湯沢市）	修繕代行事業
	御鉾橋　（群馬県神流町）	修繕代行事業
2017 年度 (H29 年度)	音沢橋　（富山県黒部市）	修繕代行事業
	乙姫大橋　（岐阜県中津川市）	修繕代行事業
2018 年度 (H30 年度)	仁方隧道　（広島県呉市）	修繕代行事業
	天大橋　（鹿児島県薩摩川内市）	修繕代行事業
2019 年度 (R1 年度)	秩父橋　（埼玉県秩父市）	修繕代行事業
	古川橋　（静岡県吉田町）	修繕代行事業
2020 年度 (R2 年度)	白老橋　（北海道白老町）	修繕代行事業
2020～21 年度 (R2～3 年度)	鶴舞橋　（奈良県奈良市）	修繕代行事業
2022 年度 (R4 年度)	伊達崎橋　（福島県伊達郡桑折町）	修繕代行事業

【市区町村における橋梁管理に携わる土木技術者数】

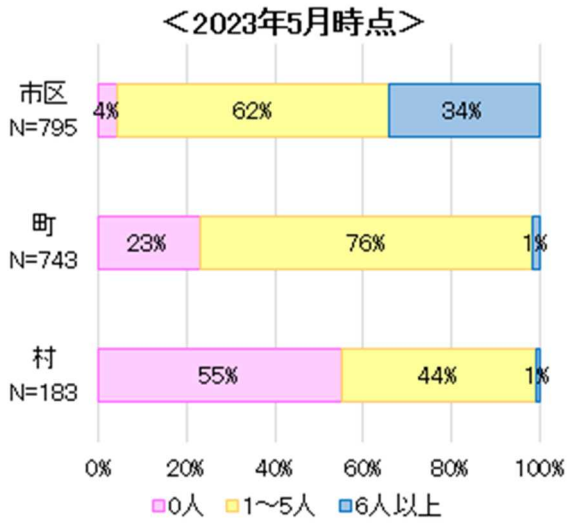

※道路局調べ

【点検・診断に関する研修の受講者数（累計）】

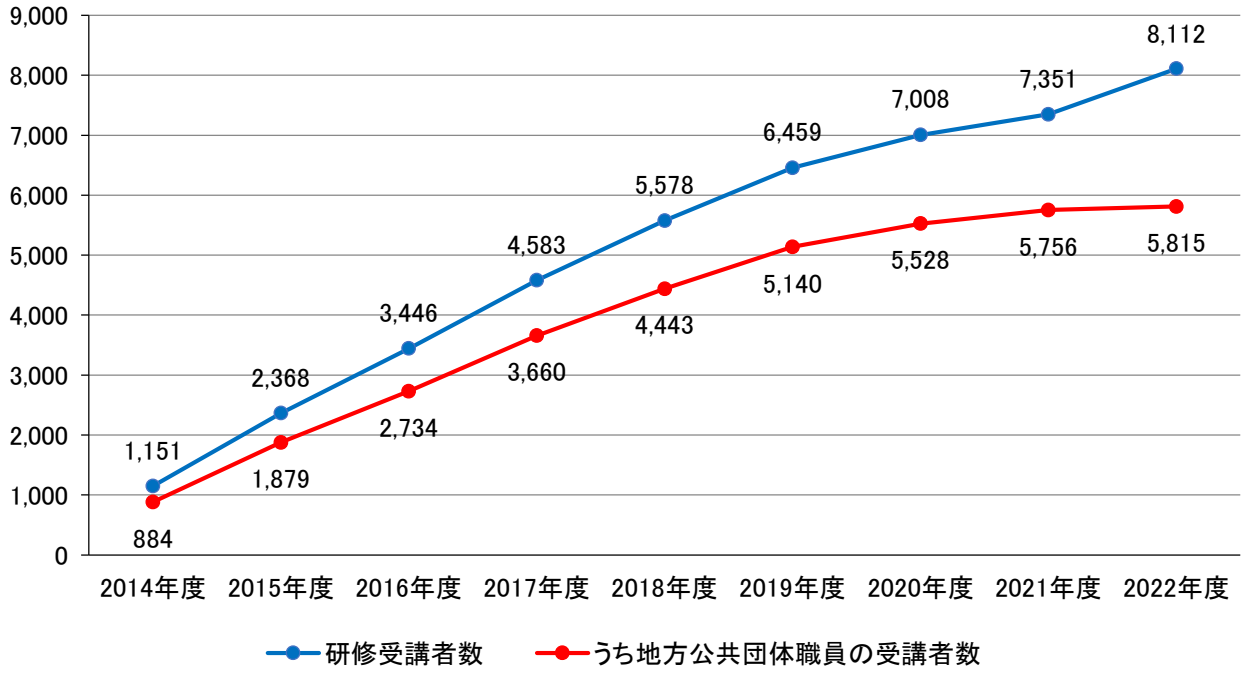

【市町村における地域一括発注の活用状況】

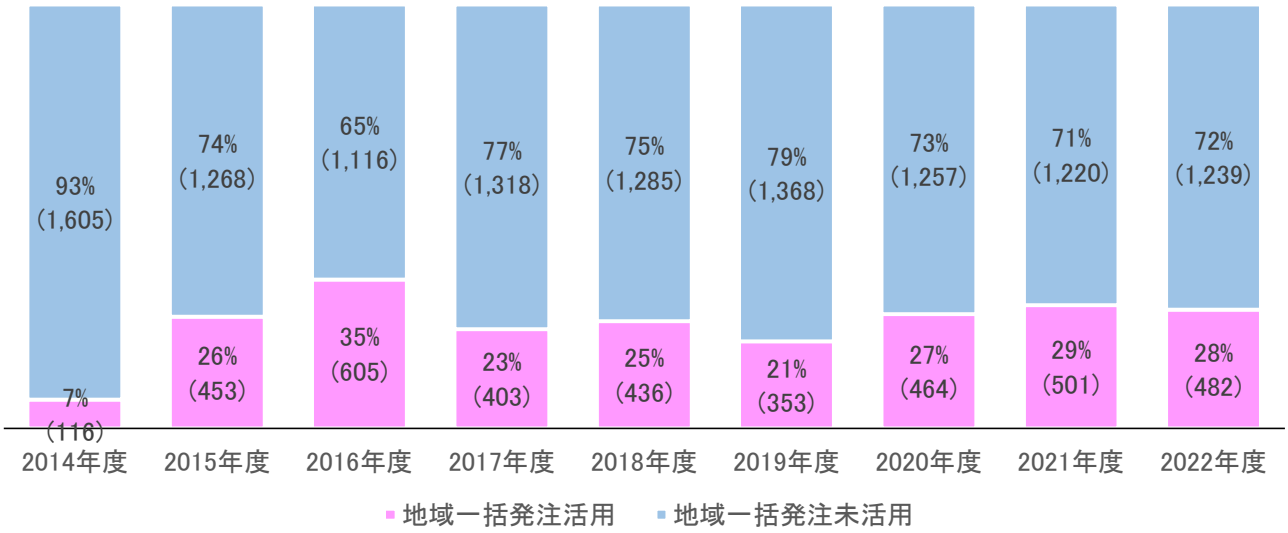

※ 点検対象となる橋梁やトンネル等がない自治体については、未活用として整理

【都道府県別 2022 年度末時点の点検結果】

橋梁(地方公共団体)

管理者の所在都道府県	判定区分（上段：実数、下段：割合）				
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	計
北海道	10,398 (40%)	11,973 (46%)	3,396 (13%)	51 (0.2%)	25,818
青森県	2,712 (42%)	3,057 (47%)	670 (10%)	17 (0.3%)	6,456
岩手県	5,456 (44%)	5,849 (47%)	1,122 (9%)	7 (0.1%)	12,444
宮城県	1,663 (15%)	8,218 (75%)	1,124 (10%)	8 (0.1%)	11,013
秋田県	2,396 (22%)	7,183 (66%)	1,217 (11%)	9 (0.1%)	10,805
山形県	3,922 (48%)	3,150 (39%)	1,064 (13%)	7 (0.1%)	8,143
福島県	3,509 (21%)	10,933 (65%)	2,317 (14%)	15 (0.1%)	16,774
茨城県	4,567 (33%)	8,570 (61%)	773 (6%)	53 (0.4%)	13,963
栃木県	5,052 (41%)	6,519 (53%)	611 (5%)	6 (0.05%)	12,188
群馬県	8,182 (56%)	5,266 (36%)	1,051 (7%)	7 (0.05%)	14,506
埼玉県	10,234 (54%)	8,004 (42%)	801 (4%)	31 (0.2%)	19,070
千葉県	4,862 (45%)	4,889 (46%)	934 (9%)	12 (0.1%)	10,697
東京都	1,837 (34%)	3,209 (60%)	317 (6%)	3 (0.1%)	5,366
神奈川県	3,664 (45%)	3,982 (49%)	549 (7%)	2 (0.02%)	8,197
新潟県	7,696 (38%)	9,223 (45%)	3,414 (17%)	23 (0.1%)	20,356
富山県	6,526 (56%)	3,826 (33%)	1,258 (11%)	8 (0.1%)	11,618
石川県	4,458 (53%)	3,401 (41%)	474 (6%)	5 (0.1%)	8,338
福井県	4,388 (48%)	4,157 (46%)	578 (6%)	3 (0.03%)	9,126
山梨県	4,285 (55%)	3,219 (41%)	280 (4%)	11 (0.1%)	7,795
長野県	5,616 (27%)	11,978 (58%)	2,913 (14%)	70 (0.3%)	20,577
岐阜県	13,979 (56%)	10,054 (40%)	1,120 (4%)	30 (0.1%)	25,183
静岡県	9,275 (33%)	17,230 (61%)	1,814 (6%)	17 (0.1%)	28,336
愛知県	11,761 (50%)	10,630 (45%)	1,025 (4%)	9 (0.04%)	23,425
三重県	8,299 (46%)	9,084 (50%)	649 (4%)	16 (0.1%)	18,048
滋賀県	7,023 (64%)	3,515 (32%)	354 (3%)	0 －	10,892
京都府	3,470 (29%)	7,797 (66%)	621 (5%)	2 (0.02%)	11,890

管理者の所在都道府県	判定区分（上段：実数、下段：割合）				
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	計
大阪府	6,080 (60%)	3,595 (36%)	414 (4%)	4 (0.04%)	10,093
兵庫県	6,881 (25%)	19,307 (70%)	1,257 (5%)	1 (0.004%)	27,446
奈良県	1,622 (17%)	6,801 (73%)	862 (9%)	20 (0.2%)	9,305
和歌山県	3,713 (33%)	6,640 (60%)	781 (7%)	4 (0.04%)	11,138
鳥取県	1,558 (22%)	4,379 (63%)	1,005 (14%)	8 (0.1%)	6,950
島根県	8,152 (60%)	4,532 (33%)	908 (7%)	9 (0.1%)	13,601
岡山県	21,229 (68%)	8,296 (26%)	1,881 (6%)	17 (0.1%)	31,423
広島県	9,708 (45%)	9,910 (46%)	2,086 (10%)	4 (0.02%)	21,708
山口県	3,726 (27%)	8,521 (61%)	1,792 (13%)	10 (0.1%)	14,049
徳島県	1,289 (11%)	9,589 (79%)	1,247 (10%)	15 (0.1%)	12,140
香川県	1,510 (21%)	5,358 (73%)	470 (6%)	7 (0.1%)	7,345
愛媛県	1,353 (12%)	8,971 (78%)	1,202 (10%)	9 (0.1%)	11,535
高知県	2,995 (24%)	8,254 (65%)	1,333 (11%)	53 (0.4%)	12,635
福岡県	16,227 (57%)	10,710 (38%)	1,312 (5%)	4 (0.01%)	28,253
佐賀県	6,575 (54%)	5,166 (42%)	495 (4%)	2 (0.02%)	12,238
長崎県	3,637 (38%)	5,563 (58%)	453 (5%)	7 (0.1%)	9,660
熊本県	12,738 (67%)	5,199 (27%)	1,127 (6%)	28 (0.1%)	19,092
大分県	1,189 (11%)	7,987 (77%)	1,201 (12%)	13 (0.1%)	10,390
宮崎県	5,361 (61%)	3,210 (36%)	257 (3%)	1 (0.01%)	8,829
鹿児島県	4,303 (43%)	4,883 (48%)	885 (9%)	11 (0.1%)	10,082
沖縄県	1,084 (50%)	843 (39%)	236 (11%)	5 (0.2%)	2,168
計	276,170 (42%)	332,630 (50%)	51,650 (8%)	654 (0.1%)	661,104

2023.3 末時点

(2) 直轄国道の維持管理

「国道（国管理）の維持管理等に関する検討会」のとりまとめを踏まえ、国道（国管理）におけるサービス目標の設定と維持管理基準の見直しを行うとともに、引き続きデータの収集・分析により効率的な維持管理に努める。

【維持管理基準（案）抜粋】

1. 巡回
   - 50,000台以上／日　：原則 1日に1回
   - 5,000台以上／日～50,000台未満／日未満　：原則 2日に1回
   - 5,000台未満／日　：原則 3日に1回
2. 清掃
   路面清掃（以下を目安に塵埃量に応じた適切な頻度を設定）
   - 年間 12回（三大都市内）
   - 年間 6回（DID地区内）
   - 年間 1回（上記以外）
3. 除草
   以下の繁茂状況を目安に実施
   - ・建築限界内の通行の安全確保ができない場合
   - ・運転者からの視認性が確保できない場合
4. 剪定
   - 高木・中低木　3年に1回程度を目安
     樹種による生長速度の違い等を踏まえて実施
   - 寄植　1年に1回程度を目安
5. 除雪
   大規模な通行止めが生じないよう、
   また、一定程度の旅行速度が保たれるよう
   - ・新雪除雪は5～10cm程度の降雪量を目安に実施
   - ・凍結防止剤散布は20g/㎡程度を目安に実施

【直轄国道における管理瑕疵件数の推移】

（管理の瑕疵に係る損害賠償支払件数）

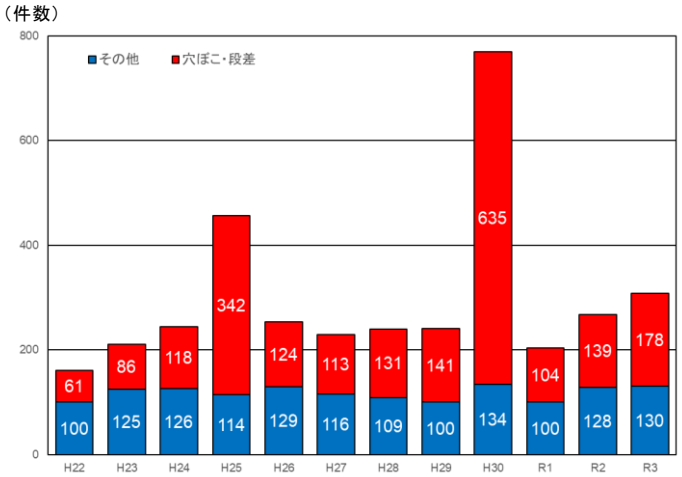

道路の穴ぼこや段差を起因とする件数が平成 22 年度から増加傾向

※H25, H30 北海道にて大雪等による路面損傷に起因する事案が多数発生

道路緊急ダイヤル（#9910）の周知と通報協力による情報収集

【通報件数の推移】

39,354（R2）→46,438（R3）→51,551（R4）

ボランティア・サポート・プログラム（VSP）による地域と協働した道路管理の実施。

【清掃活動の状況】



【活動内容】（R5.4.1 現在）

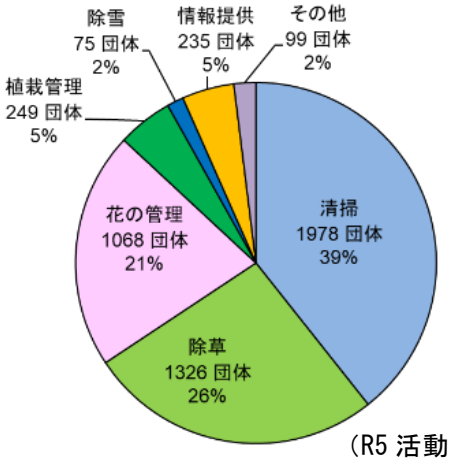

（R5 活動団体数：2,283）

※休止中団体を除く

※1 団体が複数の活動を行っている場合は、
活動内容ごとに重複計上

(3) 交通安全対策の推進

令和4年中の交通事故による死者数は2,610人と，7年連続で減少し，前年に引き続き，昭和23年（1948年）以降の最少を更新した。交通事故発生件数及び負傷者数は18年連続で減少したものの,いまだ約　36　万人が交通事故により負傷しており，また，死者数のうち65歳以上の高齢者が半数を占めるなど，交通事故情勢は依然として厳しい状況である。また，我が国の歩行中・自転車乗用中の死者数の割合は全体の約半分であり，歩行者や自転車が多く通行する生活道路における安全対策をより一層推進する必要がある。

このような状況を受け，令和3年3月29日に第11次交通安全基本計画が決定され，今後の道路交通環境の整備に当たっては，自動車交通を担う幹線道路等と歩行者中心の生活道路の機能分化を進め，身近な生活道路の安全の推進に取り組むこととしている。

また，少子高齢化が一層進展する中で，子供を事故から守り，高齢者や障害者が安全にかつ安心して外出できる交通社会の形成を図る観点から，安全・安心な歩行空間が確保された人優先の道路交通環境整備の強化を図っていくものとしている。

第 11 次交通安全基本計画における道路交通の安全についての目標

① 世界一安全な道路交通の実現を目指し、令和 7 年までに 24 時間死者数を 2,000 人（※）以下とする。

（※この 2,000 人に平成 28 年から令和元年の間の 24 時間死者数と 30 日以内死者数の比率の平均（1.20）を乗ずると 2,400 人）

② 令和 7 年までに重傷者数を 22,000 人以下にする。

① 交通事故発生状況の推移

	発生件数（件）	指数	死者数（人）	指数	負傷者数（人）	指数	重傷者数（人）	指数	致死率（%）	指数	重傷者率（%）	指数
昭和24年	25,113	…	3,790	23	20,242	…	…	…	15.77	…	…	…
25	33,212	…	4,202	25	25,450	…	…	…	14.17	…	…	…
26	41,423	…	4,429	26	31,274	…	…	…	12.41	…	…	…
27	58,487	…	4,696	28	43,321	…	…	…	9.78	…	…	…
28	80,019	…	5,544	33	59,280	…	…	…	8.55	…	…	…
29	93,869	…	6,374	38	72,390	…	…	…	8.09	…	…	…
30	93,981	…	6,379	38	76,501	…	…	…	7.70	…	…	…
31	122,691	…	6,751	40	102,072	…	…	…	6.20	…	…	…
32	146,833	…	7,575	45	124,530	…	…	…	5.73	…	…	…
33	168,799	…	8,248	49	145,432	…	…	…	5.37	…	…	…
34	201,292	…	10,079	60	175,951	…	…	…	5.42	…	…	…
35	449,917	…	12,055	72	289,156	29	…	…	4.00	238	…	…
36	493,693	…	12,865	77	308,697	31	…	…	4.00	238	…	…
37	479,825	…	11,445	68	313,813	32	…	…	3.52	209	…	…
38	531,966	…	12,301	73	359,089	37	…	…	3.31	197	…	…
39	557,183	…	13,318	79	401,117	41	…	…	3.21	191	…	…
40	567,286	…	12,484	74	425,666	43	…	…	2.85	170	…	…
41	425,944	59	13,904	83	517,775	53	…	…	2.62	156	…	…
42	521,481	73	13,618	81	655,377	67	…	…	2.04	121	…	…
43	635,056	88	14,256	85	828,071	84	…	…	1.69	101	…	…
44	720,880	100	16,257	97	967,000	99	…	…	1.65	98	…	…
45	718,080	100	16,765	100	981,096	100	126,715	100	1.68	100	12.92	100
46	700,290	98	16,278	97	949,689	97	117,667	93	1.69	100	12.39	96
47	659,283	92	15,918	95	889,198	91	108,482	86	1.76	105	12.20	94
48	586,713	82	14,574	87	789,948	81	96,138	76	1.81	108	12.17	94
49	490,452	68	11,432	68	651,420	66	79,871	63	1.72	103	12.26	95
50	472,938	66	10,792	64	622,467	63	62,744	50	1.70	101	10.08	78
51	471,041	66	9,734	58	613,957	63	56,439	45	1.56	93	9.19	71
52	460,649	64	8,945	53	593,211	60	51,904	41	1.49	88	8.75	68
53	464,037	65	8,783	52	594,116	61	50,642	40	1.46	87	8.52	66
54	471,573	66	8,466	50	596,282	61	49,490	39	1.40	83	8.30	64
55	476,677	66	8,760	52	598,719	61	64,115	51	1.44	86	10.71	83
56	485,578	68	8,719	52	607,346	62	65,595	52	1.42	84	10.80	84
57	502,261	70	9,073	54	626,192	64	69,002	54	1.43	85	11.02	85
58	526,362	73	9,520	57	654,822	67	71,117	56	1.43	85	10.86	84
59	518,642	72	9,262	55	644,321	66	68,388	54	1.42	84	10.61	82
60	552,788	77	9,261	55	681,346	69	71,851	57	1.34	80	10.55	82
61	579,190	81	9,317	56	712,330	73	73,266	58	1.29	77	10.29	80
62	590,723	82	9,347	56	722,179	74	72,867	58	1.28	76	10.09	78
63	614,481	86	10,344	62	752,845	77	76,692	61	1.36	81	10.19	79
平成元年	661,363	92	11,086	66	814,832	83	80,948	64	1.34	80	9.93	77
2	643,097	90	11,227	67	790,295	81	79,126	62	1.40	83	10.01	78
3	662,392	92	11,109	66	810,245	83	77,977	62	1.35	80	9.62	75
4	695,346	97	11,452	68	844,003	86	79,535	63	1.34	80	9.42	73
5	724,678	101	10,945	65	878,633	90	80,109	63	1.23	73	9.12	71
6	729,461	102	10,653	64	881,723	90	77,674	61	1.19	71	8.81	68
7	761,794	106	10,684	64	922,677	94	78,952	62	1.14	68	8.56	66
8	771,085	107	9,943	59	942,204	96	77,053	61	1.04	62	8.18	63
9	780,401	109	9,642	58	958,925	98	76,281	60	1.00	59	7.95	62
10	803,882	112	9,214	55	990,676	101	74,247	59	0.92	55	7.49	58
11	850,371	118	9,012	54	1,050,399	107	75,894	60	0.85	51	7.23	56
12	931,950	130	9,073	54	1,155,707	118	80,105	63	0.78	46	6.93	54
13	947,253	132	8,757	52	1,181,039	120	79,677	63	0.74	44	6.75	52
14	936,950	130	8,396	50	1,168,029	119	78,297	62	0.71	42	6.70	52
15	948,281	132	7,768	46	1,181,681	120	75,112	59	0.65	39	6.36	49
16	952,720	133	7,436	44	1,183,617	121	72,817	57	0.62	37	6.15	48
17	934,346	130	6,937	41	1,157,113	118	68,975	54	0.59	35	5.96	46
18	887,267	124	6,415	38	1,098,564	112	64,145	51	0.58	34	5.84	45
19	832,704	116	5,796	34	1,034,652	105	61,034	48	0.55	33	5.90	46
20	766,394	107	5,209	31	945,703	96	56,818	45	0.54	32	6.01	47
21	737,637	103	4,979	29	911,215	93	53,708	42	0.54	32	5.89	46
22	725,924	101	4,948	29	896,297	91	51,536	41	0.54	32	5.75	45
23	692,084	96	4,691	28	854,613	87	48,663	38	0.54	32	5.69	44
24	665,157	93	4,438	26	825,392	84	46,663	37	0.53	32	5.65	44
25	629,033	88	4,388	26	781,492	80	44,546	35	0.56	33	5.70	44
26	573,842	80	4,113	25	711,374	73	41,658	33	0.57	34	5.86	45
27	536,899	75	4,117	25	666,023	68	38,959	31	0.61	36	5.85	45
28	499,201	70	3,904	23	618,853	63	37,356	29	0.63	38	6.04	47
29	472,165	66	3,694	22	580,850	59	36,895	29	0.63	38	6.35	49
30	430,601	60	3,532	21	525,846	54	34,558	27	0.67	40	6.57	51
令和 元年	381,237	53	3,215	19	461,775	47	32,025	25	0.69	41	6.94	54
2	309,178	43	2,839	17	369,476	38	27,774	22	0.76	45	7.52	58
3	305,196	43	2,636	16	362,131	37	27,204	21	0.72	43	7.51	58
4	300,839	42	2,610	16	356,601	36	26,027	21	0.73	43	7.30	57

出典：警察庁HPより

注）1. 算出に用いた人口は，各前年の総務省統計資料「人口推計」(昭和23年及び24年は各年10月1日現在の補間補正人口，それ以外の年は各年10月1日現在の補間補正前人口)又は「国勢調査」による。
2. 指数は昭和45年を100とした値である。 3. 昭和46年までは，沖縄県を含まない。 4. 昭和40年までの件数は，物損事故を含む。
5. 昭和34年までは，軽微な被害事故（８日未満の負傷，２万円以下の物的損害）は含まない。 6. 致死率＝死者数÷（死者数＋負傷者数）×100，重傷者率＝重傷者数÷負傷者数×100

② 年齢層別・状態別死者数（令和４年）　　（単位：人）

年齢層別	状態別	自動車乗車中			二輪車乗車中					自転車乗用中	歩行中	その他	合計	構成率
		運転中	同乗中	計	自動二輪 運転中	自動二輪 同乗中	小計	原付	計					
15歳以下	死者数	0	9	9	0	1	1	0	1	6	11	1	28	1.1
12.5%	増減数	0	2	2	0	1	1	-1	0	-5	-12	1	-14	
16～19歳	死者数	16	18	34	33	2	35	6	41	8	2	0	85	
3.5%	増減数	9	1	10	0	-3	-3	-3	-6	-1	0	0	3	
20～24歳	死者数	39	14	53	35	2	37	2	39	14	21	0	127	
5.0%	増減数	3	-5	-2	-6	2	-4	-3	-7	7	7	0	5	
16～24歳	死者数	55	32	87	68	4	72	8	80	22	23	0	212	8.1
8.6%	増減数	12	-4	8	-6	-1	-7	-6	-13	6	7	0	8	
25～29歳	死者数	21	5	26	26	0	26	0	26	5	21	0	78	3.0
5.1%	増減数	-6	-2	-8	4	0	4	-2	2	2	10	0	6	
30～39歳	死者数	46	8	54	38	1	39	4	43	18	38	0	153	5.9
10.9%	増減数	6	4	10	3	0	3	-6	-3	7	10	0	24	
40～49歳	死者数	71	12	83	71	0	71	8	79	17	46	0	225	8.6
13.9%	増減数	7	4	11	8	0	8	-3	5	-6	2	0	12	
50～59歳	死者数	86	10	96	80	1	81	15	96	34	58	0	284	10.9
14.0%	増減数	-21	-6	-27	10	1	11	-3	8	0	2	-1	-18	
60～64歳	死者数	49	8	57	23	0	23	9	32	17	52	1	159	6.1
6.0%	増減数	-1	0	-1	-8	0	-8	0	-8	3	11	0	5	
65～74歳	死者数	136	27	163	22	1	23	15	38	68	183	4	456	
13.5%	増減数	-19	12	-7	3	1	4	-15	-11	-22	2	3	-35	
75歳以上	死者数	217	78	295	7	0	7	33	40	152	523	5	1015	
15.5%	増減数	19	3	22	-5	0	-5	-3	-8	-7	-18	-3	-14	
65歳以上	死者数	353	105	458	29	1	30	48	78	220	706	9	1471	56.4
29.0%	増減数	0	15	15	-2	1	-1	-18	-19	-29	-16	0	-49	
（再掲）														
70～79歳	死者数	159	31	190	11	1	12	19	31	107	264	4	596	
13.1%	増減数	-16	2	-14	-3	1	-2	-7	-9	3	0	2	-18	
80歳以上	死者数	136	65	201	4	0	4	24	28	91	383	4	707	
9.9%	増減数	11	10	21	-3	0	-3	-3	-6	-24	-11	-3	-23	
70歳以上	死者数	295	96	391	15	1	16	43	59	198	647	8	1,303	49.9
23.0%	増減数	-5	12	7	-6	1	-5	-10	-15	-21	-11	-1	-41	
合計	死者数	681	189	870	335	8	343	92	435	339	955	11	2,610	100.0
	増減数	-3	13	10	9	2	11	-39	-28	-22	14	0	-26	
	増減率	-0.4	7.4	1.2	2.8	33.3	3.3	-29.8	-6.0	-6.1	1.5	0.0	-1.0	
	構成率	26.1	7.2	33.3	12.8	0.3	13.1	3.5	16.7	13.0	36.6	0.4	100.0	

注）1. 出典　国土交通省調べ
2. 増減数（率）は，令和3年と比較した値である。
3. 年齢層の下段の数値は，年齢層別の人口構成率（総務省統計資料「令和4年10月１日現在推計人口」による。）である。

③ 都道府県別交通事故死者数の推移

（単位：人）

	死者数			人口 10 万人あたり死者数		
	R2	R3	R4	R2	R3	R4
北海道	144	120	115	2.74	2.30	2.22
青　森	28	29	31	2.25	2.34	2.54
岩　手	46	35	37	3.75	2.89	3.09
宮　城	44	42	37	1.91	1.82	1.62
秋　田	37	28	33	3.83	2.92	3.49
山　形	30	24	26	2.78	2.25	2.46
福　島	57	49	47	3.09	2.67	2.59
東　京	155	133	132	1.11	0.95	0.94
茨　城	84	80	91	2.94	2.79	3.19
栃　木	60	56	50	3.10	2.90	2.60
群　馬	45	50	47	2.32	2.58	2.44
埼　玉	121	118	104	1.65	1.61	1.42
千　葉	128	121	124	2.05	1.93	1.98
神奈川	140	142	113	1.52	1.54	1.22
新　潟	64	47	61	2.88	2.14	2.80
山　梨	21	32	25	2.59	3.95	3.11
長　野	46	45	46	2.24	2.20	2.26
静　岡	108	89	83	2.96	2.45	2.30
富　山	26	29	34	2.49	2.80	3.32
石　川	40	26	22	3.51	2.30	1.96
福　井	41	26	27	5.34	3.39	3.55
岐　阜	43	61	75	2.16	3.08	3.82
愛　知	154	117	137	2.04	1.55	1.82
三　重	73	62	60	4.10	3.50	3.42
滋　賀	49	37	38	3.47	2.62	2.69
京　都	49	51	45	1.90	1.98	1.76
大　阪	124	140	141	1.41	1.58	1.60
兵　庫	110	114	120	2.01	2.09	2.21
奈　良	25	39	29	1.88	2.94	2.21
和歌山	18	31	24	1.95	3.36	2.63
鳥　取	17	19	14	3.06	3.43	2.55
島　根	18	10	16	2.67	1.49	2.41
岡　山	62	57	74	3.28	3.02	3.94
広　島	71	70	74	2.53	2.50	2.66
山　口	42	34	31	3.09	2.53	2.33
徳　島	20	32	23	2.75	4.45	3.23
香　川	59	37	35	6.17	3.89	3.72
愛　媛	48	50	44	3.58	3.75	3.33
高　知	34	25	26	4.87	3.62	3.80
福　岡	91	101	75	1.78	1.97	1.46
佐　賀	33	23	23	4.05	2.83	2.85
長　崎	34	27	28	2.56	2.06	2.16
熊　本	46	39	53	2.63	2.24	3.07
大　分	43	36	32	3.79	3.20	2.87
宮　崎	36	30	32	3.36	2.80	3.02
鹿児島	53	47	42	3.31	2.96	2.66
沖　縄	22	26	34	1.51	1.77	2.32
合　計	2,839	2,636	2,610	2.25	2.09	2.08

出典：警察庁 HP より

注） 算出に用いた人口は，各前年の総務省統計資料「人口推計」(各年10月1日現在人口（補間補正を行っていないもの）)による

④ 高齢者（65歳以上）　（単位：人）

	H30	R1	R2	R3	R4
死者数	1,966	1,782	1,596	1,520	1,471
死傷者数	86,622	78,158	63,250	60,238	59,070

出典：国土交通省調べ

⑤ 自宅からの距離別死者数（歩行中・自転車乗車中）（令和4年）　（単位：人）

自宅からの距離	500m 以内	1km 以内	2km 以内	2km 超過	調査不能	合計
歩行中死者数	518	133	104	196	4	955
自転車死者数	94	67	71	103	3	338
合計	612	200	175	299	7	1,293
比率	47%	15%	14%	23%	1%	100%

出典：国土交通省調べ
注）自転車の同乗者含まず

⑥道路種別別　（単位：人）

		H30	R1	R2	R3	R4
高速道路	死者数	181	170	124	139	155
	死傷者数	14,292	12,762	7,996	8,212	9,778
幹線道路	死者数	2,033	1,859	1,561	1,455	1,433
	死傷者数	270,462	236,006	188,793	182,449	179,673
生活道路	死者数	1,318	1,186	1,154	1,042	1,022
	死傷者数	244,624	216,222	175,526	174,106	169,760
合計	死者数	3,532	3,215	2,839	2,636	2,610
	死傷者数	529,378	464,990	372,315	364,767	359,211

出典：国土交通省調べ
高速道路：自動車専用道路（高速自動車国道等）
幹線道路：一般国道、都道府県道（主要地方道、一般都道府県道）
生活道路：市町村道（主要地方道は除く）、その他道路（農道、私道等）
※幹線道路は自動車専用道路を除く
※主要地方道は主要市道を含む

⑦交通安全施設の整備状況推移（道路管理者分）

	歩道等設置済道路延長（km）	立体横断施設		防護柵（km）
		横断歩道橋（箇所）	地下横断歩道（箇所）	
昭和45年		5,104	335	16,000
46	17,005	5,787	477	19,813
47	21,439	6,629	619	23,500
48	26,288	7,374	816	27,817
49	29,540	7,621	950	31,997
50	33,750	7,913	1,161	36,065
51	38,921	8,328	1,226	42,096
52	42,960	8,483	1,273	46,375
53	47,395	8,605	1,385	52,583
54	52,032	8,732	1,461	57,294
55	57,820	9,147	1,587	62,731
56	62,490	9,287	1,692	68,599
57	66,920	9,329	1,822	74,278
58	71,789	9,497	1,935	76,732
59	76,505	9,687	2,015	81,363
60	80,572	9,781	2,050	86,268
61	85,005	9,835	2,093	90,819
62	91,137	10,217	2,185	96,371
63	95,931	10,101	2,258	102,188
平成元年	100,247	10,218	2,312	106,189
2	104,486	10,269	2,430	110,253
3	108,237	10,290	2,477	116,992
4	111,974	10,365	2,519	120,545
5	116,083	10,377	2,590	123,812
6	120,093	10,483	2,616	129,948
7	124,202	11,763	2,870	133,564
8	128,012	10,718	2,737	140,154
9	131,807	10,801	2,818	144,436
10	135,556	10,919	2,881	150,628
11	139,015	11,046	2,971	156,321
12	142,168	11,109	3,042	163,028
13	145,649	11,176	3,085	165,010
14	148,924	11,202	3,159	170,969
15	152,175	11,222	3,274	171,754
16	155,786	11,286	3,288	174,785
17	158,246	11,362	3,319	177,600
18	160,536	11,369	3,330	180,514
19	163,141	11,402	3,411	184,383
20	165,443	11,495	3,447	185,591
21	167,264	11,507	3,452	186,286
22	169,198	11,520	3,434	186,974
23	170,945	11,522	3,426	187,780
24	172,511	11,503	3,426	188,852
25	173,760	11,476	3,516	191,189
26	175,186	11,486	3,436	191,549
27	176,672	11,489	3,415	193,390
28	177,817	11,452	3,417	194,245
29	179,113	11,461	3,410	194,628
30	180,119	11,416	3,443	197,212
令和元	180,953	11,622	3,392	198,586
令和2	181,913	11,796	3,360	199,385
令和3	183,008	11,786	3,356	200,884

出典：国土交通省調べ

※各年3月末現在の数字である

⑧交通安全施設の整備状況推移（公安委員会分）

	信号機（基）	道路標識（枚）	横断歩道（本）	実線標示（km）	図示標示（箇）
昭和45年度	23,290	1,598,687	134,176	13,704	237,401
46	29,396	2,028,635	194,536	16,090	375,121
47	38,244	2,730,934	233,011	24,014	601,106
48	46,824	3,496,141	280,350	30,865	874,179
49	55,630	4,252,504	335,123	38,695	1,090,882
50	63,846	4,905,005	342,842	47,021	1,272,576
51	71,728	5,578,795	379,604	55,170	1,391,491
52	79,359	6,209,556	420,889	66,354	1,653,995
53	87,081	6,832,213	463,984	76,254	1,955,107
54	94,056	7,259,265	512,432	84,411	2,250,131
55	101,100	7,913,656	573,539	93,578	2,550,415
56	106,083	8,937,178	616,487	99,583	2,726,428
57	110,045	9,202,698	646,019	104,961	2,919,168
58	113,722	9,563,411	672,804	106,901	2,998,924
59	116,616	9,806,238	698,991	110,499	3,153,459
60	119,520	10,203,794	719,548	110,465	3,238,374
61	121,804	10,208,886	721,966	107,184	3,341,629
62	124,603	10,403,289	745,351	108,939	3,416,607
63	128,010	10,387,167	766,289	115,351	3,755,170
平成元年度	131,629	10,427,907	782,918	115,374	3,823,129
2	135,634	10,545,072	801,464	116,248	3,913,961
3	140,254	10,645,439	819,628	116,920	4,228,870
4	144,958	10,677,137	840,603	116,614	4,065,462
5	149,482	10,771,767	857,386	117,217	4,055,327
6	153,733	10,746,917	875,530	128,311	4,091,985
7	157,792	10,984,576	890,723	126,578	3,995,149
8	161,891	10,998,752	907,424	122,522	3,831,461
9	165,883	11,012,576	923,840	125,380	3,919,961
10	169,614	10,976,425	939,259	126,449	3,989,001
11	172,981	11,032,053	963,144	125,914	4,043,239
12	176,013	10,832,804	982,570	125,838	3,945,511
13	179,061	10,560,886	996,197	135,767	4,063,430
14	184,973	10,252,397	1,020,446	125,436	4,221,541
15	187,393	10,499,015	1,033,769	125,502	4,298,653
16	189,559	10,164,011	1,043,062	126,745	4,467,654
17	191,770	10,064,638	1,054,219	131,141	4,506,671
18	193,857	9,925,547	1,064,369	127,660	4,531,593
19	195,897	9,970,652	1,080,358	128,169	4,571,460
20	197,956	10,044,689	1,092,226	128,375	4,609,045
21	200,084	9,991,096	1,100,886	123,411	4,607,652
22	201,878	10,031,673	1,110,888	124,129	4,637,370
23	203,489	9,899,948	1,118,335	124,284	4,486,284
24	204,713	9,923,547	1,125,688	121,936	4,570,829
25	206,084	9,877,253	1,132,393	122,349	4,583,099
26	207,016	9,779,050	1,137,509	121,950	4,602,849
27	207,738	9,773,500	1,142,663	122,386	4,649,172
28	208,152	9,762,949	1,146,201	122,713	4,648,731
29	208,226	9,755,529	1,149,977	120,451	4,635,741
30	208,251	9,709,290	1,155,687	119,193	4,352,846
令和元年度	208,168	9,643,122	1,157,903	117,083	4,515,357
2	207,848	9,630,387	1,159,542	116,902	4,476,595
3	207,421	9,480,135	1,160,511	116,650	4,394,349

出典：警察庁 HP より　※道路標識については，昭和56年度から（枚）とした。

(4) 通学路における交通安全の確保

令和３年６月に千葉県八街市で，下校中の小学生の列にトラックが衝突し，５名が死傷する交通事故が発生したことを受け，文部科学省，国土交通省及び警察庁が連携して，全国の市町村立小学校の通学路について，教育委員会・学校，PTA，道路管理者，警察等による合同点検を実施し，関係機関が対策を進めている。

道路管理者についは歩道の整備，防護柵，狭さく，区画線の設置，カラー舗装等により，安全な歩行空間を確保する取組を推進している。

【通学路における交通安全の確保に向けた取組状況（令和４年月１２末時点）】

	箇所数	うち対策済み	割合
対策必要箇所（全体数）	7万6,404箇所	6万1,637箇所	80.7%
教育委員会・学校による対策箇所	4万0,568箇所	3万9,589箇所	97.6%
道路管理者による対策箇所	3万9,219箇所	2万6,337箇所	67.2%
警察による対策箇所	1万6,996箇所	1万6,103箇所	94.7%

※ １箇所につき複数の機関が対策を実施する場合等があるため、各実施機関による対策箇所数の合計は対策必要箇所（全体数）と一致しない。
※ 対策必要箇所（全体数）、対策済には、教育委員会・学校、道路管理者、警察以外の実施機関が対策を実施する箇所数（1,673 箇所、うち対策済 1,100 箇所）を含む。
※主な対策の例として、教育委員会・学校が実施する対策として安全教育の徹底やボランティア等による見守り活動、通学路の変更等、道路管理者が実施する対策として歩道の設置・拡充や防護柵等の 整備、警察が実施する対策として信号機の設置や速度規制の実施等がある。

【道路管理者による対策の例】



【小学生の通学等における事故（歩行中・自転車乗用中）】 （単位：人）

	H30	R1	R2	R3	R4
死者数	24	13	13	14	6
うち通学等	7	3	1	5	2
死傷者数	8,781	7,758	6,050	6,444	6,092
うち通学等	1,787	1,589	1,271	1,418	1,303

出典：国土交通省調べ
※小学生：盲・聾・養護学校の小学部の児童を含む　※通学等：登校中，学業中，下校中

(5) ゾーン 30、ゾーン 30 プラスの取組状況

① ゾーン 30 の整備状況（都道府県別）

都道府県	ゾーン 30 整備状況
北海道	161
青森県	44
岩手県	38
宮城県	90
秋田県	71
山形県	32
福島県	71
東京都	441
茨城県	81
栃木県	62
群馬県	62
埼玉県	325
千葉県	209
神奈川県	233
新潟県	88
山梨県	23
長野県	121
静岡県	163
富山県	33
石川県	37
福井県	33
岐阜県	92
愛知県	265
三重県	52

都道府県	ゾーン 30 整備状況
滋賀県	39
京都府	93
大阪府	242
兵庫県	172
奈良県	50
和歌山県	27
鳥取県	28
島根県	17
岡山県	51
広島県	83
山口県	48
徳島県	16
香川県	25
愛媛県	55
高知県	18
福岡県	222
佐賀県	26
長崎県	41
熊本県	44
大分県	33
宮崎県	44
鹿児島県	54
沖縄県	33
計	4,288

※令和５年３月末時点

出典）警察庁HPより

② ゾーン 30 プラスの整備計画策定状況（都道府県別）

都道府県	ゾーン 30 プラスの整備計画策定状況	都道府県	ゾーン 30 プラスの整備計画策定状況
北海道	1	京都府	2
青森県	4	大阪府	2
岩手県	3	兵庫県	3
宮城県	2	奈良県	2
山形県	3	鳥取県	1
福島県	3	島根県	1
茨城県	4	岡山県	1
栃木県	2	広島県	2
埼玉県	10	徳島県	2
千葉県	4	香川県	1
東京都	1	愛媛県	2
神奈川県	2	高知県	1
山梨県	1	福岡県	12
長野県	3	長崎県	8
新潟県	1	熊本県	7
石川県	1	大分県	2
岐阜県	6	宮崎県	5
静岡県	7	鹿児島県	3
愛知県	4	沖縄県	1
三重県	2	計	122

※令和５年３月末時点

出典）国土交通省/警察庁HPより

(6)環状交差点指定状況

都道府県	箇所数	指定箇所
北海道	3	檜山郡上ノ国町、枝幸郡浜頓別町、北広島市
青森県	1	八戸市
岩手県	4	宮古市、大船渡市、西磐井郡平泉町、北上市
宮城県	28	仙台市(12 箇所)、名取市(5 箇所)、塩竈市、石巻市(2 箇所)、大崎市(2 箇所)、亘理郡亘理町、亘理郡山元町（3 箇所）東松島市(2 箇所)
山形県	4	長井市、村山市、酒田市（2 箇所）
福島県	1	相馬郡新地町
東京都	2	多摩市、武蔵村山市
茨城県	2	日立市、坂東市
栃木県	2	大田原市、宇都宮市
群馬県	1	安中市
埼玉県	5	入間市、日高市、羽生市、入間郡毛呂山町、大里郡寄居町
千葉県	6	市原市(2 箇所)、千葉市、市川市、長生郡長柄町、長生郡長生村
神奈川県	3	横浜市(2 箇所)、横須賀市
新潟県	3	新潟市、南蒲原郡田上町、三条市
山梨県	2	南巨摩郡富士川町、北都留郡小菅村
長野県	10	飯田市(3 箇所)、須坂市(2 箇所)、安曇野市、北佐久郡軽井沢町(2 箇所)、下伊那郡高森町、北安曇郡白馬村
静岡県	9	浜松市(3 箇所)、焼津市(2 箇所)、菊川市、富士宮市、静岡市、駿東郡小山町
富山県	1	中新川郡上市町
石川県	4	加賀市(2 箇所)、かほく市、白山市
福井県	2	三方郡美浜町、大野市
岐阜県	3	安八郡安八町、岐阜市、多治見市
愛知県	12	豊田市(2 箇所)、一宮市、常滑市、安城市(2 箇所)、愛西市、豊橋市、名古屋市、岡崎市、愛知郡東郷町、みよし市
三重県	3	多気郡多気町(2 箇所)、伊賀市
滋賀県	7	草津市(2 箇所)、守山市、米原市、蒲生郡日野町、東近江市、栗東市
京都府	2	南丹市、福知山市
大阪府	9	堺市(3 箇所)、和泉市、豊能郡能勢町、箕面市、泉南市、泉佐野市、茨木市
兵庫県	3	神戸市(2 箇所)、朝来市
奈良県	1	奈良市
和歌山県	1	田辺市
島根県	2	大田市、浜田市
岡山県	2	浅口市、加賀郡吉備中央町
広島県	1	広島市
香川県	1	綾歌郡宇多津町
愛媛県	1	伊予郡松前町
福岡県	2	北九州市、宗像市
熊本県	5	上益城郡御船町(2 箇所)、宇城市、合志市、玉名郡南関町
大分県	1	宇佐市
宮崎県	1	日向市
鹿児島県	1	いちき串木野市
沖縄県	4	糸満市(3 箇所)、うるま市
全箇所数	155	

※令和 5 年 3 月末時点
※40 都道府県　※出典：警察庁 HP より

(7) 自転車利用環境の整備

自転車は身近な移動手段等として重要な役割を担っており，その事故対策等のため，自転車活用推進計画に基づき，関係機関と連携・協力を行い，自転車利用や関連事故の多い市街地を中心とした自転車通行空間の整備等のハード対策，交通ルールの徹底等のソフト対策を総合的に推進する。





＜自転車通行空間の整備＞

■地方版自転車活用推進計画の策定状況

地方版自転車活用推進計画を策定済みの地方公共団体数は230（令和４年度末時点）。

地方公共団体に対して，地方版自転車活用推進計画を検討する際の手順や策定手法を取りまとめた「地方版自転車活用推進計画 策定の手引き（案）」を周知。

【地方版自転車活用推進計画策定済自治体数（各年度末時点）の推移】

	H31	R2	R3	R4
策定数（累計）	89	155	206	230

都道府県	計画策定済
北海道	北海道、旭川市、稚内市、石狩市、美瑛町・上富良野町・中富良野町・富良野市・南富良野町・占冠村(※1)、恵庭市、帯広市
青森県	青森県
岩手県	岩手県、盛岡市、北上市、陸前高田市
宮城県	宮城県、仙台市
秋田県	秋田県、横手市、潟上市、小坂町、上小阿仁村、男鹿市、美郷町
山形県	山形県、山形市、寒河江市
福島県	福島県、いわき市、棚倉町・矢祭町・塙町・鮫川村(※2)、北塩原村、白河市
茨城県	茨城県、土浦市、石岡市、笠間市、神栖市、那珂市、水戸市、かすみがうら市、茨城町、常総市、行方市、桜川市
栃木県	栃木県、宇都宮市、佐野市
群馬県	群馬県
埼玉県	埼玉県、さいたま市、熊谷市
千葉県	千葉県、千葉市、東庄町、船橋市

都道府県	計画策定済
東京都	東京都、港区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、板橋区、練馬区、葛飾区、立川市、町田市、国立市、新宿区、文京区、墨田区、江東区、荒川区
神奈川県	神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、平塚市、藤沢市、厚木市
山梨県	山梨県
長野県	長野県、長野市、松本市、岡谷市・諏訪市・下諏訪町(※3)、伊那市、大町市・安曇野市・池田町・松川村・白馬村・小谷村(※4)、千曲市、豊丘村
新潟県	新潟県、新潟市、南魚沼市
富山県	富山県、富山市
石川県	石川県、金沢市、加賀市
岐阜県	岐阜県
静岡県	静岡県、静岡市、浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、富士市、伊豆市、御前崎市、小山町
愛知県	愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市、安城市、田原市、刈谷市

都道府県	計画策定済
三重県	三重県
福井県	福井県、あわら市
滋賀県	滋賀県、草津市、守山市
京都府	京都府、京都市、長岡京市
大阪府	大阪府、大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、摂津市、泉南市、岬町、高槻市
兵庫県	兵庫県、神戸市、姫路市、尼崎市、伊丹市、加古川市、三木市、高砂市、加東市
奈良県	奈良県、東吉野村
和歌山県	和歌山県、和歌山市、海南市
鳥取県	鳥取県、大山町
島根県	島根県、益田市
岡山県	岡山県、岡山市
広島県	広島県、広島市、尾道市、福山市、三次市、大竹市、海田町、北広島町、江田島市
山口県	山口県、宇部市
徳島県	徳島県、徳島市、鳴門市
香川県	香川県、高松市

都道府県	計画策定済
愛媛県	愛媛県、松山市、今治市、新居浜市、伊予市、東温市
高知県	高知県、宿毛市、香南市
福岡県	福岡県、北九州市、福岡市、田川市、大野城市、糸島市、上毛町、久留米市
佐賀県	佐賀県、佐賀市
長崎県	長崎県、大村市、五島市、南島原市、新上五島町、島原市
熊本県	熊本県、熊本市
大分県	大分県、大分市、佐伯市
宮崎県	宮崎県、宮崎市、えびの市
鹿児島県	鹿児島県、鹿屋市、南さつま市、南九州市、湧水町
沖縄県	沖縄県、名護市、那覇市

(※1)1市4町1村による共同策定
(※2)3町1村による共同策定
(※3)2市1町による共同策定
(※4)2市1町3村による共同策定
赤字は2022年度策定

＜令和５年３月末までの計画策定状況＞

■歩行者と分離された自転車通行空間の整備状況

(km)

自転車と歩行者が分離された整備形態				
自転車専用道路	自転車道	自転車専用通行帯	車道混在※1	計
	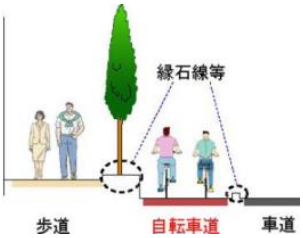	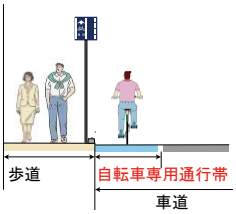	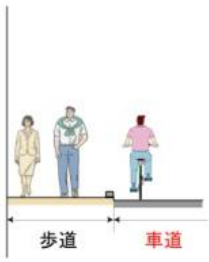	
73	183	594	3,836	4,686

※1.矢羽根型路面表示などにより自転車の通行位置と占有幅が明示されているものに限る。

（令和４年３月31日現在）

■ 自転車に関する事故の推移

（人）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
自転車乗用中の死者数	572 (14%)	509 (13%)	479 (13%)	453 (13%)	433 (13%)	419 (15%)	361 (14%)	339 (13%)
自転車乗用中の死傷者数	97,805 (15%)	90,055 (14%)	89,368 (15%)	84,383 (16%)	78,982 (17%)	66,137 (18%)	68,114 (19%)	68,140 (19%)

※（　）内は全体数の中で占める割合

※警察庁公表資料により作成。なお，同資料は別途修正されることがある。

(件)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
歩行者自転車事故件数	2,506	2,281	2,550	2,756	2,831	2,634	2,733	2,905
自転車事故件数	98,700	90,836	90,407	85,641	80,473	67,673	69,694	69,985
全事故件数	536,899	499,201	472,165	430,601	381,237	309,178	305,196	300,839

※警察庁公表資料により作成。なお，同資料は別途修正されることがある。

■ 自転車保有台数の推移

（千台）

	1970	1980	1990	2000	2010	2021
自転車保有台数	27,643	50,629	60,287	63,068	69,883	57,244
自動車保有台数	15,835	36,443	55,279	71,590	75,176	78,304

※自転車保有台数は標本調査による推計値。自動車保有台数は二輪車を除く、各年３月の登録台数。

■ 人口あたり保有台数

（台/人）

1	オランダ	1.25
2	ドイツ	0.90
3	デンマーク	0.77
4	スウェーデン	0.71
5	ノルウェー	0.71
7	日本	0.55

※自転車産業振興協会統計要覧及び平成 30 年度自転車保有実態に関する調査報告書（自転車産業振興協会）より
各国の調査年次は以下のとおり
オランダ（2013）、ドイツ（2016）、デンマーク（2001）、スウェーデン（1995）、ノルウェー（1995）

■ 自転車分担率[注)]

（%）

1	オランダ	27
2	デンマーク	19
3	日本	12
4	ドイツ	10
5	オーストリア	9
6	スイス	9

注）全目的における主たる交通手段として自転車を利用したトリップ数／全目的における総トリップ数
※日本：平成 27 年　全国都市交通特性調査より
その他：Cycling in the Netherlands2009 より

■全国　人口 10 万人あたりの年齢層別・状態別死傷者数（令和４年）

（人）

	6 歳以下	7～9 歳	10～12 歳	13～15 歳	16～18 歳	19～64 歳	65～74 歳	75 歳以上	全年齢
自転車	13	49	77	156	252	52	37	37	55
（対全年齢比）	(0.2)	(0.9)	(1.4)	(2.9)	(4.6)	(1.0)	(0.7)	(0.7)	－
その他（歩行者含む）	82	115	83	68	171	324	158	98	233

■全国　人口 10 万人あたり通行目的別年齢層別死傷者数（令和４年）

（人）

	小学生 1～3 年	小学生 4～6 年	中学生 ～ 19 歳		
				中学生	高校生他
歩行者（通学中）	29 (28%)	12 (13%)	19 (5%)	13 (9%)	7 (3%)
自転車（通学中）	0 (0%)	1 (1%)	172 (46%)	48 (35%)	124 (52%)
歩行者（通学中以外）	33 (32%)	17 (18%)	22 (6%)	9 (6%)	13 (6%)
自転車（通学中以外）	41 (40%)	64 (68%)	161 (43%)	67 (49%)	94 (39%)
計	104 (100%)	94 (100%)	374 (100%)	136 (100%)	239 (100%)

※四捨五入の関係で合わないことがある。

(8) 道路の防災・震災対策

①道路の防災・震災対策

昭和43年８月の飛騨川バス転落事故を契機として落石等の危険箇所の第１回点検が昭和43年に実施された。以後数度にわたって点検が実施されており、近年では平成８・９年度にかけて豪雨・豪雪等に関する道路防災総点検が実施された。その後も、主要な道路災害の発生後、緊急点検等を実施している。

主要な道路災害の発生と防災点検の経緯

事故・災害	年　月	点検・調査
国道41号岐阜県飛騨川バス転落事故（104名死亡）	昭和43年８月	
	昭和43年９月	第１回防災点検実施（飛騨川バス転落事故に対応）
	昭和45年10月	第２回防災点検実施（国道56号土砂崩落事故判決に対応）
国道150号静岡市大崩海岸岩石崩落事故（１名死亡）	昭和46年７月	
国道250号兵庫県土砂崩落事故（３名死亡）	昭和46年７月	
	昭和46年７月	第３回防災点検実施（大崩海岸岩石崩落事故に対応）
	昭和48年10月	第４回防災点検実施（昭和46年点検結果の見直し）
	昭和51年７月	第５回防災点検実施（沿道状況の変化に対応し実施）
	昭和55年３月	第６回防災点検実施（沿道状況の変化に対応し実施）
	昭和61年９月	第７回防災点検実施（沿道状況の変化に対応し実施）
国道305号福井県玉川地先岩石崩落事故（15名死亡）	平成元年７月	
	平成元年７月	落石覆工設置箇所の緊急点検実施
	平成２年９月	第８回防災点検実施
国道229号北海道古平町豊浜トンネル岩盤崩落事故（20名死亡）	平成８年２月	
	平成８年２月	トンネル坑口部等緊急点検実施
	平成８年８月	道路防災総点検実施
国道229号北海道島牧府第２白糸トンネル岩盤崩落事故	平成９年８月	
	平成９年９月	岩盤斜面等の緊急調査実施
台風14号山陽自動車道盛土のり面崩落事故（３名死亡）	平成17年９月	盛土のり面緊急点検実施
	平成17年11月	盛土のり面の詳細点検実施（平成17年９月盛土のり面緊急点検を踏まえ実施）
	平成18年９月	災害危険箇所の再確認実施
駿河湾を震源とする地震 東名高速道路盛土のり面崩落	平成21年８月	
	平成21年11月	盛土のり面の緊急点検実施
中央道笹子トンネル天井板落下事故	平成24年12月	
	平成25年２月	道路ストックの総点検

最近10ヵ年の道路災害発生件数と道路の通行止状況の推移

年度	道路災害発生件数	通行止回　数	通行止延時間(時間)	死傷者数		主な事故
				死者(名)	負傷者(名)	
平成 24 年度	8,649	19,142	4,591,679	2	5	
平成 25 年度	11,250	22,165	8,161,389	0	13	
平成 26 年度	7,888	12,480	4,259,012	0	11	
平成 27 年度	5,438	9,466	3,014,216	1	4	
平成 28 年度	9,168	13,568	4,987,723	4	11	
平成 29 年度	7,947	14,400	4,485,554	1	8	
平成 30 年度	16,971	17,999	10,343,033	30	56	
令和元年度	15,612	14,984	6,854,802	7	7	
令和２年度	9,292	12,003	6,353,929	4	32	
令和３年度	7,222	11,717	4,875,334	2	24	
計	99,437	147,924	57,926,671	51	171	

出典：「道路交通管理統計」「道路交通管理関係調査」
注）　全面通行止のみ対象

道路災害復旧事業の状況（最近10ヵ年）

（単位：箇所，百万円）

年度	道路		橋梁		合計		率（%）	
	箇所数	金　額	箇所数	金　額	箇所数	金　額	箇所数	金　額
平24	6,958	86,219	102	3,390	7,060	89,609	51.4	48.4
平25	5,713	47,523	96	4,459	5,809	51,982	38.4	29.2
平26	3,252	42,987	94	2,885	3,346	45,872	37.1	32.8
平27	2,581	39,458	61	2,651	2,642	42,109	40.0	28.2
平28	7,551	194,479	310	22,871	7,861	217,350	52.9	50.1
平29	5,138	83,160	147	4,679	5,285	87,839	39.6	30.6
平30	11,104	180,054	204	13,566	11,308	193,620	43.1	35.2
令元	5,540	113,959	151	11,535	5,691	125,494	36.1	24.1
令２	5,198	106,604	80	8,377	5,278	114,981	42.5	37.8
令３	3,635	68,855	49	5,215	3,684	74,070	37.9	37.8
計	56,670	963,298	1,294	79,628	57,964	1,042,926		

出典：「災害復旧事業概要」
注）　率は，全体の災害に対する道路・橋梁の災害の占める割合

通行規制区間の状況（令和３年度）

	管理延長（km） A	規制区間延長（km） b	延長比率 b/a	規制区間数 c	規制区間内規制 d＝e＋f	事前回数 e	事後回数 f	時間 g	平均通行止め時間 h＝g/d
一般国道	55,944	6,618	0.12	967	994	913	81	121,784	122.5
直　轄	24,018	1,227	0.05	204	174	154	20	5,542	31.9
補　助	31,926	5,391	0.17	763	820	759	61	116,242	141.8
都道府県道	129,724	15,817	0.12	2,830	3,033	2,633	400	431,566	142.3
合計	185,668	22,435	0.12	3,797	4,027	3,546	481	533,350	137.4

出典：「道路統計年報2021(訂正後)」、「道路交通管理統計」、「異常気象時における通行規制区間及び道路通行規制基準」

道路の法面・盛土の土砂災害防止対策進捗率（令和４年３月末時点）

	対策必要箇所	対策完了	進捗率
計	約 33,000	約 22,100	約 67%

②震災対策

橋の重要度は、道路種別及び機能・構造に応じて、重要度が標準的な橋と特に重要度が高い橋（以下それぞれ「Ａ種の橋」及び「Ｂ種の橋」という。）の２つに区分されており、橋の重要度に応じて橋に求める耐震性能を規定している。

橋の重要度の区分

橋の重要度の区分	対象となる橋
A種の橋	下記以外の橋
B種の橋	・高速自動車国道、都市高速道路、指定都市高速道路、本州四国連絡道路、一般国道の橋 ・都道府県道、市町村道のうち、複断面、跨線橋、跨道橋及び地域の防災計画上の位置付けや当該道路の利用状況から特に重要な橋

設計地震動と目標とする橋の耐震性能

		A種の橋	B種の橋
レベル1地震動		地震によって橋の健全性を損なわない性能 （耐震性能1）	
レベル２地震動	タイプ1の地震動（プレート境界型の大規模な地震）	地震による損傷が橋として致命的とならない性能 （耐震性能3）	地震による損傷が限定的なものに留まり、橋としての機能の回復が速やかに行い得る性能 （耐震性能2）
	タイプ2の地震動（兵庫県南部地震のような内陸直下型地震		

緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強進捗率（令和４年３月末時点）

道路管理者	進捗率
高速道路会社管理	78%
国管理	86%
都道府県管理	81%
政令市管理	80%
市町村管理	66%
計	81%

注）1. 緊急輸送道路上の15m以上の橋梁
2. 進捗率は、耐震性能２の対策が完了した橋梁。
3. 原則、単径間の橋梁は対策不要と整理

耐震補強の変遷

年月	主な震災	耐震補強			
		通知・通達	設計地震力	耐震設計・目標	摘用
H7.1	阪神淡路大震災				
H7.2		復旧仕様	・中規模程度の地震 ・関東地震 ・兵庫県南部地震	・地震時保有水平耐力法 ・免震設計の採用	被災した橋梁
H7.5		復旧仕様の準用	↑	↑	全橋梁 （緊急度の高い橋梁のうち S55 道示より古い基準のRC単柱橋脚、落橋防止装置の補強を優先）
H8.12		復旧仕様の準用通達廃止 →H8道示に準拠	↑	・耐震性能の考え方の導入（健全性を損なわない、致命的な被害を防止する、限定された損傷にとどめる）	
H16.10	新潟県中越地震				
H17.6		緊急輸送道路の橋梁耐震補強3箇年プログラム	↑	・構造照査により、段落とし部の補強、落橋防止装置の設置、等により、耐震性能3を確保	緊急輸送道路、優先確保ルート上にある S55 道示よりも古い基準でできた橋梁のうち、以下の構造を有する橋梁 ・段落し部のあるRC単柱橋脚、鋼製単柱橋脚、等 ・両端が橋台ではない単純桁、等
H17.6		新幹線、高速道路をまたぐ橋梁の耐震補強3箇年プログラム	↑	↑	上記路線上のうち、新幹線、高速道路をまたぐ橋梁
H21.3		橋梁耐震補強の工法選定の考え方について通知	↑	・耐震性能2を保持できる性能に補強	直轄のみ
H23.3	東日本大震災				
H24.12		既設橋の耐震補強設計における道路橋示方書の留意事項	・中規模程度の地震 ・兵庫県南部地震 ・関東地震、東日本大震災等の地震	・耐震性能2を保持できる性能に補強 ・橋の緊急輸送を阻害する損傷を生じさせないための補強仕様の例示	直轄のみ
H28.4	熊本地震				
H29.7		橋、高架の道路等の技術基準の改定について	↑	・支承が破壊しても下部構造が不安定とならず上部構造を支持できる構造	

※「耐震性能２、３」の定義はH24道路橋示方書「Ⅴ．耐震設計編　２．２設計一般(P9)」による。

③防災に関する制度等

○緊急輸送道路ネットワーク

防災業務計画、地域防災計画並びに地震防災対策特別措置法（平成７年法律第111号）第２条第１項に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の策定等の基礎となる緊急輸送道路ネットワーク計画等が、各地域で策定され、地震発生後の緊急輸送を確保するための効率的な地震対策の推進が図られている。

○緊急輸送道路とは

災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する基幹的な道路。

○利用特性による区分

１．第１次緊急輸送道路
　県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路
２．第２次緊急輸送道路
　第１次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路
３．第３次緊急輸送道路
　その他の道路

緊急輸送道路指定延長

（単位：km）

	緊急輸送道路　R4.3.31			
		うち第一次 緊急輸送道路	うち第二次 緊急輸送道路	うち第三次 緊急輸送道路
高速道路	10,554	10,550	1	3
直轄国道	23,283	21,618	1,612	52
小計 （高速＋直轄）	33,836	32,168	1,613	55
補助国道	26,779	15,373	10,651	754
小計 （高速+国道）	60,615	47,541	12,264	809
都道府県道	34,384	8,337	22,072	3,974
政令市 管理道路	5,224	2,295	2,563	365
市町村道 （政令市除く）	4,827	750	2,203	1,874
合計	105,049	58,923	39,103	7,022

※都道府県地域防災計画に位置付けられる緊急輸送道路を集計。

※高速道路には、NEXCO３社、首都高速、阪神高速、本州四国連絡道路、一般有料道路を計上。

※都市高速道路は自治体管理道路として、自治体の項目に計上。

※四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

○災害対策基本法による放置車両等の移動

平成26年11月に改正された災害対策基本法では、大規模な災害発生時における道路管理者による放置車両・立ち往生車両等の移動に関する規定が盛り込まれた。

道路管理者による放置車両等移動の流れ

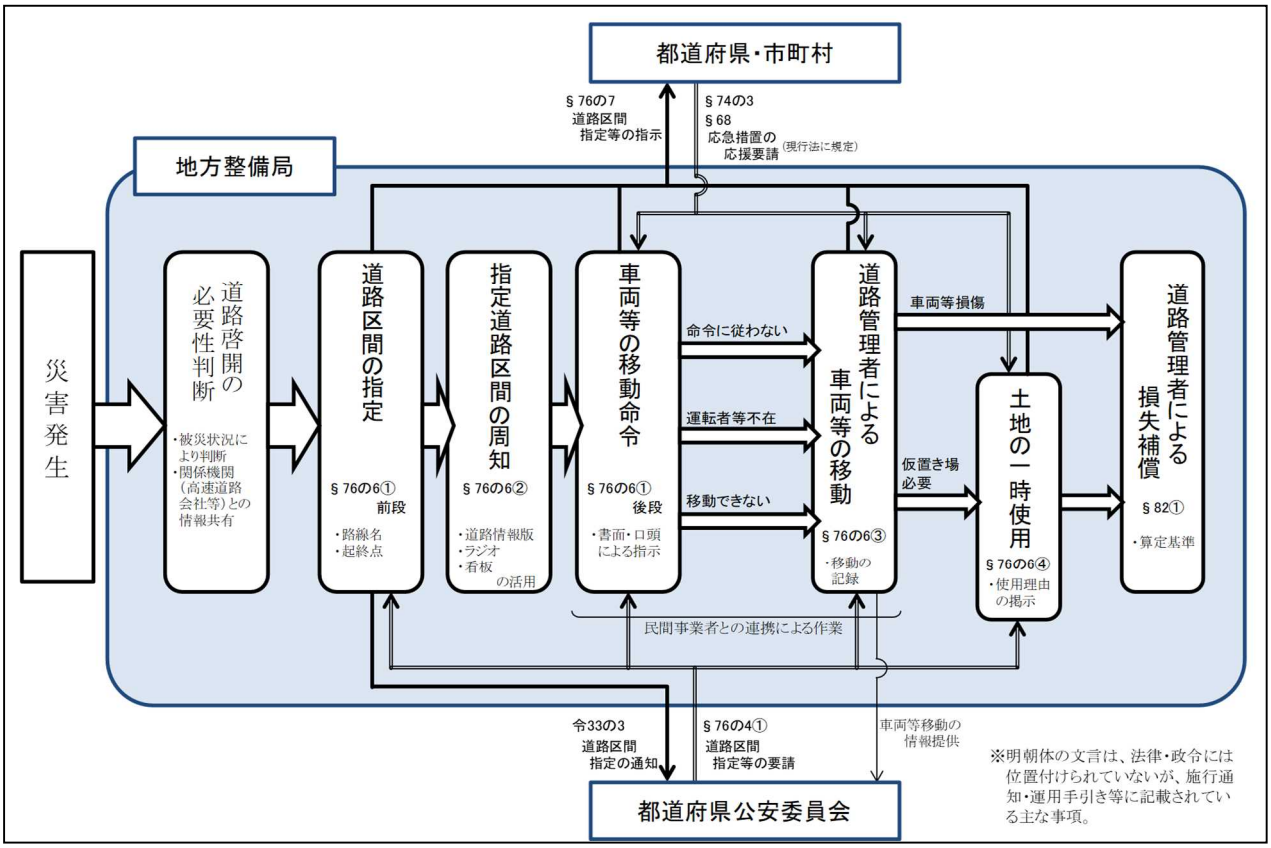

災害対策基本法第76条の６に基づく区間指定実績

年度	指定路線数	指定区間数	道路管理者による車両移動台数	道路管理者による強制移動台数
H28	12	12	96	0
H29	6	6	7	6
H30※	－	－	40	34
R1	21	24	22	13
R2	3	4	22	1
R3	4	5	8	0

※ 平成30年西日本豪雨での実績については、岡山県・広島県において区域内全ての路線を指定しているため、未計上としている。

(9) 無電柱化の推進

道路の防災性の向上，安全で快適な通行空間の確保，良好な景観の形成や観光振興の観点からの無電柱化を推進している。平成 28 年 12 月には，「無電柱化の推進に関する法律」が施行され，令和 3 年 5 月に法律に基づく新たな「無電柱化推進計画」を策定した。今後，無電柱化推進計画に基づき，多様な整備手法の活用や低コスト手法の普及拡大，占用制度の的確な運用等により，より一層の無電柱化の推進を図ることとしている。

①欧米やアジアの主要都市と日本の無電柱化の現状

	無電柱化率	備考
ロンドン	100%	UKPN 資料『UKPN SI1 tables 2018-19』による 2018 年の状況（ケーブル延長ベース）
パリ	100%	海外電力調査会調べによる 2019 年の状況（ケーブル延長ベース）
香港	100%	国際建設技術協会調べによる 2004 年の状況(ケーブル延長ベース)
シンガポール	100%	『POWER QUALITY INITIATIVES IN SINGAPORE, CIRED2001, Singapore, 2001』による 2001 年の状況(ケーブル延長ベース)
台北	96%	台北市道路管線情報センター資料による 台北市区の 2015 年の状況（ケーブル延長ベース）
ソウル	50%	『韓国電力統計 2019』による 2018 年の状況 (ケーブル延長ベース)
日本全国	1%	国土交通省調べによる 2019 年度末の状況 (道路延長ベース：高速道路を除く)
東京都	5%	
東京 23 区	8%	
大阪市	6%	
東京 23 区	48%	電気事業連合会調べによる 2018 年度末の状況（ケーブル延長ベース）
大阪市	46%	

②無電柱化の推進に関する目標

令和３年度を初年度とする新たな「無電柱化推進計画」（令和3年5月25日　国土交通大臣決定）に基づき、「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）で着手する約2,400kmも含め、新たに約4,000kmの無電柱化を推進

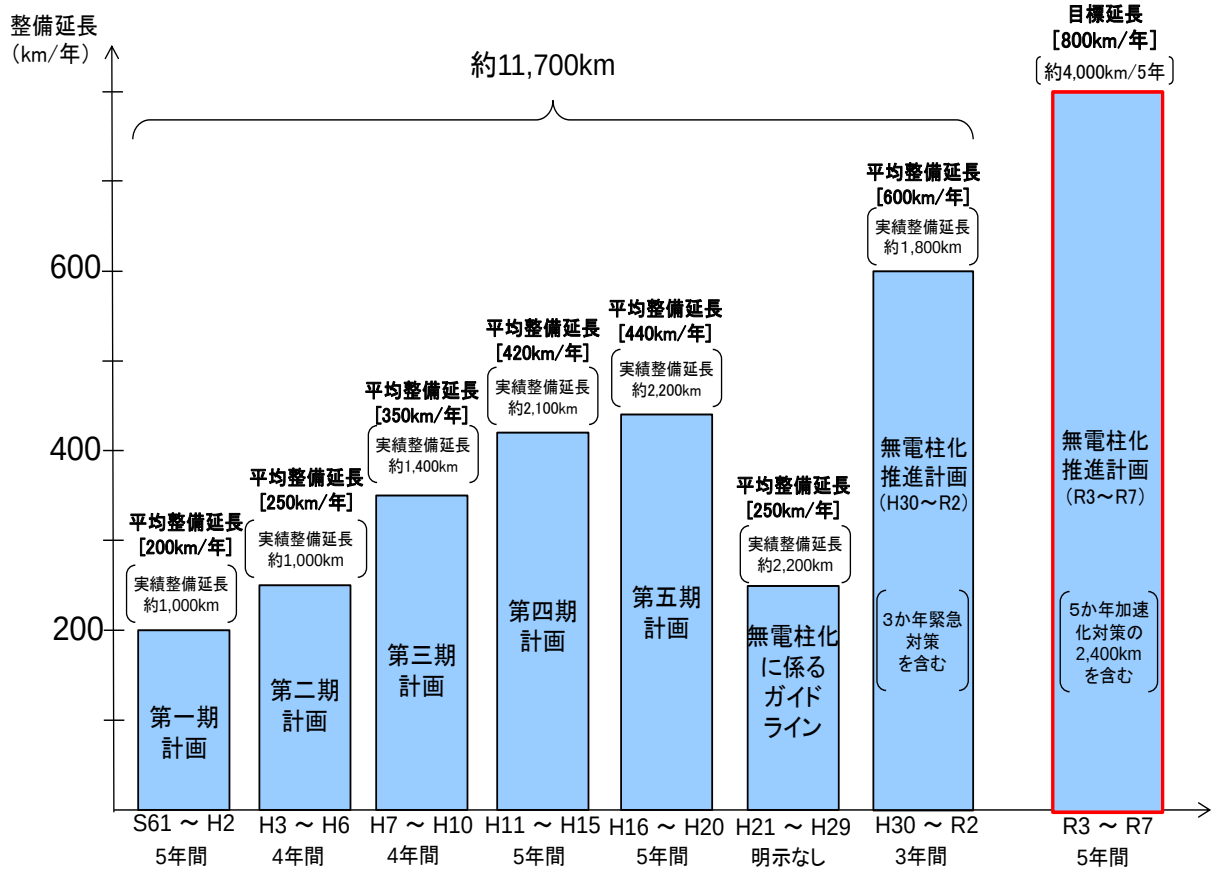

③電柱倒壊のリスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化率

第５次社会資本整備重点計画の指標

令和元年度	令和７年度
38%	52%

④緊急輸送道路等における新設電柱の占用禁止措置

占用禁止措置済みの緊急輸送道路等（道路延長）（R5. 3. 31までに告示）			
	直轄国道	都道府県管理道路	市町村管理道路
約93, 000km	約22, 000km	約61, 000km	約10, 000km

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

⑤低コスト手法の取組

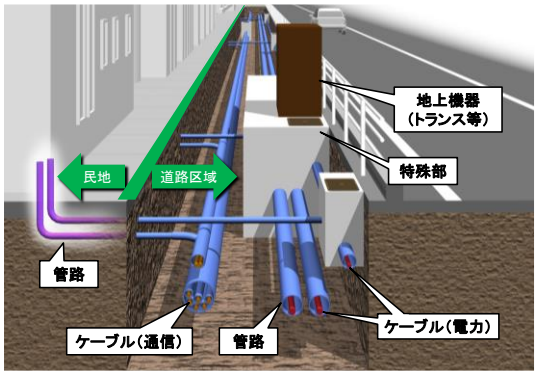

電線共同溝（イメージ）

	管路の浅層埋設 （実用化済）	小型ボックス活用埋設 （実用化済）	直接埋設 （国交省等において実証実験を実施）	角型多条電線管【FEP管】 （実用化済）
整備手法	現行より浅い位置に埋設  浅層埋設の事例	小型化したボックス内にケーブル  小型ボックスの事例	ケーブルを地中に直接埋設  直接埋設の事例（京都）	安価で弾性がある角型多条電線管を地下に埋設 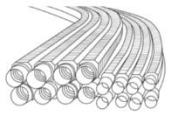 FEP管のイメージ
取組状況	・浅層埋設基準を緩和 （平成28年4月施行）	・モデル施工（平成28年度～） ・電力ケーブルと通信ケーブルの離隔距離基準を改定 （平成28年9月施行）	・直接埋設方式導入に向けた課題のとりまとめ （平成27年12月） ・直接埋設用ケーブル調査、舗装への影響調査 （平成28年度） ・実証実験を実施 （平成29～30年度）	
	・「道路の無電柱化低コスト手法導入の手引き -Ver.2-」を作成し、自治体へ配布（平成31年3月発出）			
	・各整備局の電線共同溝技術マニュアル改正			

⑥防災・減災に資する道路等の無電柱化の促進に係る特例措置

（固定資産税）

対象施設	電線管理者が無電柱化を行う際に新たに取得した電線等	
特例措置の内容	道路法第37条に基づき電柱の占用を禁止している道路の区域	課税標準４年間1/2
	上記以外の緊急輸送道路	課税標準４年間3/4
特例期間	３年間（令和４年度～令和６年度）	

(10) 歩行空間のユニバーサルデザインの推進

高齢者や障害者等を含め全ての人が安全に安心して参加し活動できる社会を実現するため，平成18年12月に施行された「バリアフリー法※」を踏まえ，駅，官公庁施設，病院等を結ぶ道路や駅前広場等において，幅の広い歩道の整備，歩道の段差・傾斜・勾配の改善，無電柱化，視覚障害者誘導用ブロックの整備等により，歩行空間のユニバーサルデザインを推進する。



幅の広い歩道の整備や
視覚障害者誘導用ブロックの整備



駅前広場におけるエレベーターや
円滑に乗降できるバス停の整備

※バリアフリー法：高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

【特定道路の整備状況】

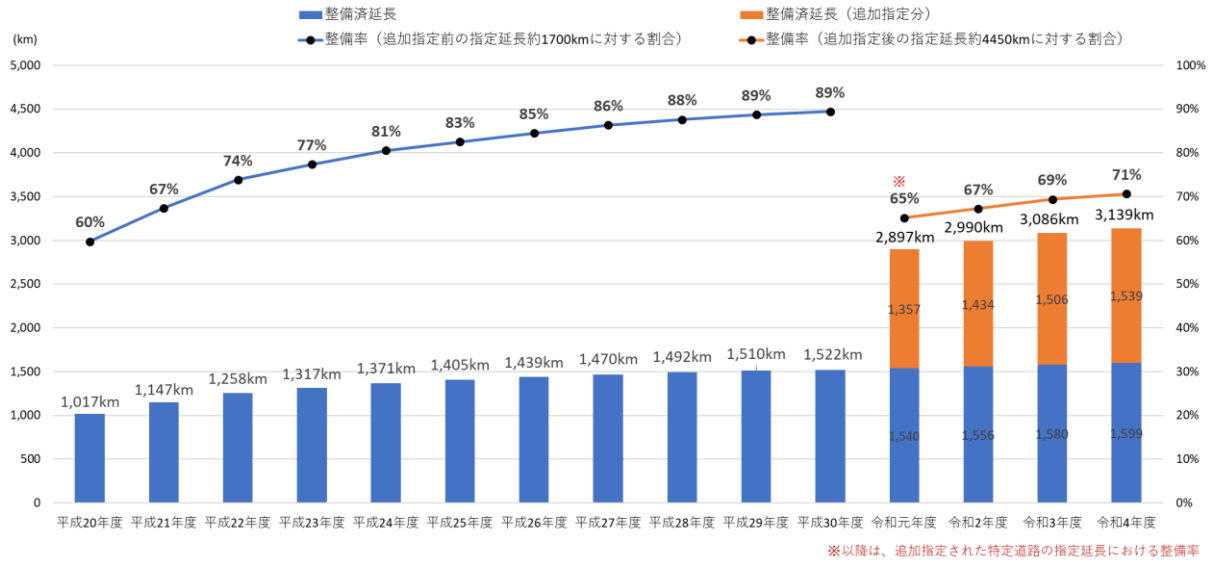

○ユニバーサルデザインの推進関係データ

■バリアフリー基本構想（令和４年度末）

策定している市区町村数	321

■移動等円滑化促進方針（マスタープラン）（令和４年度末）

策定している市区町村数	34

(11) 踏切関係データ

現在，全国に存在する約３万２千箇所の踏切は減少傾向にあるものの，依然として踏切事故は発生している。

【踏切道数と踏切事故件数の推移】

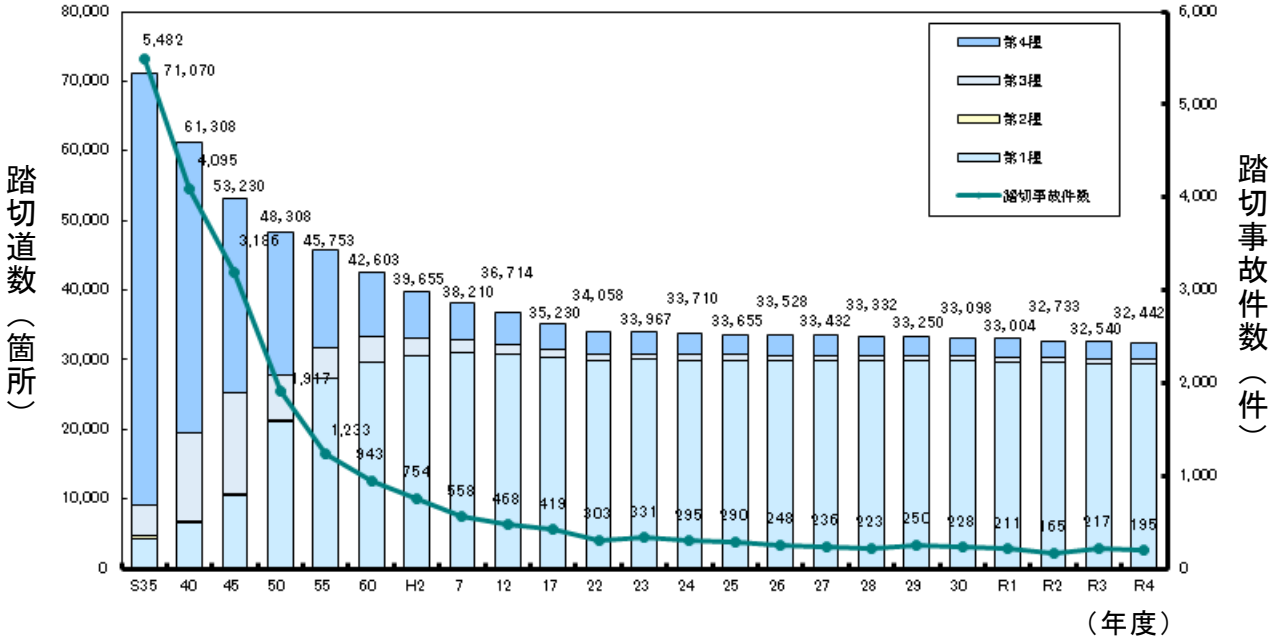

※R4 年度データは速報値であり、今後変更する場合がある

【踏切事故件数と死傷者数の推移】

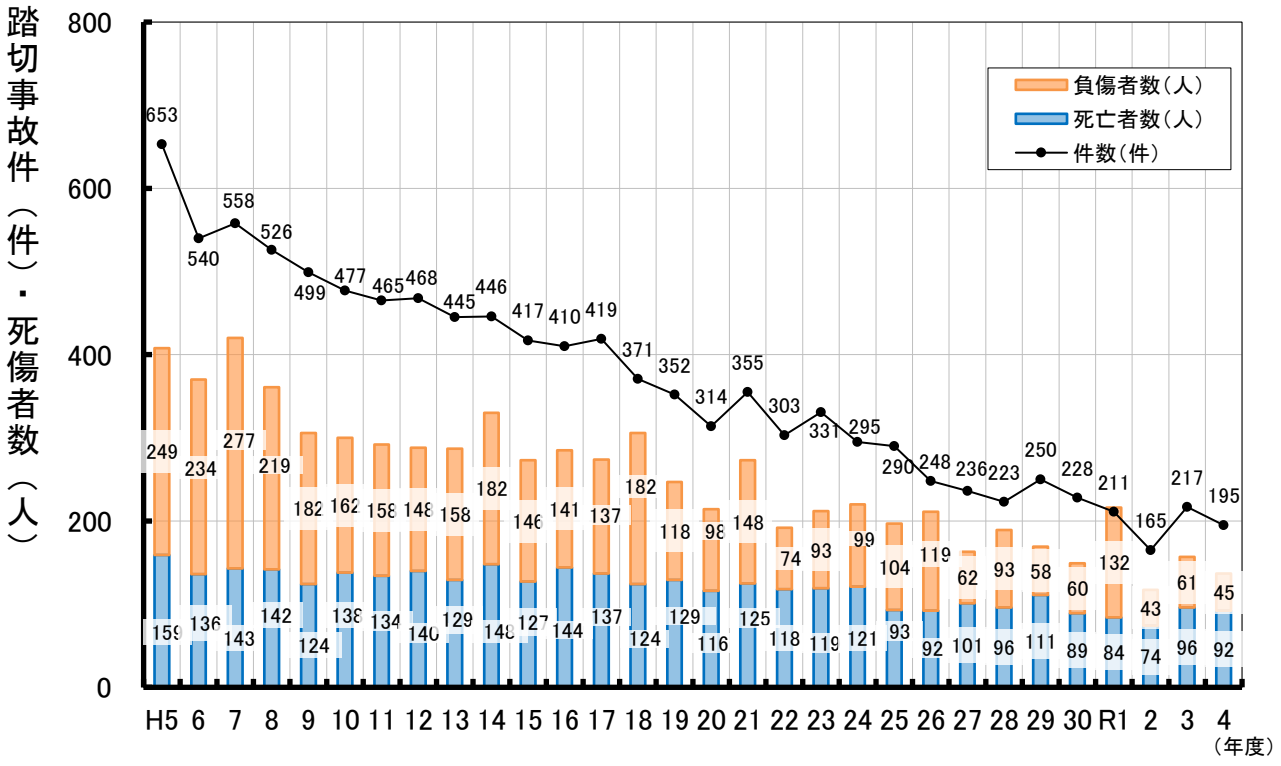

出典：国土交通省鉄道局資料

※R4 年度データは速報値であり、今後変更する場合がある

■緊急に対策の検討が必要な踏切（カルテ踏切）

（令和３年 10 月に「踏切安全通行カルテ」を公表）

（単位：箇所）

緊急に対策の検討が必要な踏切	1,336（重複除く）
開かずの踏切	539
自動車ボトルネック踏切	289
歩行者ボトルネック踏切	527
歩道が狭隘な踏切	99
通学路要対策踏切	96
事故多発踏切	81
移動円滑化要対策踏切	170

重複あり

出典：R3.10. 15　記者発表（道路局・都市局・鉄道局）

■改正踏切道改良促進法（令和３年４月施行）に基づく法指定数

改良すべき踏切道　（単位：箇所）

指定年度	指定日	法指定数
R3①	R3.4.13	93
R3②	R4.1.21	63
R4	R4.12.16	85
計		241

災害時の管理の方法を定めるべき踏切道　（単位：箇所）

指定年度	指定日	法指定数
R3	R3.6.30	181
R4	R4.7.29	191
計		372

資料：国土交通省（道路局、都市局、鉄道局）

2.　力強く持続的な経済成長の実現

(1) ピンポイント渋滞対策（2023 年(令和５年) ３月末時点）

実施中箇所※		実施済箇所※	
関越道	高坂 SA 付近（上）	京葉道	花輪・幕張付近（上）
関越道	高坂 SA 付近（下）	中央道	調布付近（上）
東名高速	大和トンネル付近（上）	東名高速	海老名 JCT（内）
東名高速	大和トンネル付近（下）	東名高速	海老名 JCT（外）
東名高速	日進地区（上）	東名阪	四日市付近（上）
名神高速	一宮地区（上）	圏央道	八王子 JCT（内）
名神高速	一宮地区（下）	圏央道	八王子 JCT（外）
中央道	三鷹バス停付近（上）	首都高速	板橋熊野町 JCT 間（内外）
中央道	小仏トンネル付近（上）	首都高速	堀切小菅 JCT 間（内）
中央道	相模湖付近（下）	東京外環道	三郷 JCT（外）
首都高速	池尻三軒茶屋付近（上）	関越道	大泉 JCT 付近（上）
首都高速	池尻三軒茶屋付近（下）	阪神高速	阿波座付近（北行）
計　12 箇所		計　12 箇所	

※ 上下線で別箇所として記載

(2) ダブル連結トラック関係

【ダブル連結トラック】（2023 年(令和５年) ６月末時点）

使用企業	車両長	許可台数
福山通運(株)	２５ｍ	28 台
福山エクスプレス(株)	２５ｍ	44 台
ヤマト運輸(株)	２５ｍ	65 台
日本梱包運輸倉庫(株)	２３ｍ	2 台
西濃運輸(株)	２５ｍ	35 台
日本郵便(株)	２５ｍ	10 台
日本通運(株)	２５ｍ	2 台
NEXT Logistics Japan(株)	２５ｍ	26 台
(株) ユーネットランス	２５ｍ	32 台
センコー(株)	２５ｍ	11 台
トヨタ輸送(株)	２５ｍ	6 台
九州福山通運(株)	２５ｍ	6 台
(株)ギオン	２５ｍ	1 台
愛知陸運(株)	２５ｍ	1 台
大王製紙（株）	２３ｍ	1 台
計		270 台

【中継輸送実験】

実験参加企業	実験箇所	日程	ルート
日本梱包運輸倉庫(株)	新東名高速道路清水 PA	H28.11.22～H29.9.30	群馬県太田市～三重県鈴鹿市
ヤマト運輸(株) 札樽自動車運輸(株) ほくうん(株)	道の駅もち米の里☆なよろ	R3.11.9～R3.11.12	北海道札幌市～北海道枝幸町
福山通運(株) 佐川急便(株) 横田運送(有)	山陽道 宮島 SA	R4.2.28～R4.3.11	福岡県福岡市～兵庫県神戸市 福岡県北九州市～兵庫県明石市 大阪府茨木市～福岡県福岡市 岡山県総社市～山口県山陽小野田市
ヤマト運輸(株) 札樽自動車運輸(株) ほくうん(株) (株)ウェーブ 協進運輸(株) 西村運輸(株) (株)道央通商旭川 五十嵐運輸(株) (有)眞嶋食品	道の駅もち米の里☆なよろ	R4.11.21～R4.12.18	北海道枝幸町～北海道石狩市 北海道旭川市～北海道稚内市 北海道稚内市～北海道札幌市 北海道枝幸町～北海道札幌市 北海道美深町～北海道苫小牧市

(3) ドライバー不足

【トラック業界の年齢構成】（令和4年度）

50 歳以上	50%
40～49 歳	27%
30～39 歳	14%
30 歳未満	10%

出典：総務省 R4 労働力調査

【営業費用の内訳】（令和3年度）

人件費	37.3%
燃料費	13.7%
修繕費	5.7%
減価償却費	5.6%
道路料金	3.7%
その他	34%

出典：トラック協会 R3 経営分析報告書

(4) 特殊車両の通行状況

【国が許可した件数及び平均審査日数】

	許可件数	審査日数
平成 30 年度	約 45 万件	約 40 日
令和元年度	約 48 万件	約 28 日
令和 2 年度	約 50 万件	約 24 日
令和 3 年度	約 54 万件	約 22 日
令和 4 年度	約 52 万件	約 20 日

【特殊車両通行確認制度の車両登録台数及び回答件数】

	登録台数	回答件数
令和 4 年度	2,217 台	2,739 件

(5) 大型車誘導区間の指定状況

【大型車誘導区間の延長】

	延長	備考
平成 26 年 10 月	約 33,800km	初回指定 （高速道路、直轄国道、交通拠点へのアクセスルート）
平成 27 年 4 月	約 34,200km	開通状況等を踏まえた見直し
平成 28 年 4 月	約 34,900km	国際戦略・拠点港湾とのラスト1マイルの追加

(6) 大型車両の通行の適正化関係

①過積載車両の状況（直轄国道）

（単位：万台）

	違反車両数 ①	計測車両数 ②	違反車両の割合 ①/②
平成 30 年度	172	564	30%
令和元年度	156	532	29%
令和 2 年度	164	537	31%
令和 3 年度	203	618	33%
令和 4 年度	207	658	31%

※直轄国道に設置された自動重量計測装置による道路法等違反計測データ

※自動重量計測装置の故障による影響等を考慮し、補間した値としている。

②現地取締りの実績（2022 年(令和４年)度）

		直轄国道	高速会社（６社）
取締り回数 （回）		643	8, 176
引込台数（台）		2, 202	12, 978
違反件数（件）		800	1, 933
	警告	747	459
	措置命令	53	1, 474

③WIM（自動計測装置）による取締りの実績（2022 年(令和４年)度）

	直轄国道	高速会社（６社）
設置状況（箇所）	45	438
警告・是正指導（件）	102	3, 082

④即時告発の実績（2023 年(令和５年) ３月末時点）

（単位：件）

	東日本	中日本	西日本	首都	阪神	本四	計
即時告発件数	11	30	10	4	0	0	55

※起訴には略式請求も含む

(7) 自動運転導入に向けた取組

① 道の駅等を拠点とした自動運転サービス実証実験

高齢化が進行する中山間地域において、人流・物流を確保するため、道の駅等を拠点とした自動運転サービスの実証実験を平成 29 年度より実施。技術面やビジネスモデル等に関する実証実験結果を踏まえ、令和元年 11 月に本格導入した道の駅「かみこあに」（秋田県）に続き、令和 3 年 4 月に道の駅「奥永源寺渓流の里」（滋賀県）、同年 7 月に「みやま市山川支所」（福岡県）、同年 10 月に道の駅「赤来高原」（島根県）において本格導入した。

【道の駅等を拠点とした自動運転サービス実証実験　実施箇所】

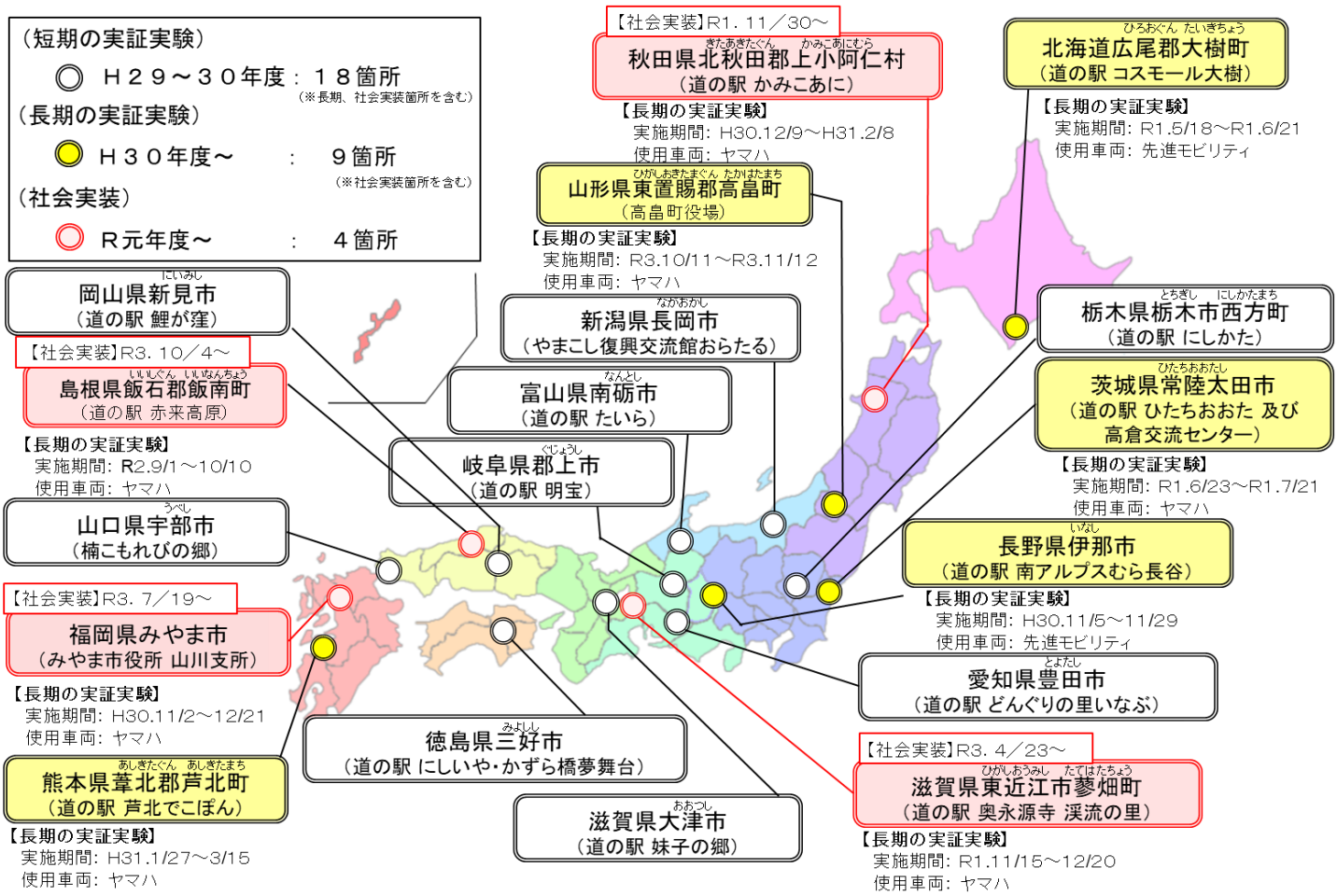

(8) 自動運転関係データ

○中山間地域の現状と課題

【高齢化率の比較＜平成27年＞】

全国	27%
中山間地域	35%

出典：第2回中山間地域等直接支払制度に関する第三者委員会（第5期）（農林水産省）

【運転免許の自主返納件数（65歳以上）の推移】

平成20年	28,097件
平成21年	49,251件
平成22年	63,159件
平成23年	69,805件
平成24年	111,852件
平成25年	131,595件
平成26年	197,552件
平成27年	270,159件
平成28年	327,629件
平成29年	404,817件
平成30年	406,517件
令和元年	575,559件
令和2年	525,942件
令和3年	493,461件
令和4年	428,776件

出典：令和4年版　運転免許統計（警察庁）

【路線バスの廃止路線延長の推移】

平成24年度	902 km
平成25年度	1,143 km
平成26年度	1,590 km
平成27年度	1,312 km
平成28年度	883 km
平成29年度	1,090 km
平成30年度	1,306 km
令和元年度	1,514 km
令和2年度	1,543 km
令和3年度	1,487 km

出典：令和5年版交通政策白書（国土交通省）

【「道の駅」の中山間地域市町村カバー率】

「道の駅」あり	584市町村	49%
「道の駅」なし	596市町村	51%

※「道の駅」なしは、1180市町村の根拠不明のため、「道の駅」ありを除いた数値　（令和5年4月時点）

全国	1,204箇所	－
中山間地域	838箇所	70%

（令和5年4月時点）

【中山間地域にある道の駅の機能】　（令和5年4月時点）

・病院・診療所

道の駅内	5駅	1%
～300m	98駅	12%
～500m	81駅	10%
～1km	179駅	21%
計	363駅	43%

・役場機能

道の駅内	11駅	1%
～300m	78駅	9%
～500m	59駅	7%
～1km	168駅	20%
計	316駅	38%

・バス停

あり	340駅	41%
なし	498駅	59%

※バス停の数は、一部重複があるため「バス停あり」の数は各バス停の合計にはならない

（バスの種類）

高速バス	66箇所
路線バス	311箇所
デマンドバス	106箇所

(9) エリア観光渋滞対策、訪日外国人レンタカー事故ピンポイント対策

【観光地周辺の主要渋滞箇所（H27 年 12 月時点）】

観光交通による渋滞発生箇所	17.2%
観光交通によらない渋滞発生箇所	82.8%

N（主要渋滞箇所数）＝9099 箇所

【日本人観光客の不満】

項目	割合（%）
渋滞	47.2%
駐車場不足	44.0%
道案内	31.2%

出典：国土交通省調べ（H28.3）

【レンタカーを利用した訪日外国人の推移（推定値）】

年	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
人数(万人)	26.7	34.5	50.1	70.5	108.0	140.6	180.8	169.6	(未調査)	2.9

出典：国際航空旅客動態調査（航空局：R3）

【外国人の出国が多い空港への最終アクセスにおけるレンタカー利用の状況（推定値）】

空港名	(2021 年)			(2019 年)
	外国人旅客数(人)	レンタカー利用(人)	利用割合	外国人旅客数(人)
成田国際空港	341,639	19,978	5.8%	8,956,453
羽田空港	95,210	2,048	2.2%	4,210,481
関西国際空港	51,167	1,543	3.0%	8,325,720
中部国際空港	10,321	1,260	12.2%	1,664,628
福岡空港	6,018	640	10.6%	2,137,892

出典:国際航空旅客動態調査(航空局:R3)

3.　豊かな暮らしの礎となる地域づくり

(1) 次世代「ITS」の推進

①概要

ITS（Intelligent Transport Systems）は交通渋滞・交通事故等の削減や環境負荷の軽減，利用者の快適性の向上を目的に，最先端の ICT（情報通信技術）を活用し，人・道路・車両を一体として構築する新しい道路交通システムである。国土交通省道路局では，より安全で快適な移動を支援するため，各種 ITS サービスの研究開発・実用化を積極的に推進している。

②ITS の現状

(ア)　VICS（道路交通情報通信システム）

○リアルタイムの情報提供

渋滞や交通規制などの道路交通情報をリアルタイムに道路上のビーコンや FM 多重放送により，カーナビゲーションシステムのディスプレイに文字や図形で表示するシステム（警察庁，総務省，国土交通省が連携して推進）

- 1996 年(平成８年) ４月　サービスを開始
- 1997 年(平成９年) ４月　全国の高速道路へのサービスエリア拡大
- 2003年(平成15年) ２月　全国の都道府県へサービスエリア拡大
- 今後も情報提供内容の充実，サービスエリアの拡充を推進

○カーナビ・VICS の普及状況

- カーナビの累計出荷台数　約10,970万台（2023年(令和５年) ３月末）
- VICS 受信機の累計出荷台数　約7,858万台（2023年(令和５年) ３月末）

〈カーナビゲーションと VICS 受信機の出荷台数累計〉

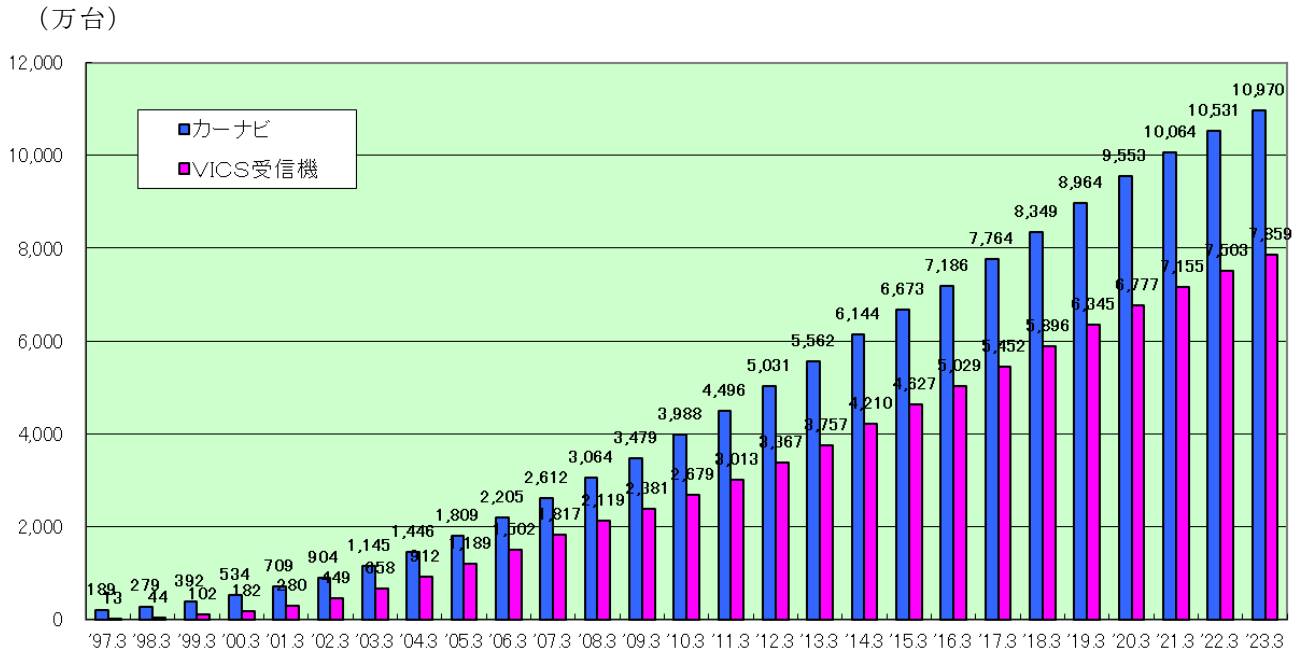

出所：JEITA（カーナビ）、VICS センター（VICS 受信機）

（イ） ETC（自動料金支払いシステム）

○ETC の普及状況と効果

・ETCの新規セットアップ累計台数　約8,191.1万台(2023年(令和５年)３月末)
・全国のETC利用率　約94.3%（2023年(令和５年)３月）
・首都高速道路の本線料金所では，渋滞がほぼ解消
・東名高速道路上り東京料金所では，GW期間中の渋滞が解消

【ETC 新規セットアップ件数】

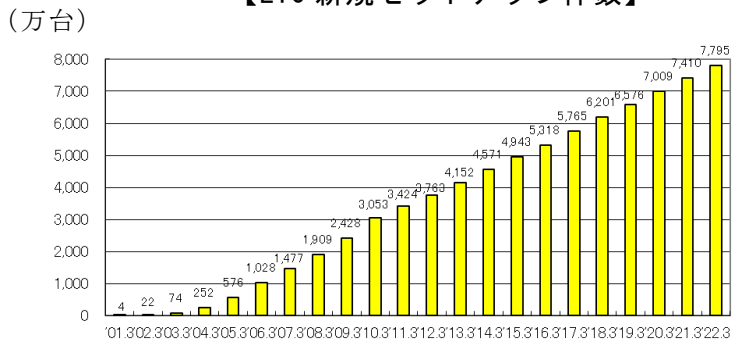

ETC車レーンにおける処理台数

レーン種別	処理台数／時間
ETC車レーン	1,412
現金車レーン	131

11倍

※東名高速東京料金所におけるサンプル調査
（平成24年12月3日午前6時）

【ETC 利用率と本線料金所渋滞量の関係】
（全 18 本線料金所合計）

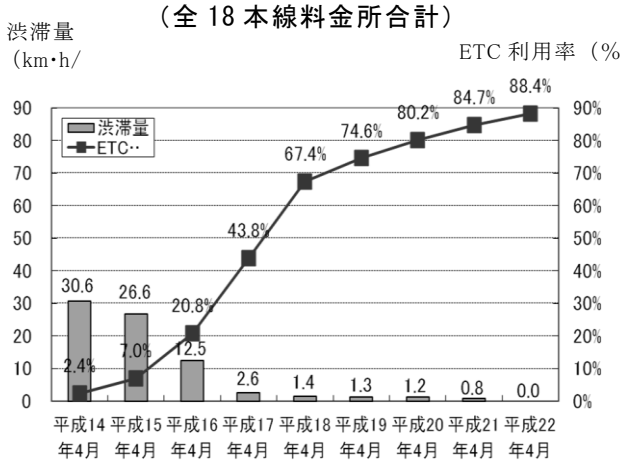

【ゴールデンウィーク時期の渋滞状況】
東名高速　東京本線料金所（上り線）

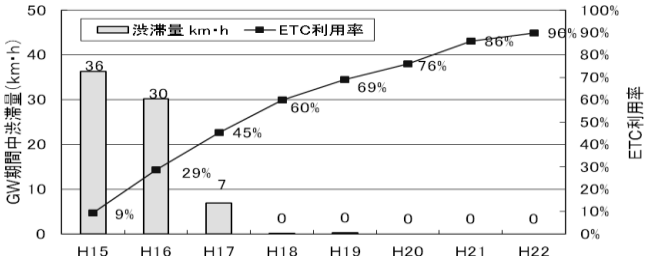

※対象期間は，H15：H15.4.26～5.5，H16：H16.4.29～5.8，
H17：H17.4.28～5.7，H18：H18.4.28～5.7，
H19：H19.4.27～5.6，H20：H20.4.27～5.6，
H21：H21,4.27～5.6，H22：H22.4.29～5.8の各10日間

○ETC 月別利用台数，利用率（2023 年(令和 5 年)3 月時点）

・ETC 全体・ETC2.0 会社別利用台数（利用率）　（単位:万台）

		ETC2.0 (R5.3 実績)			ETC 全体 (R5.3 実績)		
		利用台数 ①	全利用者数 ②	利用率 ①/②	利用台数 ①	全利用者数 ②	利用率 ①/②
各社	NEXCO 東日本	2,345	7,458	(31.4%)	7,029	7,539	(93.2%)
	NEXCO 中日本	1,655	5,397	(30.7%)	5,428	5,173	(95.3%)
	NEXCO 西日本	2,131	8,373	(25.5%)	8,411	7,783	(92.5%)
	首都高速	1,247	3,278	(38.0%)	3,278	3,215	(98.1%)
	阪神高速	687	2,321	(29.6%)	2,321	2,240	(96.5%)
	本四高速	105	399	(26.4%)	403	384	(95.4%)
合計値		8,170	27,226	(30.0%)	27,380	25,824	(94.3%)

・ETC2.0（コーポレートカード利用者のみ）利用率

	利用率 (R5.3 月実績)
NEXCO3社(全車)	65.8%
NEXCO3社(中型車以上)	81.9%

○ETC 新規セットアップ累計台数（2023 年(令和５年) 3 月時点）

（単位：万台）

			ETC2.0	ETC 全体
全車			928.0	8,191.1
	普通車以下		821.3	7.764.5
		軽自動車	112.8	1,705.7
		うち二輪車	41.7	148.5
		普通車	705.6	6,058.7
	中型車以上		106.7	426.7
		中型車	54.3	273.6
		大型車	48.7	141.6
		特大車	3.7	11.5

○スマートインターチェンジ

高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両（料金の支払い方法）を、ETC を搭載した車両に限定しているインターチェンジ。利用車両が限定されているため、簡易な料金所の設置で済み、料金徴収員が不要なため、従来のインターチェンジに比べて低コストで導入できるなどのメリットがある。2022年(令和４年)３月31日時点で、全国146箇所で開通済み、51箇所で事業中。

○ETC の多目的利用

2006年４月より、民間事業者においてETC車載器の機能の一部を利用し、車載器管理番号や利用者情報等を事前登録することで、カーフェリーの乗船手続きや駐車場利用料金決済等に利用できる、「利用者番号サービス」を実施中。

2017年７月より、NEXCO東日本、NEXCO中日本、首都高速の３社において、事前登録を必要としない新たなETC多目的利用サービスとして、ネットワーク型ETC技術※を活用した駐車場利用料金決済の技術実証・試行運用を実施し、2019年11月に「ETC多目的利用システムの利用に関する要綱」を策定。

※ネットワーク型ETC技術…遠隔地に設置したセキュリティ機能を有した情報処理機器と駐車場等における複数の路側機を通信ネットワークで接続し、路側機で取得した情報を集約させて一括処理することで、ETCカードを用いた決済の安全性を確保する技術

（ｳ） 新たな ITS サービスの技術開発・普及

○ETC2.0

ETC2.0は、これまでの ETC と比べて
・大量の情報の送受信が可能となる
・IC の出入り情報だけでなく、経路情報の把握が可能となる
など、格段と進化した機能を有しており、道路利用者はもちろん、道路政策に様々なメリットをもたらし、ITS 推進に大きく寄与するシステム。

・ETC2.0の新規セットアップ累計台数　約928.0万台（2023年(令和５年)３月末）

・全国の ETC2.0利用率　　約30.0%（2023年(令和５年)３月）

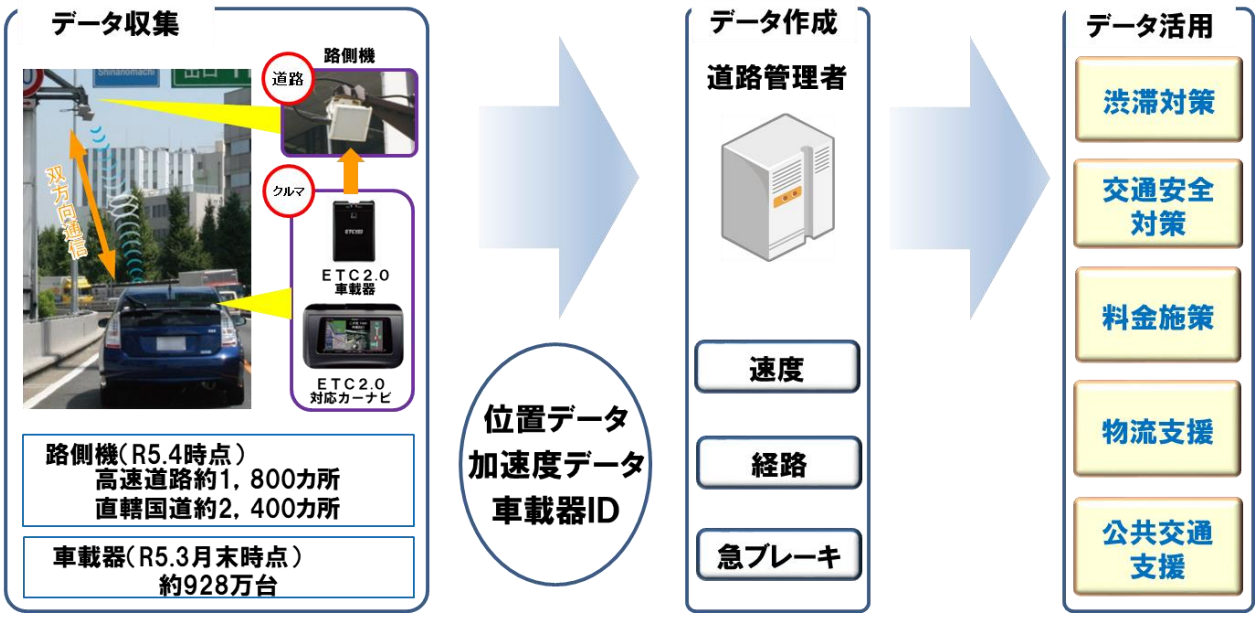

ETC2.0 の概要

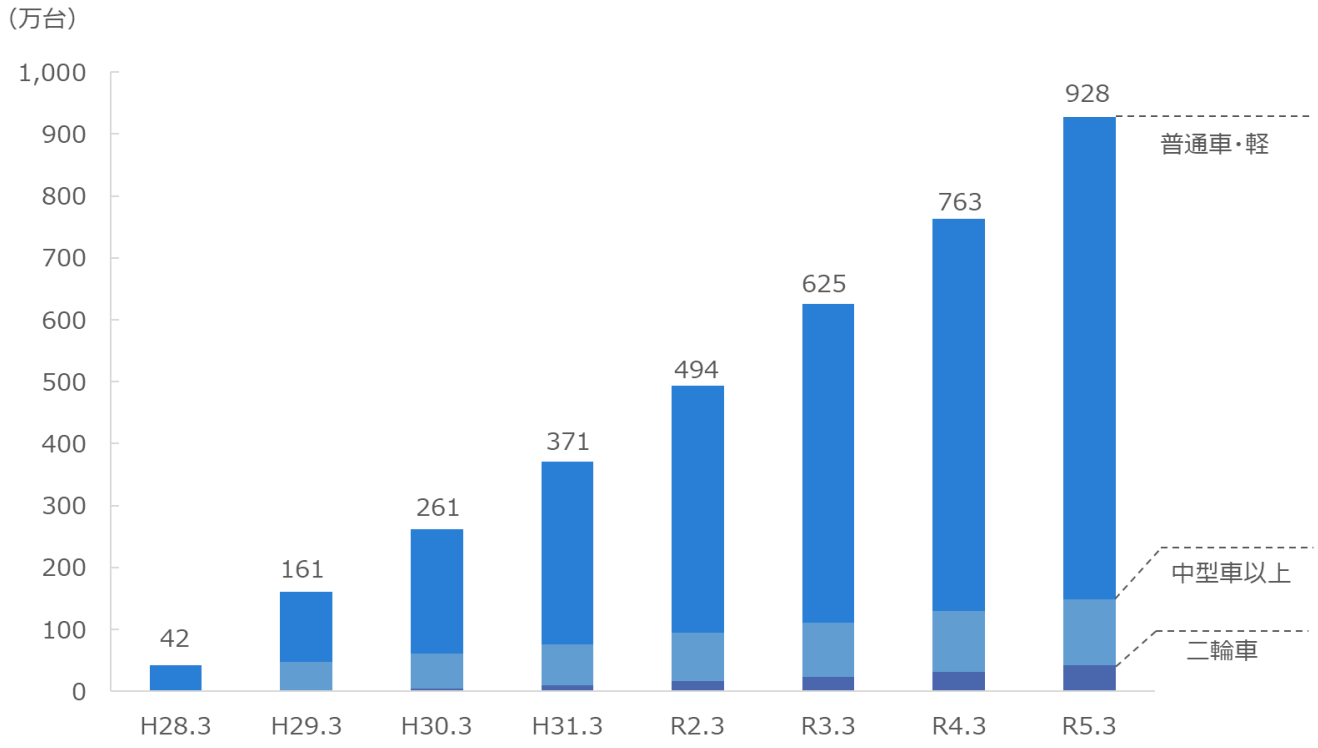

ETC2.0 車載器の普及台数

	普通車以下 【軽・普通】	中型車以上 【中型・大型・特大】	全車
NEXCO 東日本	22.3%	66.9%	31.4%
NEXCO 中日本	21.1%	68.5%	30.7%
NEXCO 西日本	15.6%	67.5%	25.5%
首都高速	29.8%	67.7%	38.0%
阪神高速	19.6%	64.6%	29.6%
本四高速	14.3%	72.5%	26.4%
6 社計	20.5%	67.4%	30.0%

ETC2.0 利用率（2023 年(令和５年)３月時点）

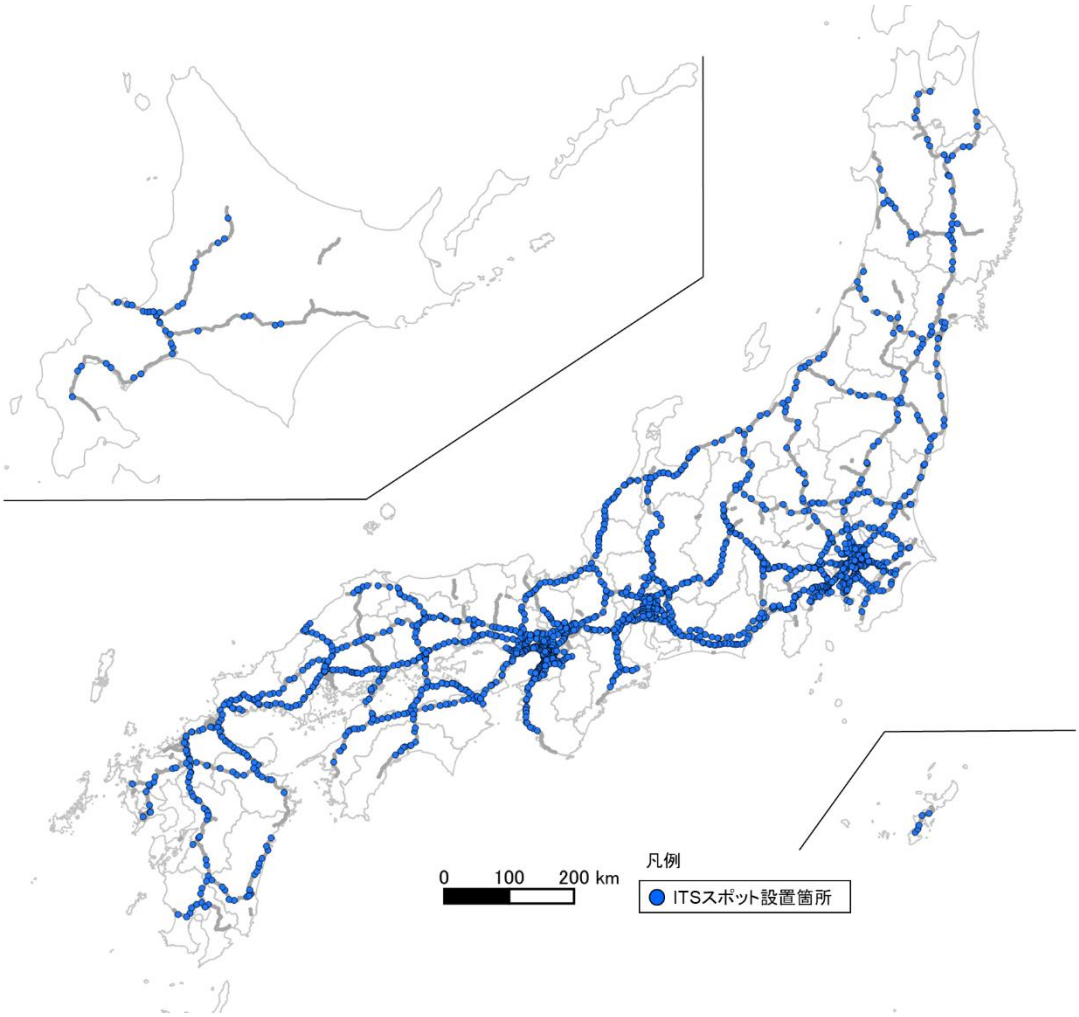

・都市間高速道路については、JCT(約 90 箇所)の手前も含め、
おおむね 10～15km おきに設置。
・都市内高速道路については、約 4km おきに設置。

ETC2.0 路側機の設置状況（高速道路上）

(エ)　プローブ情報の収集・活用

○プローブ情報を活用した取り組み

ETC2.0 車載器を搭載した車両が路側機の下を通過した際、プローブ情報として経路データ及び挙動履歴データを収集することが可能。これを分析することで、従来では分からなかった事故危険箇所や道路交通状況を把握することができるようになり、きめ細やかな渋滞対策、交通安全対策等を高度化することが可能となった。

運行管理の効率化やドライバーの安全確保等を目的として、ETC2.0 で収集されるデータを事業者へ提供する社会実験を 2016 年(平成 28 年)2 月より実施しており、2018 年（平成 30 年） 8 月より本格導入した。

挙動履歴の活用（静岡県の例）

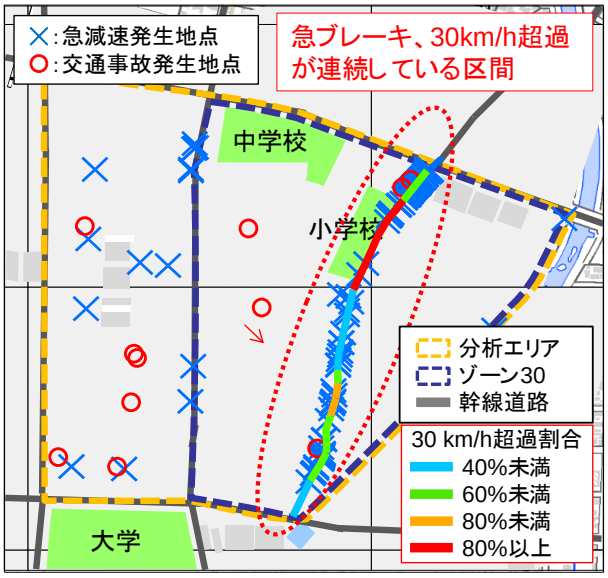

平成 27 年 4 ～ 7 月(4 カ月間)における
ETC2.0 プローブによる急減速発生地点と
地点速度が 30km/h を超過する割合

※交通事故発生地点は平成 26 年 1～12 月(1 年間)の交通事故データを使用

ETC2.0 車両運行管理支援サービスについて

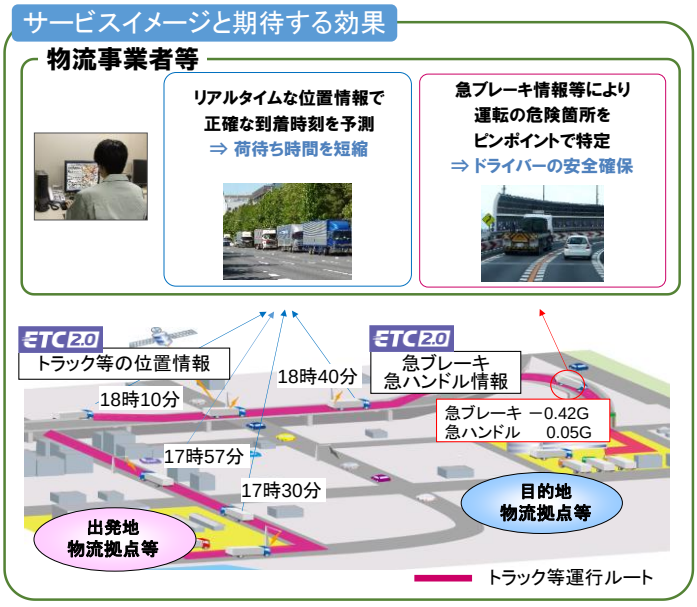

プローブ情報の活用

(2) 道の駅

「道の駅」の登録数

年度別

平成 5 年度	122(※1)
平成 6 年度	181
平成 7 年度	233
平成 8 年度	313
平成 9 年度	390
平成 10 年度	470
平成 11 年度	551
平成 12 年度	610
平成 13 年度	649
平成 14 年度	701
平成 15 年度	742
平成 16 年度	785
平成 17 年度	830
平成 18 年度	858
平成 19 年度	868
平成 20 年度	900
平成 21 年度	936
平成 22 年度	970
平成 23 年度	987
平成 24 年度	1,005
平成 25 年度	1,014
平成 26 年度	1,040
平成 27 年度	1,079
平成 28 年度	1,107
平成 29 年度	1,117
平成 30 年度	1,154
令和元年度	1,173
令和2年度	1,187
令和 3 年度	1,194
令和4年度	1,198
令和5年度	1,204

※1 平成5年度の第1回登録数は 103 駅
※2 令和5年度の登録数は令和5年2月28日時点

(経緯(参考))
○H3.10 月～H4.4 月 「道の駅」を実験
(山口、岐阜、栃木県)
○H5.1.18 「道の駅」の提言
(「道の駅」懇談会会長:越正毅教授)
○H5.2.23 「道の駅」の整備についての要綱策定
○H14.3.29「道の駅」の整備についての要綱一部変更
○H30.11.19「道の駅」の整備についての要綱一部変更

都道府県別

北海道	127
青森県	28
岩手県	36
宮城県	18
秋田県	33
山形県	21
福島県	35
茨城県	16
栃木県	25
群馬県	33
埼玉県	20
千葉県	29
東京都	1
神奈川県	4
新潟県	42
富山県	16
石川県	26
福井県	21
山梨県	21
長野県	53
岐阜県	56
静岡県	25
愛知県	18
三重県	18
滋賀県	20
京都府	18
大阪府	10
兵庫県	35
奈良県	16
和歌山県	36
鳥取県	17
島根県	29
岡山県	17
広島県	21
山口県	24
徳島県	18
香川県	18
愛媛県	29
高知県	25
福岡県	17
佐賀県	10
長崎県	11
熊本県	35
大分県	25
宮崎県	19
鹿児島県	22
沖縄県	10
合計	1,198

全国モデル「道の駅」　全6箇所（2014 年(平成 26 年)度選定）

（地域外から活力を呼ぶゲートウェイ型）

主な機能	都道府県	市町村	設置年度	駅　名	主な特長
観光総合	群馬県	川場村（かわばむら）	H8	川場田園プラザ（かわばでんえん）	「農業プラス観光」で人口約 3,700 人の村に年間約 120 万人が来訪。リピート率は7割。
	栃木県	茂木町（もてぎまち）	H8	もてぎ	真岡鉄道の SL やサーキットなど地域の魅力へのアクセスポイントとしてのゲートウェイ機能。
	千葉県	南房総市（みなみぼうそうし）	H5	とみうら	ビワ狩り体験企画など、地域の観光資源をパッケージ化し、都市部の旅行会社へ販売。観光バス 3,000 台誘致。

（地域の元気を創る地域センター型）

主な機能	都道府県	市町村	設置年度	駅　名	主な特長
産業振興	山口県	萩市（はぎし）	H13	萩しーまーと（はぎ）	隣接する漁港から新鮮な海産物が直接店頭に並び、地産地消にも貢献。地元加工業者と高付加価値商品を開発し、地域に貢献。
	愛媛県	内子町（うちこちょう）	H8	内子フレッシュパークからり（うちこ）	生産者自らが運営に携わり、特産品を活かした加工食品の開発販売等、約 60 名の雇用を創出。
防災	岩手県	遠野市（とおのし）	H10	遠野風の丘（とおのかぜ　おか）	東日本大震災時は、後方支援拠点として機能。広域防災拠点として高度な防災機能を分担。

重点「道の駅」全 103 箇所

2014 年(平成 26 年)度選定:35 箇所

	都道府県	市町村	駅 名	主な特徴
1	北海道	ニセコ町	ニセコビュープラザ	国際リゾート地”ニセコ”におけるインバウンド観光拠点
2	北海道	石狩市	石狩「あいろーど厚田」	国道 231 号の「情報発信機能」として地域へ呼び込むゲートウェイ機能
3	北海道	当別町	北欧の風　道の駅とうべつ	地域資源である農産物を農商工が連携し6次産業化
4	岩手県	陸前高田市	高田松原	震災の実情と教訓を国内・海外に向けて発信
5	宮城県	大崎市	あ・ら・伊達な道の駅	地域資源(伊達政宗の史実等)を活用した観光拠点
6	秋田県	にかほ市	象潟	環鳥海地域のゲートウェイとしてワンストップで総合観光情報発信
7	山形県	米沢市	米沢	山形県広域観光のゲートウェイとなる観光総合窓口設置
8	福島県	猪苗代町	猪苗代	火山や豪雪等のあらゆる災害に対応した総合防災拠点
9	茨城県	常陸太田市	ひたちおおた	体験圃場施設としてトマトハウス整備や地場産品を活用し体験・交流
10	栃木県	那須町	那須高原友愛の森	国際観光地として外国人観光客対応に向けた機能強化
11	千葉県	神崎町	発酵の里こうざき	町の資産である発酵文化を「道の駅」を核として世界に発信
12	千葉県	睦沢町	むつざわスマートウェルネスタウン・道の駅・つどいの郷	「スマートウェルネスタウン」の中核拠点
13	新潟県	十日町市	瀬替えの郷せんだ	夏と冬でせんだ元気ハウスを活用した農業実習、除雪ボランティア
14	新潟県	妙高市	あらい	豪雪地帯にあって、環境・観光にも配慮した新たな防災拠点
15	福井県	大野市	(仮称) 結 の故郷	「越前おおのまるごと道の駅ビジョン」の核とし、地域資源情報発信
16	長野県	青木村	あおき	「体験学習の村」の体験交流拠点機能の拡充
17	長野県	飯島町	田切の里	「道の駅」を地域福祉の拠点として、宅配サービスなど実施
18	岐阜県	大野町	パレットピアおおの	特産品のバラ苗や柿を中心とした産業振興拠点
19	静岡県	伊豆地域	伊豆道の駅ネットワーク ・伊東マリンタウン ・開国下田みなと ・天城越え ・伊豆のへそ ・花の三聖苑伊豆松崎 ・下賀茂温泉湯の花 ・くるら戸田 ・伊豆ゲートウェイ函南	伊豆半島内の 8 駅をネットワーク化し、地域の多様な観光情報発信
20	愛知県	豊田市	どんぐりの里いなぶ	地域の体験観光の総合窓口機能集約や、地方移住に係わる情報提供
21	兵庫県	神戸市	神戸フルーツ・フラワーパーク大沢	神戸ブランドや神戸観光の拠点として、国内・海外に発信

	都道府県	市町村	駅 名	主な特徴
22	兵庫県	朝来市（あさごし）	但馬のまほろば（たじま）	天空の城「竹田城」等を活かし、産業・雇用等の機能強化
23	和歌山県	太地町（たいじちょう）	たいじ	「くじらの町」太地のゲートウェイとして歴史・文化の情報発信
24	和歌山県	すさみ町（ちょう）	すさみ	南海トラフ巨大地震時の避難場所等の広域防災拠点として整備
25	鳥取県	鳥取市（とっとりし）	神話の里白うさぎ（しんわ　さとしろ）	神話「因幡の白うさぎ」など歴史・自然の観光を展開
26	鳥取県	日南町（にちなんちょう）	にちなん日野川の郷（ひのがわ　さと）	まちを創生するための拠点（コンパクト・ヴィレッジ）を形成
27	島根県	浜田市（はまだし）	ゆうひパーク浜田（はまだ）	女性・若者の交流拠点や地域産品のオリジナルレシピを発信
28	広島県	尾道市（おのみちし）	クロスロードみつぎ	地元高校と連携し、インターンシップ実施。地元での就労を促す
29	山口県	下関市（しものせきし）	蛍街道西ノ市（ほたるかいどうにしのいち）	街道の歴史・文化を伝える活動や「ほたる舟ツアー」を実施
30	愛媛県	今治市（いまばりし）	しまなみ海道周辺（かいどうしゅうへん）「道の駅（みちえき）」 ・今治湯ノ浦温泉 ・伯方Ｓ・Ｃパーク ・今治市多々羅しまなみ公園 ・しまなみの駅御島 ・よしうみいきいき館	サイクリストを国内外の観光客を地域の周遊観光へ呼び込む
31	高知県	梼原町（ゆすはらちょう）	ゆすはら	「ゆすはらまるごとクリニック」構想の拠点施設とし健康増進
32	高知県	須崎市（すさきし）	かわうその里（さと）すさき	津波避難タワー等を新設し地域の防災拠点として防災機能強化
33	福岡県	うきは市（し）	うきは	高齢者や女性がいきいきと働き・暮らすための拠点とした整備
34	佐賀県	鹿島市（かしまし）	鹿島（かしま）	干潟環境教室を「道の駅」を中心に実施し、観光交流人口拡大
35	熊本県	小国町（おぐにまち）	小国（おぐに）	移住定住対策や観光総合機能等、さらなる機能強化を図る

2015 年(平成 27 年)度選定:38 箇所

	都道府県	市町村	駅 名	主な特徴
1	北海道	士幌町（しほろちょう）	ピア 21 しほろ	長距離バス、路線バス、地域コミュニティーバスの結節点として機能
2	北海道	厚沢部町（あっさぶちょう）	あっさぶ	日本版 CCRC との連携により高齢者移住や、新規就農による移住・定住促進に向けた情報発信や総合案内
3	青森県	横浜町（よこはままち）	よこはま	周辺施設を活用した、地方創生拠点を形成する自動車専用道路 IC 直結の道の駅
4	岩手県	宮古市（みやこし）	たろう	水産物の直売や 6 次産業化による漁業復興・再生の拠点
5	秋田県	能代市（のしろし）	ふたつい	世界遺産「白神山地」の玄関口として、多言語化に対応したインバウンド観光案内所（スタッフ・ガイド）を配置
6	福島県	飯舘村（いいたてむら）	いいたて村の道の駅までい館（むらみちえきかん）	原発災害からの帰村時の日常生活を支える、役場や医療機関等と連携した復興拠点
7	茨城県	常陸大宮市（ひたちおおみや）	常陸大宮（ひたちおおみや）	全国でも生産量の少ない洋野菜の地産地消及びブランド化の推進
8	群馬県	下仁田町（しもにたまち）	しもにた	買い物困難者への宅配サービス提供、子育てサポート、公共交通バスの結節点化などによる「小さな拠点」の形成
9	群馬県	上野村（うえのむら）	上野（うえの）	移住窓口を設置するなど道の駅を中心に移住・雇用対策を展開
10	千葉県	旭市（あさひし）	季楽里あさひ（きらり）	基幹病院等と連携し「医食農同源」をテーマに、豊富な地元農水産物を活用した地産地消の推進
11	新潟県	田上町（たがみまち）	たがみ	道の駅周辺に公共サービスと生活サービス機能を集約。道の駅と集落地域等を結ぶ公共交通・宅配サービスの導入。
12	富山県	黒部市（くろべし）	（仮称）くろべ	豊かな農産物と希少な海産物を活用した 6 次産業化の拠点
13	福井県	小浜市（おばまし）	若狭おばま（わかさ）	交通結節点機能強化（バスターミナル機能拡張、パーク＆ライド）による観光促進
14	福井県	勝山市（かつやまし）	恐竜渓谷ふくい勝山ジオパーク（きょうりゅうけいこくかつやま）	県立恐竜博物館等を活かした観光・交流拠点。コミュニティーバスによる周遊観光
15	山梨県	都留市（つるし）	つる	地域伝統野菜の加工品開発による 6 次産業化
16	長野県	佐久市（さくし）	ヘルシーテラス佐久南（さくみなみ）	健康長寿をテーマに、健康長寿野菜や健康長寿食の提供による地産地消の推進
17	長野県	阿南町（あなんちょう）	信州新野千石平（しんしゅうにいのせんごくだいら）	高齢者への宅配サービスを通じた買物支援や安否確認、町民バスと連携した中山間地の生活支援
18	岐阜県	郡上市（ぐじょうし）	明宝（めいほう）	NPO と連携した日用品の配達及び生活支援サービスによる高齢者支援
19	岐阜県	下呂市（げろし）	飛騨金山ぬく森の里温泉（ひだかなやまもりさとおんせん）	病院・老人福祉施設等の地域福祉機能等の集約、コミュニティバスや高齢者宅配サービス等による小さな拠点機能の向上
20	三重県	御浜町（みなまちょう）	パーク七里御浜（しちりみはま）	柑橘加工商品の開発と 6 次産業化の推進
21	愛知県	豊橋市（とよはしし）	とよはし	南海トラフ地震等に備えた防災活動拠点
22	三重県	大台町（おおだいちょう）	奥伊勢おおだい（おくいせ）	JR、高速バス、路線バスの結節点における行政、文化、観光、医療サービス拠点の形成
23	滋賀県	長浜市（ながはまし）	浅井三姉妹の郷（あざいさんしまいサト）	起業や商品開発をサポートする「チャレンジショップ」の設置による地産地消型産業の振興

	都道府県	市町村	駅 名	主な特徴
24	滋賀県	竜王町	竜王かがみの里 ・アグリパーク竜王	土産土法の取組を２駅（集客力のある駅と農業生産力のある駅）連携で推進
25	京都府	南山城村	お茶の京都　みなみやましろ村	「村で暮らし続けるための仕掛け作り」として、特産品である南山城茶を活用した商品開発
26	京都府	京丹後市	丹後王国食のみやこ	丹後地域の観光資源、地域食材等を紹介する観光等総合窓口
27	大阪府	河南町	かなん	なにわの伝統野菜を使った商品を開発・提供するための施設整備
28	奈良県	葛城市	かつらぎ	高齢者の交通手段確保のためのコミュニティ―バス運行、ICT を活用した買い物支援
29	鳥取県	琴浦町	琴の浦	隣接する既存の道の駅との機能分担及び連携し、地元特産品を活用した６次産業化など地産地消の推進
30	広島県 島根県	三次市 雲南市 飯南町	国道54号沿線「道の駅」 ・ゆめランド布野 ・赤来高原 ・頓原 ・掛合の里	自動車道の開通により交通量が減少した国道54 号沿線の４つの道の駅の相互連携による、地域の暮らしを持続的支える環境構築
31	山口県	周南市	ソレーネ周南	高齢者の相談窓口の設置、バス停の整備による、地域住民のサポート体制の構築
32	徳島県	美馬市	みまの里	地元農林水産物の集出荷システムを活用した産地直売所の設置や地域野菜を活用した６次産業化推進
33	香川県	三豊市	たからだの里さいた	道の駅の観光ポテンシャルを活かした移住促進（移住コンシェルジュによる相談窓口設置、移住体験ツアー開催等）
34	福岡県	八女市	たちばな	地域福祉の向上と地域住民の安全安心な地域コニュニティ再生による行政サテライト機能の充実
35	長崎県	東彼杵町	彼杵の荘	障害者支援施設が行う移動販売車による買物支援と農産物の集荷・販売システムの確立
36	熊本県	阿蘇市	阿蘇	消防署、医療センター等と連携した「小さな拠点」の形成。空き家バンク制度を活用し、移住定住等を促進
37	宮崎県	延岡市	北川はゆま	コミュニティバスの乗入れや高速バスストップの設置、パーク＆ライド機能を備えた乗継拠点
38	沖縄	宜野座村	ぎのざ	宜野座エコ農産物や人材資源等を活用し「食育・地産地消活動」の促進

2018 年(平成 30 年)度選定:15 箇所

	都道府県	市町村	駅 名	主な特徴
1	北海道	留萌市（るもいし）	るもい	高速道路の終点インターチェンジに近接する立地環境を生かし、既存の公共交通機能集約化
2	北海道	弟子屈町（てしかがちょう）	摩周温泉（ましゅうおんせん）	周辺自治体やシーニックバイウェイ（日本風景街道）とも連携し、広域的な観光情報の収集・発信
3	青森県	七戸町（しちのへまち）	しちのへ	地域 DMO と連携した　観光商品の開発・販売、旅行事業者と連携
4	茨城県	潮来市（いたこし）	いたこ	DMO と連携しスポーツツーリズムの取組を通じ、道の駅を拠点とした周辺市への観光の周遊化を図り、インバウンド観光の効果を広域的に活性化させる
5	千葉県	柏市（かしわし）	しょうなん	都市部と農村部を結ぶエントランスとして再整備し、集客・販売・地域情報の発信の拠点とする。
6	新潟県	糸魚川市（いといがわし）	能生（のう）	地域の２つの日本風景街道との連携により、次世代観光拠点の形成やサイクリング拠点化を推進
7	愛知県	日進市（にっしんし）	にっしん	広い駐車場を備えた道の駅に子育て応援施設（屋内）を設置し、相談等を実施することで、増加する子育て世代のニーズ対応、孤立化の防止や情報発信能力の向上を図る
8	兵庫県	養父市（やぶし）	ようか但馬蔵（たじまのくら）	北近畿・山陰エリアの訪日インバウンドに向けたワンストップ窓口機能を設けることで、訪日インバウンドを道の駅から各地へ送客する仕組みを構築するとともに、子育て支援機能を充実させる
9	奈良県	天理市（てんりし）	奈良県国際芸術村（ならけんこくさいげいじゅつむら）（仮称）	文化・芸術振興の取り組み加え、観光・産業振興、まちの賑わいづくりなどの政策間連携による地域活性化
10	広島県	安芸太田町（あきおおたちょう）	来夢とごうち（らいむ）	DMO 機能を持つ「地域商社」が道の駅を運営し、商品（モノ・コト）開発、プロモーション、観光客の受入を地域の事業者等との連携により実施し、「稼ぐ観光まちづくり」を推進する
11	徳島県	三好市（みよしし）	大歩危（おおぼけ）	地域 DRM「そらの郷」及び、四国風景街道「三好市秘境ロマン街道推進協議会」と連携し、観光施設の情報を一体的に発信、地域全体のゲートウェイとして、周遊・滞在型観光を推進する。
12	大分県	由布市（ゆふし）	ゆふいん	道の駅・大分道守会議・日本風景街道が連携した「三つの輪」と協働し、交流機会の向上を図る
13	熊本県	和水町（なごみまち）	きくすい	広域からの玄関口として、周辺観光地と連携して観光情報発信や観光ツアー斡旋等の広域的な観光振興を先導
14	鹿児島県	奄美市（あまみし）	奄美大島住用（あまみおおしますみよう）	世界自然遺産（登録申請中）と連携し、地域資源の特性を十分活かしてインバウンド対応を強化する先駆的な取組
15	沖縄県	名護市（なごし）	許田（きょだ）	大学や周辺道の駅と連携した観光情報発信や商品開発など、観光振興の実現に向けた先駆的な企画 津波災害に備えた高台避難所を整備するなど、災害時にも対応した優れた企画

2019 年(令和元年)度選定:15 箇所

	都道府県	市町村	駅 名	主な特徴
1	北海道	みなみふらのちょう 南富良野町	みなみ 南ふらの	体験型アウトドア観光の拠点としてリニューアル。地元と来訪者との交流を促進する機能も整備
2	宮城県	おながわちょう 女川町	（仮称）おながわ	公民の連携により、震災復興・地域観光・地域交流の一体的なサービス拠点の創出
3	福島県	ふくしまし 福島市	（仮称）ふくしま	日本風景街道やフルーツラインを活用したサークルツーリズム拠点の創出と震災等により屋外で遊べない子供向けの遊び場整備
4	茨城県	かさまし 笠間市	（仮称）かさま 笠間	多様な交通手段との連携による、交通結節点機能の強化 地元大学と連携した子育て支援と人材育成の実施
5	千葉県	みなみぼうそうし 南房総市	みなみぼうそうしみち　えき 南房総市道の駅 ・とみうら枇杷倶楽部 ・おおつの里花倶楽部 ・富楽里とみやま ・三芳村鄙の里 ・和田浦 WA・O！ ・ローズマリー公園 ・白浜野島崎 ・ちくら潮風王国	「道の駅」運営主体の統合と市役所組織の再編を実施。８つの道の駅が連携して施設リニューアルやツーリズムの充実等を実施
6	新潟県	さんじょうし 三条市	ていえん　さと　ほない 庭園の郷 保内	地元産業を活用した子育て世代支援事業の強化
7	愛知県	たはらし 田原市	あつみはんとうなのはなろうまんかいどう 渥美半島菜の花浪漫街道 「道の駅」ネットワーク ・田原めっくんはうす ・あかばねロコステーション ・伊良湖クリスタルポルト	日本風景街道で繋がる道の駅が連携して「ナショナルサイクルリスト」の受け入れ拠点としてリニューアル
8	福井県	みはまちょう 美浜町	みはま 美浜（仮称）	鉄道駅に近接する強みを活かした交通結節点機能の強化（コミュニティバスの運行ルートの再編やレンタサイクル等の設置など）、キッズルームを整備し、一時預かり・育児講習会等による子育て支援機能の充実
9	滋賀県	ひがしおうみし 東近江市	あいとうマーガレットステーション	道の駅を核として、農業体験メニューや、滞在機能の充実による農業と観光と地域資源が連動した拠点（ガーデンビレッジ）へのリニューアル
10	兵庫県	たんばし 丹波市	たんば　さと 丹波おばあちゃんの里	高速 IC に近接する立地を活かし、休憩機能の向上や、宿泊、情報発信機能の強化による周遊観光拠点の創出
11	兵庫県	すもとし 洲本市	たかたやかへえこうえん 高田屋嘉兵衛公園（仮称）	情報発信、宿泊、サイクリスト受入環境の整備によるゲートウェイ機能の強化
12	鳥取県	ほくえいちょう 北栄町	ほうじょうこうえん 北条公園	併設するオートキャンプ場との連携を図った、農産物や交流・多目的ゾーンにリニューアル
13	徳島県	いたのちょう 板野町	いたの（仮称）	２つの高速 IC に近接する立地を活かし、観光 DMO との連携による観光モデルルートの構築による周遊観光拠点の創出
14	宮崎県	くしまし 串間市	くしま（仮称）	風景街道、道守、地域団体との連携によりサイクリング拠点を創出
15	宮崎県	みやこのじょうし 都城市	みやこのじょう 都城	地場産業（畜産、林業等）と連携した子育て支援施設等へのリニューアル 地元大学（園芸学部）と連携した、駅内の花壇・植栽を実施

2016 年(平成 28 年)度 住民サービス部門 モデル「道の駅」

都道府県	市町村	設置年度	駅 名	主な特長
埼玉県	小鹿野町（おがのまち）	H11	両神温泉薬師の湯（りょうかみおんせんやくしのゆ）	町が「道の駅」を地域福祉の拠点として位置付け、高齢者の生きがい作りの取組を展開し、地域住民の交流の場として機能。
岐阜県	高山市（たかやまし）	H14	桜の郷荘川（さくらのさとしょうかわ）	まちづくり協議会への積極的な参画・連携により、住民ニーズを踏まえた健康増進の取組を展開し、地域住民の交流の場として機能。
京都府	南丹市（なんたんし）	H17	美山ふれあい広場（みやまふれあいひろば）	住民自治組織が中心となり、行政サービスや福祉サービス等の機能・施設を連携させ、総合的な拠点を形成。
岡山県	新見市（にいみし）	H9	鯉が窪（こいくぼ）	計画から運営まで全てで住民主体を掲げ、行政窓口や診療所等を集約してワンストップサービスを実現した「小さな拠点」を形成。
香川県	小豆島町（しょうどしまちょう）	H8	小豆島オリーブ公園（しょうどしまこうえん）	「道の駅」を福祉施策の中核と位置付け、オリーブ販売等による収益を福祉関連施設の運営に還元することで住民サービスを実現。
宮崎県	日南市（にちなんし）	H11	酒谷（さかたに）	「道の駅」の収益を自治組織に還元し、住民主体で「道の駅」を地域の自治・交流活動の拠点として育て、「小さな自治」を形成。

2017 年(平成 29 年)度 地域交通拠点部門 モデル「道の駅」

都道府県	市町村	設置年度	駅 名	主な特長
北海道	足寄町（あしょろちょう）	H16	あしょろ銀河（ぎんが）ホール 21	・バス車両と一般車両の駐車スペースを分離した空間設計 ・路線バスの運行時間に合わせて、待合所の営業時間を延長
宮城県	石巻市（いしのまきし）	H16	上品の郷（じょうぼんさと）	・民間バス事業者との連携により、バス停を「道の駅」の待合スペース前に移設 ・「道の駅」を市の総合交通戦略に位置づけ ・東日本大震災後に、仮設住宅路線を新設
石川県	輪島市（わじまし）	H15	輪島（わじま）	・将来の無人自動走行も見据えた電動カートの試験走行など先進的な取組を実施 ・隣接する文化会館との渡り廊下を整備し、利用者の利便性を向上
奈良県	黒滝村（くろたきむら）	H5	吉野路（よしのじ） 黒滝（くろたき）	・コミュニティバスと路線バスの乗継利用者に、路線バスの乗車券を無料配布 ・路線バスとコミュニティバス相互の運行状況に合わせて時間調整を実施
広島県	北広島町（きたひろしまちょう）	H16	舞（まい）ロード IC千代田（ちよだ）	・高速バス停への乗継経路上にエレベーターや屋根を設置し、乗継利便性を向上 ・民間バス事業者との連携により、高速バスのチケット販売や IC カードチャージ機の設置を実施
愛媛県	松野町（まつのまち）	H10	虹（にじ）の森公園（もりこうえん）まつの	・民間バス事業者との連携により、路線バスの終点を「道の駅」まで延伸 ・路線バスとコミュニティバス相互の運行状況に合わせて時間調整を実施
福岡県	宗像市（むなかたし）	H20	むなかた	・民間バス事業者との連携により、路線バスのルートを「道の駅」経由に変更 ・「道の駅」から天神行き特急バスを新設

2021 年(令和 3 年)度「防災道の駅」選定:39 箇所

都道府県	市町村	駅 名
北海道	天塩町	てしお
北海道	ニセコ町	ニセコビュープラザ
北海道	猿払村	さるふつ公園
北海道	厚岸町	厚岸グルメパーク
青森県	七戸町	しちのへ
岩手県	遠野市	遠野風の丘
秋田県	大仙市	協和
山形県	飯豊町	いいで
福島県	猪苗代町	猪苗代
茨城県	大子町	奥久慈だいご
栃木県	壬生町	みぶ
群馬県	川場村	川場田園プラザ
千葉県	八千代市	やちよ
長野県	塩尻市	小坂田公園
山梨県	富士川町	富士川
新潟県	妙高市	あらい
石川県	輪島市	のと里山空港
岐阜県	大野町	パレットピアおおの
静岡県	富士宮市	朝霧高原
愛知県	豊橋市	とよはし
三重県	志摩市	伊勢志摩
福井県	大野市	越前おおの荒島の郷

都道府県	市町村	駅 名
滋賀県	甲良町	せせらぎの里こうら
兵庫県	朝来市	但馬のまほろば
奈良県	奈良市	(仮称)中町
和歌山県	すさみ町	すさみ
岡山県	玉野市	みやま公園
広島県	東広島市	西条のん太の酒蔵
山口県	周南市	ソレーネ周南
徳島県	板野町	いたの
香川県	綾川町	滝宮
愛媛県	久万高原町	天空の郷さんさん
高知県	四万十町	あぐり窪川
福岡県	うきは市	うきは
長崎県	佐世保市	させぼっくす 99
熊本県	芦北町	たのうら
大分県	由布市	ゆふいん
宮崎県	都城市	都城
鹿児島県	垂水市	たるみずはまびら

(3)スマートインターチェンジの整備

国土交通省では，既存の高速自動車国道の有効活用や，地域生活の充実，地域経済の活性化を推進するため，建設・管理コストの削減が可能なスマートインターチェンジ（ETC 専用インターチェンジ）の整備を推進している。また，高速道路を活用した企業活動を支援し，経済の活性化を図るため，民間企業の発意と負担により整備する，民間施設直結スマートインターチェンジ（ETC 専用インターチェンジ）を導入している。

■スマートインターチェンジとは

スマートインターチェンジ（スマート IC）は，高速道路の本線やサービスエリア，パーキングエリア，バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり，通行可能な車両（料金の支払い方法）を，ETC を搭載した車両に限定しているインターチェンジ。利用車両が限定されているため，簡易な料金所の設置で済み，料金徴収員が不要なため，従来の IC に比べて低コストで導入できるなどのメリットがある。

〇SA・PA 接続型とは

スマート IC のうち，高速道路側の接続箇所が，サービスエリア・パーキングエリアであるもの。既存の施設を活用することにより，比較的容易にアクセス路を確保することができる。

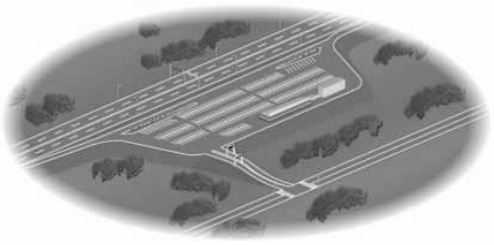



〇本線直結型とは

スマート IC のうち，高速道路本線へ直接アクセス路を接続させるもの。サービスエリア・パーキングエリアの存在しない箇所に設置することができる。





■スマートインターチェンジ供用中箇所

スマートインターチェンジを運営している箇所は，現在全国で153箇所※（2023年(令和5年)3月31日）。

※フル化事業中 3 箇所を含む。

■民間施設直結スマートインターチェンジとは

民間施設直結スマートインターチェンジは，高速道路と近傍に位置する大規模な物流拠点や工業団地，商業施設等の民間施設を直結するインターチェンジであり，民間企業の発意と負担により整備する。

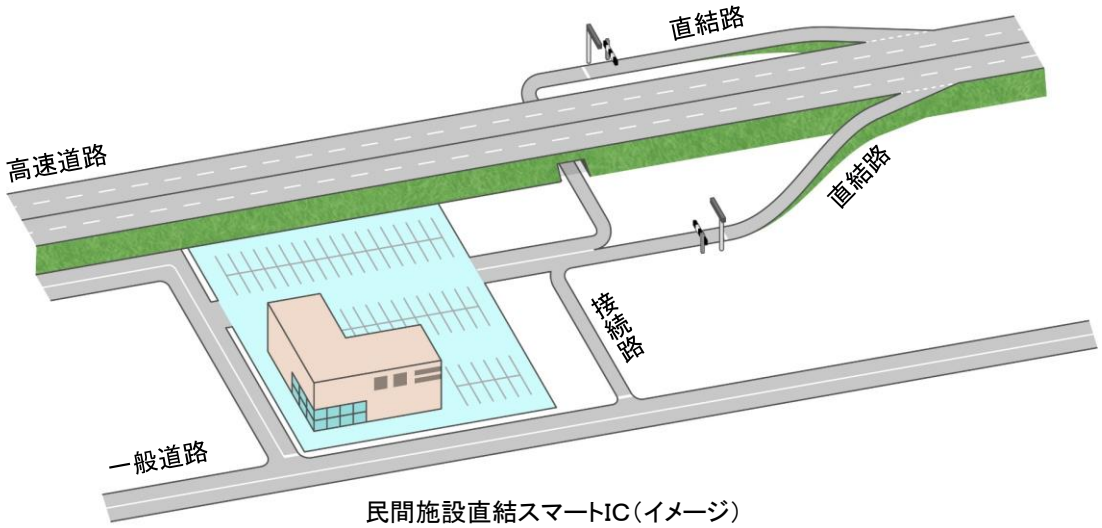

民間施設直結スマートIC（イメージ）

■スマート IC 関係データ

(1)開通済箇所数（2023 年(令和５年)3 月 31 日時点）		153 箇所※1
(2)事業中箇所数（2023 年(令和５年)3 月 31 日時点）		51 箇所※1
(3)準備段階調査箇所数（2023 年(令和５年)3 月 31 日時点）		4 箇所
(4)平均的な整備費用 ※料金所への接続道路を除く ※会社整備の料金徴収施設（約３億円）を含む	スマート IC 全体平均	約 20 億円
	うち SA・PA 接続型	約 15 億円
	うち本線直結型	約 25 億円
	（参考）通常 IC	約 35 億円
(5)平均的な管理費用	スマート IC（監視員無）	約 2,800 万円/年
	スマート IC（監視員有）	約 7,000 万円/年
	（参考）通常 IC	約 9,000 万円/年

※１：フル化事業中３か所（三芳スマート IC，蓮田スマート IC,三郷料金所スマートＩＣ）を含む

■民間施設直結スマート IC 関係データ（2023 年(令和５年)3 月 31 日時点）

(1)開通済箇所数	2 箇所
(2)事業中箇所数	0 箇所
(3)整備方針認定箇所数	0 箇所

■スマートインターチェンジ開通箇所（1/5）

2023年(令和5年)3月31日時点

No	道路名	県名	スマートIC名称	形式	運営する高速道路会社	備考（本格導入日）
1	道央自動車道	北海道	砂川SAスマートIC	SA・PA接続型	東日本高速	H27.8.8～
2	道央自動車道	北海道	輪厚スマートIC	SA・PA接続型	東日本高速	H21.6.29～
3	八戸自動車道	青森	八戸西スマートIC	本線直結型	東日本高速	H31.3.23～
4	東北自動車道	岩手	矢巾スマートIC	SA・PA接続型	東日本高速	H30.3.24～
5	東北自動車道	岩手	奥州スマートIC	本線直結型	東日本高速	H30.4.24～
6	東北自動車道	岩手	滝沢中央スマートIC	本線直結型	東日本高速	H31.4.20～
7	東北自動車道	岩手	平泉スマートIC	本線直結型	東日本高速	R3.12.4～
8	東北自動車道	宮城	長者原スマートIC	SA・PA接続型	東日本高速	H18.10.1～
9	東北自動車道	宮城	三本木スマートIC	SA・PA接続型	東日本高速	H21.9.18～
10	東北自動車道	宮城	泉PAスマートIC	SA・PA接続型	東日本高速	H19.4.1～
11	東北自動車道	宮城	菅生スマートIC	SA・PA接続型	東日本高速	R5.3.25～
12	仙台東部道路	宮城	名取中央スマートIC	本線直結型	東日本高速	H29.3.18～
13	常磐自動車道	宮城	鳥の海スマートIC	SA・PA接続型	東日本高速	H28.3.19～
14	常磐自動車道	宮城	山元南スマートIC	本線直結型	東日本高速	H29.4.1～
15	秋田自動車道	秋田	西仙北スマートIC	SA・PA接続型	東日本高速	H23.3.26～
16	秋田自動車道	秋田	横手北スマートIC	本線直結型	東日本高速	R1.8.4～
17	山形自動車道	山形	寒河江SAスマートIC	SA・PA接続型	東日本高速	H18.10.1～
18	東北自動車道	福島	福島松川スマートIC	SA・PA接続型	東日本高速	H18.10.1～
19	東北自動車道	福島	白河中央スマートIC	本線直結型	東日本高速	H21.8.8～
20	常磐自動車道	福島	南相馬鹿島スマートIC	SA・PA接続型	東日本高速	H27.2.21～
21	東北自動車道	福島	鏡石スマートIC	SA・PA接続型	東日本高速	H21.4.1～
22	磐越自動車道	福島	新鶴スマートIC	SA・PA接続型	東日本高速	H19.4.1～
23	東北自動車道	福島	郡山中央スマートIC	本線直結型	東日本高速	H31.1.13～
24	磐越自動車道	福島	田村スマートIC	本線直結型	東日本高速	H31.3.17～
25	常磐自動車道	福島	ならはスマートIC	SA・PA接続型	東日本高速	H31.3.21～
26	常磐自動車道	茨城	水戸北スマートIC	本線直結型	東日本高速	H21.4.1～
27	常磐自動車道	茨城	石岡小美玉スマートIC	本線直結型	東日本高速	H23.3.24～
28	常磐自動車道	茨城	友部SAスマートIC	SA・PA接続型	東日本高速	H18.10.1～
29	常磐自動車道	茨城	東海スマートIC	SA・PA接続型	東日本高速	H21.3.29～
30	東北自動車道	栃木	上河内スマートIC	SA・PA接続型	東日本高速	H19.4.1～
31	東北自動車道	栃木	佐野SAスマートIC	SA・PA接続型	東日本高速	H23.4.28～
32	東北自動車道	栃木	矢板北スマートＩＣ	SA・PA接続型	東日本高速	R3.3.28～
33	東北自動車道	栃木	那須高原スマートIC	SA・PA接続型	東日本高速	H19.4.1～
34	東北自動車道	栃木	出流原スマートIC	SA・PA接続型	東日本高速	R4.9.19～
35	関越自動車道	群馬	駒寄スマートIC	SA・PA接続型	東日本高速	H18.10.1～
36	関越自動車道	群馬	高崎玉村スマートIC	本線直結型	東日本高速	H26.2.22～

■スマートインターチェンジ開通箇所（2/5）

No	道路名	県名	スマートIC名称	形式	運営する高速道路会社	備考（本格導入日）
37	北関東自動車道	群馬	太田強戸スマートIC	SA・PA接続型	東日本高速	H30.7.28～
38	北関東自動車道	群馬	波志江スマートIC	SA・PA接続型	東日本高速	H21.4.1～
39	関越自動車道	群馬	甘楽スマートIC	SA・PA接続型	東日本高速	R5.3.25～
40	関越自動車道	埼玉	三芳スマートIC※1	SA・PA接続型	東日本高速	H18.10.1～
41	常磐自動車道	埼玉	三郷料金所スマートIC	本線直結型	東日本高速	H21.4.1～
42	東北自動車道	埼玉	蓮田スマートIC※1	SA・PA接続型	東日本高速	H24.2.4～
43	関越自動車道	埼玉	坂戸西スマートIC	本線直結型	東日本高速	H25.8.25～
44	関越自動車道	埼玉	上里スマートIC	SA・PA接続型	東日本高速	H27.12.20～
45	関越自動車道	埼玉	寄居スマートIC	SA・PA接続型	東日本高速	H31.3.28～
46	新空港自動車道	千葉	成田スマートIC	本線直結型	東日本高速	H21.4.1～
47	館山自動車道	千葉	君津PAスマートIC	SA・PA接続型	東日本高速	H21.3.29～
48	首都圏中央連絡自動車道	千葉	大網白里スマートIC	本線直結型	東日本高速	H31.3.24～
49	首都圏中央連絡自動車道	千葉	茂原長柄スマートIC	本線直結型	東日本高速	R2.2.16～
50	中央自動車道	東京	府中スマートIC	本線直結型	中日本高速	H27.3.7～
51	首都圏中央連絡自動車道	東京	八王子西IC	本線直結型	中日本高速	H28.12.24～
52	首都圏中央連絡自動車道	神奈川	厚木ＰＡスマートIC	SA・PA接続型	中日本高速	R2.9.26～
53	東名高速道路	神奈川	綾瀬スマートIC	本線直結型	中日本高速	R3.3.31～
54	新東名高速道路	神奈川	秦野丹沢スマートIC	SA・PA接続型	中日本高速	R4.4.16～
55	日本海東北自動車道	新潟	胎内スマートIC	本線直結型	東日本高速	R5.3.26～
56	日本海東北自動車道	新潟	豊栄スマートIC	SA・PA接続型	東日本高速	H19.4.1～
57	日本海東北自動車道	新潟	新潟東スマートIC	本線直結型	東日本高速	H28.3.26～
58	磐越自動車道	新潟	新津西スマートIC	本線直結型	東日本高速	H23.12.17～
59	関越自動車道	新潟	長岡南越路スマートIC	本線直結型	東日本高速	H21.9.24～
60	上信越自動車道	新潟	新井スマートIC	SA・PA接続型	東日本高速	H18.10.1～
61	関越自動車道	新潟	大和スマートIC	SA・PA接続型	東日本高速	H18.10.1～
62	北陸自動車道	新潟	黒埼スマートIC	SA・PA接続型	東日本高速	H18.10.1～
63	北陸自動車道	新潟	大潟スマートIC	SA・PA接続型	東日本高速	H19.4.1～
64	北陸自動車道	新潟	栄スマートIC	SA・PA接続型	東日本高速	H24.7.14～
65	北陸自動車道	新潟	長岡北スマートIC	本線直結型	東日本高速	H29.3.25～
66	北陸自動車道	富山	流杉スマートIC	SA・PA接続型	中日本高速	H21.4.1～
67	北陸自動車道	富山	高岡砺波スマートIC	本線直結型	中日本高速	H27.3.1～
68	東海北陸自動車道	富山	南砺スマートIC	本線直結型	中日本高速	H27.3.1～
69	東海北陸自動車道	富山	上市スマートIC	本線直結型	中日本高速	R2.12.13～
70	北陸自動車道	富山	入善スマートIC	SA・PA接続型	中日本高速	H18.10.1～
71	北陸自動車道	石川	安宅スマートIC	SA・PA接続型	中日本高速	H21.4.1～

■スマートインターチェンジ開通箇所（3/5）

No	道路名	県名	スマートIC名称	形式	運営する高速道路会社	備考（本格導入日）
72	北陸自動車道	石川	徳光スマートIC	SA・PA接続型	中日本高速	H18.10.1～
73	北陸自動車道	石川	能美根上スマートIC	本線直結型	中日本高速	H30.3.25～
74	北陸自動車道	福井	南条スマートIC	SA・PA接続型	中日本高速	H21.4.1～
75	舞鶴若狭自動車道	福井	敦賀南スマートIC	本線直結型	中日本高速	H29.3.25～
76	舞鶴若狭自動車道	福井	三方五湖スマートIC	SA・PA接続型	中日本高速	H30.3.24～
77	中央自動車道	山梨	双葉スマートIC	SA・PA接続型	中日本高速	H18.10.1～
78	中央自動車道	山梨	笛吹八代スマートIC	本線直結型	中日本高速	H29.3.26～
79	中央自動車道	山梨	富士吉田西桂スマートIC	本線直結型	中日本高速	H30.4.15～
80	中央自動車道	山梨	談合坂スマートIC	本線直結型	中日本高速	H30.4.15～
81	東富士五湖道路	山梨	富士吉田忍野スマートIC	本線直結型	中日本高速	R4.7.24～
82	上信越自動車道	長野	佐久平スマートIC	SA・PA接続型（東京方面） 本線直結型（山梨方面）	東日本高速	R2.5.24～
83	長野自動車道	長野	姨捨スマートIC	SA・PA接続型	東日本高速	H18.10.1～
84	長野自動車道	長野	梓川スマートIC	SA・PA接続型	中日本高速	H22.11.27～
85	上信越自動車道	長野	小布施スマートIC	SA・PA接続型	東日本高速	H18.10.1～
86	中央自動車道	長野	小黒川スマートIC	SA・PA接続型	中日本高速	H29.9.30～
87	中央自動車道	長野	駒ヶ岳スマートIC	SA・PA接続型	中日本高速	H30.3.17～
88	中央自動車道	長野	座光寺スマートIC	SA・PA接続型	中日本高速	R3.3.28～
89	東海環状自動車道	岐阜	五斗蒔スマートIC	SA・PA接続型	中日本高速	H25.2.28～
90	名神高速道路	岐阜	安八スマートIC	本線直結型	中日本高速	H30.3.24～
91	東海北陸自動車道	岐阜	ひるがの高原スマートIC	SA・PA接続型	中日本高速	H21.4.1～
92	名神高速道路	岐阜	養老SAスマートIC	SA・PA接続型	中日本高速	H30.6.24～
93	東海環状自動車道	岐阜	岐阜三輪スマートIC	SA・PA接続型	中日本高速	R2.3.20～
94	新東名高速道路	静岡	静岡SAスマートIC	SA・PA接続型	中日本高速	H24.4.14～
95	新東名高速道路	静岡	浜松SAスマートIC	SA・PA接続型	中日本高速	H24.4.14～
96	東名高速道路	静岡	愛鷹スマートIC	SA・PA接続型	中日本高速	H28.3.19～
97	東名高速道路	静岡	富士川スマートIC	SA・PA接続型	中日本高速	H19.4.1～
98	東名高速道路	静岡	大井川焼津藤枝スマートIC	本線直結型	中日本高速	H28.3.12～
99	東名高速道路	静岡	遠州豊田スマートIC	SA・PA接続型	中日本高速	H19.4.1～
100	新東名高速道路	静岡	新磐田スマートIC	SA・PA接続型	中日本高速	R3.7.17～
101	東名高速道路	静岡	三方原スマートIC	SA・PA接続型	中日本高速	H29.3.18～
102	新東名高速道路	静岡	遠州森町スマートIC	SA・PA接続型	中日本高速	H26.3.29～
103	新東名高速道路	静岡	駿河湾沼津スマートIC	SA・PA接続型	中日本高速	H29.3.18～
104	東名高速道路	静岡	足柄スマートIC	SA・PA接続型	中日本高速	H31.3.9～
105	東名高速道路	静岡	舘山寺スマートIC	本線直結型	中日本高速	H31.3.17～
106	東名高速道路	静岡	日本平久能山スマートIC	本線直結型	中日本高速	R1.9.14～
107	東名高速道路	静岡	駒門スマートIC	SA・PA接続型	中日本高速	R2.3.28～
108	東海環状自動車道	愛知	鞍ヶ池スマートIC	SA・PA接続型	中日本高速	H21.4.1～

■スマートインターチェンジ開通箇所（4/5）

No	道路名	県名	スマートIC名称	形式	運営する高速道路会社	備考（本格導入日）
109	東名高速道路	愛知	守山スマートIC	SA・PA接続型	中日本高速	H30.3.24～
110	伊勢湾岸自動車道	愛知	刈谷スマートIC	SA・PA接続型	中日本高速	R4.3.26～
111	東名高速道路	愛知	豊田上郷スマートIC	SA・PA接続型	中日本高速	R3.3.27～
112	東名阪自動車道	三重	亀山PAスマートIC	SA・PA接続型	中日本高速	H19.4.1～
113	新名神高速道路	三重	鈴鹿PAスマートIC	SA・PA接続型	中日本高速	H31.3.17～
114	名神高速道路	滋賀	蒲生スマートIC	本線直結型	西日本高速	H25.12.22～
115	名神高速道路	滋賀	湖東三山スマートIC	SA・PA接続型	中日本高速	H25.10.21～
116	北陸自動車道	滋賀	小谷城スマートIC	本線直結型	中日本高速	H29.3.25～
117	中国自動車道	兵庫	夢前スマートIC	本線直結型	西日本高速	H27.9.26～
118	神戸淡路鳴門自動車道	兵庫	淡路島中央スマートIC	本線直結型	本四高速	H30.2.17～
119	新名神高速道路	兵庫	宝塚北スマートIC	SA・PA接続型	西日本高速	H30.3.18～
120	西名阪自動車道	奈良	大和まほろばスマートIC	本線直結型	西日本高速	H24.7.4～
121	阪和自動車道	和歌山	和歌山南スマートIC	本線直結型	西日本高速	H31.3.10～
122	米子自動車道	鳥取	大山高原スマートIC	SA・PA接続型	西日本高速	H23.6.30～
123	松江自動車道	鳥取	雲南加茂スマートIC	本線直結型	西日本高速	R4.8.7～
124	浜田自動車道	島根	金城スマートIC	SA・PA接続型	西日本高速	H19.4.1～
125	山陽自動車道	岡山	吉備スマートIC	SA・PA接続型	西日本高速	H19.4.1～
126	中国自動車道	岡山	大佐スマートIC	SA・PA接続型	西日本高速	H18.10.1～
127	山陽自動車道	広島	宮島スマートIC	SA・PA接続型	西日本高速	H21.4.1～
128	中国自動車道	広島	加計スマートIC	本線直結型	西日本高速	H18.10.1～
129	山陽自動車道	広島	沼田PAスマートIC	SA・PA接続型	西日本高速	H30.3.21～
130	山陽自動車道	広島	福山SAスマートIC	SA・PA接続型	西日本高速	H30.3.31～
131	中国自動車道	山口	湯田温泉スマートIC	SA・PA接続型	西日本高速	R2.3.21～
132	四国横断自動車道	徳島	松茂スマートIC	SA・PA接続型	西日本高速	H27.3.14～
133	徳島自動車道	徳島	吉野川スマートIC	SA・PA接続型	西日本高速	H18.10.1～
134	高松自動車道	香川	府中湖スマートIC	SA・PA接続型	西日本高速	H21.4.1～
135	松山自動車道	愛媛	中山スマートIC	本線直結型	西日本高速	R2.3.21～
136	高知自動車道	高知	土佐PAスマートIC	SA・PA接続型	西日本高速	H21.12.19～
137	東九州自動車道	福岡	今川スマートIC	SA・PA接続型	西日本高速	H26.12.13～
138	九州自動車道	福岡	宮田スマートIC	本線直結型	西日本高速	H23.3.26～
139	九州自動車道	福岡	須恵スマートIC	SA・PA接続型	西日本高速	H18.10.1～
140	東九州自動車道	福岡	上毛スマートIC	SA・PA接続型	西日本高速	H27.3.1～
141	長崎自動車道	佐賀	小城スマートIC	SA・PA接続型	西日本高速	H30.3.31～
142	長崎自動車道	長崎	木場スマートIC	SA・PA接続型（長崎方面） 本線直結型（大分方面）	西日本高速	H30.3.18～
143	九州自動車道	熊本	宇城氷川スマートIC	本線直結型	西日本高速	H26.3.29～
144	九州自動車道	熊本	城南スマートIC	本線直結型	西日本高速	H29.7.9～
145	九州自動車道	熊本	北熊本スマートIC	本線直結型	西日本高速	H31.3.24～

■スマートインターチェンジ開通箇所（5/5）

No	道路名	県名	スマートIC名称	形式	運営する高速道路会社	備考（本格導入日）
146	九州自動車道	熊本	人吉球磨スマートIC	本線直結型	西日本高速	R1.8.10～
147	大分自動車道	大分	由布岳PAスマートIC	SA・PA接続型	西日本高速	H28.11.27～
148	大分自動車道	大分	別府湾スマートIC	SA・PA接続型	西日本高速	H21.4.1～
149	宮崎自動車道	宮崎	山之口スマートIC	SA・PA接続型	西日本高速	H28.9.24～
150	東九州自動車道	宮崎	門川南スマートIC	本線直結型	西日本高速	H29.3.25～
151	東九州自動車道	宮崎	国富スマートIC	本線直結型	西日本高速	R1.10.6～
152	九州自動車道	鹿児島	桜島スマートIC	SA・PA接続型	西日本高速	H31.3.30～
153	沖縄自動車道	沖縄	喜舎場スマートIC	本線直結型	西日本高速	H19.4.1～

※1 フル化事業中

(4)バスタプロジェクトの概要

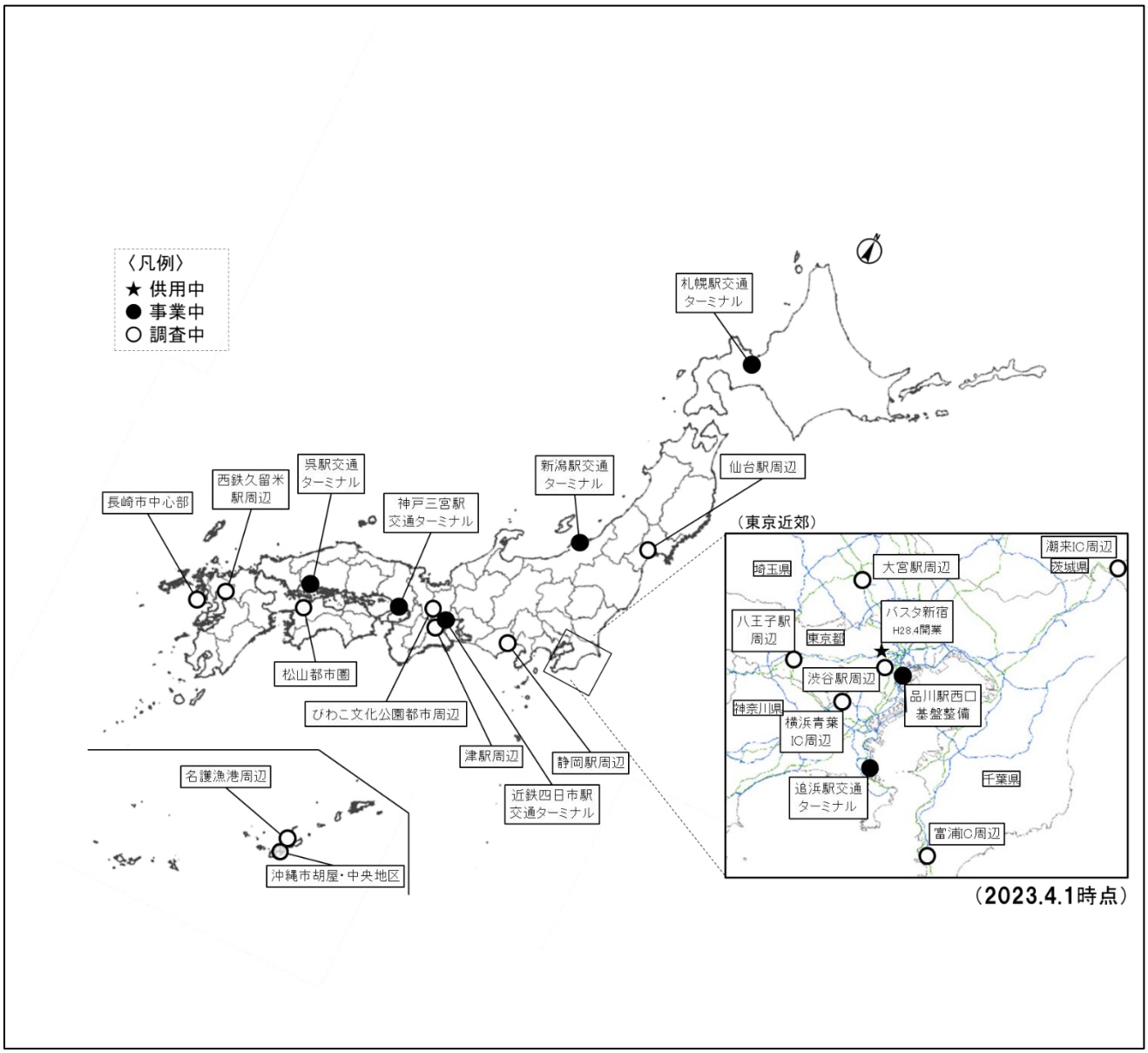

バスタ新宿関係データ

【概要】

■　平成 28 年４月４日オープン

・住所：東京都渋谷区千駄ヶ谷５丁目 24-55
・民間ターミナル会社：新宿高速バスターミナル株式会社
・高速バスの乗降バース数：15 バース（4F 乗車場：12 バース、3F 降車場：３バース）
・待機スペースのバース数：11 バース（4F）

【利用状況】

■　平均利用者数は約 2.1 万人/日
（高速バス停集約完了後（H28.7.1～R5.6.30））

■　最大利用者数は約 4.1 万人/日
（H29.12.29（金））

・累積利用者数は約５，４５４万人（H28.4.4～R5.6.30）
・最大便数 1,720 便（H29.5.6）
・平均便数 1,225 便（高速バス停集約完了後（H28.7.1～R5.6.30））
・運行会社数：97 社

【施設】

（１）購買施設

①コンビニ

⇒「ファミリーマート バスタ新宿店」が暫定オープン（H28.11.18）
⇒ H29.4.28　売場面積を拡大（25m2⇒64m2）し、本格営業
⇒占用入札により店舗入替「デイリーヤマザキ　バスタ新宿店」オープン（R5.6.23）

②土産店

⇒「バスタ新宿　THE 土産 SHOP」がオープン（H30.4.20）

（２）ベンチ

⇒ 開業当初の 146 席から増設し、344 席を確保（H28.11.18）
⇒ 今後、歩行者導線を確保しながら、増設の可能性について検討

（３）女子トイレ

⇒ 開業当初の８室から増設し、14 室を確保（H28.12.22）
⇒ 14 室から増設し、21 室に増設（H29.6.16）

（４）コインロッカー

⇒ 142 個（H28.4.4）

(5) シェアリングとの連携

所有から共有への利用形態の変化を踏まえ、他の交通モードとの連携強化を図りシェアリングの利用を促進します。

＜道路空間を活用したカーシェアリング社会実験［車種拡大］＞

国土交通省では、道路空間を活用した交通モード間の接続（モーダルコネクト）を強化する取組みとして、大手町駅及び新橋駅に近接した国道の道路上に小型モビリティ用のカーシェアリングステーション（ＳＴ）を設置し、平成 28 年 12 月から令和２年９月末までは小型モビリティ（一人乗り）を用いて、また令和３年４月から令和５年１月までは複数人が乗車可能な軽自動車を用いて、さらに令和５年２月末からはカーシェア市場で最も一般的なコンパクトカー※へ車種を拡大して、その有用性等を検証する社会実験を実施しています。

※本社会実験におけるコンパクトカーの定義は、小型自動車（道路運送車両法に基づく）のうち、全長 4100m 以下、全幅 1700mm 以下の車両です

実験内容

○実施期間：令和5年2月末～令和6年3月末（予定）

○実施箇所：東京都千代田区丸の内1丁目　国道1号の道路上
（ちよだ　くまるのうち）

東京都港区新橋4丁目　国道 15 号の道路上
（みなと　くしんばし）

○運営車両：コンパクトカー※

○実施主体：道路空間を活用したカーシェアリング社会実験協議会

（有識者、国土交通省、警視庁、東京都、千代田区、港区、運営事業者、一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会）

○運営事業者：タイムズモビリティ株式会社（公募により決定）

○主な検証項目：

・車種拡大に伴う安全性及び車道走行の円滑性への影響検証
（車両出入りに伴う交通支障）

・道路上へのST設置による利用実態の変化と効果検証　等

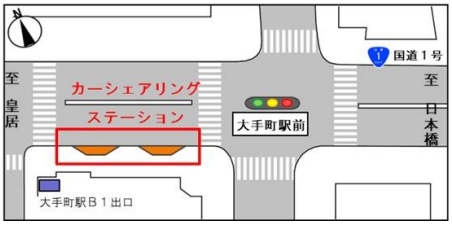

カーステーション配置図（大手町）



状況写真（大手町）



状況写真（新橋）

(6)観光振興の推進関係

【旅行者数の経年変化】　（単位：万人）

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
訪日外国人旅行者数	836(1.00)	1,036(1.24)	1,341(1.60)	1,974(2.36)	2,404(2.88)	2,869(3.43)	3,119(3.73)
日本人国内旅行者数【宿泊】	31,555(1.00)	32,042(1.02)	29,734(0.94)	31,299(0.99)	32,566(1.03)	32,333(1.02)	29,105(0.92)
日本人国内旅行者数【日帰り】	29,720(1.00)	31,053(1.04)	29,788(1.00)	29,173(0.98)	31,542(1.06)	32,418(1.09)	27,073(0.91)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
訪日外国人旅行者数	3,188(3.81)	412(0.49)	25(0.03)	383(0.46)
日本人国内旅行者数【宿泊】	31,162(0.99)	16,070(0.50)	14,177(0.45)	23,247(0.74)
日本人国内旅行者数【日帰り】	27,548(0.93)	13,271(0.44)	12,644(0.43)	18,539(0.62)

※表中の( )の数値は、平成24年を1.00とした場合の伸び率を示す　出典：日本政府観光局(JNTO)
観光庁記者発表(R5.4)

【訪日外国人旅行消費額の経年変化】　（単位：億円）

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
訪日外国人旅行消費額	10,846(1.00)	14,167(1.31)	20,278(1.87)	34,771(3.21)	37,476(3.46)	44,161(4.07)	45,189(4.17)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
訪日外国人旅行消費額	48,135(4.44)	7,446(0.68)	1,208(0.11)	8,987(0.83)

※表中の( )の数値は、平成24年を1.00とした場合の伸び率を示す　出典：観光庁記者発表(R5.3)

【地方部(三大都市圏を除く)での外国人延べ宿泊者数の経年変化】　（単位：万人泊）

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
地方部での外国人延べ宿泊者数	855(1.00)	1,186(1.39)	1,575(1.84)	2,514(2.94)	2,753(3.22)	3,266(3.73)	3,848(4.50)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
地方部での外国人延べ宿泊者数	4,309(5.04)	779(0.91)	133(0.16)	430(0.50)

※表中の( )の数値は、平成24年を1.00とした場合の伸び率を示す　出典：観光庁発表 宿泊旅行統計調査(R5.6)

【観光地の道路についての不満(N=3,000)】

項目	割合	項目	割合
渋滞がひどい	47.2%	道路ネットワークが不十分	10.9%
駐車場が少ない	44.0%	ベンチなど休憩する場所が無い	8.9%
目的地までの道がわかりづらい	31.2%	舗装やガードレールなどの設備が痛んでいる	7.8%
道路幅が狭い	22.0%	景観に配慮されていない	6.8%
交通量が多く危険	14.4%	その他	1.3%
歩道と車道が分離されておらず危険	13.5%	自動車旅行をしないのでわからない	16.8%

出典：道路局調べ(H28.3調査)

【外国人レンタカー利用者数】　（単位：万人）

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
利用者数	17.9(1.00)	26.7(1.49)	34.5(1.93)	50.1(2.80)	70.5(3.94)	108.0(6.03)	140.6(7.85)	180.8(10.1)

	令和元年	令和2年	令和3年
利用者数	169.6(9.47)	(未調査)	2.9(0.16)

※表中の( )の数値は、平成23年を1.00とした場合の伸び率を示す　出典：国際航空旅客動態調査
注)国際定期便を利用して出国した外国人旅客を対象に調査を実施　[航空局](R3)

【参考】観光ビジョンにおける政府目標

	2019(R1)年	2020年	2030年
訪日外国人旅行者数(万人)	3,188	4,000	6,000
訪日外国人旅行消費額(億円)	48,135	80,000	150,000
地方部での外国人延べ宿泊者数(万人泊)	3,921	7,000	13,000

出典：明日の日本を支える観光ビジョン

4.　その他

(1) 美しい国土景観の形成

住民，NPO，企業など地域が主体となって，行政と連携しながら，道を舞台に地域ならではの風景や自然，歴史，文化などの資源を活かした美しい景観づくり，観光の振興や地域の活性化を目的とした活動を行っており，令和５年３月末現在145ルートが登録されている。

【理念・目的】

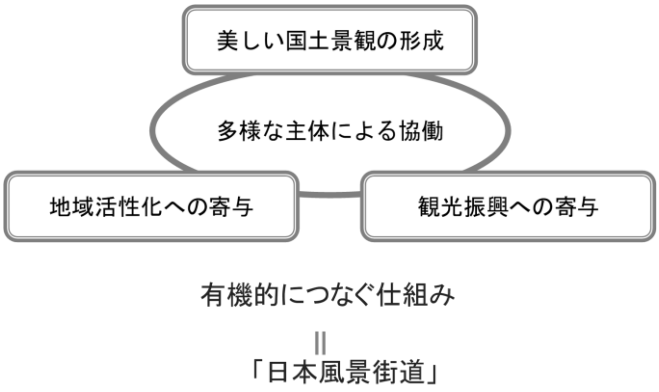

【日本風景街道パートナーシップの構成】

※ルート毎に設置

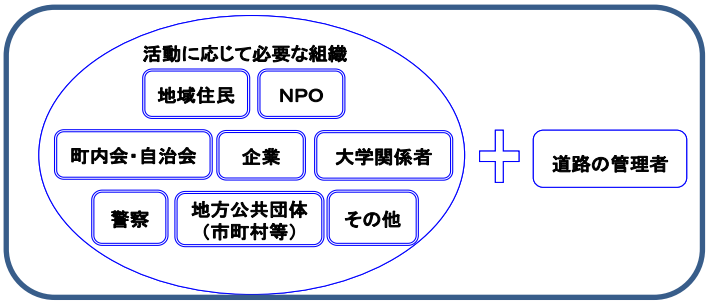

【活動概要（イメージ）】

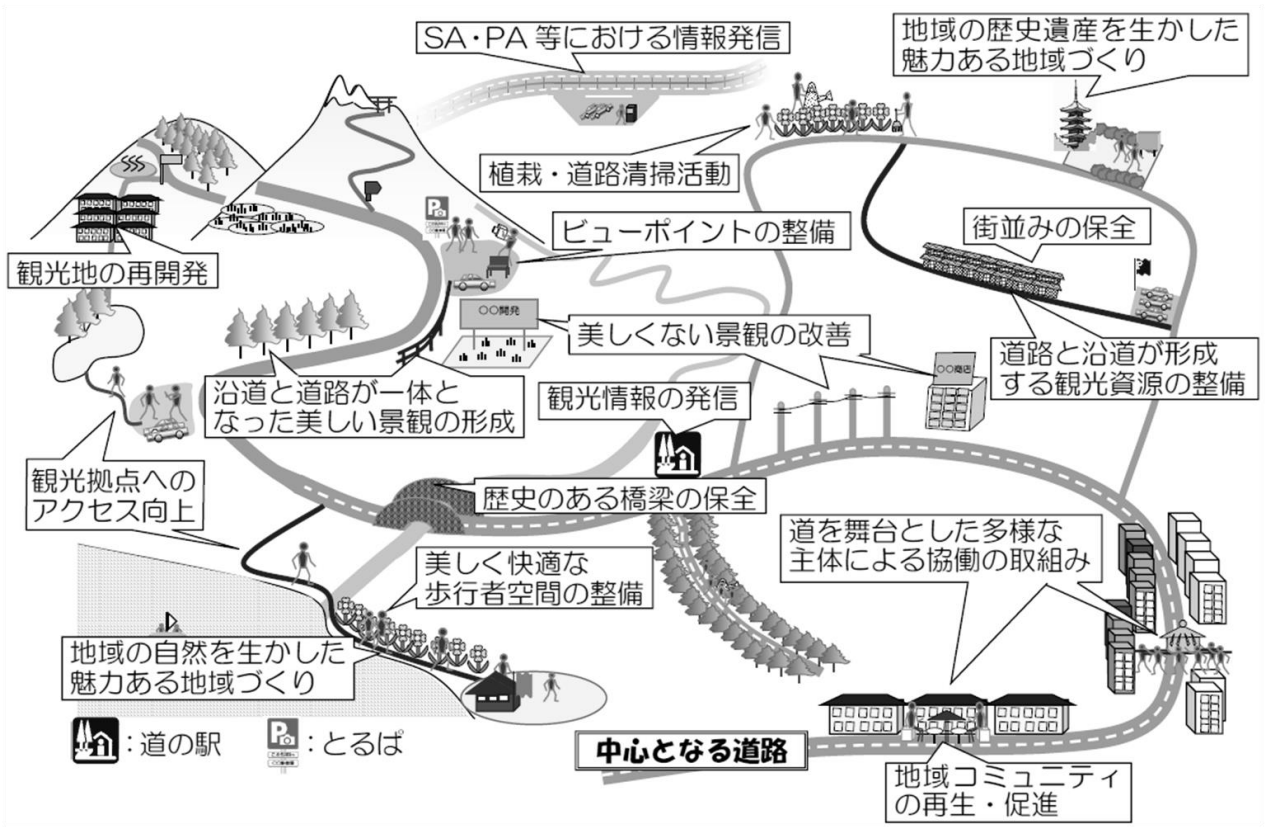

日本風景街道　登録状況　（令和５年４月１日時点）

ｴﾘｱ	No	風景街道ルート名
北海道地方	1	支笏洞爺ニセコルート
	2	大雪・富良野ルート
	3	東オホーツクシーニックバイウェイ
	4	宗谷シーニックバイウェイ
	5	釧路湿原・阿寒・摩周シーニックバイウェイ
	6	函館・大沼・噴火湾ルート
	7	萌える天北オロロンルート
	8	十勝平野・山麓ルート
	9	トカプチ雄大空間
	10	南十勝夢街道
	11	藻岩山麓・定山渓ルート
	12	どうなん・追分シーニックバイウェイルート
	13	天塩川シーニックバイウェイ
	14	知床ねむろ北太平洋シーニックバイウェイ
14ルート		
東北地方	1	のしろ白神の道
	2	ふくしま浜街道ハッピーロード
	3	みちのくおとぎ街道
	4	菅江真澄と巡るあきたの道
	5	桑折宿まちなか街道
	6	忘れられた道造りの歴史と絶景を「江戸の旅日記から感じる道」
	7	鹽竈海道
	8	奥州街道　温故知新の道
	9	青森エントランスロード
	10	巣子の松街道
	11	出羽の古道　六十里越街道
	12	城下町あいづ道草街道
	13	広瀬川せせらぎ緑道
	14	弘前まちなか散策街道
	15	越後米沢街道・十三峠
	16	釜石「鉄のみち」
	17	十和田奥入瀬浪漫街道
	18	奥州街道と縄文のみち
	19	黄花紅の東むつ湾ルート
	20	磐梯吾妻スカイ・レーク・ゴールドライン
20ルート		
関東地方	1	浅間・白根・志賀さわやか街道
	2	千曲川・花の里山風景街道
	3	江戸・東京・みらい街道
	4	『東京・迎賓地区』
	5	ルート２９９北八ヶ岳しらかば街道
	6	千変万化の筑波山「まち」「さと」周遊ルート
	7	時空から天空への道　日光街道
	8	秩父路ルネッサンス
	9	日本風景街道２９８三郷
	10	浅間ロングトレイル
	11	甲州街道（八王子・相模湖・藤野エリア）
	12	南房総・花海街道
	13	八ヶ岳南麓風景街道
	14	東海道　風景街道
	15	歴史街道「ぶらり大磯」（Slow Life In OISO）
	16	ロングビーチ　癒しの九十九里街道
	17	谷川岳ゆけむり街道（信仰と歴史の街道）
	18	いたこ　あやめ　花街道
	19	信州ビーナスライン茅野
19ルート		
北陸地方	1	日本海パークライン
	2	北アルプス大展望・最長最古の塩の道ルート
	3	金沢城下　野町・弥生誘い街道
	4	奥能登絶景海道
	5	良寛も歩いた弥彦浪漫の道
	6	日本の原風景「枝垂れ桜の咲く里への回り道」
	7	飛越交流ぶり・ノーベル出世街道
	8	よりみち街道『中越』
	9	越後妻有里山回廊
	10	佐渡國しま海道
	11	白山眺望街道
	12	蜃気楼ロード
12ルート		
中部地方	1	日本風景街道「伊勢熊野みち」
	2	ぐるり・富士山風景街道
	3	二つのアルプスに抱かれた「信州伊那アルプス街道」
	4	新しさからなつかしさ塩の道～中馬街道～
	5	こころのふるさと“ 木曽路”中山道
	6	渥美半島菜の花浪漫街道
	7	信州みのわ花街道
	8	古道ロマン「東山道」
	9	“なごみの伊豆　なごみの道”風景街道
中部地方	9	“なごみの伊豆　なごみの道”風景街道
	10	浜名湖サイクリングロード
	11	美濃白川 四季彩街道
	12	民俗芸能と南北朝歴史浪漫のみち「秋葉街道」
	13	南信州パノラマ街道
	14	きらり三橋志摩ゆうやけパール街道
	15	東海道「駿河２峠６宿風景街道」
	16	信州遠山郷「天に至る　まつり古道」
	17	大井川流域「南アルプスへの道・お茶の道」
	18	「合掌・さくら」飛越街道～世界遺産をめぐる道～
	19	飛騨高山風景街道
	20	下呂湯めぐり街道
20ルート		
近畿地方	1	日本文化のクロスロード（横大路・下ツ道）
	2	新世紀くらわんかストリート
	3	丹後半島「古代ロマン街道」
	4	日本風景街道　熊野
	5	日本風景街道伊勢街道
	6	御所まち近世景観街道～近世物流の要所～
	7	中之島・大川・御堂筋回廊
	8	若狭熊川・鯖街道
	9	琵琶湖さざなみ街道・中山道
	10	たんば三街道
	11	愛宕街道（京都鳥居本）
	12	悠久の竹内街道
	13	三国湊のまち・海・緑・そして人を結ぶみち
	14	但馬漁火ライン
	15	日本風景街道まほろば
	16	日本風景街道～難波宮と大阪・熊野街道
	17	美山かやぶき由良里街道
	18	ふくいやまぎわ天下一街道
	19	西の鯖街道
19ルート		
中国地方	1	R185みちばた会議
	2	歴史街道「萩往還」
	3	人間文化の原風景～ご縁をつなぐ神仏の通ひ路～
	4	本州最西端の道「風波のクロスロード」
	5	しまなみ風景街道
	6	大山遠望歴史の道
	7	風待ち海道 ～隠岐まるごとミュージアム～
	8	銀山街道・陰陽結ぶ銀の道
	9	新因幡ライン～ふるさとに出会う幸福（２９）ロード～
9ルート		
四国地方	1	いやし・もてなし神山街道
	2	むれ源平石あかりロード
	3	源平ロマン街道
	4	南いよ風景かいどう
	5	土居廓中
	6	四万十かいどう
	7	光まわり回廊～阿南～
	8	美馬市まほろば夢街道
	9	砥部陶街道
	10	土佐のまほろば風景街道
	11	三好市秘境ロマン街道
	12	～オーシャンビュー～　南阿波サンライン・風景海道
	13	えひめ やまなみ燦々 風景街道
	14	土佐市ドラゴン風景街道
	15	うたづ今昔ロマン街道
15ルート		
九州地方	1	日南海岸きらめきライン
	2	日豊海岸シーニック・バイウェイ（蒲江・北浦大漁海道）
	3	ながさきサンセット・オーシャンロード
	4	北九州おもてなしの“ゆっくりかいどう”
	5	ちょっとよりみち　唐津街道むなかた
	6	かごしま風景街道
	7	玄界灘風景街道
	8	九州横断の道　やまなみハイウェイ
	9	九州横断の道　阿蘇くまもと路
	10	「豊の国歴史ロマン街道」－小倉・足立山から宇佐の森へ－
	11	みどりの里・耳納風景街道
	12	別府湾岸・国東半島海べの道
	13	あまくさ風景街道
	14	薩摩よりみち風景街道
	15	島原半島海山街道～歴史と水と温泉のまち～
15ルート		
沖縄	1	琉球歴史ロマン街道「宿道」
	2	やんばる風景花街道
2ルート		

計　145　ルート

(2) 良好な環境の保全・形成

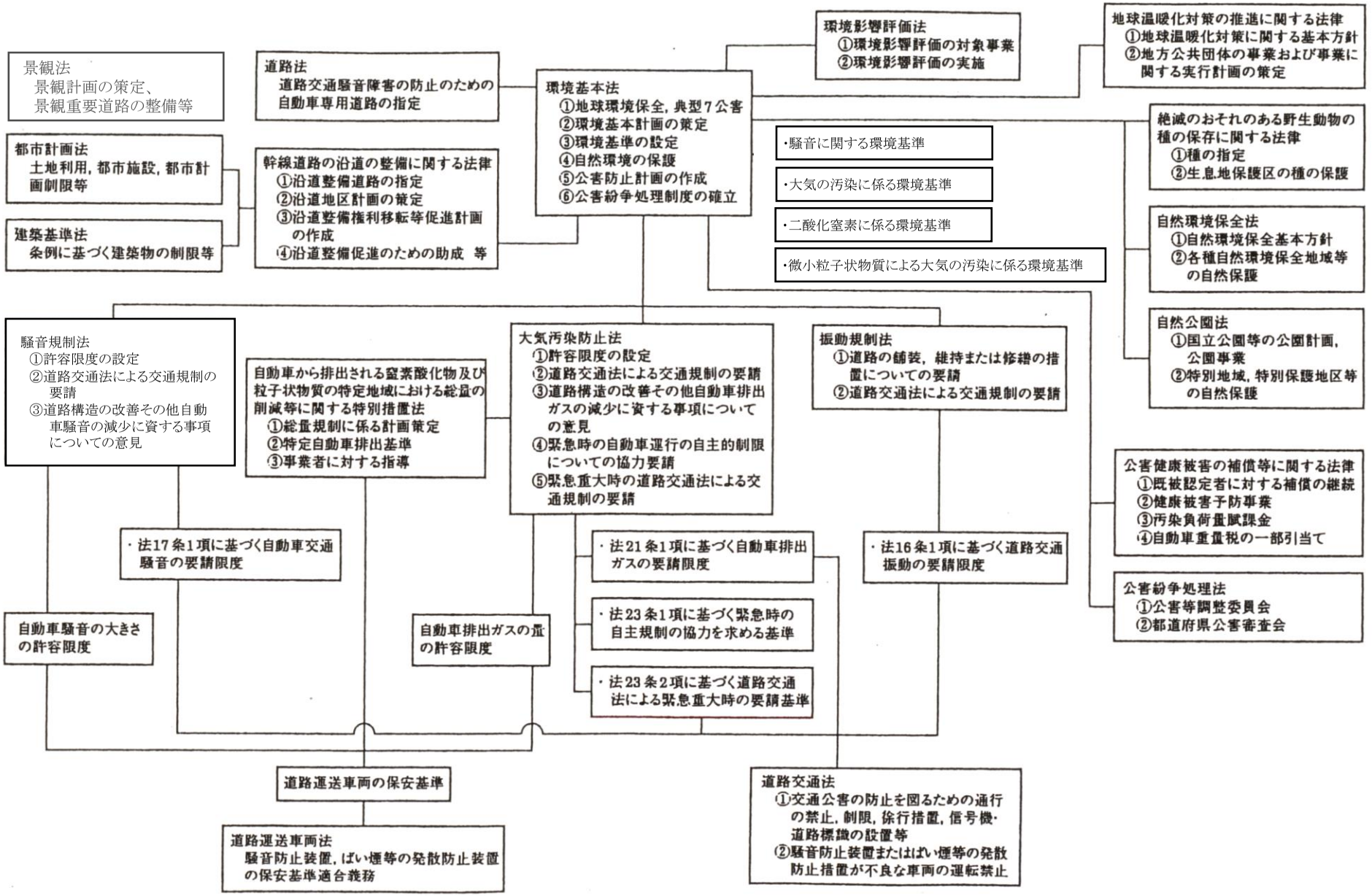

沿道環境の改善

○大気の現状

SPMの環境基準の達成状況（自動車排出ガス測定局） 令和3年度



NO_2の環境基準の達成状況（自動車排出ガス測定局） 令和3年度



注）1. 対策地域とは，「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」により指定された地域

2. 「令和３年度大気汚染状況について」（環境省）より作成

○道路交通騒音の状況

環境基準達成状況の評価結果（全国）

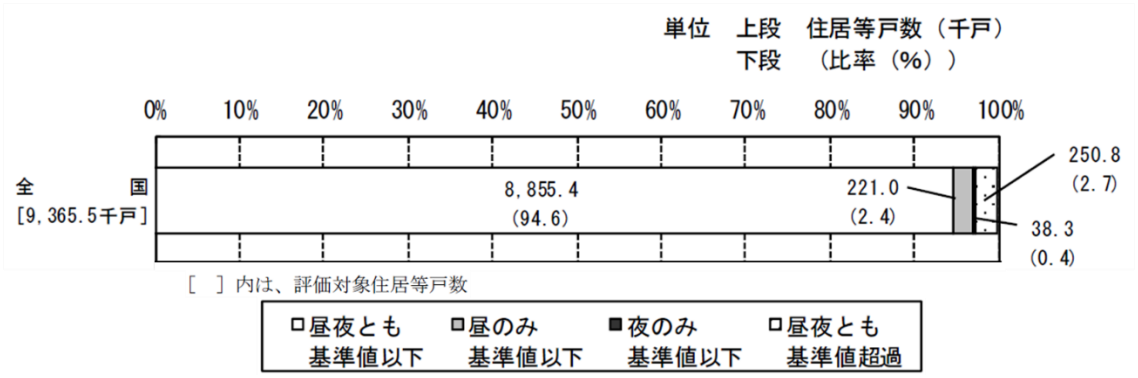

注）1. 高速自動車国道（3,359km，抽出率37.2%）、都市高速道路（238km，24.7%）、一般国道（22,209km，39.7%）、都道府県道（40,026km，30.8%）、４車線以上の市区町村道（2,570km，0.2%）、その他の道路（156km）に面する地域で評価

2. 「令和３年度自動車交通騒音の状況について」（環境省）より作成

環境基準等

①　大 気 汚 染　(ｱ)　環境基準，要請限度等

物　質	大気の汚染に係る環境基準について（昭和48年5月8日環境庁告示第25号）　二酸化窒素に係る環境基準について（昭和53年7月11日　環境庁告示第38号　微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について（平成21年9月9日環境省告示第33号）	大気汚染に係る環境基準 達　成　期　間	要　請　限　度 （大気汚染防止法第21条第１項の規定に基づく自動車排出ガスによる大気の汚染の限度を定める命令　昭和46年6月23日　総理府・厚生省令第2号）	緊急時の要請基準 （大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）第11条第2項（別表第5））	緊急時の自主規制の協力を求める基準 （大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）第11条第1項（別表第5））
二酸化いおう（大気汚染防止法は硫黄酸化物）	1時間値の1日平均値　0.04ppm 以下　かつ　1時間値　0.1ppm 以下	維持されまたは原則として5年以内において達成されるよう努める。		1）1時間値　100万分の0.5以上が3時間継続 2）1時間値　100万分の0.7以上が2時間継続	1）1時間値　100万分の0.2以上が3時間継続 2）1時間値　100万分の0.3以上が2時間継続 3）1時間値　100万分の0.5以上 4）1時間値の48時間平均値　100万分の0.15以上
一酸化炭素	1時間値の1日平均値　10ppm以下　かつ　1時間値の8時間平均値　20ppm以下	維持されまたは早期に達成されるよう努める。	1時間値の月間平均値　100分万の10（10ppm）	1時間値　100万分の50以上（50ppm）	1時間値　100万分の30以上（30ppm）
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値　0.10mg/m^{3}以下　かつ　１時間値　0.20mg/m^{3}以下			1時間値　3.0mg/m^{3}以上が3時間継続	1時間値　2.0mg/m^{3}以上が2時間継続
二酸化窒素	1時間値の1日平均値　0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること	1　1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域にあっては，1時間値の1日平均値0.06ppmが達成されるよう努めるものとし，その達成期間は原則として7年以内とする。 2　1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては，原則として，このゾーン内において，現状程度の水準を維持し，又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。		1時間値　100万分の1以上（1ppm）	1時間値　100万分の0.5以上（0.5ppm）
光化学オキシダント	1時間値　0.06ppm以下	維持されまたは早期に達成されるよう努める。		１時間値　100万分の0.4以上（0.4ppm）	１時間値　100万分の0.12以上（0.12ppm）
微小粒子状物質	1年平均値　15μg/m^{3}以下　かつ　1日平均値　35μg/m^{3}以下	維持され又は早期達成に努める。			
適　用　場　所	工業専用地域，車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所を除く。		道路の部分及び周辺地域		
備考	環境基本法第16条第１項により人の健康を保護し，生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準である。		都道府県知事は，自動車排出ガスにより大気の汚染がこの限度をこえていると認められるときは，都道府県公安委員会に対し，交通規制の要請をする。	都道府県知事は，この基準の事態が発生したときは，当該事態が自動車排出ガスに起因する場合にあっては，都道府県公安委員会に対し，交通規制の要請をする。	都道府県知事は，この基準の事態が発生したときは，当該大気の汚染をさらに著しくするおそれがあると認められるものに対し，自動車の運行の自主的制限等について協力を求めなければならない。

自動車排出ガス規制値

種別			規制年	試験モード	成分		認証基準※1	規制年	試験モード	成分	認証基準※1	規制年	試験モード	成分	認証基準※1	備考
ガソリン・LPG車	乗用車		H17	コンバインモード(g/km)※3	CO		1.15(1.92)	H21	コンバインモード(g/km)※4	CO	1.15(1.92)	H30	WLTCモード(g/km)※4	CO	1.15(2.03)	
					NMHC		0.05(0.08)			NMHC	0.05(0.08)			NMHC	0.10(0.16)	
					NO_X		0.05(0.08)			NO_X	0.05(0.08)			NO_X	0.05(0.08)	
										PM※2	0.005(0.007)			PM※2	0.005(0.007)	
	トラック・バス	軽自動車	H19	コンバインモード(g/km)	CO		4.02(6.67)	H21	コンバインモード(g/km)※4	CO	4.02(6.67)	H30	WLTCモード(g/km)※4	CO	4.02(7.06)	
					NMHC		0.05(0.08)			NMHC	0.05(0.08)			NMHC	0.10(0.16)	
					NO_X		0.05(0.08)			NO_X	0.05(0.08)			NO_X	0.05(0.08)	
										PM※2	0.005(0.007)			PM※2	0.005(0.007)	
		軽量車(GVW≦1.7t)	H17	コンバインモード(g/km)	CO		1.15(1.92)	H21	コンバインモード(g/km)※4	CO	1.15(1.92)	H30	WLTCモード(g/km)※4	CO	1.15(2.03)	
					NMHC		0.05(0.08)			NMHC	0.05(0.08)			NMHC	0.10(0.16)	
					NO_X		0.05(0.08)			NO_X	0.05(0.08)			NO_X	0.05(0.08)	
										PM※2	0.005(0.007)			PM※2	0.005(0.007)	
		中量車(1.7t＜GVW≦3.5t)	H17	コンバインモード(g/km)	CO		2.55(4.08)	H21	コンバインモード(g/km)※4	CO	2.55(4.08)	H30	WLTCモード(g/km)※4	CO	2.55(4.48)	
					NMHC		0.05(0.08)			NMHC	0.05(0.08)			NMHC	0.15(0.23)	
					NO_X		0.07(0.10)			NO_X	0.07(0.10)			NO_X	0.07(0.11)	
										PM※2	0.007(0.009)			PM※2	0.007(0.009)	
		重量車(3.5t＜GVW)	H17	JE05モード(g/kWh)	CO		16.0(21.3)	H21	JE05モード(g/kWh)※4	CO	16.0(21.3)	同左				
					NMHC		0.23(0.31)			NMHC	0.23(0.31)					
					NOx		0.7(0.9)			NOx	0.7(0.9)					
										PM※2	0.010(0.013)					
ディーゼル車	乗用車		H17	コンバインモード(g/km)	CO		0.63(0.84)	H21	コンバインモード(g/km)	CO	0.63(0.84)	H30	WLTCモード(g/km)	CO	0.63(0.88)	ディーゼル乗用車において、「小型」とは等価慣性重量1.25t(車両重量1.265t)以下、「中型」とは等価慣性重量1.25t(車両重量1.265t)超である。
					NMHC		0.024(0.032)			NMHC	0.024(0.032)			NMHC	0.024(0.037)	
					NO_X	小型	0.14(0.19)			NO_X	0.08(0.11)			NO_X	0.15(0.23)	
						中型	0.15(0.20)									
					PM	小型	0.013(0.017)			PM	0.005(0.007)			PM	0.005(0.009)	
						中型	0.014(0.019)									
	トラック・バス	軽量車(GVW≦1.7t)	H17	コンバインモード(g/km)	CO		0.63(0.84)	H21	コンバインモード(g/km)	CO	0.63(0.84)	H30	WLTCモード(g/km)	CO	0.63(0.88)	
					NMHC		0.024(0.032)			NMHC	0.024(0.032)			NMHC	0.024(0.037)	
					NO_X		0.14(0.19)			NO_X	0.08(0.11)			NO_X	0.15(0.23)	
					PM		0.013(0.017)			PM	0.005(0.007)			PM	0.005(0.009)	
		中量車(1.7t＜GVW≦3.5t)	H17	コンバインモード(g/km)	CO		0.63(0.84)	H21(2.5-3.5t) H22(1.7-2.5t)	コンバインモード(g/km)	CO	0.63(0.84)	H30	WLTCモード(g/km)	CO	0.63(0.88)	17年規制からは重量区分を変更。 (旧) 中量車 1.7t＜GVW≦2.5t 重量車 2.5t＜GVW (新) 中量車 1.7t＜GVW≦3.5t 重量車 3.5t＜GVW
					NMHC		0.024(0.032)			NMHC	0.024(0.032)			NMHC	0.024(0.037)	
					NO_X		0.25(0.33)			NO_X	0.15(0.20)			NO_X	0.24(0.36)	
					PM		0.015(0.020)			PM	0.007(0.009)			PM	0.007(0.013)	
		重量車(3.5t＜GVW)※4	H17	JE05モード(g/kWh)	CO		2.22(2.95)	H21(12t-) H22(3.5-12t)	JE05モード(g/kWh)	CO	2.22(2.95)	H28(7.5t-) H30(3.5-7.5t)	WHTC及びWHSCモード(g/kWh)	CO	2.22(2.95)	
					NMHC		0.17(0.23)			NMHC	0.17(0.23)			NMHC	0.17(0.23)	
					NO_X		20.(2.7)			NO_X	0.7(0.9)			NO_X	0.4(0.7)	
					PM		0.027(0.036)			PM	0.010(0.013)			PM	0.010(0.013)	

種別			規制年	試験モード	成分	認証基準※1	規制年	試験モード	成分	認証基準※1	規制年	試験モード	成分	認証基準※1			備考
														クラス1	クラス2	クラス3	
二輪自動車	第一種原動機付自転車	4サイクル	H18	二輪車コールド(g/km)	CO	2.0	H24	WMTC(g/km)※5	CO	2.62	H28	WMTC(g/km)※5	CO	1.14	1.14	1.14	
					HC	0.30			HC	0.27			HC	0.30	0.20	0.17	
		2サイクル			NO_X	0.15			NO_X	0.21			NO_X	0.07	0.07	0.09	
	第二種原動機付自転車	4サイクル	H19		CO	2.0			CO	2.2			CO	1.14	1.14	1.14	
					HC	0.50			HC	0.45			HC	0.30	0.30	0.30	
		2サイクル			NO_X	0.15			NO_X	0.16			NO_X	0.07	0.07	0.07	
	軽二輪自動車	4サイクル	H18		CO	2.0(2.7)			CO	2.62			CO	1.14	1.14(1.58)	1.14(1.58)	
					HC	0.30(0.40)			HC	0.27			HC	0.30	0.20 (0.24)	0.17 (0.21)	
		2サイクル			NO_X	0.15(0.20)			NO_X	0.21			NO_X	0.07	0.07 (0.10)	0.09 (0.14)	
	小型二輪自動車	4サイクル	H19		CO	2.0(2.7)			CO	2.62(3.48)			CO	1.14	1.14(1.58)	1.14(1.58)	
					HC	0.30(0.40)			HC	0.27(0.36)			HC	0.30	0.20 (0.24)	0.17 (0.21)	
		2サイクル			NO_X	0.15(0.20)			NO_X	0.21(0.28)			NO_X	0.07	0.07 (0.10)	0.09 (0.14)	

種別		規制年	試験モード	成分	認証基準※1	規制年	試験モード	成分	認証基準※1	備考
ディーゼル特殊自動車	定格出力19kW以上37kW未満のもの	H23	NRTCM 8M (g/kWh)	CO	5.0(6.5)	H26	NRTCM 8M (g/kWh)	CO	5.0(6.5)	
				NMHC	0.7(0.9)			NMHC	0.7(0.9)	
				NO_X	4.0(5.3)			NO_X	4.0(5.3)	
				PM	0.03(0.04)			PM	0.03(0.04)	
	定格出力37kW以上56kW未満のもの	H23	NRTCM 8M (g/kWh)	CO	5.0(6.5)	H26	NRTCM 8M (g/kWh)	CO	5.0(6.5)	
				NMHC	0.7(0.9)			NMHC	0.7(0.9)	
				NO_X	4.0(5.3)			NO_X	4.0(5.3)	
				PM	0.025(0.033)			PM	0.025(0.033)	
	定格出力56kW以上75kW未満のもの	H23	NRTCM 8M (g/kWh)	CO	5.0(6.5)	H26	NRTCM 8M (g/kWh)	CO	5.0(6.5)	
				NMHC	0.19(0.25)			NMHC	0.19(0.25)	
				NO_X	3.3(4.4)			NO_X	0.4(0.53)	
				PM	0.02(0.03)			PM	0.02(0.03)	
	定格出力75kW以上130kW未満のもの	H23	NRTCM 8M (g/kWh)	CO	5.0(6.5)	H26	NRTCM 8M (g/kWh)	CO	5.0(6.5)	
				NMHC	0.19(0.25)			NMHC	0.19(0.25)	
				NO_X	3.3(4.4)			NO_X	0.4(0.53)	
				PM	0.02(0.03)			PM	0.02(0.03)	
	定格出力130kW以上560kW未満のもの	H23	NRTCM 8M (g/kWh)	CO	3.5(4.6)	H26	NRTCM 8M (g/kWh)	CO	3.5(4.6)	
				NMHC	0.19(0.25)			NMHC	0.19(0.25)	
				NO_X	2.0(2.7)			NO_X	0.4(0.53)	
				PM	0.02(0.03)			PM	0.02(0.03)	
LPG・ガソリン自動車特殊	定格出力19kW以上560kW未満のもの	H19	7M (g/kWh)	CO	20.0(26.6)	同左				
				HC	0.60(0.80)					
				NO_X	0.60(0.80)					

※1：認証基準とは型式指定車及び装置指定車の基準値をいう。（ ）の数値はそれ以外の自動車（ＰＨＰ、新型届出（装置指定車以外のもの）、試作、組立、並行輸入車）の基準値をいう。

※2：ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した希薄燃焼方式の直接噴射式の原動機を有する自動車（リーンバーン直噴車）に限り適用する。

※3：コンバインモードとは平成17年(2005年)からは10・15モードの測定値に0.88を乗じた値と11モードの測定値に0.12を乗じた値との和で算出される値

平成20年(2008年)からは10・15モードの測定値に0.75を乗じた値とJC08Cモードの測定値に0.25を乗じた値との和で算出される値

平成23年(2011年)からはJC08Hモードの測定値に0.75を乗じた値とJC08Cモードの測定値に0.25を乗じた値との和で算出される値

※4：NOx 触媒付直噴車に限る。

※5：第一種原動機自転車のうち、最高速度50km/h 以下のものは従前の通り

出典：国土交通省自動車局ホームページ

NOx 規制値の推移（ディーゼル重量車）

窒素酸化物（NOx）

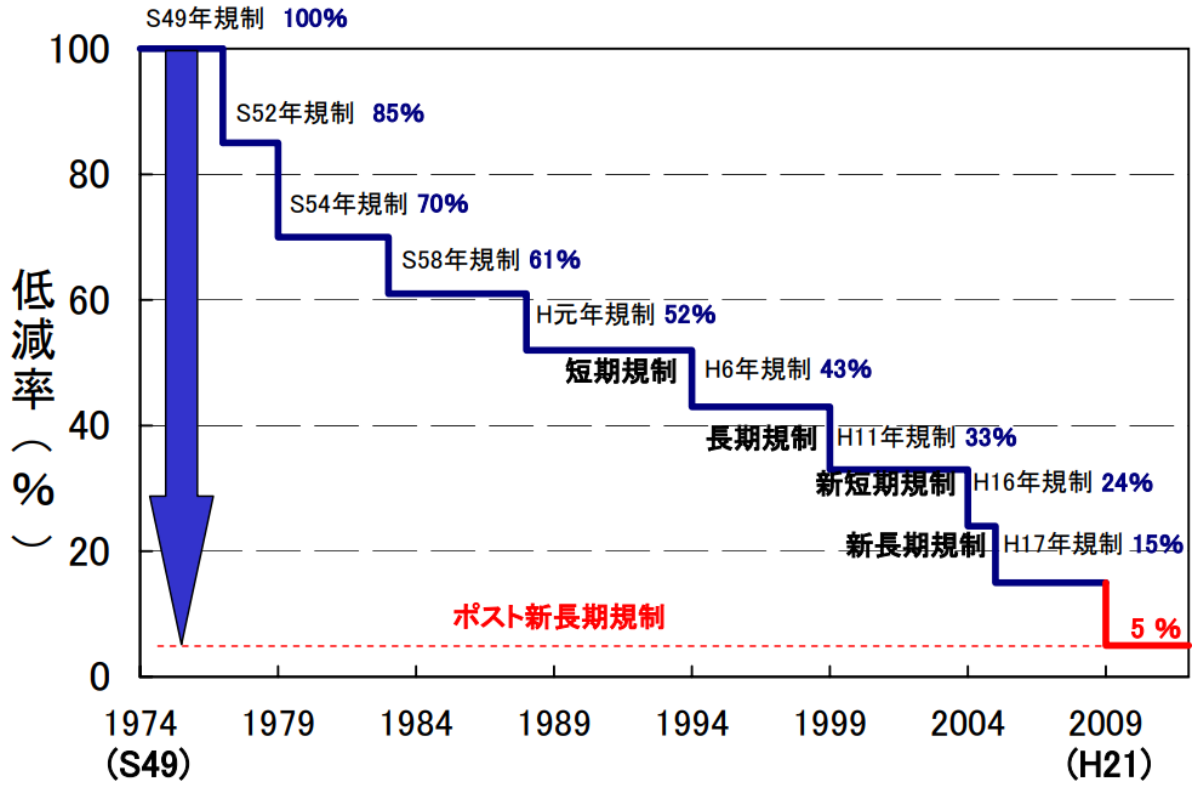

PM 規制値の推移（ディーゼル重量車）

粒子状物質（PM）

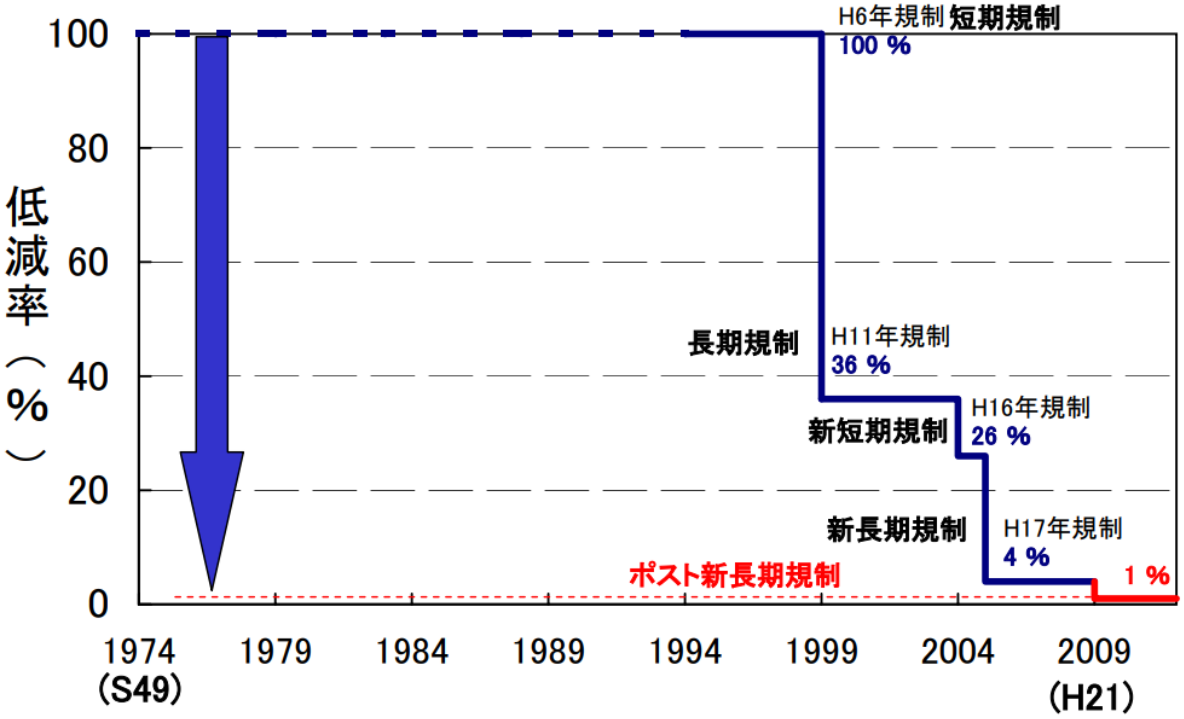

出典：国土交通省自動車局ホームページ

② 自動車騒音

(ア) 環境基準（平成10年９月30日環境庁告示，平成11年４月１日施行）

地域の類型	基準値		達成期間
	昼間	夜間	
AA	50デシベル以下	40デシベル以下	①道路に面する地域以外の地域については，施行後直ちに達成され，又は維持されるよう努める。 ②既設の道路に面する地域については，施行後10年以内を目途として達成され，又は維持されるよう努める。ただし，幹線交通を担う道路に面する地域で道路交通量が多く達成が著しく困難な地域については，10年を超える期間で可及的速やかに達成されるよう努める。 ③道路に面する地域以外の地域が施行日以降計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては，供用後直ちに達成されまたは維持されるよう努めるものとし，施行日より前に計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては，②を準用する。
A	55デシベル以下	45デシベル以下	
A：２車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下	
B	55デシベル以下	45デシベル以下	
B：２車線以上の車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下	
C	60デシベル以下	50デシベル以下	
C：車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下	
幹線交通を担う道路に近接する空間	70デシベル以下	65デシベル以下	
屋内へ透過する騒音に係る基準	45デシベル以下	40デシベル以下	

注）1. 昼間：午前６時～午後10時，夜間：午後10時～翌日午前６時
2. AA：療養施設，社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
3. A：専ら住居の用に供される地域
4. B：主として住居の用に供される地域
5. C：相当数の住居と併せて商業，工業等の用に供される地域
6. 車線：１縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分
7. 幹線交通を担う道路に近接する空間について，個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは，屋内へ透過する騒音に係る基準によることができる。

(イ) 要請限度（平成12年３月２日総理府令第15号，平成12年４月１日施行）

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
a区域及びb区域のうち１車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a区域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b区域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル
幹線交通を担う道路に近接する区域	75デシベル	70デシベル

注）1. 昼間：午前６時～午後10時
夜間：午後10時～翌日午前６時
2. a区域：専ら住居の用に供される区域
b区域：主として住居の用に供される区域
c区域：相当数の住居と併せて商業，工業等の用に供される区域

自動車単体騒音規制値

平成 28 年騒音規制（UN_R51-03 導入関係）

【自動車の種別】
M 及び N カテゴリ
○　自動車（被牽引自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く）

【規制概要】
○　加速走行騒音について、より走行実態に即した規制を行うため、また、国際的な基準調和を図るため、従来の全開加速走行騒音に替え、市街地での走行状態を模擬した加速度で走行した際の四輪車の騒音を規制する国際基準である「UN_R51-03」を導入
○　定常走行騒音を廃止
○　圧縮空気騒音規制を導入（空気式ブレーキを装着した TPMLM※1 2.8 トン超の自動車に限る）

【規制値】　（単位：デシベル）

車両カテゴリ	専ら乗用の用に供する自動車	フェーズ 1	フェーズ 2
M1 カテゴリ 乗車定員 9 人以下の乗用車	PMR※2 120 以下	72	70
	PMR※2 120 超、160 以下	73	71
	PMR※2 160 超	75	73
	PMR※2 200 超、乗車定員 4 人以下、R ポイント※3 の地上からの高さ 450mm 未満	75	74
M2 カテゴリ 乗車定員 10 人以上、TPMLM※1 5 トン以下の乗用車	TPMLM※1 2.5 トン以下	72	70
	TPMLM※1 2.5 トン超、3.5 トン以下	74	72
	TPMLM※1 3.5 トン超、最高出力 135kW 以下	75	73
	TPMLM※1 3.5 トン超、最高出力 135kW 超	75	74
M3 カテゴリ 乗車定員 10 人以上、TPMLM※1 5 トン超の乗用車	最高出力 150kW 以下	76	74
	最高出力 150kW 超、250kW 以下	78	77
	最高出力 250kW 超	80	78

（単位：デシベル）

車両カテゴリ	貨物の運送の用に供する自動車	フェーズ1	フェーズ2
N1 カテゴリ TPMLM※1 3.5 トン以下の貨物車	TPMLM※1 2.5 トン以下	72	71
	TPMLM※1 2.5 トン超	74	73
N2 カテゴリ TPMLM※1 3.5 トン超、12 トン以下の貨物車	最高出力 135kW 以下	77	75
	最高出力 135kW 超	78	76
N3 カテゴリ TPMLM※1 12 トン超の貨物車	最高出力 150kW 以下	79	77
	最高出力 150kW 超、250kW 以下	81	79
	最高出力 250kW 超	82	81

※1 TPMLM(Technically Permissible Maximum Laden Mass)：技術的最大許容質量(kg)
安全性の確保及び公害の防止ができるものとして技術的に許容できる自動車の質量であって、自動車製作者が指定したもの
※2 PMR(Power to Mass Ratio)：最高出力(kW)／（車両重量(kg)＋75kg）×1,000
※3 運転者席の着座位置について、自動車製作者等が定め、三次元座標方式に基づき決定する設計点

【適用日】

	市街地加速走行騒音 規制値　フェーズ１	市街地加速走行騒音 規制値　フェーズ２
新型自動車 （輸入自動車を除く）	平成 28 年 10 月 1 日以降	令和 2 年 9 月 1 日以降 （N2 カテゴリは 令和 4 年 9 月 1 日以降）
上記以外のもの	令和 4 年 9 月 1 日以降 （N2 カテゴリは 令和 5 年 9 月 1 日以降）	令和 4 年 9 月 1 日以降 （N2 カテゴリは 令和 5 年 9 月 1 日以降）

出典：国土交通省自動車局ホームページ

平成 28 年騒音規制（近接排気騒音の相対値規制導入関係）

【自動車の種別】
L3 カテゴリ
○ 二輪自動車（側車付二輪自動車を除く）
○ 二輪の原動機付自転車（排気量 0.05ℓ 超又は最高速度 50km/h 超のものに限る）
M 及び N カテゴリ
○ 自動車（被牽引自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く）

【規制概要】
○ 近接排気騒音について、従来の車種毎に規制値を定めた絶対値規制に替え、使用過程において新車時の騒音から悪化しないことを確認する相対値規制を導入
○ 近接排気騒音の測定方法について、UN_R に基づく測定方法へ変更

【規制値】
○ 近接排気騒音値が、新車時に確認した騒音値＋5dB の値以下であること

【適用日】

	L3 カテゴリ	M 及び N カテゴリ
新型自動車 （輸入自動車を除く）	平成 28 年 10 月 1 日以降	平成 28 年 10 月 1 日以降
上記以外のもの	令和 3 年 9 月 1 日以降	令和 4 年 9 月 1 日以降 （N2 カテゴリは 令和 5 年 9 月 1 日以降）

出典：国土交通省自動車局ホームページ

平成 26 年騒音規制

【自動車の種別】
L3 カテゴリ
○ 二輪自動車（側車付二輪自動車を除く）
○ 二輪の原動機付自転車（排気量 0.05ℓ 超又は最高速度 50km/h 超のものに限る）

【規制概要】
○ 加速走行騒音について、より走行実態に即した規制を行うため、また、国際的な基準調和を図るため、従来の全開加速走行騒音に替え、市街地での走行状態を模擬した加速度で走行した際の二輪車の騒音を規制する国際基準である「UN_R41-04」を導入
○ 定常走行騒音を廃止

【規制値】

車両区分	市街地加速 走行騒音規制値	全開加速 走行騒音規制値
Class Ⅰ（PMR※25 以下）	73dB	←
Class Ⅱ（PMR※25 超、50 以下）	74dB	79dB
Class Ⅲ（PMR※50 超）	77dB	82dB

※ PMR(Power to Mass Ratio)：最高出力(kW)／（車両重量(kg)＋75kg）×1,000

【適用日】
○ 新型自動車（輸入自動車を除く）・・・平成 26 年 1 月 1 日以降
○ 上記以外のもの ・・・平成 29 年 1 月 1 日以降

出典：国土交通省自動車局ホームページ

平成２８年騒音規制、平成２６年騒音規制の対象となっていない自動車については、次の表に示す従前の規制が適用される。

自動車騒音規制の推移

〔単位：デシベル〕

自動車の種別				定常走行騒音 新車 昭和26年	46年	平成10年※2	11年※2	12年※2	13年※2	定常走行騒音 使用過程 昭和26年	加速走行騒音 新車 昭和46年	51年	52年	54年	57年	58年	59年	60年	61年	62年	平成10年	11年	12年	13年	排気騒音 新車及び使用過程 昭和26年	46年	近接排気騒音 新車及び使用過程 61年	63年	平成元年	10年	11年	12年	13年
特殊自動車				85						85	–														85		110					
貨物自動車 乗合自動車（トラック・バス）	大型車：GVW※1 3.5トン超、原動機最高出力150kW超	全輪駆動車、トラクタ及びクレーン車		85	80				83	85	92	89	86				83				82				85	80	107					99
		トラック							82									83				81										
		バス				82										83			81									99				
	中型車：GVW※1 3.5トン超、原動機最高出力150kW以下	全輪駆動車		85	78				80	85	89	87	86			83						81			85	78	105					98
		その他	バス					79												80									98		
			その他						79													80										
	小型車：GVW※1 3.5トン以下	GVW※1 1.7トン超		85	74			74		85	85	83	81				78（全輪駆動車）				76				85	74	103				97	
		GVW※1 1.7トン以下					74										78（全輪駆動車以外）				76								97		
軽貨物自動車	排気量0.66ℓ以下	原動機が運転席の前（ボンネット型）		85	74		74			85	85	83	81				78（全輪駆動車）				76				85	74	103				97	
		その他（キャブオーバ型）						74									78（全輪駆動車以外）				76								97		
乗用自動車	乗車定員10人以下	乗車定員7人以上	リヤエンジン	85	70		72			85	84	82	81	78								76			85	70	103				100	
			その他			72															76								96		
		乗車定員6人以下	リヤエンジン																											100	
			その他																											96	
二輪自動車	小型二輪：排気量0.25ℓ超			85	74				72	85	86	83	78						75				73		85	74	99					94
	軽二輪：排気量0.125ℓ超、0.25ℓ以下					71					84						75					73								94	
原動機付自転車	第二種：排気量0.05ℓ超、0.125ℓ以下			85	70				68	85	82	79	75						72				71		85	70	95					90
	第一種：排気量0.05ℓ以下					65					80						72					71								84	

※1　GVW：車両総重量

※2　平成10年規制以降は新たな定常走行騒音測定方法を適用

H26,28 期制から廃止

H26,28 期制から UN R51-03,R41-04 を導入

H28 期制から測定方法を UN 期制に変更 相対値期制を導入

出典：国土交通省自動車局ホームページ

タイヤの車外騒音規制値

【自動車の種別】（新車規制のみ）
○ 空気入ゴムタイヤを備える自動車（二輪自動車，側車付二輪自動車，三輪自動車，大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く）

【タイヤの車外騒音規制】
○ 「タイヤの車外騒音・ウエット路面上の摩擦力・転がり抵抗に係る協定規則（第 117 号)」の試験法及び規制値を導入

【規制値】

タイヤのクラス	断面幅の呼び（mm）	規制値 dB（A）
C1※1	w≦185	70
	185＜w≦245	71
	245＜w≦275	72
	275＜w	74

シビアスノータイヤ，エクストラロードタイヤ，レインフォースドタイヤ，又はこれらの分類の組み合わせについては，上記規制値を 1dB（A）引き上げるものとする。

タイヤのクラス	タイヤの種類	規制値 dB（A）	
		その他	トラクションタイヤ
C2※2	ノーマルタイヤ	72	73
	スノータイヤ	72	73
	シビアスノータイヤ	73	75
	特殊用途タイヤ	74	75
C3※3	ノーマルタイヤ	73	75
	スノータイヤ	73	75
	シビアスノータイヤ	74	76
	特殊用途タイヤ	75	77

※1 乗用車用タイヤ
※2 小型商用車用タイヤ（単輪でのロードインデックス≦121 かつ速度記号≧N のタイヤ）
※3 中型・大型商用車用タイヤ（単輪でのロードインデックス≦121 かつ速度記号≦M 又は単輪でのロードインデックス≧122 のタイヤ）

【適用日】

自動車の種別	適用時期	
	新型車※ （PHP 自動車を除く）	左記以外の自動車 （継続生産車等）
乗車定員 9 人以下の専ら乗用の用に供する自動車	平成 30 年 4 月 1 日	令和 4 年 4 月 1 日
乗車定員 9 人を超え，かつ，車両総重量が 5 トン以下の専ら乗用の用に供する自動車	平成 31 年 4 月 1 日	令和 6 年 4 月 1 日
車両総重量が 3.5 トン以下の貨物の運送の用に供する自動車		
車両総重量が 3.5 トン以下の被牽引自動車		
乗車定員 9 人を超え，かつ，車両総重量が 5 トン超えの専ら乗用の用に供する自動車	令和 5 年 4 月 1 日	令和 8 年 4 月 1 日
車両総重量が 3.5 トン超えの貨物の運送の用に供する自動車		
車両総重量が 3.5 トン超えの被牽引自動車		

※ 新規検査時においてシビアスノータイヤを装着した自動車への適用時期については，継続生産車等への適用時期と同じとする。

出典：国土交通省自動車局ホームページ

③道路交通振動

要請限度（振動規制法施行規則12条，別表第２）

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
第１種区域	65dB	60dB
第２種区域	70dB	65dB

注）1. 昼間：午前５時，６時，７時又は８時～午後７時，８時，９時又は10時

夜間：午後７時，８時，９時又は10時～翌日午前５時，６時，７時又は８時

2. 第１種区域，第２種区域とは，下記の地域に相当し，都道府県知事が定めた区域をいう。

第１種区域　良好な住居の環境を保全するため，特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため，静穏の保持を必要とする区域

第２種区域　住居の用に併せて商業，工業等の用に供されている区域であって，その区域内の住民の生活環境を保全するため，振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって，その区域内の住民の生活環境を悪化させないため，著しい振動の発生を防止する必要がある区域

3　都道府県知事又は指定都市の長等，道路管理者及び都道府県公安委員会が協議するところにより，学校，病院等特に静穏を必要とする施設の周辺の道路における限度は，上記表に定める値以下当該地から５dB を減じた値以上とし，特定の既設幹線道路の区間の全部又は一部における夜間の第一種区域の限度は夜間の第二種区域の値とすることができる。

幹線道路の沿道の整備に関する法律の概要

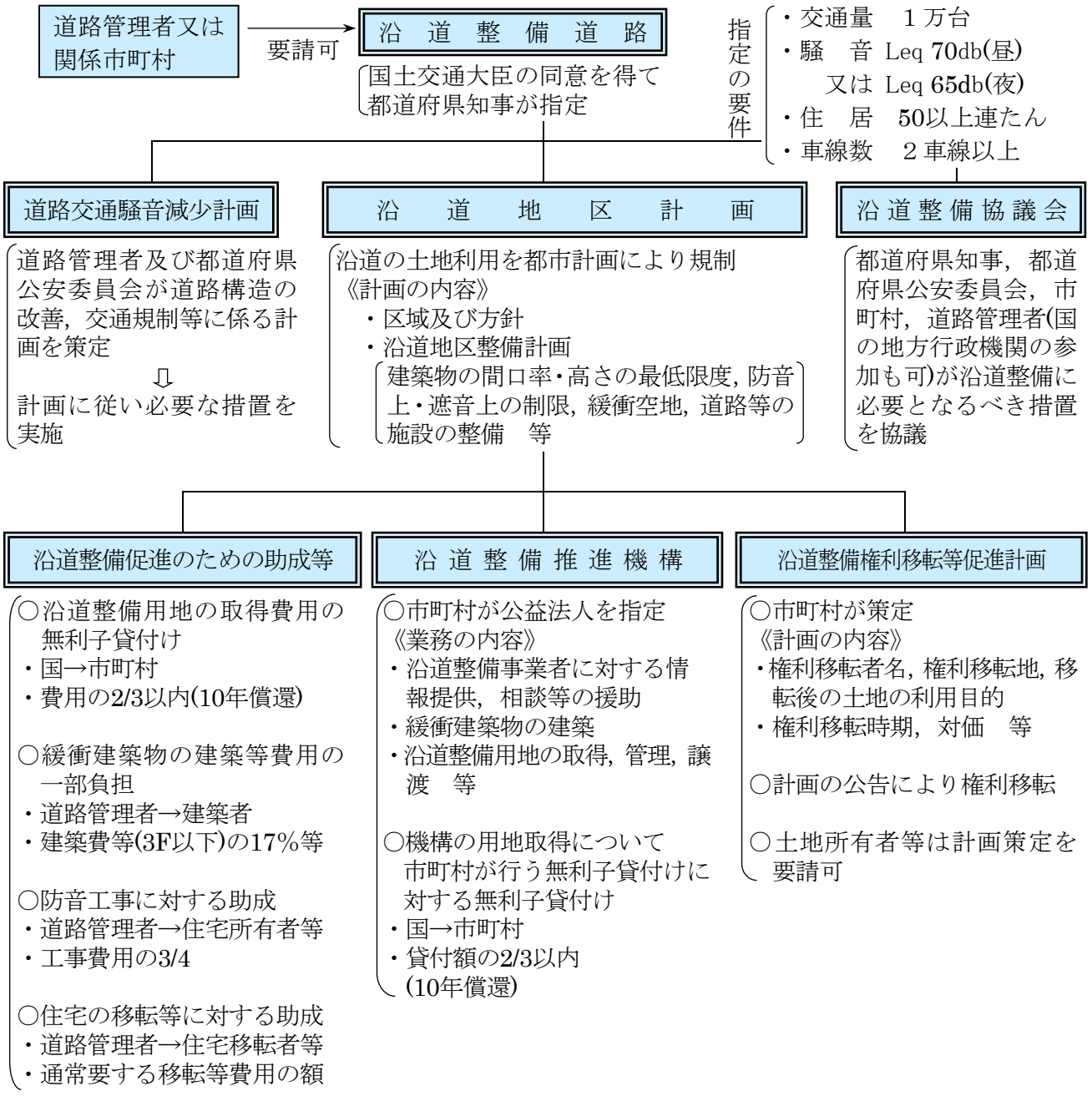

沿道整備道路の指定及び沿道地区計画の決定状況（令和５年４月１日現在）

	道路名	沿道整備協議会	道路交通騒音減少計画	指定区間	延長(km)	公告年月	地区計画	延長(km)	公告年月	建築条例
1	一般国道43号 阪神高速 神戸西宮線 阪神高速 大阪西宮線	○	×	尼崎市東本町～神戸市灘区味泥町 (神戸市灘区大石南町～西宮市今津水波町)	20.2 (12.6)	S57.8	尼崎市道意地区 (区域及び整備の方針のみ都計済)	0.8	H13.03	×
							〃　竹谷地区	0.7	H14.11	×
				(尼崎市東本町～西宮市今津水波町)	(7.3)		(　　〃　　)			
							〃　城内地区	1.0	H15.12	×
							(　　〃　　)			
							〃　開明地区	0.9	H15.12	×
							(　　〃　　)			
							〃　武庫川・元浜地区	0.8	H15.12	×
							(　　〃　　)			
				(計)	20.2 (40.1)		(計)	4.2		
2	環状７号線	○	○	大田区大森本町２丁目～江戸川区臨海町４丁目 (大田区大森本町２丁目～練馬区小竹町２丁目)	23.2	S58.11	大田区	6.4	S63.01	○
							目黒区	2.7	〃	○
							世田谷区野沢地区南部	1.0	S62.11	○
							〃　北部	0.7	S61.08	○
							〃　三軒茶屋・上馬地区	0.9	S62.03	○
							〃　代田南部・若林地区	1.7	S62.11	○
							〃　代田北部地区	0.5	〃	○
							〃　大原・羽根木地区	1.1	S62.03	○
							杉並区	4.2	S62.01	○
							中野区	1.9	S60.06	○
							練馬区桜台・栄町・豊玉地区	2.1	S63.01	○
							〃　羽沢・小竹地区	0.8	S62.01	○
				(板橋区小茂根４丁目～北区神谷３丁目)	6.5	S62.12	板橋区	4.2	H01.10	○
							北区	2.4	H01.04	○
				(足立区新田１丁目～同区中川４丁目)	10.9	S59.08	足立区(D 地区)	2.8	H01.03	○
							〃　(B 地区)	1.7	S63.01	○
							〃　(A 地区)	1.2	S62.04	○
							〃　(C 地区)	4.5	H01.03	○
				(葛飾区亀有５丁目～同区東新小岩２丁目)	5.0	S62.12	葛飾区	4.8	H03.01	○
				(江戸川区上一色町～同区臨海町４丁目)	9.9	H02.03	江戸川区	9.9	H04.12	○
				(計)	55.5		(計)	55.5		
3	環状８号線 (羽田上高井戸 岩淵線)	○	○	大田区蒲田４丁目～杉並区井草３丁目 (大田区蒲田４丁目～同区田園調布２丁目)	7.0	H12.03	大田区	7.0	H13.04	○
				(世田谷区東玉川２丁目～同区八幡山３丁目)	10.4	H13.03	世田谷区東玉川地区	1.0	H15.01	○
							〃　玉川田園調布地区	0.6	〃	○
							〃　野毛・等々力・中町地区	2.1	〃	○
							〃　瀬田・上野毛・野毛地区	1.9	〃	○
							〃　瀬田・玉川台地区	0.9	〃	○
							〃　砧公園・上用賀地区	1.2	〃	○
							〃　砧・桜丘地区	1.4	〃	○
							〃　千歳台・船橋地区	1.2	〃	○
							〃　粕谷・南烏山・八幡山地区	1.2	〃	○
				(杉並区上高井戸１丁目)	0.3	H06.09	杉並区	0.3	H08.05	○
				(世田谷区上北沢５丁目)	0.3	H13.03	世田谷区上北沢５丁目地区	0.3	H15.01	○
				(杉並区上高井戸３丁目～同区井草３丁目)	6.2	H06.09	杉並区	4.9	H08.05	○
				練馬区春日町２丁目～同区錦２丁目						
				(練馬区春日町２丁目)	0.4	S61.03	練馬区春日町二丁目地区	0.4	S61.08	×
				(練馬区北町６丁目)	0.4	S58.11	〃　北町・早宮地区	0.4	S59.11	×
				(練馬区北町６丁目～同区錦２丁目)	1.2	H12.03				
				板橋区相生町～同区小豆沢４丁目						
				(板橋区相生町～同区志村３丁目)	0.7	H01.09	板橋区(A 地区)	0.7	H02.12	×
				(板橋区坂下１丁目～同区小豆沢４丁目)	1.7	H05.07	〃　(B 地区)	1.7	H06.04	×
				(計)	28.6		(計)	27.2		
4	笹目通り	×	×	練馬区南田中４丁目～同区旭町１丁目	3.7	H14.03	練馬区	3.7	H15.11	○
				(計)	3.7		(計)	3.7		
5	目白通り	×	×	練馬区中村北２丁目～同区大泉町５丁目	4.9	H15.11				－
				(計)	4.9		(計)			
6	一般国道４号	○	×	足立区梅田１丁目～同区西保木間４丁目	5.1	S59.08	足立区(A 地区)	3.7	S62.01	○
							〃　(B 地区)	1.4	H01.03	○
				(計)	5.1		(計)	5.1		
7	一般国道23号	○	×	四日市市北納屋町～同市西末広町	1.2	S59.09	四日市地区	1.2	S62.11	○
				(計)	1.2		(計)	1.2		
8	一般国道254号	×	×	板橋区中丸町～練馬区旭町３丁目						
				(板橋区中丸町～同区桜川３丁目)	4.1	H08.09	板橋区(A 地区)	4.1	H09.11	○
				(板橋区桜川３丁目～練馬区旭町３丁目)	4.6	H12.03	板橋区(B 地区)	2.3	H23.12	○
				(計)	8.7		(計)	6.4		
9	中原街道	×	×	品川区平塚２丁目～大田区南雪谷２丁目						
				(品川区平塚２丁目～同区旗の台５丁目)	2.4	H17.04	品川区	2.4	H18.12	○
				(大田区南千束1丁目～同区南雪谷２丁目)	2.6	H17.04	大田区	2.6	H20.05	○
				(計)	5.0		(計)	5.0		
		9路線 5協議会	2路線	合　計 路線数計	132.9 (延べ152.8) 11路線		合　計	108.3 (50箇所)		41 箇所

○　道路交通

1.　交通機関別輸送量の推移

(1) 国内貨物輸送量

①輸送トンキロ（輸送分担率）

（単位：億トンキロ(%)）

年　度	総輸送量	J　　R	民　　鉄	自 動 車	内航海運	国内航空
昭和 58	4,220 (100)	268 (6.4)	6 (0.1)	1,935 (45.9)	2,007 (47.6)	4 (0.1)
59	4,344 (100)	225 (5.2)	5 (0.1)	2,008 (46.2)	2,101 (48.4)	4 (0.1)
60	4,342 (100)	214 (4.9)	5 (0.1)	2,059 (47.4)	2,058 (47.4)	5 (0.1)
61	4,351 (100)	200 (4.6)	5 (0.1)	2,161 (49.7)	1,980 (45.5)	5 (0.1)
62	4,489 (100)	200 (4.5)	4 (0.1)	2,264 (50.4)	2,014 (44.9)	6 (0.1)
63	4,829 (100)	230 (4.8)	4 (0.1)	2,461 (51.0)	2,126 (44.0)	7 (0.1)
平成元	5,088 (100)	247 (4.8)	5 (0.1)	2,629 (51.7)	2,201 (43.3)	8 (0.1)
2	5,468 (100)	267 (4.9)	5 (0.1)	2,742 (50.2)	2,445 (44.7)	8 (0.1)
3	5,599 (100)	267 (4.8)	5 (0.1)	2,838 (50.7)	2,482 (44.3)	8 (0.1)
4	5,571 (100)	262 (4.7)	4 (0.1)	2,816 (50.5)	2,480 (44.5)	8 (0.1)
5	5,357 (100)	250 (4.7)	4 (0.1)	2,759 (51.5)	2,335 (43.6)	8 (0.2)
6	5,445 (100)	241 (4.4)	4 (0.1)	2,806 (51.5)	2,385 (43.8)	9 (0.2)
7	5,590 (100)	247 (4.4)	4 (0.1)	2,946 (52.7)	2,383 (42.6)	9 (0.2)
8	5,732 (100)	246 (4.3)	4 (0.1)	3,055 (53.3)	2,418 (42.2)	10 (0.2)
9	5,689 (100)	243 (4.3)	3 (0.1)	3,063 (53.8)	2,370 (41.7)	10 (0.2)
10	5,516 (100)	226 (4.1)	3 (0.1)	3,007 (54.5)	2,270 (41.2)	10 (0.2)
11	5,602 (100)	223 (4.0)	3 (0.0)	3,071 (54.8)	2,294 (41.0)	10 (0.2)
12	5,780 (100)	219 (3.8)	3 (0.0)	3,131 (54.2)	2,417 (41.8)	11 (0.2)
13	5,807 (100)	219 (3.8)	3 (0.0)	3,131 (53.9)	2,445 (42.1)	10 (0.2)
14	5,707 (100)	219 (3.8)	3 (0.0)	3,120 (54.7)	2,356 (41.3)	10 (0.2)
15	5,639 (100)	226 (4.0)	2 (0.0)	3,219 (57.1)	2,182 (38.7)	10 (0.2)
16	5,700 (100)	223 (3.9)	2 (0.0)	3,276 (57.5)	2,188 (38.4)	11 (0.2)
17	5,704 (100)	226 (4.0)	2 (0.0)	3,350 (58.7)	2,116 (37.1)	11 (0.2)
18	5,787 (100)	230 (4.0)	2 (0.0)	3,465 (59.9)	2,078 (35.9)	11 (0.2)
19	5,822 (100)	231 (4.0)	2 (0.0)	3,548 (60.9)	2,030 (34.9)	11 (0.2)
20	5,576 (100)	221 (4.0)	2 (0.0)	3,464 (62.1)	1,879 (33.7)	11 (0.2)
21	5,236 (100)	204 (3.9)	2 (0.0)	3,347 (63.9)	1,673 (32.0)	10 (0.2)
22	4,461 (100)	202 (4.6)	2 (0.0)	2,448 (54.9)	1,799 (40.3)	10 (0.2)
23	4,286 (100)	200 (4.7)		2,327 (54.3)	1,749 (40.8)	10 (0.2)
24	4,109 (100)	205 (5.0)		2,117 (51.5)	1,778 (43.3)	10 (0.2)
25	4,229 (100)	211 (5.0)		2,159 (51.1)	1,849 (43.7)	10 (0.2)
26	4,172 (100)	210 (5.0)		2,120 (50.8)	1,831 (43.9)	11 (0.3)
27	4,090 (100)	215 (5.3)		2,060 (50.4)	1,804 (44.1)	11 (0.3)
28	4,148 (100)	213 (5.1)		2,120 (51.1)	1,804 (43.5)	11 (0.3)
29	4,162 (100)	217 (5.2)		2,125 (51.1)	1,809 (43.5)	11 (0.3)
30	4,116 (100)	194 (4.7)		2,121 (51.5)	1,791 (43.5)	10 (0.2)
令和元	4,060 (100)	200 (4.9)		2,154 (53.1)	1,697 (41.8)	9 (0.2)
2	3,876 (100)	183 (4.7)		2,149 (55.4)	1,538 (39.7)	6 (0.2)
3	4,060 (100)	180 (4.4)		2,255 (55.6)	1,618 (39.9)	6 (0.1)

注）1. 国土交通省「自動車輸送統計調査」,「鉄道輸送統計調査」,「内航船舶輸送統計調査」,「航空輸送統計調査」による。
2. 昭和61年度以前のJRは旧国鉄である。
3. 昭和62年度より，自動車には軽自動車を加えたので，昭和61年度以前と連続しない。
4. 平成６年度の自動車の数値には，平成７年１月～３月の兵庫県の数値は含まない。
5. 鉄道は有賃のみ。
6. 国内航空（定期のみ）の輸送量には，超過手荷物，郵便物を含む。
7. 平成22年度より，「自動車輸送統計年報」の調査方法及び集計方法を変更した。そのため，平成21年度以前の数値とは連続しない。なお，自家用貨物軽自動車は調査から除外されたため，推計値を用いている。
8. 自動車の数値には，東日本大震災の影響により北海道運輸局及び東北運輸局管内の平成23年３月，４月の数値を含まない。
9. 令和2年度より，貨物営業用自動車の調査方法及び集計方法を変更した。そのため，令和元年

度以前の数値とは連続しない。なお,時系列上の連続性を担保するため接続係数により令和元年度以前の旧統計数値を遡及改訂のうえ算出している。

②輸送トン数（輸送分担率）

（単位：百万トン(%)）

年　度	総輸送量	J　　R	民　　鉄	自 動 車	内航海運	国内航空
昭和 58	5,680 (100)	82 (1.5)	35 (0.6)	5,123 (90.2)	438 (7.7)	0 (0.0)
59	5,669 (100)	72 (1.3)	32 (0.6)	5,115 (90.2)	450 (7.9)	0 (0.0)
60	5,597 (100)	65 (1.2)	31 (0.6)	5,048 (90.2)	452 (8.1)	1 (0.0)
61	5,498 (100)	59 (1.1)	28 (0.5)	4,969 (90.4)	441 (8.0)	1 (0.0)
62	5,750 (100)	55 (1.0)	27 (0.5)	5,204 (90.5)	463 (8.0)	1 (0.0)
63	6,155 (100)	56 (0.9)	27 (0.4)	5,578 (90.6)	493 (8.0)	1 (0.0)
平成元	6,510 (100)	56 (0.9)	27 (0.4)	5,888 (90.5)	538 (8.3)	1 (0.0)
2	6,776 (100)	58 (0.9)	28 (0.4)	6,114 (90.2)	575 (8.5)	1 (0.0)
3	6,919 (100)	57 (0.8)	28 (0.4)	6,261 (90.5)	572 (8.3)	1 (0.0)
4	6,725 (100)	56 (0.8)	27 (0.4)	6,102 (90.7)	540 (8.0)	1 (0.0)
5	6,430 (100)	53 (0.8)	26 (0.4)	5,822 (90.5)	529 (8.2)	1 (0.0)
6	6,446 (100)	53 (0.8)	26 (0.4)	5,810 (90.1)	556 (8.6)	1 (0.0)
7	6,643 (100)	51 (0.8)	25 (0.4)	6,017 (90.6)	549 (8.3)	1 (0.0)
8	6,799 (100)	49 (0.7)	24 (0.4)	6,177 (90.9)	547 (8.0)	1 (0.0)
9	6,677 (100)	47 (0.7)	22 (0.3)	6,065 (90.8)	541 (8.1)	1 (0.0)
10	6,398 (100)	41 (0.6)	20 (0.3)	5,820 (91.0)	517 (8.1)	1 (0.0)
11	6,446 (100)	39 (0.6)	20 (0.3)	5,863 (91.0)	523 (8.1)	1 (0.0)
12	6,371 (100)	40 (0.6)	20 (0.3)	5,774 (90.6)	537 (8.4)	1 (0.0)
13	6,158 (100)	39 (0.6)	20 (0.3)	5,578 (90.6)	520 (8.4)	1 (0.0)
14	5,894 (100)	38 (0.6)	18 (0.3)	5,339 (90.6)	497 (8.4)	1 (0.0)
15	5,734 (100)	38 (0.7)	16 (0.3)	5,234 (91.3)	446 (7.8)	1 (0.0)
16	5,569 (100)	37 (0.7)	15 (0.3)	5,076 (91.1)	440 (7.9)	1 (0.0)
17	5,446 (100)	37 (0.7)	16 (0.3)	4,966 (91.2)	426 (7.8)	1 (0.0)
18	5,431 (100)	36 (0.7)	16 (0.3)	4,961 (91.4)	417 (7.7)	1 (0.0)
19	5,394 (100)	36 (0.7)	15 (0.3)	4,933 (91.5)	410 (7.6)	1 (0.0)
20	5,144 (100)	33 (0.6)	13 (0.3)	4,718 (91.7)	379 (7.4)	1 (0.0)
21	4,830 (100)	31 (0.6)	12 (0.2)	4,454 (92.2)	332 (6.9)	1 (0.0)
22	5,012 (100)	31 (0.6)	13 (0.3)	4,601 (91.8)	367 (7.3)	1 (0.0)
23	5,021 (100)	40 (0.8)		4,619 (92.0)	361 (7.2)	1 (0.0)
24	4,905 (100)	42 (0.9)		4,495 (91.7)	366 (7.5)	1 (0.0)
25	4,905 (100)	44 (0.9)		4,482 (91.4)	378 (7.7)	1 (0.0)
26	4,862 (100)	43 (0.9)		4,448 (91.5)	369 (7.6)	1 (0.0)
27	4,828 (100)	43 (0.9)		4,418 (91.5)	365 (7.6)	1 (0.0)
28	4,918 (100)	44 (0.9)		4,508 (91.7)	364 (7.4)	1 (0.0)
29	4,915 (100)	45 (0.9)		4,509 (91.7)	360 (7.3)	1 (0.0)
30	4,851 (100)	42 (0.9)		4,453 (91.8)	354 (7.3)	1 (0.0)
令和元	4,835 (100)	43 (0.9)		4,450 (92.0)	341 (7.1)	1 (0.0)
2	4,246 (100)	39 (0.9)		3,900 (91.9)	306 (7.2)	1 (0.0)
3	4,359 (100)	39 (0.9)		3,995 (91.6)	325 (7.4)	1 (0.0)

注）1. 国土交通省「自動車輸送統計調査」,「鉄道輸送統計調査」,「内航船舶輸送統計調査」,「航空輸送統計調査」による。
2. 昭和61年度以前のJRは旧国鉄である。
3. 昭和62年度より，自動車には軽自動車を加えたので，昭和61年度以前と連続しない。
4. 平成６年度の自動車の数値には，平成７年１月～３月の兵庫県の数値は含まない。
5. 鉄道は有賃のみ。
6. 国内航空（定期のみ）の輸送量には，超過手荷物，郵便物を含む。
7. 平成22年度より,「自動車輸送統計年報」の調査方法及び集計方法を変更した。そのため，平成21年度以前の数値とは連続しない。なお，自家用貨物軽自動車は調査から除外されたため，推計値を用いている。
8. 自動車の数値には，東日本大震災の影響により北海道運輸局及び東北運輸局管内の平成23年３月，４月の数値を含まない。
9. 令和2年度より,貨物営業用自動車の調査方法及び集計方法を変更した。そのため,令和元年度以前の数値とは連続しない。なお,時系列上の連続性を担保するため接続係数により令和元年度以前の旧統計数値を遡及改訂のうえ算出している

(2)国内旅客輸送量

①輸送人キロ(輸送分担率)

(単位:億人キロ(%))

年　度	総輸送量	J　R	民　鉄	バ　ス	乗用車	自家用貨物車	旅客船	国内航空
昭和 58	8,220 (100)	1,929 (23.5)	1,285 (15.6)	1,034 (12.6)	3,607 (43.9)	… …	57 (0.7)	306 (3.7)
59	8,321 (100)	1,942 (23.3)	1,300 (15.6)	1,031 (12.4)	3,656 (43.9)	… …	58 (0.7)	335 (4.0)
60	8,582 (100)	1,975 (23.0)	1,326 (15.5)	1,049 (12.2)	3,844 (44.8)	… …	58 (0.7)	331 (3.9)
61	8,753 (100)	1,983 (22.7)	1,361 (15.6)	1,016 (11.6)	3,982 (45.5)	… …	57 (0.6)	353 (4.0)
62	11,080 (100)	2,047 (18.5)	1,401 (12.6)	1,029 (9.3)	4,560 (41.2)	1,596 (14.4)	62 (0.6)	385 (3.5)
63	11,906 (100)	2,176 (18.3)	1,442 (12.1)	1,072 (9.0)	5,014 (42.1)	1,734 (14.6)	57 (0.5)	411 (3.5)
平成元	12,670 (100)	2,227 (17.6)	1,461 (11.5)	1,091 (8.6)	5,560 (43.9)	1,800 (14.2)	60 (0.5)	471 (3.7)
2	12,984 (100)	2,377 (18.3)	1,498 (11.5)	1,104 (8.5)	5,755 (44.3)	1,672 (12.9)	63 (0.5)	516 (4.0)
3	13,310 (100)	2,470 (18.6)	1,531 (11.5)	1,082 (8.1)	5,955 (44.7)	1,656 (12.4)	62 (0.5)	553 (4.2)
4	13,533 (100)	2,496 (18.4)	1,527 (11.3)	1,066 (7.9)	6,176 (45.6)	1,641 (12.1)	61 (0.5)	567 (4.2)
5	13,558 (100)	2,500 (18.4)	1,527 (11.3)	1,029 (7.6)	6,270 (46.2)	1,600 (11.8)	61 (0.4)	571 (4.2)
6	13,603 (100)	2,444 (18.0)	1,520 (11.2)	998 (7.3)	6,404 (47.1)	1,566 (11.5)	59 (0.4)	613 (4.5)
7	13,881 (100)	2,490 (17.9)	1,511 (10.9)	973 (7.0)	6,646 (47.9)	1,555 (11.2)	56 (0.4)	650 (4.7)
8	14,086 (100)	2,517 (17.9)	1,504 (10.7)	949 (6.7)	6,842 (48.6)	1,527 (10.8)	56 (0.4)	690 (4.9)
9	14,188 (100)	2,477 (17.5)	1,476 (10.4)	929 (6.5)	7,041 (49.6)	1,479 (10.4)	54 (0.4)	732 (5.2)
10	14,244 (100)	2,428 (17.0)	1,461 (10.3)	904 (6.3)	7,238 (50.8)	1,406 (9.9)	46 (0.3)	760 (5.3)
11	14,245 (100)	2,408 (16.9)	1,443 (10.1)	887 (6.2)	7,334 (51.5)	1,334 (9.4)	45 (0.3)	793 (5.6)
12	14,197 (100)	2,407 (17.0)	1,438 (10.1)	873 (6.1)	7,411 (52.2)	1,228 (8.6)	43 (0.3)	797 (5.6)
13	14,252 (100)	2,411 (16.9)	1,443 (10.1)	864 (6.1)	7,525 (52.8)	1,154 (8.1)	40 (0.3)	815 (5.7)
14	14,255 (100)	2,392 (16.8)	1,430 (10.0)	862 (6.0)	7,566 (53.1)	1,126 (7.9)	39 (0.3)	839 (5.9)
15	14,265 (100)	2,412 (16.9)	1,438 (10.1)	864 (6.1)	7,551 (52.9)	1,127 (7.9)	40 (0.3)	833 (5.8)
16	14,184 (100)	2,420 (17.1)	1,432 (10.1)	863 (6.1)	7,505 (52.9)	1,108 (7.8)	39 (0.3)	818 (5.8)
17	14,115 (100)	2,460 (17.4)	1,452 (10.3)	881 (6.2)	7,376 (52.3)	1,073 (7.6)	40 (0.3)	832 (5.9)
18	14,034 (100)	2,490 (17.7)	1,469 (10.5)	887 (6.3)	7,239 (51.6)	1,054 (7.5)	38 (0.3)	857 (6.1)
19	14,128 (100)	2,552 (18.1)	1,503 (10.6)	890 (6.3)	7,246 (51.3)	1,055 (7.5)	38 (0.3)	843 (6.0)
20	13,948 (100)	2,536 (18.2)	1,510 (10.8)	899 (6.4)	7,131 (51.1)	1,028 (7.4)	35 (0.3)	809 (5.8)
21	13,709 (100)	2,442 (17.8)	1,497 (10.9)	874 (6.4)	7,117 (51.9)	996 (7.3)	31 (0.2)	752 (5.5)
22	5,479 (100)	2,446 (44.5)	1,489 (27.2)	700 (12.8)	77 (1.4)	… …	30 (0.5)	738 (13.5)
23	5,401 (100)	2,469 (45.7)	1,481 (27.4)	667 (12.3)	72 (1.4)	… …	30 (0.6)	712 (13.2)
24	5,611 (100)	2,538 (45.2)	1,506 (26.8)	685 (12.2)	72 (1.3)	… …	31 (0.6)	779 (13.9)
25	5,764 (100)	2,600 (45.1)	1,544 (26.8)	675 (11.7)	70 (1.2)	… …	32 (0.6)	841 (14.6)
26	5,763 (100)	2,601 (45.1)	1,539 (26.7)	656 (11.4)	69 (1.2)	… …	30 (0.5)	868 (15.1)
27	5,902 (100)	2,694 (45.6)	1,581 (26.7)	649 (10.9)	65 (1.1)	… …	31 (0.5)	882 (14.9)
28	5,958 (100)	2,720 (45.7)	1,598 (26.8)	637 (10.7)	64 (1.0)	… …	33 (0.5)	905 (15.2)

年　度	総輸送量	J　R	民　鉄	バ　ス	乗用車	自家用貨物車	旅客船	国内航空
平成 29	6,048　(100)	2,751　(45.5)	1,622　(26.8)	635　(10.5)	63　(1.0)	…　…	32　(0.5)	944　(15.6)
30	6,113　(100)	2,777　(45.4)	1,639　(26.8)	641　(10.5)	60　(1.0)	…　…	34　(0.6)	962　(15.7)
令和元	5,982　(100)	2,719　(45.5)	1,631　(27.3)	601　(10.0)	55　(0.9)	…　…	31　(0.5)	945　(15.8)
2	3,202　(100)	1,521　(47.5)	1,111　(34.7)	225　(70.3)	30　(0.9)	…　…	15　(0.5)	315　(9.8)
3	3,667　(100)	1702　(46.4)	1,197　(32.6)	270　(7.4)	32　(0.9)	…　…	…　…	467　(12.7)

注）1. 国土交通省「自動車輸送統計調査」,「鉄道輸送統計調査」,「海事レポート」,「航空輸送統計調査」による。
2. 昭和61年度以前のJRは旧国鉄である。
3. JRは昭和62年度以降はJR各社間の重複等があり，前年度までと連続しない。
4. 昭和62年度より，自動車には軽自動車を加えたので，昭和61年度以前と連続しない。
5. 平成６年度の自動車の数値には，平成７年１月～３月の兵庫（営業用バス等を除く）を含まない。
6. 旅客船の輸送量については，定期と不定期をあわせたものである。
7. 国内航空は定期便のみの数値である。
8. 平成22年度より,「自動車輸送統計年報」の調査方法及び集計方法を変更したことに伴い，平成21年度以前の数値とは連続しない。自家用貨物自動車及び自家用旅客車が除外された。また，乗用車の数値には，東日本大震災の影響により北海道運輸局及び東北運輸局管内の平成23年３月，４月の数値を含まない。
9. 令和２年度より，旅客営業用自動車（バス）の調査方法及び集計方法を変更した。令和元年度以前の輸送人キロについて,公表値とは時系列上の連続性が担保されていないことから,時系列上の連続性を担保するため旧統計の標本を新統計の集計方法過去に遡り推計を行い算出している。
10. 令和３年度の旅客船の輸送量は令和５年６月時点で公表されていない

②輸送人員（輸送分担率）

（単位：百万人(%)）

年　度	総輸送量	J　R	民　鉄	バ　ス	乗用車	自家用貨物車	旅客船	国内航空
昭和 58	52,541　(100)	6,797　(12.9)	11,741　(22.3)	9,154　(17.4)	24,655　(46.9)	…　…	153　(0.3)	41　(0.1)
59	52,982　(100)	6,884　(13.0)	11,869　(22.4)	8,902　(16.8)	25,128　(47.4)	…　…	155　(0.3)	45　(0.1)
60	53,961　(100)	7,036　(13.0)	12,048　(22.3)	8,780　(16.3)	25,899　(48.0)	…　…	153　(0.3)	44　(0.1)
61	54,654　(100)	7,200　(13.2)	12,310　(22.5)	8,571　(15.7)	26,372　(48.3)	…　…	154　(0.3)	46　(0.1)
62	69,352　(100)	7,356　(10.6)	12,616　(18.2)	8,470　(12.2)	30,379　(43.8)	10,316　(14.9)	165　(0.2)	50　(0.1)
63	73,170　(100)	7,761　(10.6)	12,981　(17.7)	8,538　(11.7)	32,635　(44.6)	11,044　(15.1)	157　(0.2)	53　(0.1)
平成元	77,260　(100)	7,980　(10.3)	13,231　(17.1)	8,572　(11.1)	35,498　(45.9)	11,759　(15.2)	160　(0.2)	60　(0.1)
2	77,934　(100)	8,358　(10.7)	13,581　(17.4)	8,558　(11.0)	36,204　(46.5)	11,006　(14.1)	163　(0.2)	65　(0.1)
3	80,346　(100)	8,676　(10.8)	13,884　(17.3)	8,582　(10.7)	37,738　(47.0)	11,236　(14.0)	162　(0.2)	69　(0.1)
4	81,763　(100)	8,818　(10.8)	13,876　(17.0)	8,445　(10.3)	39,196　(47.9)	11,201　(13.7)	158　(0.2)	70　(0.1)
5	82,271　(100)	8,906　(10.8)	13,853　(16.8)	8,225　(10.0)	40,121　(48.8)	10,939　(13.3)	157　(0.2)	70　(0.1)
6	82,758　(100)	8,884　(10.7)	13,714　(16.6)	7,836　(9.5)	41,468　(50.1)	10,630　(12.8)	151　(0.2)	75　(0.1)
7	84,129　(100)	8,982　(10.7)	13,648　(16.2)	7,619　(9.1)	43,055　(51.2)	10,598　(12.6)	149　(0.2)	78　(0.1)
8	84,366　(100)	8,997　(10.7)	13,596　(16.1)	7,492　(8.9)	43,736　(51.8)	10,315　(12.2)	148　(0.2)	82　(0.1)
9	84,675　(100)	8,859　(10.5)	13,386　(15.8)	7,351　(8.7)	45,117　(53.3)	9,732　(11.5)	145　(0.2)	86　(0.1)
10	84,068　(100)	8,764　(10.4)	13,249　(15.8)	7,047　(8.4)	45,772　(54.4)	9,020　(10.7)	128　(0.2)	88　(0.1)

年　度	総輸送量	Ｊ　Ｒ	民　鉄	バ　ス	乗用車	自家用貨物車	旅客船	国内航空
11	84,009　(100)	8,718　(10.4)	13,033　(15.5)	6,864　(8.2)	46,513　(55.4)	8,670　(10.3)	120　(0.1)	92　(0.1)
12	84,691　(100)	8,671　(10.2)	12,976　(15.3)	6,635　(7.8)	47,937　(56.6)	8,269　(9.8)	110　(0.1)	93　(0.1)
13	86,516　(100)	8,650　(10.0)	13,070　(15.1)	6,490　(7.5)	50,006　(57.8)	8,094　(9.4)	111　(0.1)	95　(0.1)
14	87,247　(100)	8,585　(9.8)	12,976　(14.9)	6,286　(7.2)	51,268　(58.8)	7,926　(9.1)	109　(0.1)	97　(0.1)
平成 15	87,894　(100)	8,642　(9.8)	13,116　(14.9)	6,191　(7.0)	51,802　(58.9)	7,940　(9.0)	107　(0.1)	95　(0.1)
16	87,872　(100)	8,618　(9.8)	13,068　(14.9)	5,995　(6.8)	52,311　(59.5)	7,684　(8.7)	101　(0.1)	94　(0.1)
17	88,107　(100)	8,683　(9.9)	13,280　(15.1)	5,889　(6.7)	52,722　(59.8)	7,336　(8.3)	103　(0.1)	94　(0.1)
18	88,383　(100)	8,778　(9.9)	13,465　(15.2)	5,909　(6.7)	52,765　(59.7)	7,269　(8.2)	99　(0.1)	97　(0.1)
19	89,945　(100)	8,988　(10.0)	13,853　(15.4)	5,963　(6.6)	53,730　(59.7)	7,216　(8.0)	101　(0.1)	95　(0.1)
20	89,940　(100)	8,984　(10.0)	13,992　(15.6)	5,930　(6.6)	53,826　(59.8)	7,018　(7.8)	99　(0.1)	91　(0.1)
21	89,500　(100)	8,841　(9.9)	13,884　(15.5)	5,733　(6.4)	54,172　(60.5)	6,694　(7.5)	92　(0.1)	84　(0.1)
22	29,078　(100)	8,818　(30.3)	13,851　(47.6)	4,458　(15.3)	1,799　(6.2)	…　…	85　(0.3)	82　(0.3)
23	28,869　(100)	8,837　(30.6)	13,795　(47.8)	4,414　(15.3)	1,675　(5.8)	…　…	84　(0.3)	79　(0.3)
24	29,292　(100)	8,963　(30.6)	14,079　(48.1)	4,437　(15.1)	1,640　(5.6)	…　…	87　(0.3)	86　(0.3)
25	29,952　(100)	9,147　(30.6)	14,459　(48.4)	4,505　(15.0)	1,648　(5.5)	…　…	88　(0.3)	92　(0.3)
26	29,837　(100)	9,088　(30.5)	14,511　(48.6)	4,499　(15.1)	1,557　(5.2)	…　…	86　(0.3)	95　(0.3)
27	30,506　(100)	9,309　(30.5)	14,982　(49.1)	4,565　(15.0)	1,466　(4.8)	…　…	88　(0.2)	96　(0.3)
28	30,819　(100)	9,392　(30.5)	15,206　(49.3)	4,583　(14.9)	1,452　(4.7)	…　…	88　(0.3)	98　(0.3)
29	31,248　(100)	9,488　(30.4)	15,485　(49.6)	4,640　(14.8)	1,445　(4.6)	…　…	88　(0.3)	102　(0.3)
30	31,498　(100)	9,556　(30.3)	15,714　(49.9)	4,646　(14.7)	1,391　(4.4)	…　…	88　(0.3)	104　(0.3)
令和元	31,172　(100)	9,503　(30.5)	15,687　(50.3)	4,532　(14.5)	1,268　(4.1)	…　…	80　(0.3)	102　(0.3)
2	21,704　(100)	6,707　(30.9)	10,963　(50.5)	3,262　(15.3)	738　(3.4)	…　…	…　…	34　(0.2)
3	23,124　(100)	7,061　(30.5)	11,744　(50.8)	3,467　(15.0)	803　(3.5)			50　(0.2)

注）1. 国土交通省「自動車輸送統計調査」,「鉄道輸送統計調査」,「海事レポート」,「航空輸送統計調査」による。
2. 昭和61年度以前のJRは旧国鉄である。
3. JRは昭和62年度以降はJR各社間の重複等があり，前年度までと連続しない。
4. 昭和62年度より，自動車には軽自動車を加えたので，昭和61年度以前と連続しない。
5. 平成６年度の自動車の数値には，平成７年１月～３月の兵庫（営業用バス等を除く）を含まない。
6. 旅客船の輸送量については，定期と不定期をあわせたものである。
7. 国内航空は定期便のみの数値である。
8. 平成22年度より,「自動車輸送統計年報」の調査方法及び集計方法を変更したことに伴い，平成21年度以前の数値とは連続しない。自家用貨物自動車及び自家用旅客車が除外されたため，推計値を用いている。また，乗用車の数値には，東日本大震災の影響により北海道運輸局及び東北運輸局管内の平成23年３月，４月の数値を含まない。
9. 令和３年度の旅客船の輸送量は令和５年６ww月時点で公表されていない。

2. 輸送分担

品目別輸送量（令和３年度）

（単位：千トン）

	自動車	鉄道	内航海運	合計
農水林産品	334,818	－	3,655	338,473
穀物・野菜・果物	*99,654*	－	*2,530*	*102,184*
鉱産品	643,327	－	89,222	732,549
金属機械工業品	611,036	－	46,070	657,106
機械	*342,540*	－	*8,685*	*351,225*
化学工業品	756,030	－	132,150	888,180
石油製品	*168,185*	－	*76,243*	*244,428*
軽工業品	321,940	－	3,142	325,082
食料工業品	*208,454*	－	*1,252*	*209,706*
雑工業品	199,934	－	27,385	227,319
その他	995,596	－	22,771	1,018,367
合計	3,862,681	－	3,24,396	4,187,076

資料：国土交通省「自動車輸送統計調査」,「内航船舶輸送統計調査」による。

注）1. 金属には「鉄鋼」「非鉄金属」，石油製品には「揮発油」「その他の石油及び石油製品」，その他は「金属くず」「動植物性製造飼肥料」「廃棄物」「輸送用容器」「取合せ品」を含む。

2. 内航海運は，自家用を含む。

品目別分担率

（単位：%）

	自動車	鉄道	内航海運	合計
農水林産品	98.9	－	1.1	100
穀物・野菜・果物	*97.5*	－	*2.5*	*100*
鉱産品	87.8	－	12.2	100
金属・機械工業品	93.0	－	7.0	100
機械	*97.5*	－	*2.5*	*100*
化学工業品	85.1	－	14.9	100
石油製品	*68.8*	－	*31.2*	*100*
軽工業品	99.0	－	1.0	100
食料工業品	*99.4*	－	*0.6*	*100*
雑工業品	88.0	－	12.0	100
その他	97.8	－	2.2	100
合計	92.3	－	7.7	100

資料：国土交通省「自動車輸送統計調査」,「内航船舶輸送統計調査」による。

注）1. 金属には「鉄鋼」「非鉄金属」，石油製品には「揮発油」「その他の石油及び石油製品」，その他には「くずもの」「動植物性飼肥料」「廃棄物」「輸送用容器」「取り合せ品」を含む。

2. 内航海運は，自家用を含む。

輸送機関別１トン当たり平均輸送キロ

（単位：km）

年度	J　R	民　鉄	自動車	営業用			自家用			内航海運	国内航空
					普通車	小型車		普通車	小型車		
平成 11	568.8	13.8	52.4	85.5	87.2	32.4	20.6	21.6	22.0	439.0	－
12	551.6	14.3	54.2	87.1	88.3	33.3	20.3	21.2	21.6	450.0	－
13	561.4	14.6	56.1	89.6	90.6	34.1	19.9	20.7	21.3	470.0	－
14	572.3	14.7	58.4	92.7	93.5	34.9	19.8	20.5	21.2	473.8	－
15	600.9	14.3	61.5	96.5	97.0	35.0	19.9	20.6	21.3	489.7	993.8
16	605.2	13.7	64.5	99.6	100.2	35.7	20.3	21.1	21.5	497.1	993.8
17	613.1	13.5	67.5	101.7	101.9	36.2	21.0	21.8	22.0	496.5	995.6
18	632.0	13.3	69.8	104.2	104.6	36.8	21.5	22.5	22.1	498.9	995.6
19	643.5	13.0	71.9	105.9	106.2	37.5	22.3	23.2	22.7	495.4	1000.5
20	672.2	13.1	73.4	107.8	107.8	38.8	22.8	23.9	23.0	496.1	1004.5
21	661.4	12.7	75.4	109.2	108.8	39.8	23.5	24.6	23.3	503.7	1015.1
22	657.0	13.3	54.4	69.8	67.9	30.4	21.2	22.7	17.9	490.5	1028.4
23	502.1		51.5	64.5	62.6	28.7	21.3	22.8	17.9	484.5	1033.6
24	483.5		48.2	60.2	57.3	27.2	21.9	23.8	17.7	485.8	1041.1
25	477.8		49.4	62.1	60.4	28.0	21.6	23.2	19.1	488.6	1031.9
26	484.3		48.8	62.0	60.1	27.5	20.9	22.1	18.3	495.9	1031.0
27	498.0		47.8	60.6	59.1	26.8	20.6	21.9	18.3	493.5	1040.9
28	482.3		48.2	60.1	59.1	26.4	21.7	23.0	18.7	495.1	1051.7
29	479.6		48.1	60.5	59.7	26.0	21.0	22.2	18.7	502.4	1072.0
30	457.7		48.6	60.7	59.9	26.1	21.3	22.8	18.6	505.3	1069.9
令和元	468.6		49.4	61.3	60.6	26.6	21.5	22.6	18.7	496.9	1061.6
2	468.8		48.2	60.7	72.2	31.9	19.1	23.7	16.6	502.6	1077.9
3	463.7				74.4	16.0		23.3	14.4	498.4	1093.0

資料：国土交通省「自動車輸送統計調査」，「鉄道輸送統計調査」，「内航船舶輸送統計調査」，「航空輸送統計調査」による。

注）1. 自動車計，営業用計及び自家用計には営業用及び自家用の特殊車の数字を含む。

2. 内航海運は，自家用を含む。

3. JR は有賃のみである。

4. 国内航空（定期のみ）は，超過手荷物・郵便物の数字を含む。

5. 平成 22 年度より，「自動車輸送統計年報」の調査方法及び集計方法を変更した。そのため，平成 21 年度以前の数値とは連続しない。なお，自家用貨物軽自動車は調査から除外した。

高速道路の分担率

【道路種別分担率※】

		高速道路	幹線道路	生活道路	出典
日本	H22	16%	59%	25%	高速、幹線道路：H22 全国道路・街路交通情勢調査 生活道路：自動車輸送統計(H22)
	H27	18%	59%	22%	高速、幹線道路：H27 全国道路・街路交通情勢調査 生活道路：自動車輸送統計(H27)
	R3	19%	61%	20%	高速、幹線道路：R3 全国道路・街路交通情勢調査 生活道路：自動車輸送統計(R3)

注）1. 走行台キロの分担率。
2. 高速道路は、高規格幹線道路、都市高速道路、地域高規格道路
3. 幹線道路は、一般都道府県道以上の道路のうち高速道路を除いた道路

※走行台キロの分担率

【各国の高速道路分担率※】

	高速道路	高速道路の定義	出典
日本	16%(H22) 18%(H27) 19%(R 3)	高規格幹線道路、 都市高速道路、 地域高規格道路	H22 全国道路・街路交通情勢調査 H27 全国道路・街路交通情勢調査 R3 全国道路・街路交通情勢調査
アメリカ	34%	Interstate,Other freeways and expressways	Highway statistics2021
ドイツ	31%	Autobahn	Verkehr in Zahlen 2022/2023
フランス	32%	Autoroute,Route nationale interurbaine a caracteristiques autoroutieres	Mémento de statistiques des transports en 2021

※走行台キロの分担率

3. 自動車交通

高速自動車国道及び都市高速道路の交通量

（単位：台/日）

年度	高速自動車国道			都市高速道路	
	東名	名神	中央道	首都	阪神
昭和46	32,282	32,135	12,833	454,574	294,579
47	39,516	36,966	13,704	496,770	341,744
48	44,840	41,179	16,295	526,595	368,226
49	44,858	41,505	17,194	517,780	383,731
50	41,636	37,700	16,618	523,642	401,236
51	44,766	40,095	21,058	555,655	423,866
52	48,062	43,226	24,117	596,833	444,836
53	53,046	43,937	28,093	688,390	479,025
54	51,349	47,379	＊ 20,707	704,472	492,013
55	52,225	48,595	＊ 21,080	734,664	529,680
56	54,243	49,479	＊ 22,866	770,508	585,587
57	54,211	49,137	＊ 23,276	778,353	623,524
58	54,945	50,119	＊ 25,406	765,082	654,082
59	58,101	53,468	＊ 27,998	798,564	679,862
60	60,102	54,751	＊ 29,331	835,796	697,000
61	61,084	56,732	＊ 30,499	857,507	720,300
62	64,817	60,087	＊ 32,902	928,378	743,143
63	68,093	63,520	＊ 36,040	1,001,926	768,506
平成元	70,790	66,518	＊ 39,135	1,044,538	771,921
2	73,269	69,522	＊ 42,114	1,108,131	805,458
3	74,785	70,084	＊ 41,704	1,129,474	821,166
4	74,571	69,826	＊ 42,449	1,131,062	828,248
5	74,419	69,217	＊ 41,531	1,114,010	833,610
6	76,203	67,918	＊ 42,616	1,122,810	830,195
7	76,839	66,422	＊ 42,510	1,152,295	708,576
8	79,052	70,788	＊ 43,020	1,164,167	864,169
9	77,710	71,365	＊ 42,148	1,147,210	940,151
10	76,562	70,962	＊ 40,971	1,155,504	951,599
11	76,366	72,146	＊ 41,063	1,158,974	920,291
12	77,637	73,110	＊ 40,708	1,152,336	919,885
13	77,065	72,669	＊ 40,231	1,147,468	905,613
14	76,657	71,810	＊ 39,466	1,118,534	888,631
15	76,356	70,458	＊ 39,321	1,117,653	893,842
16	76,895	71,368	＊ 39,290	1,115,716	904,619
17	78,646	73,198	＊ 39,834	1,142,913	910,933
18	79,029	73,582	＊ 40,234	1,149,245	912,849
19	78,484	73,002	＊ 41,527	1,146,596	899,853
20	75,162	64,735	＊ 40,892	1,114,678	870,970
21	79,286	67,259	＊ 43,254	1,119,739	861,408
22	80,543	66,987	＊ 45,555	1,113,870	876,062
23	79,872	65,582	＊ 44,227	1,121,986[3)]	878,951[3)]
				933,857[3)]	698,492[3)]
24	63,828	65,335	＊ 42,460	949,430[3)]	723,970[3)]
25	64,084	66,943	＊ 41,909	950,495[3)]	740,954[3)]
26	62,361	62,499	＊ 39,166	943,833[3)]	734,239[3)]
27	62,328	62,631	＊ 38,968	968,181[3)]	744,927[3)]
28	57,673	62,852	＊ 39,775	983,436[3)]	753,290[3)]
29	58,524	63,663	＊ 40,210	1,000,459[3)]	756,973[3)]

年度	高速自動車国道			都市高速道路	
	東名	名神	中央道	首都	阪神
平成30	59,542	63,675	＊ 41,084	1,014,318[3)]	759,939[3)]
令和元	58,706	62,694	＊ 39,805	1,000,995[3)]	709,646[3)]
令和2	49,694	53,069	＊ 31,761	895,707[3)]	639,630[3)]
令和3	53,329	55,132	＊ 36,101	940,016[3)]	683,259[3)]

注）1. 都市高速道路は1日平均利用台数。
2. 中央道については，富士吉田線の全線平均交通量であるが，＊印については八王子～河口湖間の平均交通量である。
3. 首都高速，阪神高速は，平成23年4月～12月については，料金圏毎の1回のご利用で1台と集計（上段）。平成24年1月より，料金圏撤廃のため都市高速道路1回の利用で1台として集計（下段）。

一般道路の交通量

（単位：台/12h）

道路種別・路線名	昭55年度	昭58年度	昭60年度	昭63年度	平2年度	平6年度	平9年度	平11年度	平17年度	平22年度	平27年度	令3年度
一般国道（直轄）	10,065	10,462	10,573	11,566	12,097	12,768	13,275	13,404	13,237	12,197	11,749	11,049
一般国道（その他）	4,538	4,573	4,681	5,237	5,576	5,708	6,158	6,227	6,308	6,261	6,292	6,043
一般国道計	7,183	7,082	7,200	7,956	8,375	8,452	8,929	9,028	9,049	8,651	8,522	8,084
主要地方道	3,658	3,679	3,747	4,122	4,360	4,613	4,906	5,008	5,101	4,944	4,935	4,653
一般都道府県道	2,003	2,142	2,187	2,426	2,588	2,690	2,862	2,918	2,934	2,839	2,857	2,663
都道府県道計	2,568	2,757	2,809	3,100	3,290	3,586	3,793	3,869	3,919	3,793	3,798	3,554
合計	3,675	3,938	4,004	4,419	4,670	5,073	5,329	5,415	5,463	5,267	5,242	4,926
1号（東　京～大　阪）	20,011	20,741	21,104	21,914	22,013	22,673	23,272	23,161	22,840	22,912	22,598	23,502
2号（大　阪～北九州）	19,492	20,241	20,629	22,058	22,835	24,286	25,329	24,757	24,896	23,780	21,856	22,331
3号（北九州～鹿児島）	15,229	15,836	16,067	17,381	17,987	18,917	19,463	19,193	18,430	18,439	17,540	15,408
4号（東　京～青　森）	13,586	13,596	14,087	15,036	15,628	16,940	17,533	18,436	19,167	18,526	18,739	17,884
5号（函　館～札　幌）	8,215	8,329	8,598	9,119	10,016	10,618	11,614	11,409	11,005	9,440	9,099	8,607

注）1.「全国道路・街路交通情勢調査」（各年度）による昼間12時間（7～19時）の平均交通量。
2. 昭和55年度～平成17年度の交通量は，交通不能区間を除いた値である（ここでの交通不能区間は，幅員，曲線半径，勾配，路面，建築限界，設計荷重その他の道路の状況により，最大積載量4トン以上の貨物自動車が通行できない区間をいう）。
3. 平成22年度以降の交通量は，交通量推定不能区間を除いた値である（ここでの交通量推定不能区間は，交通量観測・交通量推定ともに行っていない区間をいう）。

地域別保有台数（令和３年度末）　　（単位：千世帯，千台，台/世帯）

ブロック名	保有台数		世帯数 (B)	自家用乗用車世帯保有率 (A/B)
	総台数	うち自家用乗用車(A)		
北海道	3,785	2,784	2,796	1.00
北東北	2,832	2,046	1,551	1.32
南東北	4,289	3,206	2,227	1.44
関東内陸	8,860	6,648	4,229	1.57
関東臨海	16,343	12,214	18,134	0.67
東海	11,441	8,886	6,625	1.34
北陸	3,652	2,818	1,828	1.54
近畿内陸	3,901	2,971	4,702	0.63
近畿臨海	7,614	5,634	5,435	1.04
山陰	1,022	754	532	1.42
山陽	4,538	3,438	2,851	1.21
四国	3,001	2,187	1,791	1.22
北九州	6,009	4,524	3,988	1.13
南九州	3,711	2,673	2,133	1.25
沖縄	1,177	875	677	1.29
合計	82,175 (649)	61,659 (487)	59,497 (126,654)	1.04

注）1.　合計欄の（ ）内は，人口当り保有率（台/千人）及び人口（千人）の値である。

2.　世帯数及び人口は総務省「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」による令和３年１月１日値。保有台数は，一般社団法人 自動車検査登録情報協会公表の「わが国の自動車保有動向」による令和２年度末値でである。

（単位：台/世帯，千台，千世帯）

	都道府県名	普及率 (A)/(B)	自家用乗用車保有台数 (A)	世帯数 (B)
上位五県	1位 福井	1.71	513	299
	2 富山	1.66	708	428
	3 山形	1.65	690	419
	4 群馬	1.60	1,380	862
	5 栃木	1.58	1,342	848
下位五県	1位 東京	0.42	3,097	7,341
	2 大阪	0.63	2,778	4,391
	3 神奈川	0.69	3,055	4,430
	4 京都	0.81	995	1,231
	5 兵庫	0.90	2,314	2,575
平均		1.04		

注）1.　世帯数は総務省「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」による令和３年１月１日値。

2.　保有台数は一般社団法人 自動車検査登録情報協会公表の「わが国の自動車保有動向」による令和３年度末値。

二輪車の保有台数

（単位：台）

年度	小型二輪車	軽二輪車	原付第二種	原付第一種	計
昭和 34	55,296	984,015	1,328,029	671,134	3,038,474
35	50,018	1,049,249	1,558,042	1,410,269	4,067,578
36	45,843	1,060,861	1,851,813	2,086,716	5,045,233
37	44,479	1,040,702	2,402,480	2,497,983	5,985,644
38	45,087	991,040	3,031,057	2,822,573	6,889,757
39	44,402	905,880	3,712,583	3,009,180	7,672,045
40	48,002	827,067	4,144,024	3,220,016	8,239,109
41	55,321	744,534	4,460,939	3,254,577	8,515,371
42	64,461	673,174	4,680,320	3,307,744	8,725,699
43	76,996	608,587	4,637,560	3,485,818	8,808,961
44	109,771	583,316	4,431,745	3,727,426	8,852,258
45	171,533	558,807	4,162,938	3,862,188	8,755,466
46	220,081	543,314	3,827,436	4,016,729	8,607,560
47	238,113	515,966	3,518,150	4,241,911	8,514,140
48	261,755	501,194	3,311,487	4,517,252	8,591,688
49	276,715	492,307	3,132,818	4,851,140	8,752,980
50	257,208	480,239	3,006,317	5,188,640	8,932,404
51	277,002	470,356	2,784,497	5,794,866	9,326,721
52	292,327	465,730	2,582,803	6,704,762	10,045,622
53	327,532	475,919	2,423,917	7,673,748	10,901,116
54	383,639	506,567	2,281,006	8,794,335	11,965,547
55	444,975	574,271	2,149,790	9,922,391	13,091,427
56	522,294	655,069	2,038,436	11,342,080	14,557,879
57	617,321	769,033	1,941,782	12,884,509	16,212,645
58	700,158	908,199	1,841,730	13,903,572	17,353,659
59	775,627	1,047,426	1,747,957	14,609,399	18,180,409
60	850,615	1,173,467	1,686,549	14,957,923	18,668,554
61	911,897	1,301,128	1,637,830	14,785,611	18,636,466
62	974,218	1,453,170	1,601,055	14,421,823	18,450,266
63	1,016,070	1,582,930	1,574,741	14,033,811	18,207,552
平成元	1,045,519	1,669,771	1,517,228	13,539,269	17,771,787
2	999,854	1,741,548	1,505,665	13,048,137	17,295,204
3	1,022,602	1,794,285	1,480,476	12,520,835	16,818,198
4	1,070,002	1,814,779	1,461,782	11,998,940	16,345,503
5	1,127,817	1,823,216	1,435,990	11,521,894	15,908,917
6	1,177,229	1,823,446	1,421,031	11,165,390	15,587,096
7	1,209,013	1,826,630	1,390,327	10,835,934	15,261,904
8	1,224,775	1,807,257	1,366,558	10,487,574	14,886,164
9	1,243,277	1,765,670	1,346,116	10,181,449	14,536,512
10	1,269,232	1,727,400	1,341,347	9,919,874	14,257,853
11	1,288,399	1,704,522	1,337,395	9,643,487	13,973,803
12	1,308,417	1,712,597	1,344,330	9,354,554	13,719,898
13	1,334,354	1,734,395	1,334,792	9,136,832	13,540,373
14	1,352,199	1,772,545	1,329,410	8,915,037	13,369,191
15	1,370,331	1,810,594	1,341,088	8,739,686	13,261,699
16	1,397,392	1,857,439	1,353,732	8,566,613	13,175,176
17	1,428,149	1,908,402	1,378,714	8,345,225	13,060,490
18	1,452,893	1,950,512	1,397,085	8,134,692	12,935,182
19	1,478,724	1,976,829	1,429,738	7,902,051	12,787,342
20	1,505,304	1,996,311	1,479,588	7,694,009	12,675,212

年度	小型二輪車	軽二輪車	原付第二種	原付第一種	計
平成 21	1,524,176	1,992,939	1,511,440	7,448,862	12,477,417
22	1,535,181	1,975,623	1,540,667	7,154,455	12,205,926
23	1,542,856	1,959,845	1,582,925	6,899,459	11,985,085
24	1,566,341	1,969,187	1,626,094	6,661,807	11,823,429
25	1,595,335	1,980,411	1,674,884	6,438,002	11,688,632
26	1,611,089	1,978,462	1,704,083	6,188,710	11,482,344
27	1,628,461	1,970,471	1,717,092	5,899,276	11,215,300
28	1,641,580	1,961,109	1,737,911	5,615,360	10,955,960
29	1,657,613	1,966,973	1,752,278	5,353,473	10,730,337
30	1,680,416	1,968,905	1,787,133	5,103,395	10,539,849
令和元	1,704,542	1,972,367	1,818,357	4,853,131	10,348,397
2	1,748,026	2,014,251	1,872,491	4,652,686	10,287,454

注）1. 日本自動車工業会「自動車統計月報」、原付第二種・原付第一種は平成16年度末まで国土交通省調べ、平成17年度末以降の総務省「市町村税課税状況等の調」による。

2. 各年度末時点の保有台数である。

3. 令和３年度二輪車の保有台数は令和５年６月時点で公表されていない。

地域別平均トリップ回数及び平均走行キロ（自動車）

ブロック名	年度	平均トリップ回数(回/台日)			平均走行距離(キロ/台日)		
		乗用	貨物	計	乗用	貨物	計
北海道	平成17	3.2	3.9	3.4	42.1	83.1	50.7
	22	3.2	4.3	3.4	34.4	76.3	41.8
	27	3.2	4.4	3.4	30.6	77.7	38.4
北東北	平成17	2.9	3.6	3.1	33.1	64.2	41.0
	22	3.0	3.8	3.2	32.7	68.2	40.4
	27	3.0	4.0	3.2	30.3	62.5	36.8
南東北	平成17	2.9	3.8	3.1	32.8	67.2	40.7
	22	3.0	4.0	3.2	29.7	72.5	38.1
	27	3.0	4.2	3.2	29.6	71.0	36.7
関東内陸	平成17	2.8	3.5	2.9	32.0	60.0	38.1
	22	2.9	3.9	3.1	30.1	64.8	36.3
	27	2.9	4.1	3.1	29.3	75.6	36.5
関東臨海	平成17	3.3	3.9	3.4	36.6	72.3	44.7
	22	3.4	4.6	3.7	33.4	77.9	41.9
	27	3.4	4.5	3.6	30.2	80.2	39.3
東海	平成17	2.9	3.9	3.1	30.4	66.5	38.1
	22	3.0	4.4	3.3	28.4	68.7	35.3
	27	3.0	4.4	3.3	27.8	73.2	35.0
北陸	平成17	3.0	4.1	3.2	30.8	64.0	37.5
	22	2.9	4.2	3.2	28.1	72.8	35.8
	27	3.0	4.4	3.3	28.2	71.7	35.1
近畿内陸	平成17	3.1	3.7	3.2	29.8	58.3	36.3
	22	3.0	4.2	3.2	31.3	64.8	37.9
	27	3.1	4.3	3.3	31.0	63.6	36.7
近畿臨海	平成17	3.0	4.0	3.3	32.1	70.7	41.8
	22	3.0	4.4	3.4	33.4	83.1	44.5
	27	3.2	4.6	3.5	32.6	76.0	41.2
山陰	平成17	3.0	3.6	3.2	32.0	50.7	37.2
	22	3.1	3.8	3.2	30.3	58.7	37.5
	27	3.1	3.9	3.3	30.6	58.5	36.6
山陽	平成17	3.0	3.7	3.2	33.6	68.9	42.3
	22	3.1	4.1	3.3	31.5	77.6	41.1
	27	3.1	4.3	3.3	30.9	75.5	38.9
四国	平成17	3.0	3.5	3.1	30.0	55.0	36.8
	22	3.0	4.0	3.3	30.0	59.2	36.7
	27	3.1	4.1	3.3	28.7	61.4	35.4
北九州	平成17	3.1	3.6	3.2	31.3	57.8	37.5
	22	3.1	4.0	3.3	31.9	62.9	39.0
	27	3.2	4.3	3.4	29.5	70.7	36.5
南九州	平成17	3.1	3.5	3.2	30.7	50.1	36.0
	22	3.1	3.9	3.3	31.2	56.1	37.4
	27	3.1	4.1	3.3	32.6	57.1	37.3
沖縄	平成17	3.4	3.6	3.4	27.5	34.1	29.0
	22	3.2	3.7	3.3	25.6	33.0	27.1
	27	3.4	3.9	3.5	27.2	43.3	30.3
全国計	平成17	3.0	3.8	3.2	32.9	64.7	40.2
	22	3.1	4.2	3.3	31.0	69.7	38.7
	27	3.1	4.3	3.3	29.8	71.9	37.2

注）　各年度全国道路・街路交通情勢調査による。運休車を除く。

トリップ長区分別トリップ数（平成27年度）

トリップ長区分	乗　用　車		貨　物　車		全　　車	
	(千トリップ/日)	分布(%)	(千トリップ/日)	分布(%)	(千トリップ/日)	分布(%)
0～　2km 未満	13,115	11.0	5,426	14.4	18,516	11.8
2～　5km 未満	39,731	33.2	9,383	24.9	49,174	31.3
5～　10km 未満	30,421	25.4	8,234	21.9	38,681	24.6
10～　20km 未満	21,916	18.3	7,070	18.8	28,982	18.4
20～　50km 未満	11,725	9.8	5,137	13.7	16,833	10.7
50～ 100km 未満	1,901	1.6	1,460	3.9	3,344	2.1
100km 以上	826	0.7	915	2.4	1,728	1.1
合　　計	119,705	100.0	37,626	100.0	157,331	100.0
平均トリップ長(km)	10.24		16.09		11.84	

4.　自動車の台数

生　産

（単位：千台）

年　度	乗用車			トラック				バス	合計
	普通・小型	軽	計	普　通	小　型	軽	計		
昭和 49	3,783	234	4,017	324	1,635	484	2,443	44	6,505
50	4,548	133	4,682	319	1,670	424	2,413	36	7,131
51	4,933	190	5,124	482	1,855	546	2,884	43	8,051
52	5,439	177	5,616	652	1,855	603	3,111	50	8,777
53	5,592	179	5,772	676	1,823	620	3,119	56	8,946
54	6,250	174	6,424	813	1,994	764	3,571	70	10,066
55	6,897	204	7,101	897	2,100	976	3,974	101	11,176
56	6,781	177	6,958	920	1,947	1,198	4,065	91	11,114
57	6,755	191	6,947	792	1,749	1,238	3,779	65	10,790
58	6,945	208	7,153	895	1,854	1,251	4,000	54	11,207
59	6,955	189	7,144	1,081	1,967	1,316	4,364	81	11,589
60	7,609	152	7,761	1,341	1,817	1,430	4,588	68	12,417
61	7,686	136	7,822	1,372	1,514	1,517	4,404	43	12,269
62	7,842	126	7,968	1,237	1,541	1,552	4,330	52	12,350
63	8,151	178	8,329	1,261	1,557	1,618	4,436	55	12,819
平成元	8,780	528	9,308	1,262	1,269	1,074	3,606	40	12,954
2	9,085	904	9,989	1,263	1,256	1,044	3,562	41	13,592
3	8,880	837	9,717	1,237	1,224	921	3,382	46	13,146
4	8,517	784	9,301	1,029	1,122	831	2,981	53	12,335
5	7,415	786	8,201	900	913	789	2,603	47	10,851
6	7,016	817	7,833	992	917	826	2,735	49	10,617
7	6,614	949	7,563	783	905	784	2,472	50	10,086
8	7,129	963	8,092	843	888	736	2,467	54	10,613
9	7,483	898	8,381	934	714	685	2,333	62	10,776
10	7,005	1,060	8,064	783	479	581	1,842	53	9,960
11	6,880	1,270	8,150	629	473	628	1,730	50	9,930
12	7,014	1,283	8,297	620	491	581	1,693	55	10,044
13	6,867	1,296	8,162	611	416	559	1,586	60	9,807
14	7,379	1,284	8,663	698	387	507	1,592	69	10,323
15	7,197	1,337	8,535	781	464	517	1,762	60	10,356
16	7,449	1,369	8,818	772	440	524	1,736	63	10,617
17	7,737	1,417	9,154	694	434	533	1,661	79	10,894
18	8,224	1,564	9,787	708	409	505	1,621	93	11,501
19	8,722	1,382	10,104	741	359	459	1,559	126	11,790
20	7,142	1,412	8,554	615	288	426	1,330	121	9,994
21	6,445	1,264	7,709	422	226	414	1,063	94	8,865
22	6,542	1,199	7,741	501	229	417	1,147	106	8,994
23	6,627	1,284	7,911	563	254	429	1,245	111	9,267
24	6,577	1,612	8,189	573	279	385	1,237	125	9,551
25	6,636	1,808	8,443	584	312	438	1,334	135	9,912
26	6,276	1,812	8,088	612	331	421	1,364	139	9,591
27	6,343	1,431	7,773	567	326	386	1,279	135	9,188
28	6,731	1,305	8,037	497	315	381	1,193	128	9,357
29	6,887	1,453	8,339	517	293	415	1,225	119	9,683
30	6,878	1,491	8,369	519	307	439	1,266	115	9,750
令和元	6,716	1,456	8,171	494	282	421	1,197	122	9,489
2	5,602	1,358	6,960	405	254	377	1,037	70	8,068
3	5,126	1,214	6,340	513	240	377	1,130	75	7,545
4	5,471	1,344	6,815	515	243	437	1,196	90	8,101

注）　1.（社）日本自動車工業会「世界自動車統計年報」,「自動車統計月報」による四輪車の値。

2. トラックの生産台数において，昭和51年１月より普通車・小型四輪車別区分の基準変更のため，それ以前の数字と連続しない。
3. 昭和53年度より「KDセット」を除く。
4. 令和２年度９月に日本自動車工業会「自動車統計月報」の更新が中止になったことに伴い、令和２年度より日本自動車工業会による公開資料（国土交通省、総務省調べ）より算出。令和元年度以前の数値とは連続しない。

販　売（国内）

（単位：千台）

年度	乗用車			トラック				バス	合計
	普通・小型	軽	計	普通	小型	軽	計		
昭和 49	2,241	238	2,479	133	940	455	1,528	21	4,028
50	2,493	144	2,637	119	1,006	422	1,547	21	4,204
51	2,324	187	2,511	131	1,058	483	1,673	23	4,207
52	2,367	166	2,533	136	1,029	509	1,674	23	4,230
53	2,781	176	2,957	170	1,139	580	1,889	25	4,871
54	2,874	168	3,042	182	1,221	720	2,123	24	5,189
55	2,645	174	2,819	143	1,123	887	2,153	23	4,996
56	2,762	162	2,924	123	1,004	1,094	2,221	23	5,167
57	2,891	190	3,081	111	931	1,190	2,232	21	5,334
58	2,983	200	3,183	114	917	1,220	2,251	20	5,455
59	2,919	189	3,108	120	934	1,301	2,355	21	5,484
60	2,938	153	3,092	115	947	1,398	2,460	22	5,574
61	3,023	133	3,156	113	963	1,499	2,575	22	5,753
62	3,275	128	3,403	143	1,088	1,557	2,788	22	6,213
63	3,503	161	3,665	185	1,264	1,610	3,060	25	6,749
平成元	4,287	503	4,790	183	1,352	1,103	2,638	23	7,451
2	4,218	875	5,093	192	1,465	1,028	2,685	25	7,803
3	3,965	835	4,801	179	1,510	914	2,604	24	7,429
4	3,657	770	4,427	137	1,456	840	2,433	21	6,881
5	3,371	783	4,154	120	1,299	798	2,217	19	6,389
6	3,485	819	4,304	166	1,387	822	2,375	18	6,697
7	3,533	933	4,465	171	1,449	792	2,413	18	6,896
8	3,877	975	4,851	175	1,492	752	2,419	17	7,288
9	3,320	870	4,190	129	1,283	658	2,070	15	6,275
10	3,096	1,048	4,143	90	1,014	605	1,709	14	5,867
11	2,910	1,275	4,185	82	974	626	1,681	16	5,882
12	2,986	1,271	4,257	84	1,033	583	1,701	15	5,973
13	3,013	1,282	4,295	81	870	557	1,508	16	5,819
14	－	1,309	－	－	－	511	－	－	5,864
15	3,401	1,340	4,741	219	387	518	1,124	22	5,887
16	3,394	1,356	4,749	180	349	525	1,054	17	5,821
17	3,338	1,417	4,755	200	357	531	1,088	18	5,862
18	3,028	1,529	4,557	202	341	501	1,044	17	5,619
19	2,965	1,426	4,390	166	280	467	914	15	5,320
20	2,520	1,388	3,909	128	229	420	777	15	4,701
21	2,899	1,277	4,175	90	180	422	692	13	4,880
22	2,673	1,208	3,880	103	185	421	709	11	4,601
23	2,733	1,277	4,010	119	202	412	732	11	4,753
24	2,868	1,571	4,439	135	224	401	760	11	5,210
25	3,016	1,821	4,837	154	249	441	844	12	5,692
26	2,693	1,761	4,454	168	251	412	831	12	5,297
27	2,687	1,428	4,115	167	255	385	808	14	4,938
28	2,906	1,337	4,243	178	258	382	819	15	5,078
29	2,896	1,454	4,350	173	255	405	832	15	5,197

30	2,878	1,486	4,364	182	263	437	882	14	5,260
令和元	2,734	1,439	4,173	178	258	416	852	13	5,039
2	2,479	1,331	3,810	161	232	387	779	9	4,599
3	2,287	1,181	3,468	146	222	374	742	6	4,216
4	2,341	1,272	3,614	127	219	420	766	6	4,386

注） 1. (社)日本自動車工業会「世界自動車統計年報」,「自動車統計月報」による四輪車以上の新車登録台数，軽自動車販売台数。

2. 平成15年１月より分類基準をシャシーベースからナンバーベースに変更したため，以前の値と連続しない。

3. 平成14年度は分類基準が混在するため集計不可能。(但し，総合計，軽自動車は混在の影響を受けないため掲載)

4. 特種用途車の大型消防車，ミキサー車等はトラックに，乗用タイプのパトロールカー等は乗用車で集計。トラックタイプの全輪駆動車および１ボックスのワゴンタイプは小型トラックで集計。乗用車は排気量を基準に分類しているため，幅1.7m を超える2,000cc 以下の幅広車については小型乗用車で集計。トレーラー，特殊車（フォークリフト，ブルトーザー，農耕車，その他の建設用車両）等は含まない。

5. 平成15年12月以前の軽自動車には,「その他」に純粋な自動車以外のもの（農耕車，トレーラー等）も含まれ，これらを分離できなかったため「その他」は全数除外して集計。平成16年１月以降は分離可能となり純粋な自動車のみとなったため,「その他」を含み集計。

6. 令和２年度９月に日本自動車工業会「自動車統計月報」の更新が中止になったことに伴い、令和２年度より日本自動車工業会による公開資料（国土交通省、総務省調べ）より算出。令和元年度以前の数値とは連続しない。

5.　パーソントリップ調査

複雑な都市の交通実態を把握し将来の交通需要を的確に推計して総合的な都市交通計画を策定するためには，交通機関別の調査では不十分であり，交通の主体である「人の動き」に着目した調査（パーソントリップ調査）が必要となる。

わが国においては，昭和42年に広島都市圏で実施して以来，令和3年度末までに，65都市圏において延べ143回実施された。各都市圏での実施状況は以下のとおりである。

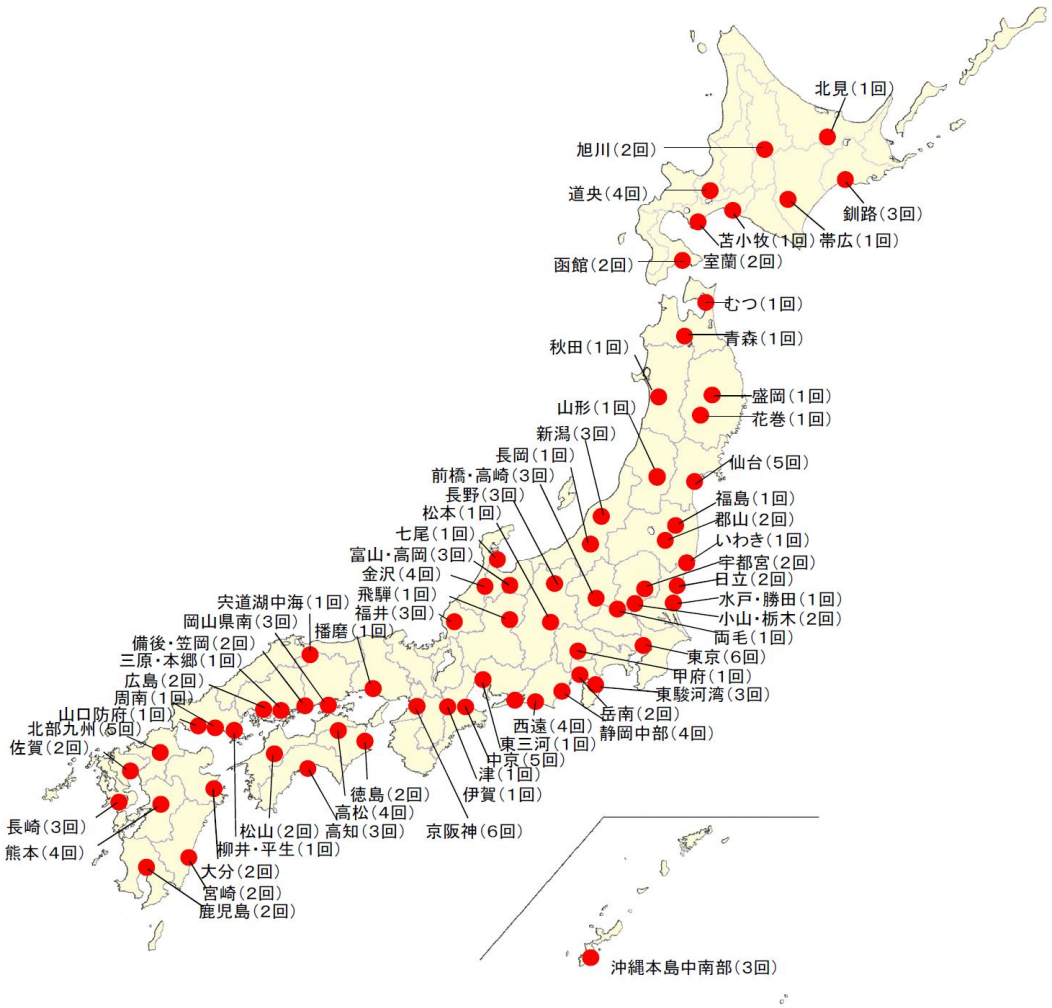

目的別１人当たり発生トリップ数　　（単位：トリップ数/人・日）

都市圏＼目的	出勤・登校	帰宅	業務	その他	計
東京都市圏（平日）	0.50	0.84	0.09	0.56	2.00
京阪神都市圏（〃）	0.48	0.94	0.22	0.64	2.29
中京都市圏（〃）	0.54	1.00	0.20	0.66	2.41
京阪神都市圏（休日）	0.09	0.69	0.07	0.84	1.69

注）東京は６回目，京阪神（平日）・（休日），中京は５回目のデータである。

目的別利用交通機関（代表交通手段による構成比）

（単位：%）

都市圏	目的＼交通手段	鉄　道	バ　ス	自動車	二輪車	徒　歩・その他	計
東京都市圏（平日）	通勤	55.0	2.4	23.1	12.8	6.7	100
	通学	32.2	1.5	6.3	10.5	49.5	100
	帰宅	33.8	2.9	25.7	14.9	22.8	100
	自宅→業務先	41.4	2.1	39.0	10.1	7.3	100
	通勤先↔業務先	31.1	1.1	56.2	4.7	7.0	100
	自宅→私事	13.3	4.0	34.4	19.0	29.2	100
	その他私事	24.0	2.8	30.6	11.2	31.4	100
	全目的	33.2	2.8	27.0	14.0	22.9	100
京阪神都市圏（平日）	出勤	34.3	1.9	36.2	21.0	6.5	100
	登校	24.2	3.5	4.6	16.4	51.3	100
	帰宅	19.0	2.5	33.5	22.3	22.7	100
	業務	13.7	1.8	55.7	16.9	12.0	100
	自由	10.3	3.2	35.0	23.7	27.8	100
	全目的	18.3	2.6	35.7	21.2	22.2	100
中京都市圏（平日）	出勤	18.7	1.4	64.4	10.8	4.6	100
	登校	18.4	1.0	9.1	16.4	55.1	100
	帰宅	11.6	1.3	59.6	12.0	15.4	100
	業務	4.1	0.3	88.1	3.6	3.9	100
	自由	4.4	1.1	72.4	10.3	11.8	100
	全目的	10.7	1.2	62.7	11.0	14.4	100
京阪神都市圏（休日）	出勤	24.4	1.7	42.9	23.4	7.6	100
	登校	25.9	1.7	11.5	33.1	27.8	100
	帰宅	11.3	1.9	51.4	18.2	17.2	100
	業務	12.0	2.1	52.7	19.8	13.4	100
	自由	9.8	2.2	55.2	14.6	18.2	100
	全目的	11.3	2.0	52.6	16.8	17.3	100

注）1. 東京は６回目，京阪神（平日）・(休日)，中京は５回目のデータである。
2. 各交通機関の構成比は小数第２位以下を四捨五入しているため，合計の値は必ずしも100にならない。

6. 道路交通情報（(公財)日本道路交通情報センター)（令和５年３月現在）

全国の高速道路，一般有料道路，一般国道及び都道府県道等における道路工事，交通規制，渋滞等の道路交通情報の収集・提供は，(公財)日本道路交通情報センターが総合的，体系的に整理して，テレビ，ラジオ，電話，インターネットなどにより，道路利用者に提供を行っている。

また，各種情報提供事業者向けにオンラインによる道路交通情報の提供サービスも行っている。

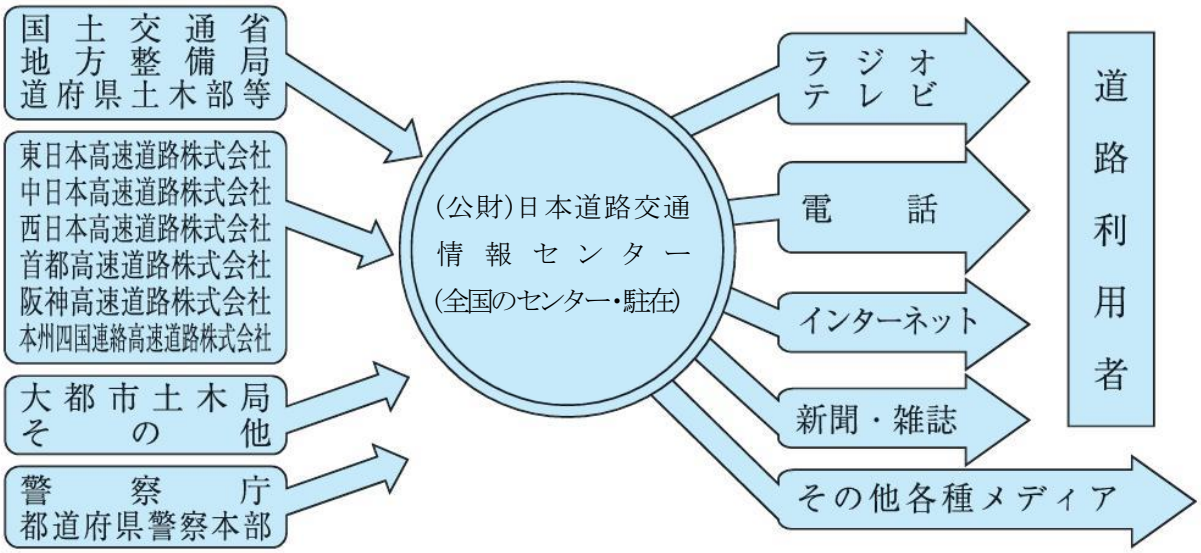

電話による情報提供

全国共通ダイヤルの050-3369-6666、全国高速ダイヤルの050-3369-6700、携帯短縮ダイヤルの#8011で全国どこでも発信地の地域内に所在する情報センターにつながる。主に当該地域の道路交通情報が案内される。（通話料は自己負担）

当該地域以外の道路交通情報は以下の電話番号でも問い合わせに応じている。

北海道地方・札幌方面情報	**050-3369-6601**
北海道地方高速情報	050-3369-6760
函館方面情報	050-3369-6651
旭川方面情報	050-3369-6652
釧路方面情報	050-3369-6653
北見方面情報	050-3369-6654
東北地方・宮城情報	**050-3369-6604**
東北地方高速情報	050-3369-6761
青森情報	050-3369-6602
岩手情報	050-3369-6603
秋田情報	050-3369-6605
山形情報	050-3369-6606
福島情報	050-3369-6607
全国・関東甲信越情報	**050-3369-6600**
東北・常磐・関越・東関道・京葉道路・アクアライン情報	050-3369-6762
東名高速情報	050-3369-6763
中央・長野道情報	050-3369-6764
新潟地方高速情報	050-3369-6765
首都高速情報	050-3369-6655
茨城情報	050-3369-6608
栃木情報	050-3369-6609
群馬情報	050-3369-6610
埼玉情報	050-3369-6611
千葉情報	050-3369-6612
都内情報	050-3369-6613
神奈川情報	050-3369-6614
新潟情報	050-3369-6615
山梨情報	050-3369-6619
長野情報	050-3369-6620
東海北陸地方・愛知情報	**050-3369-6623**
東海地方高速情報	050-3369-6766
北陸道・東海北陸道情報	050-3369-6767
名古屋高速情報	050-3369-6677
富山情報	050-3369-6616
石川情報	050-3369-6617
福井情報	050-3369-6618
岐阜情報	050-3369-6621
静岡情報	050-3369-6622
三重情報	050-3369-6624
近畿地方・大阪情報	**050-3369-6627**
近畿地方高速情報	050-3369-6768

阪神高速情報	06-6538-0777
滋賀情報	050-3369-6625
京都情報	050-3369-6626
兵庫情報	050-3369-6628
奈良情報	050-3369-6629
和歌山情報	050-3369-6630
中国地方・広島情報	**050-3369-6634**
中国地方高速情報	050-3369-6769
鳥取情報	050-3369-6631
島根情報	050-3369-6632
岡山情報	050-3369-6633
山口情報	050-3369-6635
四国地方・香川情報	**050-3369-6637**
四国地方高速情報	050-3369-6770
神戸淡路鳴門道・瀬戸中央道・西瀬戸道情報	050-3369-6772
徳島情報	050-3369-6636
愛媛情報	050-3369-6638
高知情報	050-3369-6639
九州地方・福岡情報	**050-3369-6640**
九州地方高速情報	050-3369-6771
福岡都市高速情報	050-3369-6680
北九州都市高速情報	050-3369-6688
佐賀情報	050-3369-6641
長崎情報	050-3369-6642
熊本情報	050-3369-6643
大分情報	050-3369-6644
宮崎情報	050-3369-6645
鹿児島情報	050-3369-6646
沖縄情報	**050-3369-6647**

道路交通情報 Now!!（インターネットによるリアルタイムな道路交通情報提供サービス）
http://www.jartic.or.jp

○　諸外国の道路事情

1. 主要国の高速道路整備状況（2021年(令和３年)）

国	延長 (km)	延長/面積 (km/万km²)	延長/人口 (km/万人)	延長/(√面積・人) (km/√万km²・万人)	延長/保有台数 (km/万台)	面積 (万km²)	人口 (万人)	保有台数 (万台)
日　本	9,100	241	0.73	13.2	1.16	38	12,550	7,867
アメリカ	108,743	111	3.23	18.9	3.99	983	33,700	26,247
ドイツ	13,155	368	1.58	24.1	2.52	36	8,341	5,228
フランス	11,664	212	1.81	19.6	2.62	55	6,453	4,454
イギリス	3,736	153	0.56	9.2	0.99	24	6,728	3,772
中　国	169,071	176	1.19	14.5	5.75	960	142,589	29,419
韓　国	4,866	485	0.94	21.3	1.95	10	5,183	2,491

出典：

高速道路延長　：

日　本　：「道路統計年報2022」による高速自動車国道の値。(2021年値)

アメリカ　：「Highway Statistics 2021」によるInterstate、Other Freeways and Expressways の値。(2021年値)

ドイツ　：「Verkehr in Zahlen 2022/23」によるBundesautobahnenの値。

フランス　：「Bilan annuel des transports en 2021」によるAutoroutesの値。

イギリス　：「Road Length Statistics」によるMotorwayの値。

中　国　：「中国統計年鑑2022」による高速公路の値。

韓　国　：「国土交通統計年報2022」による高速道路の値。

面　積　：総務省「世界の統計」による値。

人　口　：総務省「世界の統計」による値。

保有台数　：

日　本　：「自動車保有車両数」による値。

アメリカ　：「Highway Statistics 2021」による値。

ドイツ　：「Verkehr in Zahlen 2022/23」による値。

フランス　：「Bilan annuel des transports en 2021」による値。

イギリス　：「Vehicle Licensing Statistics」による値。

中　国　：「中国統計年鑑2022」による値。

韓　国　：「国土交通統計年報2022」による値。

2.　主要国の高速道路

アメリカ (2021)	108,743km 1956年の連邦補助道路法により州際道路として本格的な高速道路整備が開始され、同年、道路歳入法によって連邦道路信託基金が道路特別会計として創設されている。現在の連邦道路信託基金はガソリン税18.4セント/ガロンである（うち道路会計は15.44セント/ガロン）。米国の高速道路の大部分は無料であるが、近年、連邦道路庁（FHWA）は各州の様々な道路課金プロジェクトの試行に対する連邦補助金を拡大している。このうち、一部のレーンを有料化（乗員多車両は無料）するHOTレーン等はいくつかの区間で本格実施が始まっている。
ドイツ (2021)	13,155km 1932年に最初の高速道路が開通し、翌33年より全国各地で高速道路の建設が始められた。2016年8月に、『連邦交通路計画2030』が策定され、2030年までに連邦が支出するプロジェクトが取りまとめられた。プロジェクトの選択基準として、既存インフラの維持管理が新設や拡充よりも優先されている。アウトバーンは全て無料であったが、1995年１月より大型貨物車（12ｔ以上）を対象に証紙方式による課金制度が導入され、さらに2005年１月より大型貨物車に対しGPSを活用した対距離制課金制度が導入された。収入は連邦長距離道路（アウトバーンと連邦道路）の改善に充てられている。2015年より課金対象車両が7.5t以上とされ、また2018年7月に課金対象道路が全連邦長距離道路に拡大された。2021年1月1日からは、これまで各州が担っていたアウトバーンの計画・建設・維持管理を、連邦政府の所有であるアウトバーン有限会社が行う体制となった。
フランス (2021)	11,664km 1955年に高速道路法が制定され、国以外の機関が高速道路の建設と管理を行えるようになった。都市間高速道路には有料制が導入されており、1983年に高速道路制度が改正されて以来、利用料金の段階的な統一化が行われている。現在、高速道路の８割弱は有料道路である。なお、道路整備特定財源は1980年に廃止されたが、その後策定された、陸上交通内陸水路整備基金も2001年に廃止、2003年に国土整備開発省庁間委員会において道路、鉄道、港湾・河川等大型事業の将来ネットワーク構想が策定され、それを実現するために2004年、フランス交通財源資金調達庁（AFITF）が設立された。2005年には、高速道路会社の完全民営化が決定され、競争入札を経て、2006年には、大手高速道路会社の政府保有の株式はすべて民間に売却された。2013年以降、高速道路会社の高い収益性が問題となっていたが、2015年に高速道路会社と国の間で、高速道路会社の収益をコントロールするための契約条項の強化、高速道路会社によるAFITFへの特別金支払いや道路整備への追加投資が決められた。
イギリス (2021)	3,736km 1949年の「特別道路法」により自動車専用道路が法的に定義され、1958年に初の高速道路が開通した。1960年代に入り、高速道路の整備が進められ、1970年代初頭には供用延長が1,600km（1,000マイル）を超えたが、その後、石油危機や環境問題の悪化などにより高速道路の整備は停滞した。イギリスの高速道路は無料であり、一般財源により整備されてきたが、1990年代には一部の道路でPFI方式による整備が行われるようになった。また、1991年に有料道路制による道路整備を可能とする「1991年新道路及び街路事業法」が制定され、2003年12月、イギリスで唯一の有料高速道路であるM6有料道路（約43km）が開通した。しかし、2018年11月に政府は今後PFIによるインフラ整備は行わないことを決定した。
中国 (2021)	169,071km 1988年に最初の高速道路が開通し、1991年には3.5万kmの国家高速道路を整備する「国土主幹線道路網計画」が策定された。この計画は既に前倒しで2007年末に達成された。現在は、2025年を目途として19万kmの高速道路を整備する「第14次5カ年計画」に基づき高速道路整備が進められている。また、2022年に「国家道路網計画」が改定され、2035年までに国家高速道路を16.2万km整備するとの目標が示された。中国の高速道路網は原則的に全て有料であり、料金収入は建設費用の償還に充てられる。当初は公的機関による建設がほとんどであったが、事業の迅速かつ効率的な実施のため、1990年代後半より民間による建設も行われるようになっている。なお、2001年から道路特定財源として車両購入税が徴収されている。
韓国 (2021)	4,866km 1970年代から本格的に高速道路の整備が推進された。高速国道は韓国道路公社の他に一部は民間事業者が建設・管理している。都市間高速道路は、有料道路として整備されている。全国幹線道路網計画では、国土全体における南北7軸、東西9軸（合計約7,331km）の幹線道路網の整備が示されている。2021年に策定された『第二次国家道路総合計画（2021-2030）』では、国土全体における南北10軸、東西10軸、6大都市の環状道路（合計約7,783km）の幹線道路網を整備することが示されている。
日本 (2021.4.1)	9,100km 1957年に制定された国土開発幹線自動車道建設法、高速自動車国道法等に基づいて建設されている。1987年には高規格幹線道路網計画が決定された。その建設財源は国幹道の場合主として財政投融資資金、一般国道の自動車専用道路の場合主として揮発油税等の道路特定財源及び財政投融資資金によっていた。2001年の特殊法人

	等整理合理化計画により、道路関係四公団の民営化の方針が示され、また2002年度より高速道路整備への国費の投入が廃止された。2004年には、道路関係四公団民営化関係法が成立し、2005年10月に道路関係４公団が民営化された。

注：延長の出典および対象道路は、前頁「主要国の高速道路整備状況（2021年）」に同じ。

3.　主要国の高速道路延長の推移

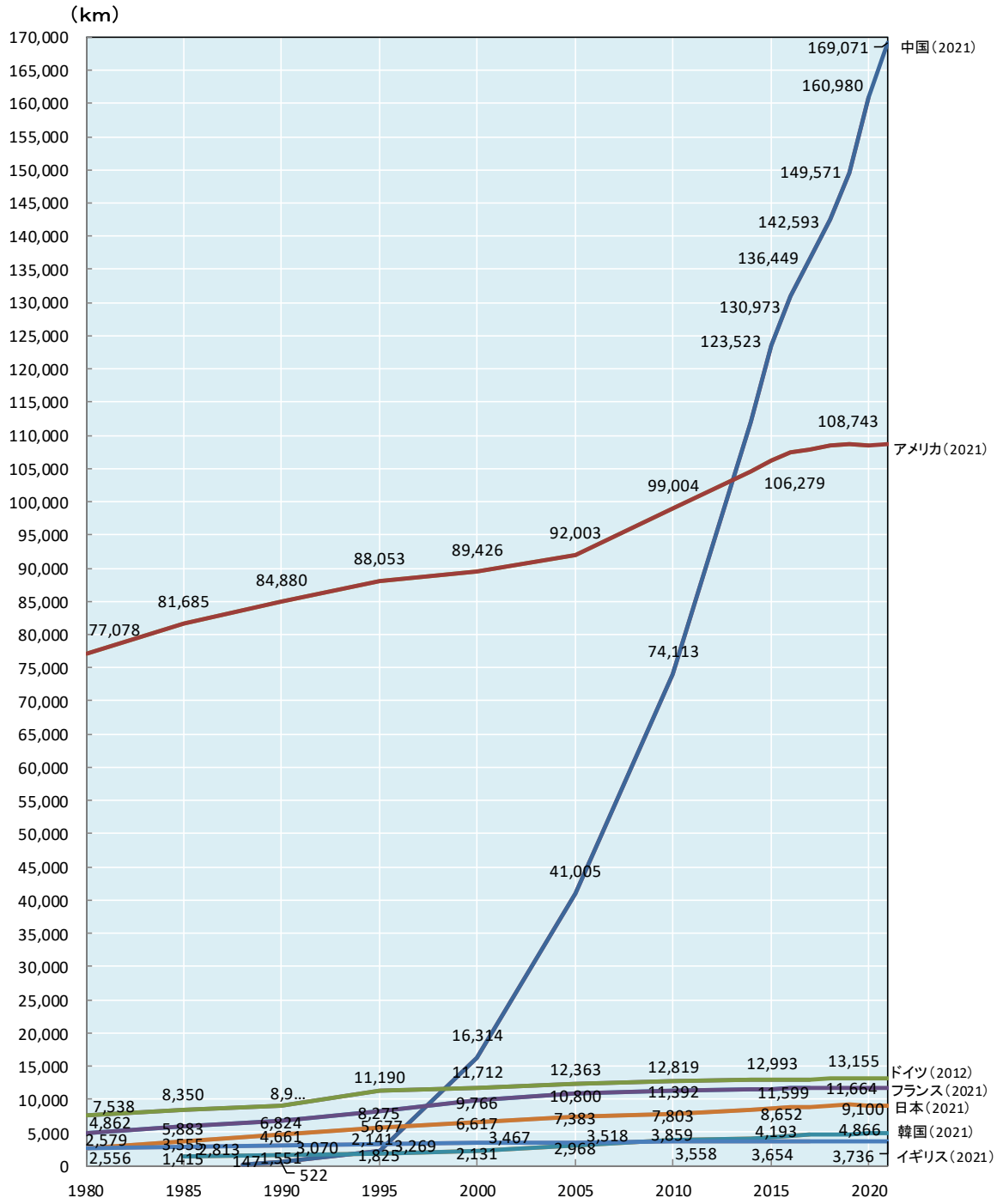

注）1994年以降のドイツは統一ドイツである。

出典：

日　　本　：「道路統計年報」による高速自動車国道の値。

アメリカ　：「Highway Statistics」によるInterstate、Other Freeways and Expresswaysの値。

ド イ ツ　：「Verkehr in Zahlen」によるBundesautobahnenの値。

フランス　：「Bilan annuel des transports」によるAutoroutesの値。

イギリス　：「Road Length Statistics」によるMotorwayの値。

中　　国　：「中国統計年鑑」による高速公路の値。

韓　　国　：「国土交通統計年報」による高速道路の値。

4.　主要国の予算・財源（道路特定財源制度）

日　　本	○2009年度より一般財源化	
アメリカ	○特定財源（連邦道路信託基金）あり。同基金の2021年収入は，43,443,673千ドル。内訳は， ・ガソリン燃料税25,582,905千ドル ・ディーゼル・代替燃料税12,094,163千ドル ・タイヤ税590,751千ドル ・トラック・バス・トレーラー関係諸税4,089,027千ドル ・大型車利用税1,086,827千ドル ・その他：115,387千ドル ・大半の州は国税とは別に燃料税，自動車税等を課税	数値の出典：FHWA, Highway Statistics 2021
イギリス	○特定財源なし ○参考 ・燃料税248.3億ポンド（2021），自動車税70.6億ポンド（2021）は一般財源	数値の出典：Department for Transport, Transport Statistics Great Britain 2022
フランス	○道路インフラ整備は，フランス交通財源資金調達庁（AFITF）からの出資金を充当 ・AFITFの財源：高速道路会社からの国有地使用料3億6700万ユーロ，国土整備税5億6100万ユーロ，罰金2億5000万ユーロ，エネルギー税収の一部19億0840万ユーロ，航空業界からの貢献金1億6,300万ユーロ、一般財源（復興計画）から4億9,800万ユーロなど，合計約37億5,310万ユーロ（2023年補正予算） ○維持管理費，交通安全プログラムに関しては，一般財源から拠出	数値の出典：AFITF, Budget rectificatif – 2023
ドイツ	○交通特定財源あり ・エネルギー税のうち鉱油からの税収部分の一部が交通目的財源 ・連邦長距離道路における大型貨物車対距離課金の大部分は連邦長距離道路の計画・建設・維持管理・運営に充てられる。課金収入73.6億ユーロ，うち連邦長距離道路への支出61.7億ユーロ（2022年）。	数値の出典：Bundesministerium der Finanzen, Haushaltsrechnung des Bundes 2022
中　　国	○車両購入税（国税） 企業と個人が自動車，バイクなどの車両を購入する際に納付する税金。税率は10%である。税収は2,398億元（2022年） 交通専用資金が含まれ，主に国家計画内の幹線道路プロジェクト建設とその他の交通機関の関連支出に用いられる。 ○ガソリン消費税（ガソリン税）（国税） 自動車所有者が燃料を購入する際に徴収される税金であり，国税に属する。中央政府が徴収した後，再び財政予算として地方に配分し，道路の整備と維持管理に使われる。無鉛ガソリンの単位税額は1リットルにつき1.52元である。	数値の出典：中華人民共和国財政部「2022年財政収支情況」
韓　　国	○参考（2023年度の道路予算の財源 7兆9,061億ウォン）独自収入 1,241億ウォン，一般会計からの収入 2兆2,181億ウォン、預託現金回収5兆4,858億ウォン　等	数値の出典：国土交通部2023年度予算書

○ 「道の日」（８月10日）

国土交通省では，昭和61年度から８月10日を「道の日」とし，道路の意義・重要性について，国民の皆様に関心を持っていただくことを目的として，国民的運動を展開している。

1. 趣　　旨

道路は，国民経済を支え，国民生活を維持するために欠くことのできない基本的施設であるが，あまりに身近な存在であるために，その重要性が見過ごされがちである。一方，明日を目指した道路づくり，円滑な道路整備・道路管理を推進するためには，国民の理解と協力が必要である。

このため，「道の日」を設け，改めて道路の意義・重要性について国民の皆様に関心を持っていただくことを目的としている。

2. ８月10日とする理由

①広く一般国民に定着している「道路ふれあい月間」※（８月１日～31日）の期間中であること，②大正９年８月10日に我が国で最初の道路整備についての長期計画である第１次道路改良計画がスタートしたことなどによる。

※平成13年度より「道路をまもる月間」から名称変更。

3. 運　　動

国土交通省を中心として，地方公共団体，関係団体等は，関係省庁の協力を得つつ，相互に連携して，「道の日」の運動に参加し，毎年全国各地で様々な行事を積極的に展開している。